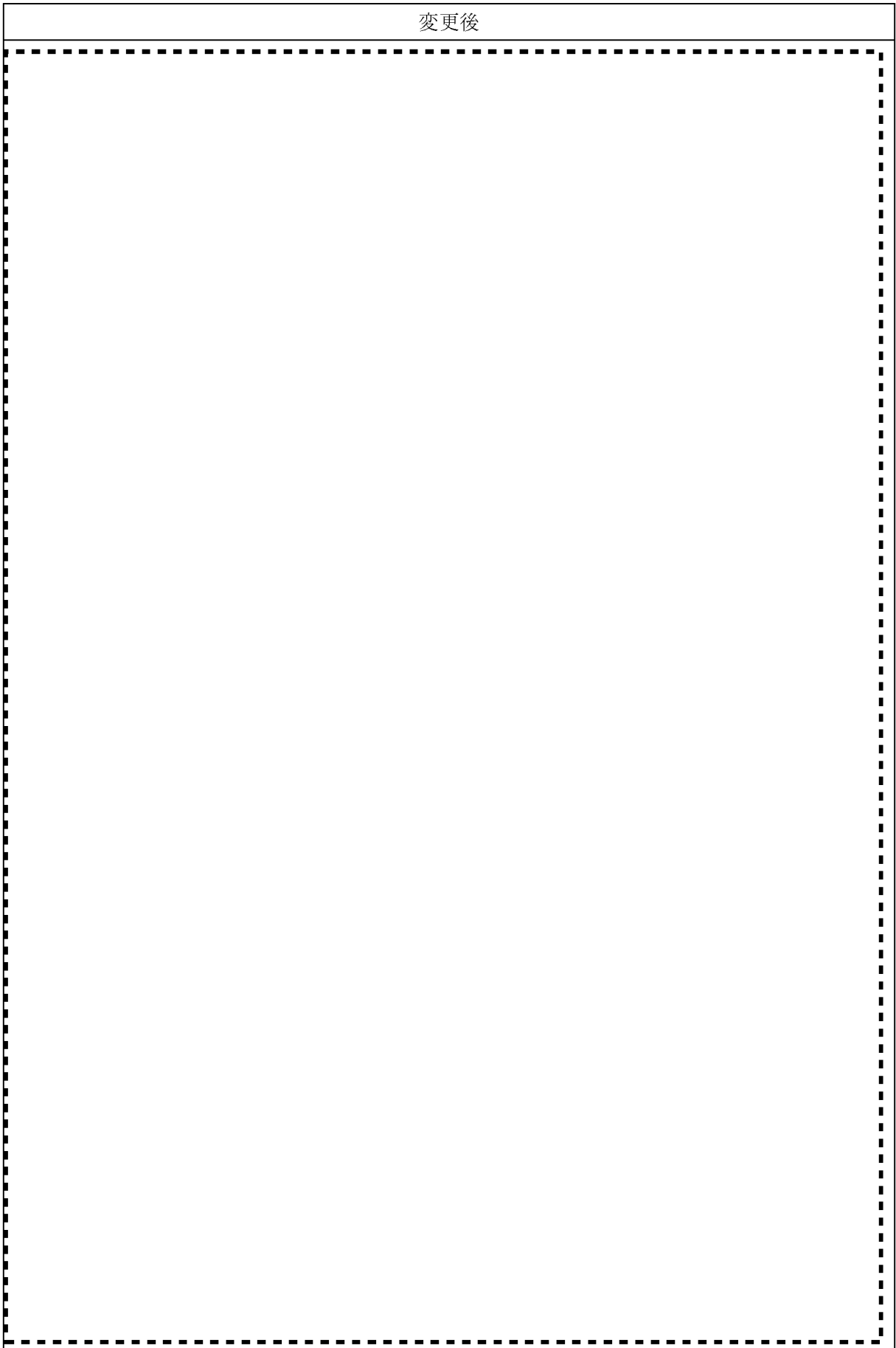


変更後



図添1表参1-6-2 火災等による損傷の防止  
<火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）（第1加工棟）>

変更前

図添 1 表参 1 - 7 - 1 火災等による損傷の防止<消火設備 消火器 (第 1 廃棄物貯蔵棟) >

変更後

図添1表参1-7-2 火災等による損傷の防止<消火設備 消火器 (第1廃棄物貯蔵棟)>

変更前

図添1表参1-8-1 火災等による損傷の防止<消火設備 消火器(発電機・ポンプ棟)>

変更後

図添1表参1-8-2 火災等による損傷の防止<消火設備 消火器 (発電機・ポンプ棟) >

変更前

図添1表参1-9-1 (1/2) 火災等による損傷の防止  
<消火設備 屋内消火栓 (第2加工棟) >

変更前

図添1表参1-9-1(2/2) 火災等による損傷の防止  
<消火設備 屋内消火栓(第2加工棟)>

変更後

図添1表参1-9-2 (1/2) 火災等による損傷の防止  
<消火設備 屋内消火栓 (第2加工棟) >



変更後

図添1表参1-9-2 (2/2) 火災等による損傷の防止  
< 消火設備 屋内消火栓 (第2加工棟) >

変更前



図添 1 表 参 1 - 1 0 - 1 火災等による損傷の防止  
< 消火設備 屋外消火栓 (第 1 加工棟) >

変更後



図添 1 表 参 1 - 1 0 - 2 火災等による損傷の防止  
<消火設備 屋外消火栓 (第 1 加工棟) >

変更前



図添 1 表 参 1-1-1-1 火災等による損傷の防止<火災区域及び火災区画>

変更後



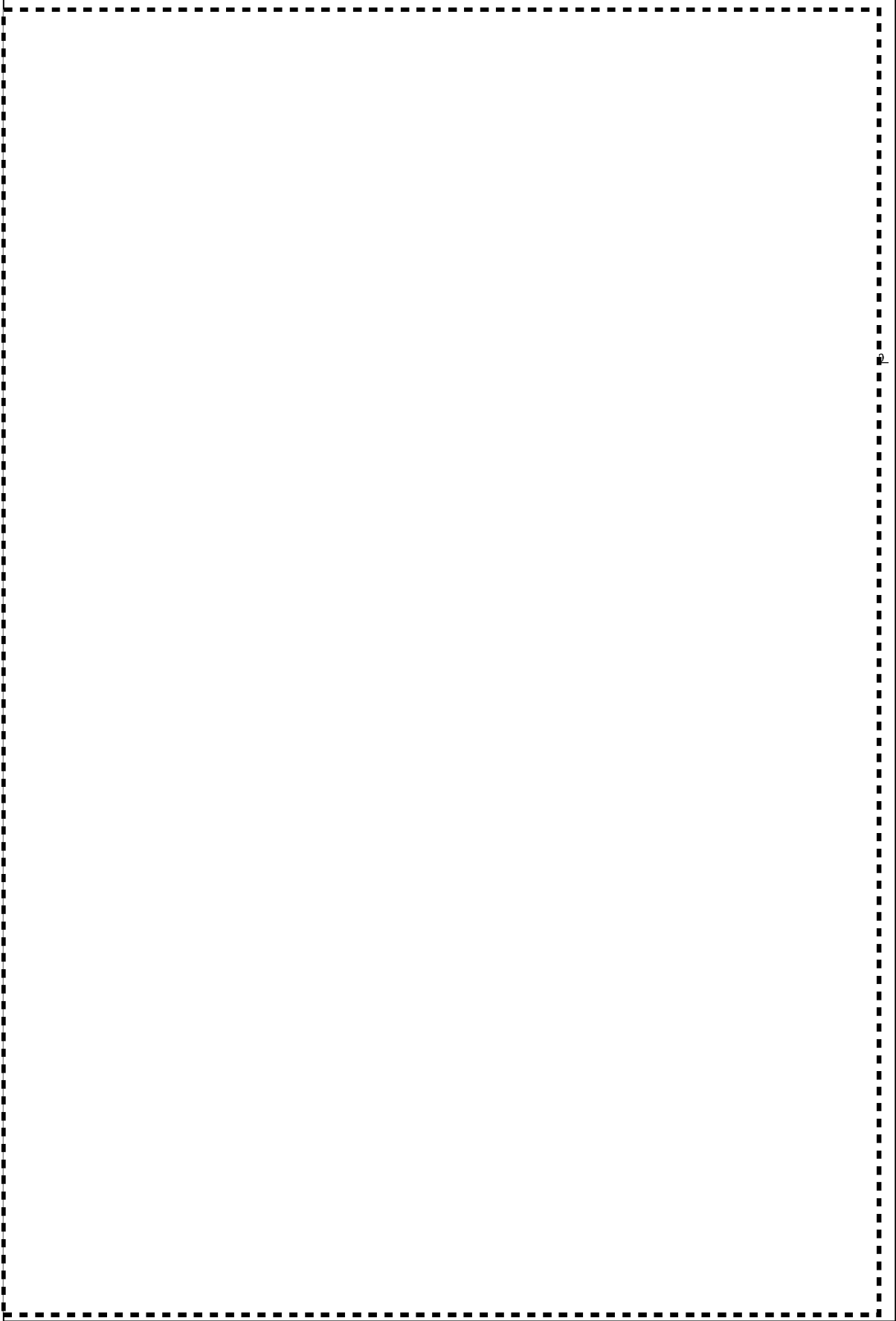
図添 1 表参 1-1 1-2 火災等による損傷の防止＜火災区域及び火災区画＞

変更前



図添 1 表参 1 - 1 2 - 1 ( 1 / 2 ) 遮蔽<外部被ばい評価>

変更前



図添1表参1-12-1 (2/2) 遮蔽<外部被ばく評価>

変更後



図添 1 表参 1 - 1 2 - 2 ( 1 / 3 ) 遮蔽<外部被ばい<評価>



変更後



図添 1 表参 1 - 1 2 - 2 ( 2 / 3 ) 遮蔽<外部被ばい>評価>

変更後

図添1表参1-12-2(3/3) 遮蔽<外部被ばく評価>

添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書

本申請の対象とする加工施設に係る「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）への適合性について、以下に示す技術基準規則の条項ごとに整理した。

- 第四条（核燃料物質の臨界防止）関連【臨界】
- 第五条（安全機能を有する施設の地盤）関連【地盤】
- 第六条（地震による損傷の防止）関連【地震】
- 第七条（津波による損傷の防止）関連【津波】
- 第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）関連【外部衝撃】
- 第九条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連【不法侵入】
- 第十条（閉じ込めの機能）関連【閉じ込め】
- 第十一条（火災等による損傷の防止）関連【火災等】
- 第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）関連【溢水】
- 第十三条（安全避難通路等）関連【避難通路】
- 第十四条（安全機能を有する施設）関連【安全機能】
- 第十五条（材料及び構造）関連【材料・構造】
- 第十六条（搬送設備）関連【搬送】
- 第十七条（核燃料物質の貯蔵施設）関連【貯蔵】
- 第十八条（警報設備等）関連【警報】
- 第十九条（放射線管理施設）関連【放管】
- 第二十条（廃棄施設）関連【廃棄】
- 第二十一条（核燃料物質等による汚染の防止）関連【汚染防止】
- 第二十二条（遮蔽）関連【遮蔽】
- 第二十三条（換気設備）関連【換気】
- 第二十四条（非常用電源設備）関連【非常用電源】
- 第二十五条（通信連絡設備）関連【通信連絡】

添2表1-1及び添2表1-2に適合性確認結果、添2別表1に設計番号に対する設計仕様を示す。

ここで、それぞれの設計仕様には個別の設計番号を与えており、以下の資料において、[ ]付き番号で示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

（例）[11.7.2-F1]：技術基準規則第十一条第7項第二号に対する設備・機器の設計仕様。

[5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様。

[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様。

本申請の対象となる建物・構築物の各部位が有する安全機能を、技術基準の条項ごとに確認した結果を添2表1-3-1、添2表1-3-2、添2表1-3-3、添2表1-3-4、添2表1-3-5、添2表1-3-6に示す。

次に、技術基準規則への適合状況を説明する。

また、以下の先行申請した設計及び工事の計画（以下「先行申請」という。）において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（以下「次回表」という。）に記載していた技術基準に基づく仕様について、本申請での管理状況を整理したものを添2参考資料1に示す。

- ・第1次申請（原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可、熊原第20-003号（令和2年4月6日付け）をもって軽微な変更の届出）
- ・第2次申請（原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可）
- ・第3次申請（原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可）
- ・第4次申請（原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可）

本申請では、先行申請した設計及び工事の計画における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回表に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。添2参考資料1の添2表参1-1は、次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表（刈り取り表）である。

併せて、本申請での設計番号と先行申請での設計番号の対応を添2参考資料1の添2表参1-2に示す。添2表参1-2では、本申請で新たに申請する仕様表に記載の設計番号を対象に、先行申請で内容が同じ設計番号を横並びにして整理している。

本申請は、分割申請の最終段階となる第5次申請である。これまで先行申請（第1次申請～第4次申請）した施設には、次回表に記載していた技術基準に基づく仕様を有するものがある。施設間での仕様の取り合い箇所が全て出揃う本申請では、それらの仕様が漏れなく刈り取られており、当該施設の仕様について、先行申請と本申請の間に設計上の不整合が生じていないことを確認する必要がある。

このため、先行申請における全ての仕様表について、次回表に記載していた技術基準に基づく仕様の有無（別表の有無）を確認し、刈り取るべき仕様を整理した。

ここで、先行申請のうち第4次申請では、建物である第2加工棟を申請対象施設とした。先行申請のうち第1次申請及び第2次申請では、その第2加工棟の建物内部に設置する施設の技術基準に基づく仕様を記載した。それらの施設の次回表にある技術基準に基づく仕様は、当該施設の仕様（設備側の仕様）ではなく、第2加工棟の仕様（建物側の仕様）である又は本申請の施設の仕様であるため、第4次申請の段階では当該施設自身の仕様に影響を及ぼすものはなく、したがって、当該施設が第4次申請で認可を受けようとするものには該当しないと整理した。また、先行申請のうち第3次申請では、建物である第1加工棟、その第1加工棟の建物内部に設置する施設の技術基準に基づく仕様を記載した。それらの施設の次回表にある技術基準に基づく仕様は、第4次申請の対象施設である第2加工棟と仕様を取り合う箇所はない又は本申請の施設の仕様であるため、当該施設が第4次申請で認可を受けようとするものには該当しないと整理した。

以上のことから、先行申請で次回表に記載した仕様の刈り取りを漏れなく完了することができる適切な段階は、施設間での仕様の取り合い箇所が全て出揃う本申請である。

先行申請で次回表に記載した仕様を刈り取るに当たっては、当該仕様の内容が技術基準の要求事項に適合していることを逐条で確認する。当該仕様の内容が複数の条項から要求される場合に

は、両者に齟齬が生じていないことを確認する。その上で、施設間での仕様の取り合い箇所において、取り合い箇所に過不足がないかという観点で、必要に応じて図面に取り合い箇所を明示する等して、先行申請と本申請の間に設計上の不整合が生じていないことを確認する。

その結果として、先行申請で次回表に記載した仕様を漏れなく当該施設の仕様表（追表）に反映し、全ての仕様表が最終形となるように整理している。



































































添 2 別表 1 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則	項目	設計番号	設計仕様
第四条第 1 項	単一ユニット	4. 1-F1 (核的制限値)	核的制限値を設定する。
		4. 1-F2 (逸脱防止)	核的制限値の逸脱防止のためインターロックを設ける。
第四条第 2 項	複数ユニット	4. 2-B1 (臨界隔離壁)	第 2 加工棟建物の臨界隔離壁で、臨界安全管理上の領域を核的に隔離し、各領域間に中性子相互作用がないようにする。
		4. 2-F1 (立体角法)	立体角法により評価した核的に安全な配置とする。
		4. 2-F2 (臨界計算)	臨界計算により評価した核的に安全な配置とする。
第四条第 3 項	臨界警報設備 (濃縮度 5 %以上)	—	—
第五条	地盤	5. 1-B1 (地盤)	自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分に支持することができる地盤に設ける。
		5. 1-F1 (地盤)	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置するか又は固定する。 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された基礎に固定する。 屋外に消火栓配管を埋設する場合は、液化化のおそれのない地盤に設置する。
第六条第 1 項	耐震	6. 1-B1 (重要度分類)	耐震重要度分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える。
		6. 1-F1 (重要度分類)	耐震重要度分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える。
第六条第 2 項	耐震重要施設	—	—
第六条第 3 項	耐震重要施設	—	—
第七条	津波	—	—
第八条第 1 項	自然災害	8. 1-B1 (欠番)	—
		8. 1-B2 (竜巻)	設計竜巻による竜巻荷重を上回る強度を有するとともに、設計竜巻の発生に伴う飛来物による貫通損傷が生じない。
		8. 1-B3 (降下火砕物)	建物の屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm <sup>3</sup> とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。
		8. 1-B4 (積雪)	建物の屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる 29 cm の積雪に耐える。
		8. 1-B5 (森林火災)	想定する火災源 (森林) に対する隔離距離が、危険距離以上となる。
		8. 1-B6 (落雷)	建築基準法及び消防法等に基づき避雷針を設置し、落雷の発生が安全機能に影響を及ぼさない。
		8. 1-F1 (堆積物)	降下火砕物の影響を受けないよう、降下火砕物が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。 積雪の影響を受けないよう、雪が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。
		8. 1-F2 (極低温)	極低温による凍結のおそれがある配管は、断熱材付きとする。 非常用電源設備で使用する冷却水には不凍液を混合するとともに、必要に応じて冷却水の保温を行う。
		8. 1-F3 (竜巻)	F1 竜巻による水平荷重及び浮き上がり荷重に耐える。
		8. 1-F4 (生物学的事象)	換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。
第八条第 2 項	人為事象	8. 2-B1 (欠番)	—
		8. 2-B2 (外部火災)	想定する火災源に対する隔離距離が、危険距離以上となること並びに想定する爆発源に対する隔離距離が危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の 2 倍以上の隔離距離を確保している又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることにより、建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和する。
		8. 2-F1 (欠番)	—
		8. 2-F2 (電磁的障害)	インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。制御盤の筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。
第八条第 3 項	航空機落下	—	—
第九条	不法侵入 不正アクセス	9. 1-B1 (堅固障壁)	建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する。
		9. 1-B2 (不正アクセス)	施設運転制御系システムには、外部からの不正アクセスを遮断する措置を講じる。
第十条	閉じ込め、落下防止	10. 1-B1 (管理区域)	管理区域を第 1 種管理区域と第 2 種管理区域に区分する。
		10. 1-B2 (液体漏えい防止)	ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止する。
		10. 1-B3 (負圧維持)	建物は漏えいの少ない構造とし、第 1 種管理区域の室は、気体廃棄設備により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。
		10. 1-F1 (落下防止)	搬送又は貯蔵する核燃料物質の落下防止策を講じる。
		10. 1-F2 (密閉構造)	核燃料物質を設備又は容器内に閉じ込める。
		10. 1-F3 (汚染広がり防止)	汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。液体廃棄物の保管廃棄設備に受け皿を設ける。 防水パンを設置する。
		10. 1-F4 (負圧維持)	ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第 1 種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。 停電時には非常用電源設備が起動し、第 1 種管理区域の負圧を維持する。
		10. 1-F5 (液体漏えい防止)	ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止する。
		10. 1-F6 (負圧面速)	気体廃棄設備の局所排気系統に接続し、囲い式フードの負圧・面速を維持する。
		10. 1-F7 (耐腐食性)	耐腐食性を有する材料を用いるとともに、空気中への飛散及び漏えいを防止する。 酸又はアルカリを取り扱う設備・機器からの排気は、スクラバーにより酸及びアルカリを除去する。
10. 1-F8 (逆流防止)	非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とし、放射性廃棄物の逆流を防止する。		
第十一条第 1 項	消火及び警報設備	11. 1-F1 (消火設備)	消防法に基づいて、消火設備を設置する。
		11. 1-F2 (火災検知)	消防法に基づいて、自動火災報知設備を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。

添 2 別表 1 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則	項目	設計番号	設計仕様
第十一条第2項	消火及び警報設備（安重）	—	—
第十一条第3項	不燃性及び難燃性	11.3-B1（建物本体）	建物・構築物の本体は不燃性材料又は難燃性材料を用いる。
		11.3-B2（防火区画）	建築基準法に基づいて、床若しくは壁又は特定防火設備で区画する。 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）を、金属箱に収容する、又は機側に配線範囲を限定する、若しくは難燃性ケーブルを使用することにより、火災の拡大を防止する。 使用電圧が 600V を超えるケーブルについては、難燃性ケーブルを使用し火災の拡大を防止する。 分電盤は金属製とし、電気火災の発生を防止する。
		11.3-B3（貫通部処理）	配管、配線等が火災区域境界の床又は壁を貫通する場合には、貫通部に防火処置を講じる。また、火災区画境界の貫通部についても同様の処置を講じる。
		11.3-F1（設備本体）	設備本体には不燃性材料又は難燃性材料を用いる。
		11.3-F2（配線用遮断器）	配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		11.3-F3（火災拡大防止）	連続焼結炉 No. 2-1 の使用電圧が、  以上のケーブルについては、難燃性ケーブルを使用し火災の拡大を防止する。 フィルタユニットのろ材はガラス繊維又はセラミック製を使用し、鋼製のケース（フィルタボックス）に収容した状態で使用する。 第 1 種管理区域の火災区域を貫通するダクトには防火ダンパーを設置する。 局所排気系統の設備側に設ける 1 段目のフィルタユニットと排風機室側に設ける 2 段目のフィルタユニットとを異なる火災区域に設置する。 3.7 kW を超えるモータは、排熱に配慮した鋼板製ケースに収容する。 3.7 kW を超える空気コンプレッサと設備間には、防護板を設置し火災の伝播を防止する。 油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設け、作動油タンク周辺に防護板を設置し、火災の伝播を防止する。 高圧電源と取り扱うトランス盤の開口部には防護板を設置し、電気火災の拡大を防止する。 火災区域貫通部に防火ダンパーを設置する。 緊急停止機構により可燃性ガスを取り扱う施設が安全に停止し、爆発の発生を防止する。
		11.4-F1（水素設備接地）	水素ガス(アンモニア分解ガス)を取り扱う当該施設は適切に接地し、帯電を防止する。
第十一条第5項	水素滞留防止	11.5-B1（水素滞留防止）	可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備により換気を行う。
		11.5-F1（水素滞留防止）	可燃性ガスを取り扱う施設は、換気を行う第 1 種管理区域に設置する。 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備により換気を行う。 可燃性ガスの検出器を設置し、早期に漏えいを検知する。 緊急遮断弁作動後の配管内残留水素が工程室内に漏えいしたとしても爆発限界濃度に達しない。 地震が発生した際に緊急遮断弁を閉する感震計を設置する。 連続焼結炉の炉体を冷却保護するため、連続焼結炉の冷却水の圧力が低下した場合に自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する冷却水圧力低下安全機構を設置する。
第十一条第6項	熱的制限値	11.6-F1（熱的制限値）	連続焼結炉は、熱的制限値を設定し、これを超えることのないようにする。
第十一条第7項	爆発防止	11.7-F1（爆発防止）	可燃性ガスを使用する施設、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室内よりも正圧に維持する。 炉内への空気の混入防止のためにフレイムカーテンを設置する。 可燃性ガスを燃焼させてから排出する。 燃焼の状態は失火検知器で監視し、失火した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する。 可燃性ガスを使用する設備は、圧力逃がし機構を設置する。
第十二条	溢水	12.1-B1（無溢水源）	建物内は溢水源がない。
		12.1-B2（流出防止）	溢水の拡大、外部への漏えいを防止する。また、外部から室内への溢水の流入を防止する。
		12.1-F1（没水）	加工施設内における溢水の発生により、没水しない構造とする。
		12.1-F2（水密構造）	粉末保管容器（保管容器 F 型）、粉末投入機、粉末混合機、粉末搬送容器及び供給瓶は、水が容易に侵入しない水密構造とする。 臨界防止及びウランの漏えい防止の観点から、粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に遮水板又は設備側に防水カバーを設置する。 粉末投入機及び粉末搬送容器昇降リフトの囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置する。 粉末投入機、粉末混合機及び供給瓶は、近傍の溢水源となり得る配管を撤去し、当該設備・機器周辺の溢水源となり得る配管に遮水板を設置する。 粉末混合機の投入口の閉じ込め弁の開閉は、フットペダル操作とし、粉末投入機からの投入時に作業者が開放する構造とする。 粉末混合機は、粉末投入機に設置する水検知器により水の侵入を検知後、投入口の閉じ込め弁を閉止し水の侵入を防止する。
		12.1-F3（漏電遮断器）	被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
		12.1-F4（流出防止）	溢水の拡大、外部への漏えいを防止する。 ウラン粉末を含む液体が設備外へ漏えいすることを防止する、又はウラン粉末を含む液体が設備外へ漏えいしたことを検知することでウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止する。 連続焼結炉の制御機能及び気体廃棄設備の機能維持のため、これらの電気・計装盤及び気体廃棄設備においてはモータ等の電気機器、フィルタにおいて、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する、又は被水し水の侵入のおそれがある扉、配線等による開口部にシール若しくは防水カバーを設置する。

添 2 別表 1 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則	項目	設計番号	設計仕様
第十三条	安全避難通路	13. 1-F1 (避難通路)	建物内には、床面への表示により安全避難通路を設け、誘導灯を設置し、停電時にも屋外に退避できるよう非常用照明を設ける。
		13. 1-F2 (可搬型照明)	加工施設内に専用電源を備えた可搬型照明を設置する。
第十四条第 1 項	環境条件	14. 1-B1 (環境条件)	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		14. 1-F1 (環境条件)	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
第十四条第 2 項	検査又は試験	14. 2-B1 (検査試験)	安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
		14. 2-F1 (検査試験)	安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
第十四条第 3 項	内部飛来物	14. 3-F1 (内部飛来物)	天井クレーンは落下防止構造を設置し、地震時における落下を防止する。 可燃性ガスを使用する設備は、圧力逃がし機構を設け、炉体損壊による飛散を防止する。
第十四条第 4 項	共用施設	14. 4-F1 (共用施設)	第 1 種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。
第十五条第 1 項	強度及び耐食性	—	—
第十五条第 2 項	耐圧試験 漏えい試験	—	—
第十六条	搬送設備	16. 1-F1 (搬送能力)	通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有する。
		16. 1-F2 (停電時保持)	停電時保持機構を設けて核燃料物質を安全に保持する。
第十七条	貯蔵 (崩壊熱)	—	—
第十八条第 1 項	警報	18. 1-F1 (警報)	その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報を発する。
		18. 1-F2 (監視)	加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、警報の移報信号、給排気設備の運転状態に係る移報信号を受け、集中表示する警報集中表示盤を設置する。
第十八条第 2 項	インターロック	18. 2-F1 (インターロック)	その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を設ける。
第十九条	放射線管理施設	19. 1-B1 (放射線管理施設)	第 1 種管理区域の出入口付近に放射線業務従事者等の汚染管理及び除染等を行う出入管理エリアを設ける。
		19. 1-F1 (放射線管理施設)	放射線管理施設を設ける。
第二十条	廃棄施設	20. 1-F1 (廃棄能力)	区域ごとに定める保管廃棄能力を有する。
		20. 1-F2 (区画)	放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、床面にペイントで区域を明示する。
		20. 1-F3 (濃度低減)	周辺監視区域外の空気中及び周辺監視区域境界における水中の放射性物質濃度が、原子力規制委員会の定める濃度限度以下となるように廃棄する能力を有する。
		20. 1-F4 (排出口)	気体廃棄設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。 液体廃棄設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。
		20. 1-F5 (ろ過)	気体廃棄設備に設けるろ過装置は、機能が適切に維持し得るものであり、かつ、核燃料物質等による汚染の除去又は取替えが容易な構造とする。
第二十一条	汚染防止	21. 1-B1 (平滑塗装)	第 1 種管理区域で人が触れるおそれのある床、壁は、除染を容易に行えるように平滑にし、樹脂系の塗装で仕上げる。
		21. 1-F1 (平滑塗装)	第 1 種管理区域で人が触れるおそれのある床、壁は、除染を容易に行えるように平滑にし、樹脂系の塗装で仕上げる。
第二十二条第 1 項	直接線 スカイシャイン線	22. 1-B1 (遮蔽壁等)	周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より低減できる建物の壁及び屋根の厚さ等とする。
第二十二条第 2 項	遮蔽設備	22. 2-B1 (遮蔽設備)	壁、屋根により工場等内における外部放射線を低減する。
第二十三条	換気設備	23. 1-B1 (換気)	第 1 種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備により換気を行う。
		23. 1-F1 (換気能力)	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備を設置する。
		23. 1-F2 (ろ過)	気体廃棄設備に設けるろ過装置は、機能が適切に維持し得るものであり、かつ、核燃料物質等による汚染の除去又は取替えが容易な構造とする。
第二十四条第 1 項	非常用発電設備	24. 1-F1 (非常用電源)	停電時、必要な負荷容量に対し、十分に余裕を持った 240kW の発電容量を有する非常用電源設備 (ディーゼル式発電機) を設置する。 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の 2 台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。
第二十四条第 2 項	無停電電源装置	24. 2-F1 (バッテリー)	加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、無停電電源装置又はバッテリーを備える。
		24. 2-F2 (非発接続)	非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも設備が利用可能とする。
第二十五条第 1 項	通信連絡設備	25. 1-F1 (所内連絡)	設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。
第二十五条第 2 項	外部への通信連絡	25. 2-F1 (所外連絡)	加工施設内に外部への通信連絡設備を備える。

添 2 別表 1 設計番号に対する設計仕様

技術基準規則	項目	設計番号	設計仕様
その他許可で求める仕様		99-B1 (梯子)	積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために加工施設の建物の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能とする。
		99-B2 (隣接建物)	東側に隣接する一般建物も耐震重要度分類第 3 類相当の設計とし、エキスパンションジョイントを設置することで、東側に隣接する一般建物の波及的影響が及ばない。
		99-B3 (建物撤去)	施設を撤去する。
		99-B4 (F3 竜巻)	F3 竜巻の風荷重及び飛来物に耐える。
		99-B5 (1G)	耐震重要度分類第 1 類の建物・構築物は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、S クラスに求められる程度の静的地震力 (1 G 程度) に対して、建物の過度の変形・損傷を防止し、終局に至らない。
		99-F1 (1G)	耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる。
		99-F2 (貯蔵能力)	加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力を有する。
		99-F3 (設備撤去)	施設を撤去する。 後半申請の施設が前半申請の施設に波及的影響を与えないように撤去又は閉止措置を講じる。
		99-F4 (輸送物臨界)	輸送物で取り扱う又は貯蔵することにより、臨界発生を防止する。
		99-F5 (固縛)	廃棄物ドラム缶、金属容器は耐震重要度分類第 1 類相当の固縛措置を講じる。 燃料集合体保管区域に貯蔵する輸送容器は、耐震重要度分類第 1 類相当の固定措置を講じる。
		99-F6 (伝送多様性)	有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を持たせる。
		99-F7 (吹き込み防止)	F3 竜巻により損傷するおそれがある第 2 加工棟 3 階及び 4 階に設置している気体廃棄設備 No. 1 のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、ダクトにダンパーを設ける。

今回申請する建物・構築物の各部位が有する安全機能を、技術基準の条項ごとに確認した結果を以下に記載する表に示す。

建物・構築物	表番号	図番号
第1廃棄物貯蔵棟	添2表1-3-1	図ト-W1建-24
第3廃棄物貯蔵棟	添2表1-3-2	図ト-W3建-16
発電機・ポンプ棟	添2表1-3-3	図リ-建-1-14
遮蔽壁 遮蔽壁 No.2、 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3	添2表1-3-4	単純形状のため部位の位置を示す図はなし
第2加工棟	添2表1-3-5	図ハ-2P建-1-1 (第5次)
第1加工棟	添2表1-3-6	添2表1-3-6 第1加工棟 部位案内図

添2表1-3-1～添2表1-3-6の凡例を以下に示す。

技術基準	記号	記号の定義
臨界防止	◎	臨界隔離壁である。 数値は必要厚さを示す。
耐震 一次設計	◎	施設の耐震性を確保するための、耐震部材に該当する。 独立して設置する施設の緊急設備で、緊急設備本体で耐震性を確保している。 数値は強度評価に用いた数値を示す。
	○	耐震部材には該当しないが、常時作用する荷重に加えて一次地震力が作用した場合においても、建物全体が弾性範囲内にとどまるため、当該部位についても損傷せず、安全機能を維持する。
	●	施設に付帯する緊急設備で、耐震性を確保して設置する。
耐震 二次設計	◎	施設の耐震性を確保するための、耐震部材に該当する。 独立して設置する施設の緊急設備で、緊急設備本体で耐震性を確保している。 数値は強度評価に用いた数値を示す。
	○	耐震部材には該当しないが、常時作用する荷重に加えて二次地震力が作用した場合においても、建物全体に十分な保有水平耐力を確保し、大きな変形を抑制(層間変形各1/200以下)していることから、当該部位の損傷の程度は小さく、耐震性以外の安全機能を維持する。
	●	施設に付帯する緊急設備で、耐震性を確保して設置する。
耐震 さらなる安全裕度	◎	施設の耐震性を確保するための、耐震部材に該当する。
	○	耐震部材には該当しないが、常時作用する荷重に加えてSクラスで考慮する程度の地震力が作用した場合においても、建物が終局に至らず、当該部位の安全機能は喪失しない。
竜巻 F1	◎	耐F1竜巻性を有しており、F1竜巻評価の対象となる。 竜巻対策扉の「骨組」の記載は、竜巻対策扉の骨組みの強度評価結果より損傷しない確認を行っていることを示す。
	○	当該部位にF1竜巻の影響が及ばず、F1竜巻の外力が加工施設に作用したとしても、耐竜巻性以外の安全機能を維持する。
竜巻 F3	◎	耐F3竜巻性を有しており、F3竜巻評価の対象となる。 竜巻対策扉の「骨組」の記載は、竜巻対策扉の骨組みの強度評価結果より損傷しない確認を行っていることを示す。
	○	当該部位にF3竜巻の影響が及ばず、F3竜巻の外力が加工施設に作用したとしても、耐竜巻性以外の安全機能を維持する。
積雪/降下火砕物	◎	積雪、降下火砕物に対する安全機能を有している。 数値は強度評価に用いた数値を示す。
	○	積雪、降下火砕物に対する安全機能は有していないが、当該部位には積雪、降下火砕物による影響が及ばず、積雪、降下火砕物に対する安全機能以外の安全機能を維持する。
外部火災(爆発含む)	◎	外部火災に対する安全機能を有している。
	○	外部火災が発生しても、当該部位には外部火災の影響が及ばず、その他の安全機能を維持する。
航空機落下火災	◎	航空機落下火災発生時の損傷防止機能を有している。
	○	航空機落下火災が発生しても、当該部位には航空機落下火災の影響が及ばず、その他の安全機能を維持する。
不法侵入	◎	不法侵入の防止機能を有している。
閉じ込め①	◎	管理区域境界として閉じ込め機能を有している。
閉じ込め②	◎	室内を負圧状態に維持する機能を有している。



技術基準	記号	記号の定義
内部火災	◎	内部火災発生時に延焼防止機能を有している。 数値は耐火時間に必要な厚さを示す。
	○	内部火災が発生しても、当該部位は損傷せず、その他の安全機能を維持する。
溢水	◎	溢水閉込区域（第1種管理区域）外への漏えい防止機能を有している。 PATはパーフェクトエアタイトを示しており、水の流出入がないものとする。堰の数値は漏えい防止に必要な高さを示す。
遮蔽	◎	外部線量の評価で遮蔽能力を考慮している壁、床又は屋根。 数値は遮蔽モデルに考慮した厚さを示す。
	○	外部線量の評価で遮蔽能力を考慮していないが、外部線量を可能な限り低減する壁、扉、床又は屋根。
共通	—	安全機能を期待しない又は有していない。

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(1/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十	十二	二十	備考				
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	閉	閉	閉		閉	閉	閉	閉
										臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	じ	じ	じ	じ				
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	W1 廃棄物処理室と屋外 (D通り/1-2通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-			
		外壁1-2	W1 出入管理室と屋外 (D通り/2-2.3 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-		
		外壁1-3	居室と屋外 (D通り/2.3 <sup>(1)</sup> -2.3 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	-	-	◎	-	◎	-	◎	-		
		外壁1-4	階段と屋外 (D通り/2.3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	-	◎	-	◎	-	◎	-	
		外壁1-5	階段と屋外 (3通り/C-D <sup>(1)</sup> -D通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	-	-	◎	-	○	-	-		
		外壁1-6	建物入口周辺と屋外 (3通り/C-C <sup>(1)</sup> -D <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:71)	鉄筋コンクリート 鉄(特定防火設備)		図ト-W1建-25(1) 図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10 図ト-W1建-12(1)	工事なし 改造	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	-	-	-	◎	-	○	-	◎	F1 竜巻対策扉に改造 F1 飛来物はW1 防護壁で防護	
		外壁1-7	W1 廃棄物搬出入室と屋外 (3通り/B-C通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:76)	鉄筋コンクリート 鉄(特定防火設備)		図ト-W1建-25(1) 図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10 図ト-W1建-12(2)	工事なし 改造	-	○	○	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	-	◎	-	○	-	◎	F1 竜巻対策扉に改造 F1 飛来物はW1 防護壁で防護	
		W1 防護壁	屋外 図ト-W1建-9(1) 参照	-	防護壁	鉄筋コンクリート		図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-13	新設	-	◎	-	-	◎	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	扉71及び扉76をF1飛来物から防護	
		外壁1-8	W1 廃棄物処理室と屋外 (3通り/A-B通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 洪水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	



添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 (3/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六		八				九	十	十	十	十二	十二	備考									
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条							
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮								
									界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽								
										1	2	裕	F	F	火	火	火	入	込	込	火										
										次	次	度	1	3	山	災	災	入	め	め	災										
中2階	外壁・外部扉	外壁M2-7	W1 廃棄物処理室と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-						
		外壁M2-8	W1 廃棄物処理室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-					
2階	外壁・外部扉	外壁2-1	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/1-2 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-					
		外壁2-2	排気筒と屋外 (D通り/1-2 <sup>(1)</sup> -2通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	-	-	-	◎	-	◎	-	◎	-				
		外壁2-3	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/2-3通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-			
		外壁2-4	第1廃棄物貯蔵室、W1-2排風機室と屋外 (3通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-		
					ガラリ (AG-2)	アルミニウム	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	温度ヒューズ式
	防火板 (AG-2)				鋼	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	温度ヒューズ式	
	外壁2-5	第1廃棄物貯蔵室、W1-2排風機室と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-			
				ガラリ (AG-2)	アルミニウム	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	温度ヒューズ式
				防火板 (AG-2)	鋼	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	温度ヒューズ式	

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(4/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十	備考						
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉		内	十	十			
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	溢	二				
									界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火	水	十	十			
									界	次	次	度	1	3		災	入	め	め	災	災	二	二	二			
									界	次	次	度	1	3		災	入	め	め	災	災	二	二	二			
2階	外壁・外部扉	外壁2-6	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	-		
					ガラリ (AG-2)	アルミニウム	図ト-W1建-9(2)	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	◎	-	○	-	○	-	-	-	-	
					防火板 (AG-2)	鋼	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	温度ヒューズ式	-
3階	外壁・外部扉	外壁3-1	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/1-2 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎		
					ダンパー型ガラリ (SG-4)	鋼	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	○	-	温度ヒューズ式	
					鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎
		外壁3-2	排気筒と屋外 (D通り/1-2 <sup>(1)</sup> -2通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	-	-	-	-	○	-	◎	-	◎	
					鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎
					鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎
		外壁3-3	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/2-3通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	◎	
					鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎
					鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎
		外壁3-4	W1廃棄物貯蔵室と屋外 (3通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	◎	
					ガラリ (AG-2)	アルミニウム	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	◎	-	○	-	○	-	-	-	-	
					防火板 (AG-2)	鋼	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	温度ヒューズ式	
外壁3-5	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	◎			
			ガラリ (AG-2)	アルミニウム	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	◎	-	○	-	○	-	-	-	-			
			防火板 (AG-2)	鋼	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	温度ヒューズ式			
外壁3-6	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	◎	○	◎	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	◎			
			ガラリ (AG-2)	アルミニウム	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	◎	◎	-	○	-	○	-	-	-	-			
			防火板 (AG-2)	鋼	図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし	-	○	-	-	-	○	◎	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	-	温度ヒューズ式			

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能 (5/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十二	十二	備考			
									条	条		条			条	条	条	条	条	条	条				
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内		溢	遮	
界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽											
1階	内壁・内部扉	内壁1-1	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリートブロック	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし			
		内壁1-2	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリートブロック	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
		内壁1-3	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	○	◎	○	—	—		
				自動扉 (扉:82)	鉄	鉄	図ト-W1建-9(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
		堰	図ト-W1建-21(1) 参照	溢水防護区画	堰(既設溢水対策1)	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-21(1) 図ト-W1建-22(1)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	○	◎	○	—	
		内壁1-4	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	—	○	—
				扉 (扉:74)	鉄 (特定防火設備)	鉄	図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	—	○	管理区域境界扉
		内壁1-5	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	—	○	—
		内壁1-6	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
					扉 (扉:83)	鉄	鉄	図ト-W1建-9(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし
		内壁1-7	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	◎	—	○	—	○	—	
内壁1-8	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリートブロック	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし			
内壁1-9	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし			
			扉 (扉:84)	鉄	鉄	図ト-W1建-9(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
内壁1-10	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	—	○	—	○	—			
内壁1-11	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし			
			シャッター (SS-1)	鉄	鉄	図ト-W1建-9(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(6/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十二	十二	備考					
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内		溢	遮			
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽				
									界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火						
1階	内壁・内部扉	内壁1-12	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	○	—			
					扉(扉:72)(既設溢水対策3)	鉄			—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	○	—			
		堰	図ト-W1建-21(1) 参照	溢水防護区画	堰(既設溢水対策2)	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-21(1) 図ト-W1建-22(1)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	○	◎	○	—	—	
					図ト-W1建-25(1)	工事なし			—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	○	—				
		内壁1-13	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10 図ト-W1建-21(1) 図ト-W1建-22(1)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	○	—	—		
					扉(扉:73)(既設溢水対策4)	鉄(特定防火設備)			—	○	—	—	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	○	—					
		内壁1-14	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	軽量鉄骨下地 けい酸カルシウム板壁	軽量鉄骨 けい酸カルシウム板	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
					扉(扉:85)	鉄			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし			
		内壁1-15	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	軽量鉄骨下地 けい酸カルシウム板壁	軽量鉄骨 けい酸カルシウム板	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
					図ト-W1建-25(1)	工事なし			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし			
		内壁1-16	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	軽量鉄骨下地 けい酸カルシウム板壁	軽量鉄骨 けい酸カルシウム板	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
					図ト-W1建-25(1)	工事なし			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし			
		中2階	内壁・内部扉	内壁M2-1	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—	
						扉(扉:75)(溢水対策3)	鉄(特定防火設備)	改造			—	○	—	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—			
				内壁M2-2	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—	—
						図ト-W1建-25(1)	工事なし	—			◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	○	—			
内壁M2-3	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照			火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	◎	◎	○	—	—		
				図ト-W1建-25(1)	工事なし	—			◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	○	—					
内壁M2-4	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	○	—	—	—				
		図ト-W1建-25(1)	工事なし	—			◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	○	—							
内壁M2-5	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	—	◎	◎	◎	○	—				
			図ト-W1建-25(1)	工事なし			—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	○	—						

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(7/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八				九	十	十	十	十二	二十	備考				
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条		
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮			
									界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									界	1	2	裕	F	F	火	火	火	入	①	②	火					
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-6	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
		内壁M2-7	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	—	◎	◎	○	—	
		内壁M2-8	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	—	○	○	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	—	◎	◎	○	—	
2階	内壁・内部扉	内壁2-1	図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	◎	—	◎	—	○	—		
3階	内壁・内部扉	内壁3-1	図ト-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-25(2)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	◎	—	◎	—	○	—		
1階	床	SI-1	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	○	—		
		グレーチング	図ト-W1建-21(1) 参照	溢水防護区画	グレーチング(溢水対策1)	鋼	図ト-W1建-21(1) 図ト-W1建-22(1)	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	○	◎	○	内部溢水対策で設置	
		SI-2	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	土間コンクリート	コンクリート(鉄筋入り)	図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	—	—		
		SI-3	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	火災区画境界	土間コンクリート	コンクリート(鉄筋入り)	図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	◎	—	—	—	
		SI-4	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界	土間コンクリート	コンクリート(鉄筋入り)	図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	—	◎	—	◎	—	—	
中2階	床	SM2-1	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	—	合成スラブ	鉄筋コンクリートデッキプレート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○		
		SM2-2	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	◎	○	○	—	—	—	◎	—	◎	◎	○	—	



添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(8/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八			九	十	十	十	十二	十二	備考							
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条					
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮					
									界	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽					
									1	2	裕	F	F	火	火	火	1	2	火	火	火	火	火	火				
									次	次	度	1	3	山	災	災	入	①	②	災	災	災	災	災				
中2階	床	SM2-3	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	◎	-	○	-	○	-	-			
		SM2-4	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	◎	◎	◎	-	○	-	-	-		
		SM2-5	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-		
		SM2-6	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	-	合成スラブ	鉄筋コンクリートデッキプレート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	安全機能なし		
2階	床	S2-1	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-		
		S2-2	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	遮蔽ははり厚さを考慮してとする。	
		S2-3	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	安全機能なし			
3階	床	S3-1	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	-	-	-	○	-	◎	-	-		
		S3-2	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	◎	○	-	○	◎	○	○	-	-	-	-	-	○	-	◎	◎	◎	遮蔽ははり厚さを考慮してとする。	
		S3-3	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	安全機能なし			
R階	屋根	SR-1	図ト-W1建-24(5) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 屋根スラブ参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ ガラリ アルミニウム (AG-3)	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-24(5) 図ト-W1建-9(3) 図ト-W1建-10	工事なし 工事なし 工事なし	- ◎ ○	◎ ○ -	- - -	◎ - -	◎ ○ -	◎ ○ -	◎ ○ -	◎ ○ -	◎ ○ -	◎ ○ -	◎ ○ -	◎ ○ -	◎ ○ -	◎ ○ -	◎ ○ -	◎ ○ -	◎ ○ -			
地下貯槽ピット	ピット部壁	P-1	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁(仕上げ含む) (既設溢水対策5)	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-21(1) 図ト-W1建-22(4) 図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-22(6)	工事なし 工事なし 工事なし 工事なし	- ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- - - -	- ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎		
		P-2	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁(仕上げ含む) (既設溢水対策5)	鉄筋コンクリート 溶接金網 モルタル	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-21(1) 図ト-W1建-22(4) 図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-22(6)	工事なし 工事なし 工事なし 工事なし	- ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎		
		P-3	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁(仕上げ含む) (既設溢水対策5)	鉄筋コンクリート 溶接金網 モルタル	鉄筋コンクリート	図ト-W1建-21(1) 図ト-W1建-22(4) 図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-22(6)	工事なし 工事なし 工事なし 工事なし	- ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	○ ○ ○ ○	- - - -	○ ○ ○ ○	- ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎		

添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(9/9)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八				九	十	十	十	十二	十二	備考						
				条	耐震1次					耐震2次	耐震裕度	竜巻F1	竜巻F3	雪・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水	遮蔽							
地下貯槽	壁	P-4	図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁(仕上げ含む) (既設溢水対策5)	鉄筋 コンクリート 溶接金網 モルタル		図ト-W1建-21(1) 図ト-W1建-22(4) 図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-22(6)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	—	—				
	床	SP-1	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート床スラブ(仕上げ含む) (既設溢水対策5)	鉄筋 コンクリート 溶接金網 モルタル		図ト-W1建-22(4) 図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎	◎	—	—				
階段	1階~中2階	階段-1	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	管理区域境界	鉄筋コンクリート造階段	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	◎	—	○	—	○	安全避難通路				
		階段-2	図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ参照	—	鉄骨造階段	鋼		図ト-W1建-24(3)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—	○	安全避難通路				
	中2階~2階	階段-3	図ト-W1建-24(3)、(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階、2階・3階スラブ参照	—	鉄骨造階段	鋼		図ト-W1建-24(3) 図ト-W1建-24(4)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—	○	安全避難通路				
		階段-4	図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ参照	—	鉄骨造階段	鋼		図ト-W1建-24(4)	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—	○	安全避難通路				
<p>(1) 通り番号の間に壁がある場合 (a_bはa通りとb通りの間) を示す                  (2) 安全機能に対して厚さの要求はないため、「—」とする。                  (3) 加工施設技術基準第十条七号の閉じ込めの要求事項を兼ねる。</p>																													
										図ト-W1建-8	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止	図ト-W1建-8	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止	図ト-W1建-8	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止	図ト-W1建-8	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止	図ト-W1建-8	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止	図ト-W1建-8	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止	図ト-W1建-8	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止	図ト-W1建-8	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止				
										図ト-W1建-9	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止	図ト-W1建-9	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止	図ト-W1建-9	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止	図ト-W1建-9	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止	図ト-W1建-9	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止	図ト-W1建-9	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止	図ト-W1建-9	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止	図ト-W1建-9	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止				
										図ト-W1建-14	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(落下火炎物・積雪)による損傷の防止	図ト-W1建-14	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(落下火炎物・積雪)による損傷の防止	図ト-W1建-14	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(落下火炎物・積雪)による損傷の防止	図ト-W1建-14	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(落下火炎物・積雪)による損傷の防止	図ト-W1建-14	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(落下火炎物・積雪)による損傷の防止	図ト-W1建-14	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(落下火炎物・積雪)による損傷の防止	図ト-W1建-14	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(落下火炎物・積雪)による損傷の防止	図ト-W1建-14	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(落下火炎物・積雪)による損傷の防止				
										図ト-W1建-15~図ト-W1建-18	防風対策施設と敷地内の竹林及び防風物施設の位置関係等	図ト-W1建-15~図ト-W1建-18	防風対策施設と敷地内の竹林及び防風物施設の位置関係等	図ト-W1建-15~図ト-W1建-18	防風対策施設と敷地内の竹林及び防風物施設の位置関係等	図ト-W1建-15~図ト-W1建-18	防風対策施設と敷地内の竹林及び防風物施設の位置関係等	図ト-W1建-15~図ト-W1建-18	防風対策施設と敷地内の竹林及び防風物施設の位置関係等	図ト-W1建-15~図ト-W1建-18	防風対策施設と敷地内の竹林及び防風物施設の位置関係等	図ト-W1建-15~図ト-W1建-18	防風対策施設と敷地内の竹林及び防風物施設の位置関係等	図ト-W1建-15~図ト-W1建-18	防風対策施設と敷地内の竹林及び防風物施設の位置関係等	図ト-W1建-15~図ト-W1建-18	防風対策施設と敷地内の竹林及び防風物施設の位置関係等		
										図ト-W1建-23	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止	図ト-W1建-23	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止	図ト-W1建-23	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止	図ト-W1建-23	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止	図ト-W1建-23	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止	図ト-W1建-23	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止	図ト-W1建-23	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止	図ト-W1建-23	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止	図ト-W1建-23	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止		
										図ト-W1建-6	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分	図ト-W1建-6	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分	図ト-W1建-6	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分	図ト-W1建-6	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分	図ト-W1建-6	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分	図ト-W1建-6	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分	図ト-W1建-6	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分	図ト-W1建-6	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分	図ト-W1建-6	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分		
										図ト-W1建-20	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止	図ト-W1建-20	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止	図ト-W1建-20	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止	図ト-W1建-20	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止	図ト-W1建-20	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止	図ト-W1建-20	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止	図ト-W1建-20	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止	図ト-W1建-20	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止	図ト-W1建-20	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止		
										図ト-W1建-21	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止	図ト-W1建-21	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止	図ト-W1建-21	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止	図ト-W1建-21	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止	図ト-W1建-21	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止	図ト-W1建-21	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止	図ト-W1建-21	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止	図ト-W1建-21	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止	図ト-W1建-21	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止		
										図ト-W1建-29	第1廃棄物貯蔵棟 遮断能力を有する壁・床及び天井	図ト-W1建-29	第1廃棄物貯蔵棟 遮断能力を有する壁・床及び天井	図ト-W1建-29	第1廃棄物貯蔵棟 遮断能力を有する壁・床及び天井	図ト-W1建-29	第1廃棄物貯蔵棟 遮断能力を有する壁・床及び天井	図ト-W1建-29	第1廃棄物貯蔵棟 遮断能力を有する壁・床及び天井	図ト-W1建-29	第1廃棄物貯蔵棟 遮断能力を有する壁・床及び天井	図ト-W1建-29	第1廃棄物貯蔵棟 遮断能力を有する壁・床及び天井	図ト-W1建-29	第1廃棄物貯蔵棟 遮断能力を有する壁・床及び天井	図ト-W1建-29	第1廃棄物貯蔵棟 遮断能力を有する壁・床及び天井	図ト-W1建-29	第1廃棄物貯蔵棟 遮断能力を有する壁・床及び天井



添2表1-3-2 第3廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能(2/3)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六		八			九	十	十	十	十二	十二	備考							
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条	条					
									臨	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮					
									界	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽					
									界	1	2	裕	F	F	山	火	火	侵	込	込	火	水	蔽					
									界	次	次	度	1	3		災	災	入	め	め	災							
									界	①	②		①	②					①	②								
2階	外壁・外部扉	外壁2-2	(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	—	◎	◎	—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—				
					ガラリ (AG-1)	アルミニウム			図ト-W3建-8(1)	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	○	—	○	—			
					防火板 (AG-1)	鋼			図ト-W3建-9		工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	—	—	—	◎	—	○	—	温度ヒューズ式	
		外壁2-3	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	—	◎		◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	
					ガラリ (AG-1')	アルミニウム			図ト-W3建-8(1)	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	○	—	○	—			
					防火板 (AG-1')	鋼			図ト-W3建-9		改造	—	○	—	—	—	○	◎	—	—	—	—	◎	—	○	—	温度ヒューズ式	
	外壁2-4	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(1)	工事なし	—	◎	◎		—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—		
				ガラリ (AG-1')	アルミニウム			図ト-W3建-8(1)	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	○	—	○	—				
				防火板 (AG-1')	鋼			図ト-W3建-9		改造	—	○	—	—	—	○	◎	—	—	—	—	◎	—	○	—	温度ヒューズ式		
	3階	外壁・外部扉	外壁3-1	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(2) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(2)	工事なし		—	◎	◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
						扉 (扉:92)	鉄 (特定防火設備)			図ト-W3建-8(2)	改造	—	○	—	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	F1 竜巻対策扉に改造
										図ト-W3建-9		改造	—	○	—	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	○	—
外壁3-2			(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(2) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(2)	工事なし	—	◎	◎		—	◎	◎	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	
					ガラリ (AG-1)	アルミニウム			図ト-W3建-8(2)	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	○	—	○	—			
					防火板 (AG-1)	鋼			図ト-W3建-9		工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	—	—	—	◎	—	○	—	温度ヒューズ式	
外壁3-3		(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(2) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(2)	工事なし	—	◎	◎		—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—		
				扉 (扉:93)	鉄 (特定防火設備)			図ト-W3建-8(2)	改造	—	○	—	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	F1 竜巻対策扉に改造		
								図ト-W3建-9		改造	—	○	—	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	F1 竜巻対策扉に改造	
外壁3-4		(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(2) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁参照	F1 竜巻防護境界 不法侵入境界 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ト-W3建-17(2)	工事なし	—	◎		◎	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—		
				ガラリ (AG-1')	アルミニウム			図ト-W3建-8(2)	工事なし	—	○	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	○	—	○	—				
				防火板 (AG-1')	鋼			図ト-W3建-9		改造	—	○	—	—	—	○	◎	—	—	—	—	◎	—	○	—	温度ヒューズ式		
1階	床	S1-1	図ト-W3建-16(3) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ参照	火災区画境界 管理区域境界	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)	図ト-W3建-16(3)	工事なし	—		◎	○	—	○	—	○	○	—	◎	—	◎	—	◎	—				



添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能 (1/5)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八			九	十	十	十	十二	二十	備考							
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内		溢	遮					
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽						
									界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火	災	災	災					
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	発電機室と屋外 (B通り/1-2通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	-	図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-			
			扉(扉:95)	鉄(特定防火設備)	図リ-建-1-7 図リ-建-1-8 図リ-建-1-10(1)	改造		-	○	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	F1 竜巻対策扉に改造		
		外壁1-2	コンプレッサ室と屋外 (B通り/2-3通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	F1 竜巻対策扉に改造
			扉(扉:96)	鉄(特定防火設備)	図リ-建-1-7 図リ-建-1-8 図リ-建-1-10(2)	改造		-	○	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	F1 竜巻対策扉に改造	
		外壁1-3	ポンプ室と屋外 (B通り/4-5通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	F1 竜巻対策扉に改造
				扉(扉:97)	鉄(特定防火設備)	図リ-建-1-7 図リ-建-1-8 図リ-建-1-10(3)		改造	-	○	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	○	F1 竜巻対策扉に改造	
			ガラリ (AG-4)	アルミニウム	図リ-建-1-7	工事なし		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	安全機能なし	
		外壁1-4	ポンプ室と屋外 (5通り/A-B通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	-
		外壁1-5	ポンプ室と屋外 (A通り/4-5通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	-
		外壁1-6	屋外(クーリングタワー置場) (A通り/3-4通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1) 図リ-建-1-6	改造	-	◎	◎	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	◎	-	エキスパンションジョイントを拡幅
		外壁1-7	コンプレッサ室と屋外 (A通り/2-3通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	-
		外壁1-8	発電機室と屋外 (A通り/1-2通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし	-	◎	◎	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	-
		外壁1-9	発電機室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ-建-1-15(1) 扉(扉:98)	鉄(特定防火設備)	図リ-建-1-7 図リ-建-1-8 図リ-建-1-10(4)	改造	-	○	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	避難用扉として追加設置 (F1 竜巻対策扉)

添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能 (2/5)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	二十	備考					
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮				
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽					
									界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火	災	災	災				
1階	外壁・外部扉	外壁1-10	コンプレッサ室と屋外（クーリングタワー置場） （3通り/A-B通り間） 図リ-建-1-14（1） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（1）参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15（1）	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	◎	—	◎	—			
		外壁1-11	ポンプ室と屋外（クーリングタワー置場） （4通り/A-B通り間） 図リ-建-1-14（1） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（1）参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 ガラリ（AG-3）	鉄筋 コンクリート アルミニウム	図リ-建-1-15（1） 図リ-建-1-7	工事なし 工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	◎	—	○	安全機能なし
1FL+2850	外壁・外部扉	外壁1-12	D.Sと屋外 図リ-建-1-14（1） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（1）参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15（1）	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	—	—	—	
		外壁1-13	D.Sと屋外 図リ-建-1-14（1） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（1）参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15（1）	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	—	—	—
		外壁1-14	D.Sと屋外 図リ-建-1-14（1） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（1）参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15（1）	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	—	—	—
R階	外壁・外部扉	外壁R-1	発電機棟屋上 （1通り/A-A <sup>(1)</sup> B <sup>(1)</sup> 通り間） 図リ-建-1-14（2） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（2）参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15（2）	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	—	—	—	
		外壁R-2	発電機棟屋上 （3通り/A <sup>(1)</sup> B <sup>(1)</sup> 通り間） 図リ-建-1-14（2） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（2）参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15（2）	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	—	
		外壁R-3	発電機棟屋上 （3通り/A-A <sup>(1)</sup> B <sup>(1)</sup> 通り間） 図リ-建-1-14（2） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（2）参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15（2）	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	—	—	—
		外壁R-4	ポンプ棟屋上 （4通り/A-A <sup>(1)</sup> B <sup>(1)</sup> 通り間） 図リ-建-1-14（2） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（2）参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15（2）	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	—
		外壁R-5	屋外（クーリングタワー置場） （A通り/3-4通り間） 図リ-建-1-14（2） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（2）参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-6 図リ-建-1-15（2）	改造	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	エキスパンションジョイントを拡幅 安全機能なし	—
		外壁R-6	発電機棟屋上 （A通り/1-3通り間） 図リ-建-1-14（2） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（2）参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リ-建-1-15（2）	工事なし	—	◎	◎	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	○	—	—

添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能 (3/5)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	二十	備考				
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮			
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽				
									界	1	2	裕	F	F	山	火	災	侵	込	込	火						
										次	次	度	1	3					①	②							
R階	外壁・外部扉	外壁 R-7	発電機棟屋上 (B通り/2.3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(2)参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(2)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし		
		外壁 R-8	発電機棟屋上 (A <sub>B</sub> <sup>(1)</sup> 通り/2.3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(2)参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(2)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
		外壁 R-9	ポンプ棟屋上 (B通り/4-4.5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(2)参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(2)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
		外壁 R-10	ポンプ棟屋上 (A <sub>B</sub> <sup>(1)</sup> 通り/4-4.5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(2)参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(2)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
		外壁 R-11	ポンプ棟屋上 (A <sub>B</sub> <sup>(1)</sup> 通り/4-4.5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(2)参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(2)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	安全機能なし	
		外壁 R-12	発電機棟屋上 (A <sub>B</sub> <sup>(1)</sup> 通り/1-3通り間) 図リ-建-1-14(2) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(2)参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 ガラリ (AG-1) ガラリ (AG-2)	鉄筋コンクリート アルミニウム アルミニウム	鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(2) 図リ-建-1-7 図リ-建-1-7	工事なし 工事なし 工事なし	— — —	○ — —	— — —	— — —	◎ — —	— — —	○ — —	— — —	— — —	— — —	— — —	◎ — —	— — —	— ○ ○	— 安全機能なし 安全機能なし			
1階	内壁・内部扉	内壁 1-1	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	◎	—		
		内壁 1-2	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	安全機能なし
1F+2850	内壁・内部扉	内壁 1-3	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	
		内壁 1-4	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—
		内壁 1-5	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	◎	◎	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—
		内壁 1-6	図リ-建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁(1)参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15(1)	工事なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○



添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能 (4/5)

壁	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	二十	備考		
									条	耐	耐	耐	八	八	八	八	九	十	十	十	十	十		十	十
									臨	震	震	震	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢	遮		
									界	1	2	裕	巻	巻	火	空	法	じ	じ	部	水	蔽			
									界	次	次	度	F	F	山	災	災	込	込	火	災	災	災		
									①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②			
1階	床	SI-1	図リ-建-1-14 (3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (1) 参照	火災区画境界	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)	図リ-建-1-14 (3)	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	
		SI-2	図リ-建-1-14 (3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (1) 参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14 (3)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
		SI-3	図リ-建-1-14 (3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (1) 参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14 (3)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	
		SI-4	図リ-建-1-14 (3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (1) 参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14 (3)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
		SI-5	図リ-建-1-14 (3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (1) 参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14 (3)	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		SI-6	図リ-建-1-14 (3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (1) 参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14 (3)	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
		SI-7	図リ-建-1-14 (3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (1) 参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14 (3)	工事なし	-	○	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○
		SI-8	図リ-建-1-14 (3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (1) 参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14 (3)	工事なし	-	○	-	-	◎	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	○
R階	屋根	SR-1	図リ-建-1-14 (4) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (2) 参照	-	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14 (4)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	
		SR-2	図リ-建-1-14 (4) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (2) 参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14 (4)	工事なし	-	◎	○	-	◎	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	
		SR-3	図リ-建-1-14 (4) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (2) 参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14 (4)	工事なし	-	◎	○	-	◎	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	
P R階	SR-4	図リ-建-1-14 (4) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (2) 参照	F1 竜巻防護境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14 (4)	工事なし	-	◎	○	-	◎	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	-	○		
地下1階	コンクリート壁	P-1	図リ-建-1-14 (1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁 (1) 参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15 (1)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	
		P-2	図リ-建-1-14 (1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁 (1) 参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15 (1)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	
		P-3	図リ-建-1-14 (1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁 (1) 参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15 (1)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	
		P-4	図リ-建-1-14 (1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁 (1) 参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15 (1)	工事なし	-	◎	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-

添2表1-3-3 発電機・ポンプ棟の各部位が有する安全機能 (5/5)

壁	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界等の安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	二十二	備考	
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮
									臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽	
									界	1	2	裕	F	F	山	火	災	入	込	込	火		護	
										次	度	度	1	3					め	め	災		障	
																			①	②				
地下ピット	ピット壁	P-5	図リ-建-1-14 (1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁 (1) 参照	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15 (1)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	
	ピット壁	P-6	図リ-建-1-14 (1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁 (1) 参照	—	鉄筋コンクリート造壁		鉄筋コンクリート	図リ-建-1-15 (1)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—
	ピット床	S1-9	図リ-建-1-14 (3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (1) 参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート床スラブ		鉄筋コンクリート	図リ-建-1-14 (3)	工事なし	—	◎	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	◎	—	—
(1) 通り番号の間に壁がある場合 (a_bはa通りとb通りの間) を示す。											図リ-建-1-5 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止	図リ-建-1-5 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止		図リ-建-1-7 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃 (電撃) による損傷の防止	図リ-建-1-7 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃 (電撃) による損傷の防止	図リ-建-1-12 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃 (落下火砕物・積雪) による損傷の防止					図リ-建-1-13 発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止		図リ-建-1-19 発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁	

添2表1-3-4 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 の各部位が有する安全機能

名称	境界位置	区画・境界等の安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考	
								条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮
								臨	震	震	震	巻	巻	火	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽	
								界	1	2	裕	F	F	山	災	災	侵	込	込	火	災	災	備
								—	次	次	度	1	3	—	災	災	入	め	め	災	災	考	
								—	①	②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遮蔽壁 No. 2	壁	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	[Dashed Box]	図リ-建-2-2 図リ-建-2-3	工事なし	—	◎	—	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	◎	—
遮蔽壁 No. 3	壁	—	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リ-建-2-2 図リ-建-2-3	工事なし	—	◎	—	—	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	◎

添2表1-3-5 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (1/5)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四 条		六 条			八 条				九 条	十 条	十 条 六 号	十 一 条	十 二 条	十 二 条	備 考		
									臨 界	耐 震 1 次	耐 震 2 次	耐 震 裕 度	竜 巻 F 1	竜 巻 F 3	雪 ・ 火 山	外 部 火 災	航 空 火 災	不 法 侵 入	閉 じ 込 め ①	閉 じ 込 め ②	内 部 火 災	溢 水	遮 蔽			
1 階	内 壁 ・ 内 部 扉	内 壁 1-1	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	○	-		
		内 壁 1-2	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁 自動扉 (扉:1-ア)	鉄筋 コンクリート 鉄	図ハ-II-1 図ハ-2-1-1-4-1	工事なし 工事なし	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	◎	○	-	安全機能なし	
		堰	図ハ-2-1-1-46参照	溢水防護区画	堰(既設溢水対策1)	鉄筋 コンクリート	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-48	工事なし 工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	◎ <sup>(4)</sup>	○	-	-	
		内 壁 1-3	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	
		内 壁 1-4	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁、図ハ-2P建-1-1 (1)(第5次)第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1 図ハ-2-1-1-37 図ハ-2-1-3-21	改造	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎	-	防火区画の改造(開口部のモルタル閉止)を含む	
					扉(扉:1-イ)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	防火板の点検口を閉止材で閉止
					防火板 (防火板:1-ナ 1、1-ナ2)	鋼	図ハ-2P建-1-11 (第5次) 図ハ-2P建-1-12 (第5次) 図ハ-2P建-1-14 (第5次)																			
		内 壁 1-5	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:1-カ)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-1 図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし 工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	○	-	-	
		内 壁 1-6	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	○	-	-	
		内 壁 1-7	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:1-イ)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ハ-II-1 図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし 工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎	-	-	
		内 壁 1-8	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	-	-	
		内 壁 1-9	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図 1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎	-	-	

□ 囲みは第5次申請を示し、  
□ 囲み以外は第4次申請を示す。

添2表1-3-5 第2加工棟の各部位が有する安全機能(2/5)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四条		六条		八条				九条	十条	十条六号	十一条	十二条	二十二条	備考				
									臨界	耐震1次	耐震2次	耐震裕度	竜巻F1	竜巻F3	雪・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め①	閉じ込め②	内部火災	溢水		遮蔽			
1階	内壁・内部扉	内壁1-19①	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図1階壁、図ハ-2P建-1-1 (1)(第5次)第2加工棟 部位位置 図1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	改造	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	◎	防火区画の改造(開口部のモルタル閉止)を含む		
					扉(扉:1-ウ)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-1-37 図ハ-2-1-3-21	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-	-
					防火板 (防火板:1-メ 1、1-ヌ2)	鋼		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-
		内壁1-19②	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図1階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	
		内壁1-20	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図1階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-	
					扉(扉:1-ノ)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-	
		内壁1-21	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	○	-	-	
		内壁1-22	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図1階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	◎	◎	○	-	-	
		内壁1-23	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置 図1階壁参照	溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	○	-	-	
		堰	図ハ-2-1-1-46参照	溢水防護区画	堰(既設溢水対策1)	鉄 鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	◎ <sup>(4)</sup>	○	安全機能なし
		内壁1-24、1-24'	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図1階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	工事なし	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	-	
		内壁1-25	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置 図1階壁参照	臨界隔離壁	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	◎	-	-	

囲みは第5次申請を示し、  
 囲み以外は第4次申請を示す。

添2表1-3-5 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (3/5)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能		材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考				
										条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮			
										臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽				
										界	1	2	裕	F	F	火	火	火	侵	込	込	火	水	蔽				
										①	次	次	度	1	3	山	災	災	入	め	め	災						
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-38	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	管理区域境界	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事なし	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	-	-	○	汚染のおそれがない第1種管理区域とその他の区域の境界			
										扉 (扉:2-i)	鉄	-	○	-	-	○	○	○	○	-	◎	◎	○	-	○	管理区域境界扉		
		内壁 M2-39	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード			図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし	
											扉 (扉:2-p)	鉄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		内壁 M2-40	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード			図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
											扉 (扉:2-r)	鉄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		内壁 M2-41	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート			図ハ-II-2	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	◎	○	-	
		内壁 M2-42	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁 管理区域境界 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート			図ハ-II-2	工事なし	◎	○	-	-	○	○	○	○	○	-	◎	-	-	◎	-	◎	-	
		内壁 M2-43	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁、図ハ-2P建-1-1(3)(第5次)第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート			図ハ-II-2 図ハ-2P建-1-2 (第5次)	工事なし	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	○	-	
		内壁 M2-44	欠番																									
		内壁 M2-45	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁、図ハ-2P建-1-1(3)(第5次)第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	火災区画境界	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこうボード			図ハ-II-2 図ハ-2P建-1-2 (第5次) 図ハ-2P建-1-16 (第5次)	改造	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	○	防火性能追加	
		内壁 M2-46	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	臨界隔離壁 火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート			図ハ-II-2 図ハ-2-1-1-38 図ハ-2-1-3-21	改造	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	◎	防火区画の改造 (開口部のモルタル閉止) を含む	
内壁 M2-47	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード			図ハ-II-2	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし		

□ 囲みは第5次申請を示し、  
□ 囲み以外は第4次申請を示す。

添2表1-3-5 第2加工棟の各部位が有する安全機能(4/5)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十	十	十二	十二	備考							
									条	耐	耐	耐	竜	竜	雪	外	航	不	閉	閉	内	溢		遮						
									臨	震	震	震	巻	巻	・	部	空	法	じ	じ	部	水	蔽							
									界	1	2	裕	F	F	火	火	侵	込	込	火	水	蔽								
									一	次	次	度	1	3	山	災	災	入	①	②	災		二	二						
3階	内 壁 ・ 内 部 扉	内 壁 3-5	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁、図ハ-2 P建-1-1 (5) (第5次) 第2加工棟 部位位 置図 3階壁参照	火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-	-				
					扉(扉:3-f)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4	改造	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	-	○	-		○	扉の窓の両面を閉止板で閉止		
								図ハ-2-1-4-8																						
								図ハ-2 P建-1-1 1 (第5次) 図ハ-2 P建-1-1 2 (第5次)																						
		内 壁 3-6	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-4	工事なし	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	○	◎	第2フィルタ室への溢水防止			
				扉(扉:3-a)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4		工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	-	○	-				
		堰	図ハ-2-1-1-4 9参照	溢水防護区画	堰(溢水対策21)	鋼		図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-4 3	改造	-	●	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	○	◎	○	内部溢水対策(第2フィルタ室への溢水防止)で設置				
		内 壁 3-7	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-4	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	-			
				扉(扉:3-b)	鉄	図ハ-2-1-4-4		工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし			
		内 壁 3-8	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	火災区画境界 溢水防護区画	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-4	工事なし	-	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	竜巻飛来物は外壁3-13又は3-15と合わせて防護		
					扉(扉:3-c) (既設溢水対策6)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-4 8 図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎	PAT	-		
					扉(扉:3-d) (既設溢水対策7)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-4 8 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	PAT	-	
								図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし
		内 壁 3-9	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	-	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし			
				扉(扉:3-f)	鉄	図ハ-2-1-4-4		工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし			
		内 壁 3-10	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	-	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし			
		扉(扉:3-m)	鉄	図ハ-2-1-4-4	工事なし	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし				
内 壁 3-11	図ハ-1-6 第2加工棟 部位位置 図 3階壁参照	-	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	-	図ハ-II-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし					
			扉(扉:3-g)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし				
			扉(扉:3-h)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし			
			扉(扉:3-i)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし			
		扉(扉:3-o)	鉄	図ハ-2-1-4-4	工事なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	安全機能なし					

□ 囲みは第5次申請を示し、  
□ 囲み以外は第4次申請を示す。





添2表1-3-6 第1加工棟の各部位が有する安全機能 (1/3)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四 六		八				九	十	十一	十二	二十二	備考									
									条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条								
									臨界	耐震1次	耐震2次	耐震裕度	竜巻F1	竜巻F3	雪・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め	内部火災	溢水	遮蔽							
1階	外壁・外部扉	外壁⑤	[境界位置]	火災区画境界 F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図へ-1-1 図へ-2-1-1 図へ-2-1-4 図へ-2-1-17 図へ-2-1-46 図へ-2-1-52 図へ-2-1-53 図へ-2-1-60	改造	—	○	—	—	◎	—	○	◎	—	◎	—	◎	—	◎	隣接建物との間にエキスパンションジョイント設置 鉄筋コンクリート閉止						
					鉄扉 (KSD-6)	鉄 (特定防火設備)	図へ-2-1-35-1 図へ-2-1-35-2 図へ-2-1-36 図へ-2-1-42 図へ-2-1-60	改造	—	○	—	—	◎	—	○	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	竜巻対策扉に改造				
					外壁⑥	[境界位置]	管理区域境界 火災区画境界 F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図へ-1-1 図へ-2-1-1 図へ-2-1-4 図へ-2-1-17 図へ-2-1-46 図へ-2-1-52 図へ-2-1-53 図へ-2-1-60	改造	—	○	—	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎	隣接建物との間にエキスパンションジョイント設置 鉄筋コンクリート閉止		
								外壁⑦-1	[境界位置]	管理区域境界 火災区画境界 F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリート造壁 (約 FL+3200 以下)	鉄筋コンクリート	図へ-1-1 図へ-2-1-1 図へ-2-1-4 図へ-2-1-12 図へ-2-1-52 図へ-2-1-53 図へ-2-1-60	改造	—	○	—	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	隣接建物との間にエキスパンションジョイント設置	
											鉄筋コンクリート造壁 (約 FL+3200 以上)	鉄筋コンクリート	図へ-2-1-52 図へ-2-1-53 図へ-2-1-60	改造	—	○	—	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎
								外壁⑦-2	[境界位置]	管理区域境界 火災区画境界 F1 竜巻防護境界	ガラリ閉止部	鉄	図へ-1 P建-1 (第5次) 図へ-1 P建-5 (第5次)	改造	—	○	—	—	—	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	—	◎
		外壁⑦-3	[境界位置]	管理区域境界 火災区画境界 F1 竜巻防護境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図へ-1-1 図へ-2-1-1 図へ-2-1-4 図へ-2-1-12 図へ-2-1-46 図へ-2-1-49 図へ-2-1-52 図へ-2-1-53 図へ-2-1-60 図へ-1 P建-1 (第5次) 図へ-1 P建-5 (第5次)				改造	—	○	—	—	◎	—	○	◎	—	◎	◎	—	◎	隣接建物との間にエキスパンションジョイント設置 ボード壁の鉄筋コンクリート閉止 壁と屋根の間隙及び母屋材間を [図] で閉止 ガラリの閉止は外壁⑦-1に示す				

□ 囲みは第5次申請を示し、  
□ 囲み以外は第3次申請を示す。

添2表1-3-6 第1加工棟の各部位が有する安全機能 (2/3)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四条		六条		八条				九条	十条	十一条	十二条	二十二条	備考		
									臨界	耐震1次	耐震2次	耐震裕度	竜巻F1	竜巻F3	雪・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め	内部火災	溢水		遮蔽	
1階	内壁・内部扉	内壁⑮	[境界位置図]	火災区画境界 管理区域境界	コンクリートブロック造壁	コンクリートブロック、鉄筋	図へ-1-1 図へ-2-1-1 図へ-2-1-17 図へ-2-1-52 図へ-2-1-53	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	◎	—	◎	—		
					扉 (SD-6)	鉄 (特定防火設備)	図へ-2-1-35-1 図へ-2-1-35-2 図へ-2-1-36 図へ-2-1-42	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	—	○	—	—
		内壁⑯		火災区画境界	コンクリートブロック造壁	コンクリートブロック、鉄筋	図へ-1-1 図へ-2-1-1 図へ-2-1-17 図へ-2-1-52 図へ-2-1-53	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	—	◎	柱に補強部材を取付けるため切り欠いた壁は鉄筋コンクリートで復旧 壁と谷樋間の間隙を [ ] で閉止	
					防火シャッター (SS-2)	鉄 (特定防火設備)	図へ-2-1-1 図へ-2-1-35-1 図へ-2-1-35-2 図へ-1 P建-1 (第5次) 図へ-1 P建-2 (第5次) 図へ-1 P建-3 (第5次) 図へ-1 P建-4 (第5次)	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	◎	以上	○	—	—	
				内壁⑰	火災区画境界	コンクリートブロック造壁	コンクリートブロック、鉄筋	図へ-1-1 図へ-2-1-1 図へ-2-1-17 図へ-2-1-52 図へ-2-1-53	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	—	◎	柱に補強部材を取付けるため切り欠いた壁は鉄筋コンクリートで復旧 壁と谷樋間の間隙を [ ] で閉止
						図へ-1 P建-1 (第5次) 図へ-1 P建-5 (第5次)	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	—	◎	—	—	

囲みは第5次申請を示し、  
 囲み以外は第3次申請を示す。

添2表1-3-6 第1加工棟の各部位が有する安全機能 (3/3)

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画・境界などの安全機能	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	四	六		八				九	十	十一	十二	備考				
									条	耐震1次	耐震2次	耐震裕度	竜巻F1	竜巻F3	雪・火山	外部火災	航空火災	不法侵入	閉じ込め		内部火災	溢水	二十二	
									臨界									遮蔽						
1階	内壁・内部扉	内壁⑱		火災区画境界	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	<input checked="" type="checkbox"/> H-1-1 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-1 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-17 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-44 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-45 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-52 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-53 <input checked="" type="checkbox"/> H-1P建-1 (第5次) <input checked="" type="checkbox"/> H-1P建-5 (第5次)	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	◎	—	◎	鉄筋コンクリート閉止 壁と谷樋間の間隙を で閉止	
					LGS下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	<input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-17 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-44 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-52	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	◎	—	○	不要防火戸のボード閉止
					扉 (KSD-11)	鉄 (特定防火設備)	<input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-1 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-35-1 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-35-2 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-37 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-45	改造	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	◎	—	○	特定防火設備を更新
					防火シャッター (SS-3)	鉄 (特定防火設備)	<input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-1 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-35-1 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-35-2 <input checked="" type="checkbox"/> H-2-1-44	工事なし	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	◎	—	○	—

囲みは第5次申請を示し、  
 囲み以外は第3次申請を示す。



1階平面図

第1加工棟 部位案内図

- 囲みは第5次申請を示し、
- 囲み以外は第3次申請を示す。

## 技術基準規則への適合状況の説明

技術基準規則の各条項における適合状況の説明において、二重四角枠内に当該条項の内容を示す。また、当該条項に関連する加工の事業の変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)申請書(以下「加工事業変更許可申請書」という。)の記載(添付書類1参照)を一重四角枠内に示す。

説明に当たっては、まず「○適合性を示す施設」を冒頭に記載し、次に「適合性を示す設計番号」を記載した後に、適合状況の内容を記載する。

「加工の事業を行う者として、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全の追求に終わりは無いという意識をもって安全のあるべき姿を目指す。最新の知見を反映するとともに最も効果的な安全対策を実現し、公衆の安心感の獲得につなげる。」という基本方針のもと、加工施設は、以下に示す設計方針に基づき安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業許可基準規則」という。)等に適合する設計とする。

(1) 加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。

(2) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。

(3) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然現象及び航空機落下他の外的人為事象(故意によるものを除く。)によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。

本加工施設においては、安全機能を有する施設の機能の喪失により、公衆及び放射線業務従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないため、本加工施設に安全上重要な施設はない。

(記載 No. 1-1)

### イ. 加工施設の位置

(イ) 敷地の面積及び形状 敷地は大阪市中心部から南南西約35 kmの大阪府泉南郡熊取町に位置し、本加工施設を設置する敷地の面積は約27,900 m<sup>2</sup>である。この敷地は、JR阪和線熊取駅の南方約2 kmにあり、標高約48 mの台地に位置する丘陵地の一部を切土造成し、一部を盛土造成で整地したもので、東西約250 m、南北約150 mの矩形に近い形状である。敷地南側は町道に面しており、西側は住宅地、北側及び東側は一般の工場と接している。本加工施設の北東約250 mに二級河川佐野川水系の雨山川が、本加工施設との標高差で約10 m低いところを流れている。近傍の鉄道路線としてJR阪和線が本加工施設から北西約1.2 km、主要道路として関西空港自動車道が南西約2 km、阪和自動車道が南東約2 km、国道170号線が北東約1 km、海上交通として泉佐野港が北西約5 kmの位置にある。航空関係では、本加工施設の北

西約 10 km に関西国際空港がある。本加工施設がある熊取町を含む大阪府南部地域は、和歌山県との境界に連なる和泉山脈から大阪湾に向かって丘陵、段丘・台地、低地が順に分布している。丘陵はその内部を大阪湾に向かって北流する河川によって開析され、南北に延びる多くの丘陵に分割されて、河川に沿った段丘が形成されており、河川沿いに狭い沖積面（谷底低地）が分布している。本加工施設周辺の地下構造は、大阪層群（鮮新世から更新世中期）、段丘堆積層（更新世中期から後期）、表層には沖積層（完新世）が分布している。本加工施設近傍の文献調査によると、本加工施設の南方約 2 km に成合断層があるが、成合断層は敷地内を通るものではなく、成合断層は第四紀後期以降の約 50 万年間に活動しなかったとされている。また、主要な活断層帯として、本加工施設の北方約 8 km に上町断層帯、南方約 9 km に中央構造線活断層帯があるが、本加工施設の敷地にこれらの活断層の露頭はない。

(ロ) 敷地内における主要な加工施設の位置 敷地内の北部に核燃料物質の貯蔵施設及び放射性廃棄物の廃棄施設等からなる第 1 加工棟、南部に成形施設、被覆施設、組立施設及び核燃料物質の貯蔵施設等からなる第 2 加工棟及びその他加工設備の附属施設からなる発電機・ポンプ棟が位置し、西部に核燃料物質の貯蔵施設からなる第 1 - 3 貯蔵棟、並びに放射性廃棄物の廃棄施設等からなる第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟及び第 5 廃棄物貯蔵棟が位置する。

(記載 No. 1-2)

加工施設は、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針に基づき、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減し、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとし、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計し、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然現象及び航空機落下他の外的人為事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない安全設計を行う。加工施設は、その安全設計において、位置、構造・強度、機能・性能を明確にする。

なお、加工事業変更許可申請書に示したとおり、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるものはないため、加工施設には安全上重要な施設はない。

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設において核燃料物質を取り扱う安全機能を有する施設は、通常時に予想される機器若しくは器具の単一の故障又はその誤作動若しくは操作員の単一の誤操作を想定した場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、臨界防止の安全設計を行う。

また、溢水に対し没水しない設計とすること及び火災時の消火水等が侵入しない防護措置を講じること等により、当該設備で想定される最も厳しい結果を与える中性子の減速及び反射の条件により、臨界とならない設計とする。

本加工施設で取り扱う核燃料物質は、濃縮度が 5%以下の濃縮ウラン(再生濃縮ウランを含む。)、天然ウラン及び劣化ウランであり、このうち濃縮度が 5%以下の濃縮ウランを取り扱う設備・機器を臨界安全管理の対象とする。

核燃料物質の取扱いを臨界安全管理の単位に区分けした単一ユニット、及び単一ユニットが二つ以上存在する場合（以下「複数ユニット」という。）の具体的な設計方法を示す。

(記載 No. 2-1)

加工施設は、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針に基づき、核的制限値として形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設定し、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて管理する。また、質量又は幾何学的形状の核的制限値を有する最小臨界質量以上の粉末状のウランを取り扱う設備・機器は、耐震重要度分類第 1 類としての設計や、質量管理として二重装荷を想定した未臨界の確保及びインターロックを設置等する。加えて、溢水水位より高位置への設備・機器の設置や防水カバーによる被水に対する防護措置等により、当該設備で想定される最も厳しい結果を与える中性子の減速及び反射の条件で臨界とならない設計とする。

(i) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける。溶液状のウランを取り扱う設備・機器については、全ての濃度において臨界安全を維持できる形状寸法とする。ただし、少量の溶液の化学分析に用いる最小臨界質量以下のウランを取り扱うものは除く。

文献値による形状寸法制限及び幾何学的形状制限（容積制限）は、取り扱うウランの物理的状态及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2、JAERI-1340 及び JAEA-Data/Code2009-010 により、添 5 二(i)の第 1 表のとおりとする。

添5ニ(イ)の第1表及び添5ニ(イ)の第2表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界 ( $K_{eff} + 3\sigma \leq 0.95$ ) であることを確認して決定した形状寸法、質量、幾何学的形状により、添5ニ(イ)の第3表のとおりとする。

添5ニ(イ)の第1表 形状寸法制限值及び容積制限値 添5ニ(イ)の第2表 質量制限値

添5ニ(イ)の第3表 臨界計算による核的制限値

(記載 No. 2-2)

(ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせ制限する。

添5ニ(イ)の第1表の適用が困難な場合に適用する質量制限は、取り扱うウランの物理的状態及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2 に示された未臨界極限值（臨界に達するおそれのない値）の1/2 未満の値により、添5ニ(イ)の第2表のとおりとする。

添5ニ(イ)の第1表及び添5ニ(イ)の第2表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界 ( $K_{eff} + 3\sigma \leq 0.95$ ) であることを確認して決定した形状寸法、質量、幾何学的形状により、添5ニ(イ)の第3表のとおりとする。

添5ニ(イ)の第1表 形状寸法制限值及び容積制限値 添5ニ(イ)の第2表 質量制限値

添5ニ(イ)の第3表 臨界計算による核的制限値

(記載 No. 2-3)

#### ○核的制限値を有する設備・機器

##### [4.1-F1]

本申請の対象である設備・機器の核的制限値を次表のとおり設定し、臨界を防止する設計とする。臨界防止の安全設計上、複数の設備・機器をまとめて1つの単一ユニットとする場合がある。質量を制限する場合には、信頼性の高いインターロックを設置し、最小臨界質量以下のウランを取り扱う設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。

なお、次表に示す設備・機器のうち2 ton 天井クレーン No. 1 及び2、8 ton 天井クレーンは、燃料集合体保管ラック C 型 No. 1、燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 及び燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 に燃料集合体 1 体を搬送する天井クレーンとして単一ユニットの評価に含まれている。


各単一ユニットの臨界安全に係る設計方針を付属書類 1 に示す。





核燃料物質の臨界防止に係る単一ユニットの臨界安全評価について、次に挙げる設備・機器を除いて既認可からの変更はなく、いずれの設備・機器においても加工事業変更許可申請書に記載した基本方針からの変更はない。粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト、粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機、組立機 No. 1 組立定盤部、組立機 No. 1 スウェーピング部、組立機 No. 2 組立定盤部、組立機 No. 2 スウェーピング部、燃料集合体取扱機 No. 1、縦型定盤 No. 1、燃料集合体外観検査装置 No. 1、2 ton 天井クレーン No. 1、2. 8 ton 天井クレーンの核的制限値と、粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1、スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 の臨界安全評価は加工事業変更許可申請書において既認可から見直しを行っている。これは、最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るためであり設備の構造を変更するものではないため、これらの設備から構成される単一ユニットの大きさに変更はない。既認可から変更のあった設備については次表中の既認可の認可番号欄に変更内容を記載した。

#### ○分析試料保管棚

[4. 1-F1]

第 2 加工棟  に分析試料の貯蔵設備である分析試料保管棚を新設する。分析試料保管棚には、加工事業変更許可申請書に示したとおりの核的制限値を設定する。

この分析試料保管棚の核的制限値については、既認可における  の核的制限値と同一のものを設定する設計としていたため、既認可の認可番号欄には、 の既認可番号を示している。

#### ○上皿電子天秤

[4. 1-F1]

質量の核的制限値を設ける設備・機器において取り扱う核燃料物質の質量が核的制限値未満であることを確認するため、上皿電子天秤を設置する。

上皿電子天秤の臨界防止に係る設計として、上皿電子天秤自体は核的制限値を持たず、上皿電子天秤を設置する設備・機器側に核的制限値を持たせることとしている。上皿電子天秤は一部撤去及び追加を行うが、上皿電子天秤を設置する設備・機器の核的制限値及び配置は既設工認から変更はない。

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶昇降リフト —	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度：5 wt%以下</li> <li>・幾何学的形状制限 (パレット数) 粉末缶昇降リフトと粉末缶移載機の粉末保管パレット数：6 個以下 (粉末缶移載機で取り扱う粉末保管容器 (保管容器F型) 1 個を含めた粉末保管容器 (保管容器F型) 24 個以下) 1 パレット当たりの粉末保管容器個数：4 個以下 粉末保管容器 (保管容器F型) 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下/粉末保管容器 (保管容器F型)</li> <li>・粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件：H/U<math>\leq</math>1.0 (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)</li> </ul>	平成17・04・28原第6号 (平成17年6月28日)  (既認可の核的制限値を質量制限から形状寸法制限に変更)
	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶移載機 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度：5 wt%以下</li> <li>・幾何学的形状制限 (パレット数) 粉末缶昇降リフトと粉末缶移載機の粉末保管パレット数：6 個以下 (粉末缶移載機で取り扱う粉末保管容器 (保管容器F型) 1 個を含めた粉末保管容器 (保管容器F型) 24 個以下) 1 パレット当たりの粉末保管容器個数：4 個以下 粉末保管容器 (保管容器F型) 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下/粉末保管容器 (保管容器F型)</li> <li>・粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件：H/U<math>\leq</math>1.0 (粉末保管容器内 (保管容器F型))</li> </ul>	平成17・04・28原第6号 (平成17年6月28日)  (既認可の核的制限値を質量制限から形状寸法制限に変更)
	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末投入機 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度：5 wt%以下</li> <li>・質量制限 質量：50 kgU235 以下 (粉末投入機で取り扱う粉末保管容器 (保管容器F型) 1 個分 (1.1 kgU235 を含む))</li> <li>・水密構造 減速条件：H/U<math>\leq</math>1.0 (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)</li> </ul>	原規規発第1801233号 (平成30年1月23日)  (既認可から臨界計算コードを変更)
	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末混合機 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度：5 wt%以下</li> <li>・質量制限 質量：50 kgU235 以下 (粉末投入機で取り扱う粉末保管容器 (保管容器F型) 1 個分 (1.1 kgU235 を含む))</li> <li>・水密構造 減速条件：H/U<math>\leq</math>1.0 (粉末保管容器 (保管容器F型) 内及び粉末混合機内)</li> </ul>	原規規発第1801233号 (平成30年1月23日)  (既認可から臨界計算コードを変更)

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度：5 wt%以下</li> <li>幾何学的形状制限（容積制限） 幾何学的形状（容積）：50 L以下</li> <li>粉末搬送容器の水密構造 減速条件：H/U<math>\leq</math>1.0（粉末搬送容器内）</li> </ul>	平成17・04・28原第6号 （平成17年6月28日）  （既認可から臨界計算コードを変更）
	第2加工棟 第2-2混合室	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度：5 wt%以下</li> <li>本体の質量制限 供給瓶本体 質量：50 kgU235以下</li> <li>粉末取出配管の形状寸法 直径：20 cm以下 長さ：100 cm以下</li> <li>本体の水密構造 減速条件：H/U<math>\leq</math>1.0（供給瓶本体 内）</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）  （既認可から臨界計算コードを変更）
	第2加工棟 第2-2混合室	プレス No. 2-1 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 厚さ：5.0 cm以下</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>質量制限 質量：0.75 kgU235以下</li> </ul>	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>質量制限 質量：0.65 kgU235以下</li> </ul>	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>質量制限 質量：0.75 kgU235以下</li> </ul>	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>質量制限 質量：0.75 kgU235以下</li> </ul>	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下</li> </ul>	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2混合室	計量設備架台 No. 4 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>質量制限 質量：0.65 kgU235以下</li> </ul>	原管研収第130125001号 （平成25年4月17日）
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉 ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉 ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉 ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート 搬送装置 ボート搬送装置部	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート 搬送装置 段積装置部	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下</li> </ul>	原管研発第1312112号 （平成25年12月13日）

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	有軌道搬送装置 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm 以下 幅：31 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm 以下 幅：31 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート置台部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm 以下 幅：31 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm 以下 幅：31 cm 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	5安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	5安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	5安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット抜取部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)	

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置 波板移載部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置	・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (容積制限) 幾何学的形状 (容積)：19 L以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研削液タンク	・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (容積制限) 幾何学的形状 (容積)：19 L以下	原管研発第 1312112 号 (平成 25 年 12 月 13 日)
	第2加工棟 第2-2ペレット室	計量設備架台 No.7 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-1ペレット検査室	ペレット検査台 No.1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 運搬台車 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.75 kgU235 以下	原管研収第 130125001 号 (平成 25 年 4 月 17 日)
	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	スクラップ保管ラック F 型運搬台車 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	ペレット運搬台車 No.3 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	X線透過試験機 No.1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1 トレイ挿入部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (B) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 石定盤部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (C) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.4 ストックコンベア (1) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)

表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載(3)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載(4)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(1)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(2)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア(1)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	6 安(核規)第 592 号 (平成 6 年 10 月 13 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア(2)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	12 安(核規)第 894 号 (平成 12 年 12 月 7 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(5)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 ストックコンベア(2)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(6)部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.1 燃料棒挿入装置(1) —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.2 燃料棒挿入装置(1) —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.1 組立定盤部	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値(集合体体数)を変更)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.1 スウェーピング部	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値(集合体体数)を変更)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.2 組立定盤部	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値(集合体体数)を変更)
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.2 スウェーピング部	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値(集合体体数)を変更)
	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体取扱機 No.1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値(集合体体数)を変更)
	第2加工棟 第2-1組立室	堅型定盤 No.1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値(集合体体数)を変更)

表 設備・機器の核的制限値



区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体外観検査装置 No.1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数：1 体以下	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日) (既認可から核的制限値 (集合体体数) を変更)
	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (D) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 石定盤部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (E) 部	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 第2-1組立室 第2集合体保管室	2 ton 天井クレーン No.1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数：1 体以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日) (既認可から核的制限値 (集合体体数) を変更)
	第2加工棟 第2梱包室 第2集合体保管室	2.8 ton 天井クレーン —	・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数：1 体以下	11 安(核規)第 178 号 (平成 11 年 4 月 21 日) (既認可から核的制限値 (集合体体数) を変更)
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	スクラップ保管ラック F 型 No.2-1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 (棚配列) ペレット保管容器 (保管容器 G 型) を収納する棚の配列 列方向：1 列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器 (保管容器 G 型) の面間距離：10 cm 以上 棚収納部高さ：9.5 cm 以下 ペレット保管容器 縦：27.5 cm 以下 横：27.5 cm 以下 ・中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ：0.5 cm 以上 吸収板配列：各棚に 1 枚の吸収板を 配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホ ウ素の含有率 1.0 wt%以上)	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)
	第2加工棟 	スクラップ保管ラック D 型 No.2-1 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (棚配列) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) を収 納する棚の配列 列方向：1 列 横方向：無限個 上下方向：無限個 粉末保管容器の面間距離：30.5 cm 以上 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下/粉末保 管容器 (保管容器 F 型) ・粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水 密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内)	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)  (既認可から臨界計算コ ードを変更)

表 設備・機器の核的制限値


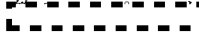
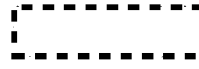



区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>幾何学的形状制限 (棚配列) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) を収納する棚の配列 列方向: 1 列 横方向: 無限個 上下方向: 無限個 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の面間距離: 10 cm 以上</li> <li>粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径: 30 cm 以下 高さ: 22 cm 以下 質量: 1.1 kgU235 以下 / 粉末保管容器 (保管容器 F 型)</li> <li>中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ: 0.5 cm 以上 吸収板配列: 各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)</li> <li>粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 <math>H/U \leq 1.0</math> (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内)</li> </ul>	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)  (既認可から臨界計算コードを変更)
	第2加工棟 	ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt% 以下</li> <li>形状寸法制限 (棚配列) ペレット保管容器 (保管容器 G 型) を収納する棚の配列 列方向: 1 列 横方向: 無限個 上下方向: 無限個 ペレット保管容器 (保管容器 G 型) の面間距離: 10 cm 以上 棚収納部高さ: 9.5 cm 以下 ペレット保管容器 (保管容器 G 型) 縦: 27.5 cm 以下 横: 27.5 cm 以下</li> <li>中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ: 0.5 cm 以上 吸収板配列: 各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)</li> </ul>	平成 16・01・13 原第 8 号 (平成 16 年 3 月 5 日)
	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。</li> </ul>	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。</li> </ul>	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)
	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。</li> </ul>	5 安(核規)第 58 号 (平成 5 年 3 月 12 日)



表 設備・機器の核的制限値

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核的制限値	単一ユニットに係る既認可の認可番号
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 	ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を取り扱う。	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 	ペレット保管ラック E 型 リフター —	・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8 cm 以下	57 安(核規)第 692 号 (昭和 58 年 4 月 16 日)
	第2加工棟 	分析試料保管棚 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量 : 0.65 kgU235 以下	平成 19・08・28 原第 3 号 (平成 19 年 10 月 1 日)
	第2加工棟 	開発試料保管棚 —	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量 : 0.65 kgU235 以下	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)
その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No. 1 粉末取扱フード No. 2 粉末取扱フード No. 3 ドラフトチャンバ No. 1 ドラフトチャンバ No. 2 ドラフトチャンバ No. 3	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量 : 0.65 kgU235 以下 (第 2 分析室に持ち込むウランの総量 (分析試料保管棚を除く) を管理する。)	平成 19・08・28 原第 3 号 (平成 19 年 10 月 1 日)
	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 スクラップ処理装置 試料調整用フード 試料調整用フード No. 1 試料調整用フード No. 2 粉末取扱フード プレス 加熱炉 小型雰囲気可変炉	・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量 : 0.65 kgU235 以下 (第 2 開発室に持ち込むウランの総量 (開発試料保管棚を除く) を管理する。)	平成 17・04・28 原第 6 号 (平成 17 年 6 月 28 日)

(iv) 核的制限値を設定するに当たって文献値を用いる場合は、取り扱う核燃料物質の化学的組成、濃縮度、均質・非均質の別及び減速条件を考慮した上で、最適な減速条件かつ水全反射条件における値を参照する。また、臨界計算を用いる場合は、取り扱う核燃料物質の化学的組成、濃縮度、密度、幾何学的形状及び減速条件、並びに中性子吸収材を考慮し、最も厳しい結果となるよう中性子の減速、吸収及び反射の条件を設定し、かつ、測定又は計算による誤差や誤操作を考慮して十分な裕度を見込む。臨界に達するおそれのない中性子実効増倍係数 ( $K_{eff}+3\sigma$ ) は 0.95 以下とする。

文献値による形状寸法制限及び幾何学的形状制限 (容積制限) は、取り扱うウランの物理的状态及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2、JAERI-1340 及び JAEA-Data/Code2009-010 により、添 5 二(イ)の第 1 表のとおりとする。

添 5 二(イ)の第 1 表の適用が困難な場合に適用する質量制限は、取り扱うウランの物理的状态及び均質、非均質の別を考慮し、TID-7016 Rev. 2 に示された未臨界極限值 (臨界に達するおそれのない値) の 1/2 未満の値により、添 5 二(イ)の第 2 表のとおりとする。

添 5 二(イ)の第 1 表及び添 5 二(イ)の第 2 表のいずれの適用も困難な場合は、必要に応じて減速条件を制限した上で最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定した臨界計算により未臨界 ( $K_{eff}+3\sigma \leq 0.95$ ) であることを確認して決定した形状寸法、質量、幾何学的形状により、添 5 二(イ)の第 3 表のとおりとする。

添 5 二(イ)の第 1 表 形状寸法制限值及び容積制限値 添 5 二(イ)の第 2 表 質量制限値

添 5 二(イ)の第 3 表 臨界計算による核的制限値

(記載 No. 2-5)

#### ○核的制限値を有する設備・機器

##### [4.1-F1]

臨界計算を用いて核的制限値を設定した場合は全て、化学的組成の考慮においては酸化ウラン粉末又はペレット (燃料棒及び燃料集合体を含む) とし、濃縮度については 5 wt% 以下の濃縮ウランであることから上限の 5 wt% とし、粉末のかさ密度については実績値の最大値を踏まえて安全側に設定し、ペレット (燃料棒及び燃料集合体を含む) の密度については理論密度 100% とし、幾何学的形状及び減速条件の考慮においては最も厳しい結果となる条件 (減速条件については (記載 No. 2-10) を参照) を設定し、及び中性子吸収材の考慮においては中性子吸収材の添加量の下限を条件として設定し、反射の条件としては水全反射条件を設定した上で、測定又は計算による誤差や誤操作を考慮して十分な裕度を見込むように、中性子実効増倍係数 ( $K_{eff}+3\sigma$ ) を 0.95 以下とする。

(v) 核的制限値を定めるに当たって参照する文献値は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。

(1) 参考文献 (i) ~ (xiii)

(2) 臨界計算コード (i) KENO V. a モンテカルロ法による輸送計算コードであり、体系の中性子実効増倍係数を求めることができる。使用するライブラリは SCALE システムに付随する

## ○核的制限値を有する設備・機器

## [4.1-F1]

使用した臨界計算コード KENO V. a は、米国原子力規制委員会 (NRC) が原子力施設や原子燃料容器等の許認可評価のための解析手法を標準化するために立案し、この支援の下に米国オークリッジ国立研究所 (ORNL) が開発した SCALE コードシステム (A Modular Code System for Performing Standardized Computer Analysis for Licensing Evaluation) の一部のモンテカルロ計算コードであり、臨界安全評価の分野で世界的に広く使用されているコードである。44 群ライブラリは、典型的な軽水炉スペクトルを対象として作成された詳細群ライブラリ (238 群ライブラリ) をベースとして WH 社製 PWR17 型燃料の中性子スペクトルを使って 44 群の中性子エネルギー群構造に縮約したものである。

KENO V. a コードと 44 群ライブラリの組合せについては、評価手法の信頼性が ORNL から公開された以下の資料に報告されている。

“Validation of the SCALE Broad Structure 44-Group ENDF/B-V Cross-Section Library for Use in Criticality Safety Analyses”, M. D. DeHart, S. M. Bowman, NUREG/CR-6012, ORNL/TM-12460(1994).

この報告書には、低濃縮ウランを用いた燃料棒格子体系の臨界実験として計 59 ケース、低濃縮ウランを用いた溶液体系及び  $U_3O_8$  粉末缶の配列体系等の均質体系とみなせる臨界実験として計 11 ケースの解析結果が掲載されている。これらを含む多数のベンチマーク計算を行って実験値との対比をし、信頼度の十分高いことが立証されたものであることを確認している。

## (5) 核的制限値の変更

最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第 2 加工棟第 2-1 混合室、第 2-2 混合室、第 2-1 ペレット室、第 2-1 燃料棒加工室及び第 2-1 組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コード KENO IV 及び臨界計算コード KENO V. a (27 群ライブラリ) を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コード KENO V. a (44 群ライブラリ) を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。

(記載 No. 23-34)

○核的制限値を有する設備・機器

[4.1-F1]

実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト、粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。

粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1、スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 の計算結果について、使用する臨界計算コードを KENO IV 及び KENO V. a (27 群ライブラリ) から臨界計算コード KENO V. a (44 群ライブラリ) を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。

組立機 No. 1 組立定盤部、組立機 No. 1 スウェーjing部、組立機 No. 2 組立定盤部、組立機 No. 2 スウェーjing部、燃料集合体取扱機 No. 1、堅型定盤 No. 1、燃料集合体外観検査装置 No. 1、2 ton 天井クレーン No. 1、2. 8 ton 天井クレーンの核的制限値について、既認可では取り扱う燃料集合体の体数を PWR 型燃料 1 体、BWR 型燃料 2 体以下としていたものを、燃料集合体 1 体に変更する。

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。  
(b) 形状寸法を核的制限値とする設備・機器は、十分な強度を有する設計とすることによって形状寸法を維持し、設備・機器の供用開始前に実施する検査により核的制限値を満足していることを確認する。  
(記載 No. 2-8)

○核的制限値を有する設備・機器

[4.1-F1]

第六条（地震による損傷の防止）の要求事項に対する説明により、形状寸法を核的制限値とする設備・機器は、十分な強度を有し安全機能が損なわれることがないことを確認している。

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。  
(c) 減速条件を管理する設備・機器については、H/U をパラメータとして、文献記載値を参照するか、又は臨界計算を実施することにより核的制限値を設定する。その際に用いる H/U の値を、当加工施設における核燃料物質の管理方法を考慮して安全側に設定し、十分裕度を持った減速度管理を行う。  
(記載 No. 2-10)

○粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト、粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機、粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1、スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1

[4. 1-F1]

減速条件を管理する設備・機器は、H/U をパラメータとして臨界計算を実施することにより核的制限値を設定している。その際、核燃料物質の状態が粉末の場合、H/U の上限を安全側に 1.0 と設定している。これは、含水率の実績値 0.5 wt% に対して 3.2 wt% に相当するものであり、これにより十分裕度を持った減速度管理を行うことができる。

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(d) 核的制限値を設定する設備・機器は、内部溢水に対し没水しない設計とする。

(記載 No. 2-11)

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(d) 減速条件を管理する設備・機器については、内部へ水が侵入しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。

(記載 No. 2-12)

○核的制限値を有する設備・機器

[4. 1-F1]

第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）の要求事項に対する説明により、核的制限値を設定する設備・機器は、内部溢水に対し没水しない設計であることを確認している。また、減速条件を管理する設備・機器については、内部へ水が侵入しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じることを確認している。

(vi) 核的制限値の維持・管理については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(b) また、幾何学的形状を核的制限値とする設備・機器は、十分な強度を有する設計とすることによって幾何学的形状を維持し、設備・機器の供用開始前に実施する検査により核的制限値を満足していることを確認する。

(記載 No. 2-9)

形状寸法制限又は幾何学的形状の制限の逸脱を防止するため、設備形状によりウランを取り扱う設備・機器の形状寸法又は幾何学的形状を維持するか、ペレットを焼結ボートに積載するときは、形状寸法制限の逸脱がないことを高さ制限棒で確認し、ペレットを波板に積載する場合は、積載段数を制限する。

(記載 No. 15-4)

燃料棒を燃料棒トレイに積載するときは、トレイの構造により燃料棒の段数、間隔等を管理することによって、形状寸法制限の逸脱を防止する。

(記載 No. 15-5)

○核的制限値を有する設備・機器

[4. 1-F1]

設備形状によりウランを取り扱う設備・機器の形状寸法又は幾何学的形状を維持する。ペレットを焼結ボートに積載するときは、形状寸法制限の逸脱がないことを高さ制限棒で確認し、ペレットを波板に積載する場合は積載段数を制限する。また、燃料棒を燃料棒トレイに積載するときは、トレイの構造により燃料棒の段数、間隔等を管理することによって、形状寸法制限の逸脱を防止する。

粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を設備・機器に保管する貯蔵施設では、貯蔵施設内の容器等との離隔距離が逸脱することがないように、設備・機器の構造によって容器等の配列の間隔を担保する。

(記載 No. 15-8)

○核的制限値を有する設備・機器

[4. 1-F1]

粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器を設備・機器に保管する貯蔵施設では、「形状寸法に対する核的制限値の設定に関する事項(記載 No. 2-2)」のとおり、核的制限値として棚配列の間隔を設定している。この棚配列の間隔について、「形状寸法の維持に関する事項(記載 No. 2-8)」に示したとおり、設備・機器の供用開始前に実施する検査により核的制限値を満足していることを確認することで、貯蔵施設内の容器等との離隔距離が逸脱することがないように設計する。

(v) 核燃料物質を不連続的に取り扱う設備・機器においては、移動先の設備・機器の核的制限値を超えない対策として、移動元からの核燃料物質の移動を制限するインターロックを設置する。

(記載 No. 2-20)

(5) 機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部に放出する可能性がある事象が発生することを防止し、公衆に著しい被ばくを与えないようにするため、インターロック機構を設ける設計とする。インターロック機構は、損傷時の影響に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。

(記載 No. 14-8)

設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又

は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。

(記載 No. 15-6)

○粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、供給瓶 No. 2-1 供給瓶、焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機、センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤、センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置

[4.1-F2]

粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機は、粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機で取り扱われる核燃料物質と粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機内の核燃料物質の質量を粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機に設置したロードセルで計量し、質量が設定値を超える場合は粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機の閉じ込め弁を閉止し、核的制限値の逸脱を防止する。

供給瓶 No. 2-1 供給瓶は、投入される核燃料物質の質量を供給瓶 No. 2-1 供給瓶に設置したロードセルで計量し、質量が設定値を超える場合は供給瓶 No. 2-1 供給瓶閉じ込め弁を閉止し、核的制限値の逸脱を防止する。

焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フードは、移動しようとする粉末保管容器内の核燃料物質の質量が設定値を超える場合には装置の扉開閉装置に設置された電気式のインターロック錠が開錠しない。なお、焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フードに移動する核燃料物質を内包する粉末保管容器は、事前に計量登録された容器であり、装置への移動は人的管理によるダブルチェックにより管理する。

焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機は、移動しようとする核燃料物質の質量を焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉に設置した上皿電子天秤で計量し、質量が設定値を超える場合には焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機のリフターを停止し、核的制限値の逸脱を防止する。

センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤は、ペレットの研削個数をカウントし規定数量に達した場合にペレットの供給を停止し、焙焼炉 No. 2-1 運搬台車及び焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機の質量制限の逸脱を防止する。

センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置は、研磨屑回収釜の回転数を監視し、設定値を下回る場合にはペレットの供給及びセンタレス研削設備 No. 2-1 センタレス研削盤を停止し、センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置から排出する廃水を推定臨界下限濃度以下とする。

上記のインターロックの設計を[18.2-F1]に示す。また、インターロックの設計に関する基本方針書を付属書類10に示す。

焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機、センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤、センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置は本設備・機器に逸脱防止に係るインターロックを追加するが、核的制限値は既認可から変更することはなく、当該設備の配置を変更することはない。

なお、第2分析室及び第2開発室における質量制限の逸脱防止については、保安規定に定めて管理する。

2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

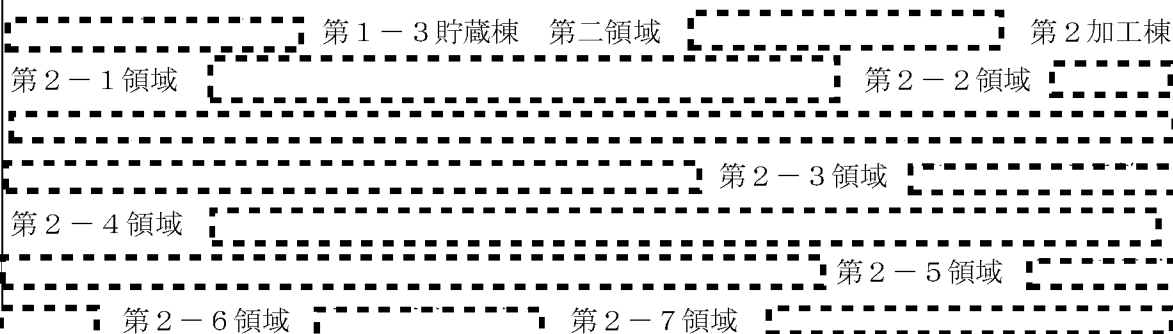
[適合性の説明]

本加工施設を、臨界安全管理上の領域に区分する。領域は臨界隔離壁又は距離によって核的に隔離し、各領域間には中性子相互作用がない設計とし、領域ごとに複数ユニットの臨界安全設計を行う。具体的な設計方法を以下に示す。なお、単一ユニット間が次の条件を満たす場合、中性子相互作用を無視し得るため、核的に隔離されているものとする。① 30.5 cm 以上の厚さのコンクリートで隔離している場合。② 単一ユニット間の距離が、3.7 m あるいは関係する単一ユニットの最大寸法のいずれよりも大きい場合。ここで、単一ユニットの最大寸法とは、単一ユニット間の中心を結ぶ直線に直交する面への単一ユニットの投影図における最大寸法をいう。

(iii) 単一ユニットの隔離による場合

各単一ユニットが次のいずれかの条件により、他の単一ユニットから隔離されている場合は、TID-7016 Rev.1 又は 10 CFR Part70 (1963 年版) により、その単一ユニットと他の単一ユニットとの相互作用はない。(a) 30.5 cm 以上の厚さのコンクリート (以下「臨界隔離壁」という。) で隔離されている場合<sup>(註)</sup>。(b) 単一ユニット間の距離が、3.7 m あるいは関係する単一ユニットの最大寸法のいずれよりも大きい場合。ここで、単一ユニットの最大寸法とは、単一ユニット間の中心を結ぶ直線に直交する面への単一ユニットの投影図における最大寸法をいう。注。(a)における扉等の開口部については、開口部を1つのユニットとみなしてその安全性を確認する。

加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。第1加工棟 第一領域



各領域内の単一ユニット相互間の中性子相互作用について、第1加工棟の第一領域、第1-3貯蔵棟の第二領域、第2加工棟の第2-3領域及び第2-5領域は、いずれも独立した単一ユニットである。各領域内の設備・機器を一つの単一ユニットとし、臨界計算により核的制限値を設定することで臨界安全性を確認する。また、第2加工棟の第2-2領域及び第2-4領域の各領域内の複数ユニットの臨界安全性については、「立体角法」により単一ユニット相互間の核的に安全な配置を決定する。第2加工棟の第2-1領域、第2-6領域及び第2-7領域の各領域内の複数ユニットの臨界安全性については、信頼度の十分高いことが立証された計算コードを用いた臨界計算により、単一ユニット相互間の核



的に安全な配置を決定する。

(i) 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟の主要な設備及び機器は、添5イ(ρ)の第1図に示すように配置し、添5ニ(ρ)の第1図に示す臨界安全管理の領域に区分して管理する。第1加工棟(第一領域)は、第1加工棟と第1-3貯蔵棟及び第2加工棟のコンクリート壁の厚さが合わせて31cm以上であるため、他の領域(第1-3貯蔵棟及び第2加工棟)との間の相互作用はないとみなすことができる。また、第1-3貯蔵棟(第二領域)は、第1-3貯蔵棟と第1加工棟及び第2加工棟のコンクリート壁の厚さが合わせて31cm以上であるため、他の領域(第1加工棟及び第2加工棟)との間の相互作用はないとみなすことができる。したがって、第一領域内の単一ユニット及び第二領域内の単一ユニットは、いずれも独立した単一ユニットである。

(ii) 第2加工棟 第2加工棟の主要な設備及び機器は添5イ(ρ)の第2図に示すように配置し、添5ニ(ρ)の第2図に示す臨界安全管理の領域に区分して管理する。第2-1領域から第2-7領域までの各領域は、その境界を臨界隔離壁により隔離するので、互いの領域間の相互作用はない。また、第2-1領域から第2-7領域においては、領域内の単一ユニットの核的制限値を定めて「立体角法」により、又は臨界計算により単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを確認し、第2-4領域のうち[ ]に設置する4つの燃料集合体保管区域は、当該領域内におけるこれらの区域以外の単一ユニットからの距離により隔離し、単一ユニットの相互間は核的に安全な配置であることを確認する。臨界安全管理の領域において、第2-2領域の[ ]、第2-7領域の[ ]については混入する可能性のある場合は、臨界安全管理上特に問題ないことを確認する。

添5ニ(ρ)の第1図 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟の臨界安全管理の領域

添5ニ(ρ)の第2図 第2加工棟の臨界安全管理の領域

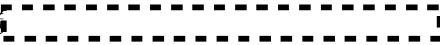
(記載 No. 2-13)

次表に示すとおり、本加工施設を臨界安全管理上の領域に区分する。

建 物	臨界安全管理上の領域	室名
第1加工棟	第一領域	
第1-3貯蔵棟 <sup>注1</sup>	第二領域	
第2加工棟	第2-1領域	
	第2-2領域	
	第2-3領域	
	第2-4領域	
	第2-5領域	
	第2-6領域	
	第2-7領域	

注1：後半申請の対象施設

各領域の隔離については次表のとおり整理としている。各領域間の隔離方法を付属書類1に示す。臨界隔離壁の存在しない箇所については距離により隔離されていることを確認している。なお、後半申請の対象については次のとおり扱っている。第二領域では核燃料物質を取り扱わない。第2-2領域では後半申請対象の各ユニットが既認可の状態が存在するものとして評価に含めているが核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないため、後半申請の施設で核燃料物質が臨界に至るおそれはなく前半申請の施設の核燃料物質との中性子相互作用は生じない。

第2-4領域とに設置する4つの燃料集合体保管区域は距離により隔離されており、単一ユニット相互間は核的に安全な配置である。

輸送容器が各領域の近傍を通過する場合について、輸送容器に収納された燃料集合体は中性子相互作用を生じないため他の単一ユニットに影響を及ぼさない。

領域	隔離する領域		
	第一領域	第二領域 <sup>注1</sup>	第2-1領域～第2-7領域
第一領域	—	領域間のコンクリート壁の厚さ31 cm以上又は距離による隔離	臨界隔離壁
第二領域 <sup>注1</sup>	領域間のコンクリート壁の厚さ31 cm以上又は距離による隔離	—	臨界隔離壁又は距離による隔離
第2-1領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁又は距離による隔離	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>
第2-2領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁又は距離による隔離	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>
第2-3領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>
第2-4領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁又は距離による隔離	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>
第2-5領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>
第2-6領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>
第2-7領域	臨界隔離壁	臨界隔離壁又は距離による隔離	臨界隔離壁 <sup>注2</sup>

注1：後半申請の領域

注2：開口部における隔離については付属書類1にて確認を行っている。

○第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-6領域及び第2-7領域の核的制限値を有する設備・機器

[4.2-F1][4.2-F2]

立体角法又は臨界計算による複数ユニット評価では、単一ユニットの配置及び寸法に係る設計方針は既認可及び加工事業変更許可申請書に示した方針から変更はない。複数ユニットの臨界安全に係る設計方針を付属書類1に示す。





なお、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟には臨界安全管理上の領域がなく、臨界隔離壁はない。

各設備・機器が属する臨界安全管理上の領域で、単一ユニットの配置を立体角法又は臨界計算により確認する。その結果に基づいて設備・機器を配置することにより、臨界を防止する設計とする。

本申請に係る領域は、第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-6領域及び第2-7領域である。各領域の設備・機器を単一ユニットごとにくくり、次表に示す。次表には、単一ユニットを構成する設備・機器について、後半申請の設備・機器並びに第1次設工認及び第4次設工認において申請済みの設備・機器を含めて示している。

領域内の単一ユニットの核的制限値を定め、立体角法又は臨界計算により単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを確認する（(記載No. 2-14)参照）。

核燃料物質の臨界防止に係る複数ユニットの臨界安全評価について、第2-4領域に関し第1次設工認において申請済みの燃料集合体保管ラックE型 No. 1 の撤去を反映したことのほかには、既認可からの変更はない。

また、第2-7領域における複数ユニット評価について、既認可においてはウランを立方体領域とし4個の立方体領域を正方格子状に配置したモデルで評価を行っている。この4個の立方体領域は、では開発試料保管棚、開発試料保管棚以外の設備、の設備の3個及び臨界安全評価モデルの保守性を考慮した1個からなる。本申請において、第2-7領域に存在する単一ユニットは、では開発試料保管棚、燃料開発設備、では分析試料保管棚、分析設備の計4個であり、複数ユニット評価は4個の立方体領域である既認可から変更はない。

○燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No. 1 運搬台車

[4.2-F1]

立体角法による複数ユニット評価における燃料棒トレイ置台及び脱ガス設備 No. 1 に係るウランの取扱いについては、既認可において「PWR型6段以下又はBWR型5段以下のトレイ段数で取り扱う。」としていたものを、加工事業変更許可において「トレイ段数5段以下で取り扱う。」に見直している。これは、PWR型とBWR型の燃料棒の取扱いを揃える適正化のためであり設備の構造を変更するものではないため、これらの設備から構成される単一ユニットの大きさに変更はない。したがって、立体角法による複数ユニット評価では、当該ユニットの配置及び寸法に係る設計方針は既認可から変更はない。

○分析試料保管棚、開発試料保管棚

[4.2-F2]

分析試料保管棚は新設に伴い単一ユニットを追加し、開発試料保管棚は配置を変更する。変更後の位置においても臨界安全評価モデルの単一ユニットの個数及び配置に影響はなく、当該設備の複数ユニット評価は既認可の評価に包含されるため、第2-7領域の複数ユニット評価は既認可から変更はない。

安全機能を有する施設を次表に示す。

表 安全機能を有する施設（組立施設）

臨界防止：クレーン2個の近接防止構造

(記載 No. 14-11)

○2 ton 天井クレーン No. 1、2.8 ton 天井クレーン

[4.2-F1]

2 ton 天井クレーン No. 1 及び2.8 ton 天井クレーンは、搬送元である第2-4領域及び搬送先である第2-6領域において単一ユニットを設定しており、搬送中の状態を複数ユニットの臨界安全評価に包含している。また、2 ton 天井クレーン No. 1 及び2.8 ton 天井クレーンは設備自身の幅と近接防止構造によって、設備間を密着させたとしても搬送する燃料集合体間の距離を3.7 m以上に保持する。したがって単一ユニット間の隔離の条件を満たすことから、2 ton 天井クレーン No. 1 及び2.8 ton 天井クレーンで取り扱う燃料集合体の間で中性子相互作用は生じない。

建物	領域	室名	単一ユニット	設備・機器名称 機器名	複数ユニットに係る既認可の認可番号
			Unit No.		
第2加工棟	第2-2領域		2-2(1) 粉末缶リフター 粉末缶受台	粉末缶リフター ー注3 粉末缶受台 ー注3	原管研発第1312112号 (平成25年12月13日)
			2-2(2) 粉末缶台車	原料搬送設備 No.2 粉末缶台車注1	
			2-2(3) 粉末投入台	粉末投入台 ー注3	
			2-2(4) 粉末混合機	粉末混合機 No.1 ー注3	
			2-2(5) 大型供給瓶	大型供給瓶 ー注3	
			2-2(6) 粉末取出し台	粉末取出し台 ー注3	
			2-2(7) 粉末集塵機	粉末集塵機 (粉末混合機) ー注3	
			2-2(8) グローブボックス	焙焼炉 No.1 グローブボックス No.1 注3	
			2-2(9) 焙焼炉	焙焼炉 No.1 焙焼炉注3	
			2-2(10) 運搬台車 (粉末)	運搬台車 No.2 ー注3	
			2-2(11) 計量設備架台	計量設備架台 No.1 ー注3	
			2-2(12) スクラップ保管ラックC型	スクラップ保管ラックC型 No.1 ー注3	
			2-2(13) スクラップ保管ラックD型	スクラップ保管ラックD型 No.1 ー注3	
			2-2(14) 粉末供給機	粉末供給機 ー注3	
			2-2(15) 粉末集塵機	粉末集塵機 (プレス) ー注3	
			2-2(16) プレス ペレット搬送コンベア	プレス No.1 ー注3 ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア ペレット搬送コンベア部注3 ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア ペレット抜取検査装置部注3 ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア 抜取ペレット移載部注3 ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア 圧粉ペレット移載部注3 ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 ボート搬送部注3	
			2-2(17) ボート段積装置 ボート移載装置 ボート搬送装置	ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 ボート搬送部注3 ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 段積部注3 ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 移載部注3	
			2-2(18) 連続焼結炉	連続焼結炉 No.1 ー注3	
			2-2(19) センタレス研削盤・洗浄機 解体装置 ペレット供給機 運搬台車 ペレット乾燥機 ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 波板搬送装置 ペレット搬送設備 No.2	センタレス研削設備 No.1 センタレス研削部注3 センタレス研削設備 No.1 ペレット洗浄部注3 ペレット搬送装置 No.1 解体装置 解体部注3 センタレス研削設備 No.1 ペレット供給機注3 運搬台車 No.1 ー注3 ペレット乾燥機 No.1 ー注3 ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 ペレット搬送部注3 ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 ペレット移載部注3 ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置 ペレット抜取検査部注3 ペレット搬送装置 No.1-2 波板搬送装置 外観検査装置部注3 ペレット搬送装置 No.1-2 波板搬送装置 波板搬入、搬出部注3 ペレット搬送装置 No.1-2 波板搬送装置 波板移載部注3 ペレット搬送装置 No.1-2 波板搬送装置 波板移載装置部注3 ペレット搬送設備 No.2 ー注3	
			2-2(20) 研磨屑回収装置	センタレス研削設備 No.1 研磨屑回収装置注3	
			2-2(21) 研磨屑乾燥機	センタレス研削設備 No.1 研磨屑乾燥機注3	
			2-2(22) 計量設備架台	計量設備架台 No.3 注3 ー	
			2-2(23) ペレット一時保管台	ペレット一時保管台 No.1 注3 ー	
			2-2(24) ペレット保管ラックC型	ペレット保管ラックC型 No.1 注3 ー	

建物	領域	室名	単一ユニット	設備・機器名称 機器名	複数ユニットに係る既認可の認可番号	
			Unit No.			
第2加工棟	第2-2領域		2-2(25)	粉末缶昇降リフト 粉末缶移載機	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶昇降リフト — 粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶移載機 —	原管研発第1312112号 (平成25年12月13日)
			2-2(26)	粉末混合機 粉末搬送機(粉末搬送容器) 粉末投入機	粉末混合機 No.2-1 粉末混合機 — 粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送容器 粉末混合機 No.2-1 粉末投入機 —	
			2-2(27)	粉末搬送機(粉末搬送容器) 供給瓶	粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送容器 供給瓶 No.2-1 供給瓶	
			2-2(28)	プレス	プレス No.2-1 —	
			2-2(29)	研磨屑乾燥機	焙焼炉 No.2-1 研磨屑乾燥機	
			2-2(30)	破碎装置	焙焼炉 No.2-1 破碎装置	
			2-2(31)	粉末取扱フード	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱フード	
			2-2(32)	粉末取扱機	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱機	
			2-2(33)	焙焼炉	焙焼炉 No.2-1 焙焼炉	
			2-2(34)	計量設備架台	計量設備架台 No.4 —	
			2-2(35)	スクラップ保管ラックF型	スクラップ保管ラックF型 No.2-1 —	
			2-2(36)	スクラップ保管ラックD型	スクラップ保管ラックD型 No.2-1 —	
			2-2(37)	スクラップ保管ラックE型	スクラップ保管ラックE型 No.2-1 —	
			2-2(38)	圧粉ペレット搬送装置	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部 焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部 焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部	
			2-2(39)	ボート搬送装置	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部 焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置 段積装置部	
			2-2(40)	有軌道搬送装置 連続焼結炉 焼結ボート置台	有軌道搬送装置 — 連続焼結炉 No.2-1 — 焼結ボート置台 焼結ボート置台部 焼結ボート置台 焼結ボート解体部	
			2-2(41)	ペレット移載機 SUSトレイ保管台 ペレット供給機	ペレット搬送設備 No.2-1 ペレット移載部 ペレット搬送設備 No.2-1 SUSトレイ搬送部 ペレット搬送設備 No.2-1 SUSトレイ保管台部 センタレス研削装置 No.2-1 ペレット供給機	
			2-2(42)	センタレス研削設備	センタレス研削装置 No.2-1 センタレス研削盤	
			2-2(43)	ペレット搬送装置 ペレット乾燥機 ペレット検査台 ペレット移載装置 波板移載装置	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No.1部 ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No.2部 ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置 目視検査部 ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部 ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部 ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置 ペレット採取部 ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部 ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置 波板移載部	
			2-2(44)	研磨屑回収装置 運搬台車	センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置 焙焼炉 No.2-1 運搬台車 —	
			2-2(45)	研削液タンク	センタレス研削装置 No.2-1 研削液タンク	
			2-2(46)	運搬台車	スクラップ保管ラックF型運搬台車 —	
			2-2(47)	計量設備架台	計量設備架台 No.7 —	
			2-2(48)	ペレット保管ラックD型	ペレット保管ラックD型 No.2-1 —	

建物	領域	室名	単一ユニット	設備・機器名称 機器名	複数ユニットに係る既認可の認可番号
			Unit No.		
第2加工棟	第2-2領域		2-2(49) ペレット検査台 運搬台車	ペレット検査台 No.1 — ペレット運搬台車 No.3 —	原管研発第1312112号 (平成25年12月13日)
	第2-3領域		2-3(1) ペレット保管ラックB型	ペレット保管ラックB型 No.1 — <sup>注1</sup> ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーン <sup>注1</sup> ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.1 ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.2 ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター	— <sup>注2</sup>
	第2-4領域		2-4(1) ペレット搬送設備 No.4 ペレット検査台 ペレット編成挿入機 燃料棒解体装置 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒搬送設備 No.8	ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター ペレット搬送設備 No.4 ペレット保管箱受台 ペレット検査台 No.2 — <sup>注1</sup> ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部 <sup>注1</sup> ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 <sup>注1</sup> ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部 <sup>注1</sup> ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部 <sup>注1</sup> 燃料棒解体装置 No.1 — <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部 <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部 <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部 <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部 <sup>注1</sup>	平成17・04・28原第6号 (平成17年6月28日)
			2-4(2) 燃料棒トレイ置台 脱ガス装置	燃料棒トレイ置台 — <sup>注1</sup> 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 <sup>注1</sup> 脱ガス設備 No.1 運搬台車 <sup>注1</sup>	
			2-4(3) 第二端栓溶接装置 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒搬送設備 No.9	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部 <sup>注1</sup> 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部 <sup>注1</sup> 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部 <sup>注1</sup> 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部 <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A) — <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2) — <sup>注1</sup> 燃料棒搬送設備 No.9 — <sup>注1</sup>	
			X線透過試験機 ヘリウムリーク試験機 燃料棒検査台 燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒搬送設備 No.9	X線透過試験機 No.1 — ヘリウムリーク試験機 No.1 トレイ挿入部 ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部 燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送(B)部 燃料棒検査台 No.1 石定盤部 燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送(C)部 燃料棒搬送設備 No.4 ストックコンベア(1)部 燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載(3)部 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載(4)部 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(1)部 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(2)部 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア(1)部 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア(2)部 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(5)部 燃料棒搬送設備 No.6 ストックコンベア(2)部 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(6)部 燃料棒搬送設備 No.9 — <sup>注1</sup>	

建物	領域	室名	単一ユニット		設備・機器名称 機器名	複数ユニットに係る既認可の認可番号				
			Unit No.							
第2加工棟	第2-4領域		2-4(4)	ペレット一時保管台	ペレット一時保管台 一注1	平成17・04・28原第6号 (平成17年6月28日)				
			2-4(5)	ペレット検査装置	ペレット検査装置 No.5 一注1					
			2-4(6)	ペレット編成挿入機 燃料棒搬送設備 No.8	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部注1 ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部注1 燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部注1 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部注1					
			2-4(7)	燃料棒解体装置	燃料棒解体装置 No.2 一注1					
			2-4(8)	計量設備架台	計量設備架台 No.9 一注1					
			2-4(9)	計量設備架台	計量設備架台 No.10 一注1					
			2-4(10)	ペレット保管ラックE型	ペレット保管ラックE型 No.2-1 一注1					
			2-4(11)	ペレット保管ラックE型リフター	ペレット保管ラックE型リフター 一					
			2-4(12)	燃料棒挿入装置	組立機 No.1 燃料棒挿入装置(1) 一					
			2-4(13)	燃料棒挿入装置	組立機 No.2 燃料棒挿入装置(1) 一					
			2-4(14)	組立機	組立機 No.1 組立定盤部 組立機 No.1 スウェーjing部					
			2-4(15)	組立機	組立機 No.2 組立定盤部 組立機 No.2 スウェーjing部					
			2-4(16)	燃料集合体取扱機	燃料集合体取扱機 No.1 一					
			2-4(17)	堅型定盤	堅型定盤 No.1 一					
			2-4(18)	燃料集合体外観検査装置	燃料集合体外観検査装置 No.1 一					
			2-4(19)	立会検査定盤	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送(D)部 立会検査定盤 No.1 石定盤部 立会検査定盤 No.1 燃料棒移送(E)部					
			第216領域	第2-6領域(南側)			2-6(1)	燃料集合体保管ラックC型	燃料集合体保管ラックC型 No.1 一注1	平成17・04・28原第6号 (平成17年6月28日)
							2-6(2)	燃料集合体保管ラックD型	燃料集合体保管ラックD型 No.1 一注1	
				第2-6領域(北側)			2-6(3)	燃料集合体保管ラックC型	燃料集合体保管ラックC型 No.2 一注1	
第2-7領域			2-7(1)	分析設備全体	分析設備 粉末取扱フード No.1 分析設備 粉末取扱フード No.2 分析設備 粉末取扱フード No.3 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 分析設備 ドラフトチャンバ No.3	平成19・08・28原第3号 (平成19年10月1日)				
			2-7(2)	試料保管棚	分析試料保管棚 一					
			2-7(3)	実験設備全体	燃料開発設備 スクラップ処理装置 燃料開発設備 試料調整用フード 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 燃料開発設備 粉末取扱フード 燃料開発設備 プレス 燃料開発設備 加熱炉 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉					
			2-7(4)	試料保管棚	開発試料保管棚 一					

注1：第1次設工認、第4次設工認にて申請済み。

注2：第2-3領域は、独立した単一ユニットのみで構成するため、複数ユニット評価は不要。

注3：後半申請の施設。

(i) 単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを立体角法又は臨界計算により確認し、それぞれの単一ユニットをその結果に基づいて配置する。なお、立体角法とは、中性子相互作用を考慮した複数ユニットの未臨界性を単一ユニット間の立体角の総和を求めることにより確認する手法である。

複数ユニットの臨界安全は、各単一ユニットを次のいずれかの方法により核的に安全な配置とすることにより確保する。

(i) 立体角法による場合

(ii) 臨界計算による場合

(記載 No. 2-14)

○第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-6領域及び第2-7領域の核的制限値を有する設備・機器

[4.2-F1][4.2-F2]

本申請に係る臨界安全管理上の各領域に対し、単一ユニット相互間が核的に安全な配置であること（複数ユニットの臨界安全）を、以下に示す方法で確認する。

核燃料物質の臨界防止に係る設計方針を付属書類1に示す。

領域	複数ユニットの臨界安全の評価方法
第2-1領域 <sup>*1</sup>	臨界計算
第2-2領域	立体角法
第2-3領域	(独立した単一ユニット) <sup>*2</sup>
第2-4領域	立体角法
第2-5領域 <sup>*1</sup>	(独立した単一ユニット) <sup>*2</sup>
第2-6領域	臨界計算
第2-7領域	臨界計算

\*1 第1次設工認において申請済み。

\*2 独立した単一ユニットは、領域内に単一ユニットが一つだけ存在する設計であるため、領域内で単一ユニット相互間が核的に安全な配置であることを確認する対象にならないことを示す。

臨界安全管理上の領域内に単一ユニットが2つ以上存在する場合における核的に安全な配置の設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物（第2加工棟）の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。

ここで、本申請の対象のうち、燃料集合体保管ラックC型No.2を設置する第2-6領域（北側）においては、1つの単一ユニットのみを配置する設計とする。この場合、当該領域内に単一ユニットが2つ以上存在しないことから複数ユニット評価は不要であるが、当該領域内に単一ユニットが2つ以上存在する場合と同様に、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定することで核的に安全な配置の設計を担保する。



(ii) 立体角法により核的に安全な配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、立体角の総和 $\Omega$  (ステラジアン) が次式を満たすように各単一ユニットの配置を決定する。 $\Omega \leq 9-10 \times K_{eff}$  ここで、上式における $K_{eff}$ は、単一ユニットの中性子実効増倍係数であり、立体角法に適用できる $K_{eff}$ を0.8以下とする。臨界計算により核的制限値を設定した場合は最適な減速条件及び $+3\sigma$ を考慮した上で、単一ユニット間の中性子相互作用を最も厳しく取り扱うものとして反射体なしの中性子実効増倍係数とする。公表された信頼度の十分高い文献を参照して、形状寸法による核的制限値を設定した場合は0.8とし、質量による核的制限値を設定した場合は0.65とする。

(ii) 立体角法により核的に安全な配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、立体角の総和 $\Omega$  (ステラジアン) が次式を満たすように各単一ユニットの配置を決定する。 $\Omega \leq 9-10 \times K_{eff}$  ここで、上式における $K_{eff}$ は、単一ユニットの中性子実効増倍係数であり、立体角法に適用できる $K_{eff}$ を0.8以下とする。臨界計算により核的制限値を設定した場合は最適な減速条件及び $+3\sigma$ を考慮した上で、単一ユニット間の中性子相互作用を最も厳しく取り扱うものとして反射体なしの中性子実効増倍係数とする。公表された信頼度の十分高い文献を参照して、形状寸法による核的制限値を設定した場合は0.8とし、質量による核的制限値を設定した場合は0.65とする。また、臨界計算により核的に安全な配置を定めるに当たっては、信頼性の高い臨界解析コードを用い、最適な減速条件及び水全反射の条件で中性子実効増倍係数( $K_{eff}+3\sigma$ )が0.95以下となるように各単一ユニットの配置を決定する。

(i) 立体角法による場合

立体角法による単一ユニット間の相互作用は、TID-7016 Rev. 2により次の基準に従う。(a)各単一ユニット間の面間距離は30 cm以上とする。(b)単一ユニットの $K_{eff}$ は0.8以下とする。(c)立体角の計算はTID-7016 Rev. 2の方法に従う。許容される立体角は6ステラジアンを超えないものとする。(d)相互作用の評価に使用する単一ユニットの $K_{eff}$ は次により算出する。  
\*添5ニ(イ)第1表で定めた形状寸法制限値又は容積制限値が適用されている単一ユニットでは、 $K_{eff}$ は0.8<sup>(注)</sup>とする。  
\*添5ニ(イ)第2表で定めた質量制限値が適用されている単一ユニットでは、 $K_{eff}$ は0.65<sup>(注)</sup>とする。  
\* $K_{eff}$ を臨界計算により求める場合は、原則として最適な減速条件で反射体がない条件で求める。注. 10 CFR Part70 (1963年版)による。  
(e)(c)及び(d)で求めた立体角 $\Omega$ と $K_{eff}$ が、次式を満たすようにする。 $\Omega$  (ステラジアン)  $\leq (9-10 \times K_{eff})$  (TID-7016 Rev. 2 (4.9)式による。)

(記載 No. 2-15)

○第2-2領域、第2-4領域の核的制限値を有する設備・機器

[4.2-F1]

核的に安全な配置を定めるに当たって用いた立体角法は、TID-7016 Rev. 2\*を参考としており、公表された信頼度の十分高い評価手法である。

立体角法による単一ユニット間の相互作用は、TID-7016 Rev. 2により次の基準に従う。

(a) 各単一ユニット間の面間距離は30 cm以上とする。

(b) 各単一ユニットの $K_{eff}$ は0.8以下とする。

(c) 立体角の計算はTID-7016 Rev. 2の方法に従う。

許容される立体角は6ステラジアンを超えないものとする。

(d) 相互作用の評価に使用する単一ユニットの  $K_{eff}$  は次により算出する。

\*添5ニ(イ)第1表で定めた形状寸法制限値又は容積制限値が適用されている単一ユニットでは、 $K_{eff}$  は0.8とする。

\*添5ニ(イ)第2表で定めた質量制限値が適用されている単一ユニットでは、 $K_{eff}$  は0.65とする。

\* $K_{eff}$  を臨界計算により求める場合は、原則として最適な減速条件で反射体がない条件で求める。

(10 CFR Part70 (1963年版)による。)

(e) (c)及び(d)で求めた立体角 $\Omega$ と $K_{eff}$ が、次式を満たすようにする。

$$\Omega \text{ (ステラジアン)} \leq (9-10 \times K_{eff})$$

(TID-7016 Rev.2 (4.9)式による。)

※: TID-7016 Rev.2 “Nuclear Safety Guide” J. T. Thomas (1978).

(ii) 臨界計算により核的に安全な配置を定めるに当たっては、信頼性の高い臨界解析コードを用い、最適な減速条件及び水全反射の条件で中性子実効増倍係数 ( $K_{eff}+3\sigma$ ) が0.95以下となるように各単一ユニットの配置を決定する。

(ii) 臨界計算による場合

単一ユニット間の相互作用を臨界計算により評価する場合には、検証された臨界計算コードを使用して、原則として最も効率の良い中性子減速条件を考慮した体系において、 $K_{eff}$  を計算し、十分に未臨界 ( $K_{eff}+3\sigma \leq 0.95$ ) となるようにする。

(記載 No. 2-16)

(iii) 核的に安全な配置を定めるに当たって参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コードは、実験値との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものを用いる。

(1) 参考文献 (i)~(xiii)

(2) 臨界計算コード KENO V. a モンテカルロ法による輸送計算コードであり、体系の中性子実効増倍係数を求めることができる。使用するライブラリは SCALE システムに付随する ENDF/B-V 44 群セットである。

(記載 No. 2-17)

(5) 核的制限値の変更

・最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第2加工棟第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室及び第2-1組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コード KENO IV及び臨界計算コード KENO V. a (27群ライブラリ) を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コード KENO V. a (44群ライブラリ) を用いて

計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。

(記載 No. 23-34)

○第2-6領域、第2-7領域の核的制限値を有する設備・機器

[4.2-F2]

複数ユニットの臨界安全評価に使用した臨界計算コードは、単一ユニットの臨界安全評価と同じく KENO V.a コードであり、44 群ライブラリを組み合わせ用いた（付属書類 1 参照）。KENO V.a コードと 44 群ライブラリの組合せは、（記載 No. 2-6）に示したとおり、実験値との対比をし、信頼度の十分高いことが立証されたものである。計算結果は最適減速条件下において十分に未臨界（ $K_{eff}+3\sigma$  が 0.95 以下）であることを確認している。

(iv) 核的に安全な配置の維持については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(a) 十分な強度を有するように床、壁又は屋根に固定する構造とすることで設備・機器の大きさ、配列及び間隔を維持し、設備・機器の供用開始前に実施する検査により設備・機器の大きさ、配列及び間隔を満足していることを確認する。

(記載 No. 2-18)

○第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-6領域及び第2-7領域の核的制限値を有する設備・機器

[4.2-F1][4.2-F2]

第六条（地震による損傷の防止）の要求事項に対する説明により、設備・機器の大きさ、配列及び間隔を維持するよう、十分な強度を有するように床、壁又は屋根に固定する設計とする。

(iv) 核的に安全な配置の維持については以下のとおりとし、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものとする。

(b) 核的に隔離されている領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。

(記載 No. 2-19)

加工施設におけるウランを取り扱う各工程において、設備・機器間の離隔距離が逸脱することがないように床等に固定する。

(記載 No. 15-7)

粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する際などの容器等と設備間の離隔距離については、固定した軌道上を走行する台車に容器を積載すること又は定められた経路上で運搬台車を用いることにより、他設備

との離隔をとる。

(記載No. 15-9)

○第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-6領域及び第2-7領域の核的制限値を有する設備・機器

[4.2-F1][4.2-F2]

加工施設のウランを取り扱う各工程の設備・機器、粉末、ペレットを収納した所定の容器を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する設備・機器では、「単一ユニットの核的に安全な配置の確認に関する事項(記載No. 2-14)」に示したとおり、単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを立体角法又は臨界計算により確認し、それぞれの単一ユニットをその結果に基づいて配置する。この配置について、「設備・機器の大きさ、配列及び間隔の維持に関する事項(記載No. 2-18)」に示したとおり、設備・機器の供用開始前に実施する検査により設備・機器の大きさ、配列及び間隔を満足していることを確認することで、設備・機器間の離隔距離、固定した軌道上を走行する台車と他設備との離隔距離が逸脱することがないように設計する。

○焙焼炉 No. 2-1 運搬台車、スクラップ保管ラック F 型運搬台車、ペレット運搬台車 No. 3  
[4.2-F1]

領域内におけるウランの移動の際には、核的に安全な配置を保持するように保安規定に基づいて通路を定めており、経路上を定められた運搬台車を用いて運搬することを保安規定に基づいて管理する。通路上における運搬が核的に安全であることを、付属書類 1 に示す。

なお、燃料棒運搬台車 No. 1 については取り扱う核燃料物質は燃料棒 1 本のみであり、枝管の取扱いにより単一ユニットとしては取り扱わず、核的に安全であるから運搬する通路は定めない。

(vii) 核燃料物質を搬送する設備・機器において、搬送元及び搬送先の各々に単一ユニットとしての核的制限値を設定する場合には、それらをつなぐ搬送部の数と直径に応じた中性子相互作用（枝管の取扱い）を考慮することにより、複数ユニットとしての臨界防止上の影響の有無を評価し、搬送部と搬送元及び搬送先の配置を設定する。

(iv) 枝管の取扱い 核燃料物質を搬送する設備・機器において、搬送元及び搬送先の各々に単一ユニットとしての核的制限値を設定する場合には、それらをつなぐ搬送部の数と直径に応じた中性子相互作用を考慮することにより、JAERI 1340 図 3.9 又は臨界計算に基づいて複数ユニットとしての臨界防止上の影響の有無を評価し、搬送部と搬送元及び搬送先の配置を設定する。

(記載 No. 2-22)

○センタレス研削装置 No. 2-1 配管、燃料棒運搬台車 No. 1

[4. 2-F2]

核燃料物質を搬送する設備・機器において、搬送元及び搬送先の各々に単一ユニットとしての核的制限値を設定する場合には、それらをつなぐ搬送部の数と直径に応じた中性子相互作用（枝管の取扱い）を考慮することにより、JAERI 1340 図 3.9 又は臨界計算に基づいて複数ユニットとしての臨界防止上の影響の有無を評価し、搬送部と搬送元及び搬送先の配置を設定する。なお、センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機については、核燃料物質を取り扱う部位の寸法が搬送元である {2071} センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤の核的制限値（厚さ）の範囲内であり、核的制限値を設けず複数ユニットとして臨界防止上の影響はないことを確認している。

3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設では、濃縮度 5 wt%を超えるウラン及びプルトニウムのいずれも取り扱わないため、該当しない。

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

安全機能を有する施設のうち、建物・構築物及び屋外に設置する設備・機器は、地盤の特性等を考慮した適切な基礎構造とし、必要に応じて地盤改良等を行い、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける設計とする。

加工施設の建物・構築物は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計とする。

直接基礎の場合は、必要に応じて地盤改良等を行い、N値 10 以上（小規模の建物は、平板載荷試験により直接地盤の許容応力度を求める場合がある）の地盤に直接支持させ、杭基礎の場合はN値 30 以上の地盤に支持させる設計とする。

(記載 No. 6-1)

なお、敷地内の表層には沖積層及び盛土が一部存在するが、加工施設の建物は洪積層である大阪層群（泉南累層）に直接支持させる設計とし、万一沖積層が液状化したとしても建物が直接的な影響を受け沈下することがない設計とする。

本加工施設の地盤は、別添 3「ロ. 地盤」に示すとおり、敷地内の一部の表層には人工盛土及び沖積層が存在するが、これらの方には約 258 万年前の洪積層である大阪層群（泉南累層）が存在する。大阪層群（泉南累層）の粘土層は十分過圧密な状態であり、建物の重量が作用したとしても圧密が進行することはない。（別添 3 ロ(ハ) - 1）

また、別添 3「ニ. 地震」に示すとおり、大阪層群（泉南累層）の砂質土層は、地震が発生したとしても液状化の可能性はない。（別添 3 ニ(ニ) - 1）

以上より、加工施設の建物は安定した洪積層である大阪層群（泉南累層）に支持させることとする。

(記載 No. 6-2)

揺すり込み沈下は、人工盛土や、地階又は基礎工事等の地下工事完了後に建物周囲を埋め戻した部分等において、地震時の震動で締め固めが進行し沈下を生じる現象である。加工施設の建物は、洪積層である大阪層群（泉南累層）に支持させるため、建物本体が揺すり込みに伴い沈下することはない。

加工施設の建物周囲の埋め戻し部分又は人工盛土部分で支持しているものとしては、小屋類、浄化槽、空調室外機等があるが、第 2 加工棟の外壁に接して設置している可燃性ガスボンベを収納するボンベ置場は、外部火災の観点から第 1 高压ガス貯蔵施設（液化アンモニアタンク）とともに高台に移設することで離隔距離を確保することから、揺すり込み沈下は加工施設の安全機能に影響を与えるものではない。

(記載 No. 6-3)

建物の基礎形式と支持層の深さの組み合わせについては、建物に常時作用する荷重（建物自重、収容する設備・機器の重量など）が作用した場合（長期荷重時）、及び、常時作用する荷重に加えて耐震重要度分類に応じて算出する地震力が作用した場合（短期荷重時）に、建物が地盤に及ぼす荷重から長期及び短期の接地圧を求め、それぞれ平成 13 年国土交通省告示第 1113 号（最終改正 平成 19 年第 1232 号）から求まる長期及び短期の地盤の許容応力度を超えることがない組合せを選択する。

（記載 No. 6-4）

建物・構築物は地盤の特性等を考慮した適切な基礎構造とし、必要に応じて地盤改良等を行い、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける設計とする。なお、第 1 加工棟（第 3 次申請）、第 2 加工棟（第 4 次申請）については、本申請において地盤に対する安全設計に変更はない。

#### ○第 1 廃棄物貯蔵棟

[5. 1-B1]

第 1 廃棄物貯蔵棟は自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても第 1 廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤（支持層）が、比較的深い場所にあるため、基礎構造は杭基礎とし、洪積層でN値 30 以上の地盤で支持する設計とする。

第 1 廃棄物貯蔵棟の 1 階の床は 1-2 通り間/C-D 通り間を除いて土間コンクリートを採用しているが、土間コンクリートを支持する表層地盤は平板載荷試験において、土間コンクリートの自重と 1 階の積載荷重を十分に支持することができることを確認している。

第 1 廃棄物貯蔵棟は耐震重要度分類第 2 類とする。

#### ○第 3 廃棄物貯蔵棟

[5. 1-B1]

第 3 廃棄物貯蔵棟は自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても第 3 廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤（支持層）が、比較的深い場所にあるため、基礎構造は杭基礎とし、洪積層でN値 30 以上の地盤で支持する設計とする。

第 3 廃棄物貯蔵棟の 1 階の床は土間コンクリートを採用しているが、土間コンクリートを支持する表層地盤は平板載荷試験において、土間コンクリートの自重と 1 階の積載荷重を十分に支持することができることを確認している。

第 3 廃棄物貯蔵棟は耐震重要度分類第 3 類とする。

#### ○発電機・ポンプ棟

[5. 1-B1]

発電機・ポンプ棟は平屋建ての小規模な建築物であり、自重が軽いことから、通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても発電機・ポンプ棟を十分に支持することができる地盤（支持層）が地表面近くにある。このため、基礎構造は直接基礎とし、

洪積層でN値 10 以上の地盤で支持する設計とする。発電機棟は直接基礎のうち布基礎を採用し、ポンプ棟は地下に消火栓用の消火栓水槽等を設けるためにべた基礎を採用する。

発電機棟の1階の床は土間コンクリートを採用しているが、土間コンクリートを支持する表層地盤は平板載荷試験において、土間コンクリートの自重と1階の積載荷重を十分支持することができることを確認している。

発電機棟とポンプ棟は、建築基準法第二十条及び同施行令第三十六条の四の規定に基づき、地上部分にエキスパンションジョイントを設け、地震時の波及的影響を防止することで、構造的に別構造とし、発電機棟を耐震重要度分類第2類、ポンプ棟を第3類とする。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の地盤に係る設計方針を付属書類2に示す。

○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

[5.1-B1]

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は独立構造とし、通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 を十分に支持することができる地盤（支持層）が地表面近くにあるため、基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、洪積層でN値 10 以上の地盤で支持する設計とする。

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は耐震重要度分類第1類とする。

○緊急設備 防護壁又は防護柵（W1 防護壁、W3 防護壁）

[5.1-B1]

緊急設備 防護壁又は防護柵（W1 防護壁及びW3 防護壁）は独立構造とし、通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においてもW1 防護壁、W3 防護壁を十分に支持することができる地盤（支持層）が地表面近くにあるため、基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、洪積層でN値 10 以上の地盤で支持する設計とする。

緊急設備 防護壁（W1 防護壁）は第1廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第2類とし、緊急設備 防護壁（W3 防護壁）は第3廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第3類とする。

○緊急設備 堰、密閉構造扉（第1廃棄物貯蔵棟）

[5.1-B1]

安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟に設置する。

設備・機器は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置するか、十分な支持力のある地盤に設置又は埋設する。

○設備・機器(可搬式設備を除く)



[5. 1-F1]

安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は発電機・ポンプ棟に設置するか、十分な支持力のある地盤に設置又は埋設する。なお、発電機・ポンプ棟に設置する非常用電源設備 No. 1 非常用発電機については、本体を建物から独立した基礎に設置し、重油タンクを建物の土間コンクリートに設置及び壁面に固定する。

設備に独立の基礎を設ける場合には、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計とする。独立の基礎を設ける設備について、設置場所とともに次表に示す。

設備・機器名称 機器名	設置場所
緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)	屋外
非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	発電機・ポンプ棟 発電機室
非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	屋外
非常用電源設備 A 非常用発電機	屋外

(地震による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

[適合性の説明]

安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失に起因する放射線の公衆への影響の程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、クラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類し、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても十分に耐えることができる設計とする。

(記載 No. 7-1)

加工施設は、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針に基づき、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失に起因する放射線の公衆への影響の程度に応じて耐震重要度分類に分類し、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても十分に耐えることができる設計とする。なお、第1加工棟（第3次申請）、第2加工棟（第4次申請）については、本申請において地震に対する安全設計に変更はない。

安全機能を有する施設の耐震設計は、以下に示すとおり、耐震重要度分類に応じて算定した地震力に十分に耐える設計とすることで、事業許可基準規則に適合する構造とする。

安全機能を有する施設は、以下に示す第1類、第2類及び第3類の耐震重要度分類に分類する。

(i) 第1類

ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響の大きい設備・機器をいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。

・最小臨界質量以上のウランを取り扱う設備・機器 ・最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器であっても、変形、破損等により最小臨界質量以上のウランが集合する可能性のある設備・機器

(ii) 第2類

ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であり、最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響が小さいもの及び熱的制限値を有する設備・機器の他、非常用電源設備、放射線管理施設等であって、その機能を失うことによりウラン加工施設の安全性が著しく損なわれるおそれがあるものをいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。

(iii) 第3類

第1類に属する施設及び第2類に属する施設以外の一般産業施設と同等の安全性が要求される施設をいう。

安全機能を有する施設は、以下に示す第1類、第2類及び第3類の耐震重要度分類に分類する。

(1) 第1類

ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響の大きい設備・機器をいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。・最小臨界質量以上のウランを取り扱う設備・機器・最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器であっても、変形、破損等により最小臨界質量以上のウランが集合する可能性のある設備・機器

(2) 第2類

ウラン粉末を取り扱う設備・機器及びウラン粉末を閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であり、最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響が小さいもの及び熱的制限値を有する設備・機器の他、非常用電源設備、放射線管理施設等であって、その機能を失うことによりウラン加工施設の安全性が著しく損なわれるおそれがあるものをいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。

(3) 第3類

第1類に属する施設及び第2類に属する施設以外の一般産業施設と同等の安全性が要求される施設をいう。

(記載 No. 7-2)

・上位の耐震重要度分類に属するものは、下位の耐震重要度分類に属するものの破損によって波及的破損が生じない設計とする。

(記載 No. 7-4)

○全ての安全機能を有する施設(可搬式設備を除く)

[6.1-B1][6.1-F1]

安全機能を有する施設は、耐震重要度分類を設定し、耐震重要度分類に応じて算定した地震力に十分に耐える設計とする。また、上位の耐震重要度分類に属するものは、下位の耐震重要度分類に属するものの破損によって波及的破損が生じない設計とする。

・建物・構築物の耐震設計法については、各耐震重要度分類とも原則として静的設計法を基本とし、かつ建築基準法等関係法令によるものとする。

(記載 No. 7-3)

(a) 建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

・静的地震力は、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「事業許可基準規則解釈」という。）別記3のとおり、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該部分が支える重量を乗じ、更に耐震重要度に応じて下記に示す割り増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数  $C_i$  は、標準せん断力係数  $C_0$ 、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

安全機能を有する施設である建物・構築物は、以下に示す耐震設計を行うことで、地震力に十分耐えることができるものとする。熊取事業所の加工施設（建物・構築物）配置図を添5ロ(イ)の第1図に示す。

添5ロ(イ)の第1図 加工施設の管理区域図

(a) 一次設計

建物・構築物は各重要度分類ともに一次設計を行う。一次設計では、建築基準法施行令第88条に規定する標準せん断力係数  $C_0$  を0.2として、地震地域係数  $Z$ （大阪府の場合1.0）、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに下記に示す耐震重要度に応じた割り増し係数を乗じて静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

本加工施設における建物・構築物の重要度分類を添5ホ(ハ)の第1表及び添5ホ(ハ)の第2表に示す。一次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物・構築物が、各々、 $1.5C_i$ 、 $1.25C_i$  及び  $1.0C_i$  ( $C_i$  は  $C_0$  を0.2として求める) に対して許容応力度を許容限界とし、また、二次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物が、各々、 $Q_u/Q_{un} > 1.5$ 、 $Q_u/Q_{un} > 1.25$ 、及び  $Q_u/Q_{un} > 1.0$  となるように設計する。このうち、第2加工棟及び第1-3貯蔵棟は、ウラン粉末を取り扱う施設又は貯蔵施設を内包する第1類の建物であり、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）又は鉄筋コンクリート造（RC）とする。

添5ホ(ハ)の第1表 建物の重要度分類 添5ホ(ハ)の第2表 構築物の重要度分類

(記載 No. 7-6)

保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認する。また、必要保有水平耐力については、同条第2号に規定する式で計算した数値に下記に示す割り増し係数を乗じた値とする。

【割り増し係数】

第1類 1.5 以上

第2類 1.25 以上

第3類 1.0 以上

安全機能を有する施設である建物・構築物は、以下に示す耐震設計を行うことで、地震力に十分耐えることができるものとする。熊取事業所の加工施設（建物・構築物）配置図を添5ロ(イ)の第1図に示す。

添5ロ(イ)の第1図 加工施設の管理区域図

(b) 二次設計

建築基準法施行令第82条の3に規定する保有水平耐力の確認を行う。この際、標準せん断力係数 $C_0$ は1.0として、建物の減衰性及び変形能力による地震エネルギー吸収能力に応じて定める構造特性係数 $D_s$ と剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 $F_{es}$ を乗じて求める必要保有水平耐力 $Q_{un}$ に、下記に示す耐震重要度に応じた割り増し係数を乗じた値に対し、建物の保有水平耐力 $Q_u$ が上回る設計とする。

【割り増し係数】

第1類 1.5 以上

第2類 1.25 以上

第3類 1.0 以上

本加工施設における建物・構築物の重要度分類を添5ホ(ハ)の第1表及び添5ホ(ハ)の第2表に示す。一次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物・構築物が、各々、 $1.5C_i$ 、 $1.25C_i$ 及び $1.0C_i$  ( $C_i$ は $C_0$ を0.2として求める)に対して許容応力度を許容限界とし、また、二次設計において、第1類、第2類及び第3類の建物が、各々、 $Q_u/Q_{un} > 1.5$ 、 $Q_u/Q_{un} > 1.25$ 、及び $Q_u/Q_{un} > 1.0$ となるように設計する。

このうち、第2加工棟及び第1-3貯蔵棟は、ウラン粉末を取り扱う施設又は貯蔵施設を内包する第1類の建物であり、鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)又は鉄筋コンクリート造(RC)とする。

添5ホ(ハ)の第1表 建物の重要度分類 添5ホ(ハ)の第2表 構築物の重要度分類

(記載 No. 7-7)

既設の建物・構築物については、上記の方法で評価を実施し、必要に応じて耐震補強工事を実施する。

(記載 No. 7-9)

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[6.1-B1]

第1廃棄物貯蔵棟は耐震重要度分類第2類、第3廃棄物貯蔵棟は耐震重要度分類第3類として設計を行う。

発電機棟とポンプ棟は、建築基準法第二十条及び同施行令第三十六条の四の規定に基づき、地上部分にエキスパンションジョイントを設け、地震時の波及的影響を防止することで、構造的に別構造とし、発電機棟を耐震重要度分類第2類、ポンプ棟を第3類として設計を行う。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の耐震に係る設計方針を付属書類2に示す。

○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

[6.1-B1]

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は耐震重要度分類第1類として設計を行う。遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の耐震に係る設計方針を付属書類2に示す。

○緊急設備 防護壁又は防護柵（第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟）、緊急設備 堰、密閉構造扉（第1廃棄物貯蔵棟）

[6.1-B1]

緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）及び緊急設備 堰、密閉構造扉は第1廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第2類とし、緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）は第3廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第3類とし設計を行う。

緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）、緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）及び緊急設備 堰、密閉構造扉の耐震に係る設計方針を付属書類2に示す。

<p>設備・機器の耐震設計法については、原則として静的設計法を基本とする。</p> <p>設備・機器の耐震設計法は基本的に静的設計法とし、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した設計とする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 7-10）</p>
<p>上位の耐震重要度分類に属するものは、下位の耐震重要度分類に属するものの破損によって波及的破損が生じない設計とする。</p> <p>なお、上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないようにする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 7-11）</p>
<p>設備・機器の設計に当たっては剛構造となることを基本とする。この場合、当該設備・機器の一次固有振動数が 20 Hz 以上の場合を剛構造とする。</p> <p>また、一次固有振動数が 20 Hz 以上となる設備・機器（以下「剛構造の設備・機器」という。）と 20 Hz 未満で剛構造とならない設備・機器（以下「柔構造の設備・機器」という。）に分類して設計を行う。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 7-13）</p>
<p>(b) 設備・機器については、常時作用している荷重と一次設計に用いる静的地震力（以下「一次地震力」という。）を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とする。</p> <p>・剛構造の場合、各耐震重要度分類ともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、耐震重要度に応じて上記に示す割り増し係数を乗じたものに 20%増しして算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。</p> <p>剛構造の設備・機器は、各重要度分類ともに一次設計を行う。一次地震力は <math>C_0</math> を 0.2 とし求めた当該設備・機器の設置階の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、当該設備・機器の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数を乗じたものを 20%増しして求める。常時作用している荷重と一次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の主架構が弾性範囲にとどまる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 7-14）</p>

また、第1類の設備・機器については、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。

・剛構造の第1類については、一次設計に加え、二次設計を行う。この二次設計に係る二次地震力は、一次地震力に1.5以上を乗じたものとする。ここで「二次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を上回る二次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計をいう。

剛構造の設備・機器のうち、耐震重要度分類第1類の設備・機器は二次設計を行う。二次地震力は、一次地震力に1.5以上を乗じたものとし、常時作用している荷重と二次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の主架構が弾性範囲にとどまる設計とする。

(記載 No. 7-15)

(b) 設備・機器については、常時作用している荷重と一次設計に用いる静的地震力（以下「一次地震力」という。）を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とする。

・剛構造とならない設備については、動的解析等適切な方法により設計する。具体的には（一財）日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」の局部震度法による水平震度を用いて地震力を算出し、常時作用する荷重と局部震度法による地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計とする。

柔構造の設備・機器は、（一財）日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」の局部震度法（添5ホ(ハ)の第3表）における水平震度を用いた地震力を算出し、常時作用する荷重と局部震度法による地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して弾性範囲にとどまる設計とする。

添5ホ(ハ)の第3表 局部震度法における設計用水平震度

(記載 No. 7-16)

剛構造の第1類の設備・機器の二次設計では、更なる安全裕度の確保として、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計とする。すなわち、剛構造の設備・機器は、第1類で1.0 G、第2類で0.3 G、第3類で0.24 Gの入力に対して弾性範囲にとどまる設計とする。

柔構造の設備・機器については、局部震度法による地震力に対して行うことにより、第1類で1.0 G程度、第2類で0.6 G程度、第3類で0.4 G程度の入力に対して弾性範囲にとどまる設計とする。

(記載 No. 7-17)

既設の設備・機器については、上記の方法で評価を実施し、必要に応じて耐震補強対策を実施する。

(記載 No. 7-18)



<p>第1種管理区域の火災区域境界を貫通する気体廃棄設備のダクトについては、ウラン粉末の漏えいを防止するため、貫通部に防火ダンパーを設け、防火ダンパーの耐震重要度分類は当該第1種管理区域を収納する建物と同じとする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 7-19)</p>
<p>気体廃棄設備のうち、高性能エアフィルタ、排風機及び高性能エアフィルタと排風機間のダクトについては、その機能を失うことにより環境に対する影響を与えるおそれがあることから、耐震重要度分類第2類の耐震性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 7-20)</p>
<p>防火ダンパー、高性能エアフィルタ、排風機及び高性能エアフィルタと排風機間のダクト以外の気体廃棄設備は、耐震重要度分類第3類の耐震性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 7-21)</p>
<p>(1) 成形施設の変更</p> <p>・地震対策のため、ブレース、アンカー追加等の補強により、第2加工棟の設備・機器は耐震裕度向上等の改造を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 23-3)</p>
<p>(2) 被覆施設の変更</p> <p>・地震対策のため、ブレース、アンカー追加等の補強により、第2加工棟の設備・機器は耐震裕度向上等の改造を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 23-5)</p>
<p>(3) 組立施設の変更</p> <p>・地震対策のため、ブレース、アンカー追加等の補強により、第2加工棟の設備・機器は耐震裕度向上等の改造を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 23-6)</p>
<p>(4) 核燃料物質の貯蔵施設の変更</p> <p>・地震対策のため、ブレース、アンカー追加等の補強により、第2加工棟の設備・機器は耐震裕度向上等の改造を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 23-7)</p>
<p>(6) 放射線管理施設の変更</p> <p>・地震対策のため、ブレース、アンカー追加等の補強により、第2加工棟の設備・機器は耐震裕度向上等の改造を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 23-13)</p>
<p>(8) 主要な構造の変更</p> <p>・火災及び地震対策のため、火災区域を貫通するダクトの防火ダンパーは、耐震裕度向上等の改造を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 23-16)</p>

○設備・機器

[6.1-F1]

設備・機器の耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した設計とする。設備・機器の耐震に係る設計方針を付属書類3-1、付属書類3-2、付属書類3-3に示す。

2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設には、耐震重要施設（Sクラスに属する施設）はないため、該当しない。

3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設には、耐震重要施設（Sクラスに属する施設）はないため、該当しない。

(津波による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第二十八条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設は、基準津波に対して、安全機能が損なわれることのない設計とする。基準津波として、本加工施設地域の沿岸における過去の津波に関する調査、公的機関が実施したシミュレーションの結果、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、最も影響の大きいものを選定する。

本加工施設から大阪湾及び二級河川佐野川水系の雨山川までの距離は、それぞれ約5 km 及び約250 m である。基準津波の高さは海拔6 m であるが、その津波が、佐野川河口からそのままの高さで遡上することを想定しても、本加工施設は海拔約48 m で、十分に高い位置に立地する。よって、津波が本加工施設に到達することはなく、本加工施設が津波により安全機能を損なうことはない。

(記載 No. 8-1)

加工事業変更許可申請書に示したとおり、本加工施設の敷地は海拔約 48 m にあり、基準津波の最大遡上高さ 6 m と比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認した。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

加工施設の安全設計において考慮すべき地震及び津波を除く自然現象、及び敷地内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なうおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く）によって、加工施設の安全機能が損なわれることのないように設計する。過去の記録、現地調査の結果、最近の文献等を参考に、想定される外的事象を網羅的に収集する。そのうち、本加工施設の敷地及び敷地周辺の自然環境を基に、発生する可能性があり、かつ本加工施設の安全機能に影響する可能性のある事象を以下のとおり選定した。

（自然現象）・竜巻・落雷・極低温（凍結）・火山活動（降下火砕物）・積雪・生物学的事象・森林火災（人為事象）・航空機落下・森林火災・近隣工場等の火災・爆発・交通事故による火災・爆発・航空機落下火災・電磁的障害・交通事故（自動車）これらの事象に対する安全設計を以下に示す。なお、森林火災は、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災とともに外部火災に含めて評価する。

加工施設の安全設計において考慮すべき地震及び津波を除く自然現象及び敷地内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なうおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）を選定し、それら外的事象によって加工施設の安全機能が損なわれることのないように設計する。過去の災害記録、現地調査の結果及び最近の文献等を参考に、想定される外的事象を網羅的に収集する。そのうち、本加工施設の安全設計において考慮すべき外的事象を選定し、更にそれら自然現象の重畳を考慮する必要の有無を検討する。

(1) 外的事象の抽出 国内で一般に発生し得る事象に加え、国内外の基準等で示されている事象を網羅的に収集する。このために、国内における規制（資料 a）で取り上げている事象、学識経験者による検討（資料 b 及び c）、国外の規制として米国原子力規制委員会のガイド（資料 d）、IAEA が定めた PRA のガイド（資料 e）及び核燃料施設に関する基準（資料 f）に取り上げている事象を抽出する。

(2) 安全設計において考慮すべき外的事象 上記(1)で収集した外的事象から、検討すべき外的事象を抽出する際に除外する基準を以下のように設定する。

基準 1：発生の頻度が小さいことが明らかな事象

基準 2：施設周辺では発生しない事象

基準 3：ハザードの進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知し、ハザードを排除できる事象。

基準 4：加工施設の設計上、考慮された事象と比べて、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は加工施設の安全性が損なわれることがない。

基準 5：影響が他の事象に包含される。

その結果を、自然現象及び人為事象について、それぞれ添 5 ト (イ) の第 1 表と添 5 ト (イ) の第 2 表に示す。選定した外的事象は次のとおりである。自然現象・竜巻・落雷・極低温（凍結）・火山活動（降下火砕物）・積雪・生物学的事象・森林火災 人為事象・航空機落下・森林火災・

近隣工場等の火災・爆発・交通事故による火災・爆発・航空機落下火災・電磁的障害・交通事故（自動車）

安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）によって、加工施設の安全機能を損なうことのない設計とする。

（記載 No. 9-1）

加工施設は、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針に基づき、加工施設の安全設計において考慮すべき地震及び津波を除く自然現象、及び敷地内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なうおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く）によって、加工施設の安全機能が損なわれることのないように設計する。

加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る自然現象として、竜巻、落雷、極低温（凍結）、火山活動（降下火砕物）、積雪、生物学的事象、森林火災の7事象を抽出している。

加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る人為事象として、航空機落下、森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災、電磁的障害、交通事故（自動車）の7事象を抽出している。

このうち、航空機落下については、第八条第3項への適合性で説明する。

#### (1) 竜巻

想定する竜巻の規模を設定するに当たっては、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参考にする。また、「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」に基づき、当加工施設の閉じ込めの機能の喪失を想定した場合のリスクの程度に鑑み、敷地及びその周辺における過去の記録を勘案し、適切な規模の竜巻を想定する。ハザード曲線の作成においては、本加工施設が立地する地域と類似性のある地域を選定し、竜巻検討地域で過去に発生した竜巻データは気象庁「竜巻等の突風データベース」から収集した。観測データに対して、竜巻の最大風速、被害幅及び被害長さの確率密度分布とそれぞれの相関係数から、1つの竜巻による被害面積の期待値を算出し、超過確率分布を求めることにより、竜巻最大風速のハザード曲線を作成した。このハザード曲線から年超過確率  $10^{-4}$  に相当する風速を求め、さらに保守性を考慮し最大風速を設定する。ハザード曲線を評価した結果、年超過確率  $10^{-4}$  に相当する風速は 23 m/s であり、これは藤田スケールの F0（風速 17～32 m/s）に当たる。これに対し、保守的に、藤田スケールを1ランク上げ F1 の竜巻（風速 33～49 m/s）の最大風速 49 m/s を想定する竜巻の規模に設定し、この設計竜巻に対し安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。すなわち、設計竜巻による風荷重あるいは気圧低下により安全機能を有する施設を内包する建物が損傷せず、また飛来物が建物を貫通しない設計とする。

（記載 No. 9-3）

<p>想定する設計竜巻の規模に対する防護設計を検討するため、竜巻ガイドを参考に竜巻影響評価を行い、その結果を踏まえ、F1 竜巻に対して建物の壁及び屋根が損傷することがなく、施設の安全機能を喪失することがない設計とする。具体的に以下の安全設計を行う。</p> <p>(b) 敷地外からの飛来物による貫通を防止するため、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟並びに第3廃棄物貯蔵棟の敷地外に面した外扉に防護壁又は防護柵を設置する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(記載 No. 9-5)</p>
<p>想定する設計竜巻の規模に対する防護設計を検討するため、竜巻ガイドを参考に竜巻影響評価を行い、その結果を踏まえ、F1 竜巻に対して建物の壁及び屋根が損傷することがなく、施設の安全機能を喪失することがない設計とする。具体的に以下の安全設計を行う。</p> <p>(c) 風荷重による外扉の損傷を防止するため、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第1加工棟の外扉については、扉及び留め具の補強を行う。また、第1－3貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の外扉については、風荷重に耐える設計とする。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(記載 No. 9-9)</p>
<p>(8) 主要な構造の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻対策のため、建物の外扉の扉及び留め具を補強する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(記載 No. 23-24)</p>
<p>想定する設計竜巻の規模に対する防護設計を検討するため、竜巻ガイドを参考に竜巻影響評価を行い、その結果を踏まえ、F1 竜巻に対して建物の壁及び屋根が損傷することがなく、施設の安全機能を喪失することがない設計とする。具体的に以下の安全設計を行う。</p> <p>(d) 発電機・ポンプ棟は核燃料物質等を有していないが、安全機能を有する施設を収納する建物として上記(c)対策を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 9-11)</p>
<p>(8) 主要な構造の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻対策のため、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の敷地外に面した外扉に防護壁及び防護柵を設置する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(記載 No. 23-20)</p>

加工施設の建物内の設備・機器は建物により竜巻の影響から防護する。

以下に示す施設以外の屋外の施設は、竜巻及び竜巻に伴う飛来物により損傷を受けたとしても、安全機能を有する施設を内包する建物の閉じ込め機能には影響がなく、加工施設の安全性を損なわない。また、これらの機器は、質量が小さく建物に損傷を与える飛来物とはならない。

また、第1加工棟（第3次申請）、第2加工棟（第4次申請）については、本申請において竜巻に対する安全設計に変更はない。

○第1廃棄物貯蔵棟、緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）、第3廃棄物貯蔵棟、緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）

[8.1-B2]

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟は、設計竜巻（F1、最大風速 49 m/s）による竜

竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計とする。また、局部評価として、建物の外壁、屋根及び外部扉は、単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻の風圧力を上回る設計とする。（すなわち、F1 竜巻荷重により外壁、屋根、外部扉に生じる応力が、当該部位の短期許容応力度を超えない設計とする。）なお、外部扉については、扉一式を F1 竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」を実施する扉はない。

F1 竜巻発生時に飛来物が到達する可能性のある屋根及び外壁は、貫通限界厚さ以上の厚さを確保し、外部扉については飛来物の衝突を防止するために、第 1 廃棄物貯蔵棟東側に {8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W 1 防護壁) を、第 3 廃棄物貯蔵棟北側に {8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W 3 防護壁) を設ける。W 1 防護壁及び W 3 防護壁は単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻の風圧力を上回る設計とするとともに、F1 竜巻による飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。

竜巻による損傷の防止に係る設計方針を付属書類 4 に示す。

#### ○発電機・ポンプ棟

[8. 1-B2]

発電機・ポンプ棟は、設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計とする。また、局部評価として、建物の外壁、屋根及び外部扉は、単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻の風圧力を上回る設計とする。（すなわち、F1 竜巻荷重により外壁、屋根、外部扉に生じる応力が、当該部位の短期許容応力度を超えない設計とする。）なお、外部扉については、扉一式を F1 竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」を実施する扉はない。

F1 竜巻発生時に飛来物が到達する可能性のある屋根及び外壁は、貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。発電機・ポンプ棟には F1 竜巻飛来物が到達する可能性のある外部扉がないため、防護壁は設けない。

竜巻による損傷の防止に係る設計方針を付属書類 4 に示す。

#### ○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

[8. 1-B2]

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は単位面積当たりの短期許容荷重が設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による風圧力を上回る設計とする。（すなわち、F1 竜巻荷重により遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 に生じる応力が、当該部位の短期許容応力度を超えない設計とする。）また、F1 竜巻に対してその形状と重量から、飛来物とならない設計とする。

竜巻による損傷の防止に係る設計方針を付属書類 4 に示す。

○屋外に設置する連続焼結炉、加熱炉、焼却炉及び気体廃棄設備の付属設備 (自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)、緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)、緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)、緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガス)、緊急設備 手動閉止弁

(プロパンガス)、緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水))

[8. 1-F3]

当該設備・機器の弁、配管類はF1 竜巻による損傷を防止するため、F1 竜巻における標準支持間隔以下で弁及び配管を一体で第2加工棟又は第1廃棄物貯蔵棟の壁面に支持構造物により固定する。

連続焼結炉の付属設備である自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) のボンベ架台、減圧装置についてはF1 竜巻における水平荷重及び浮上り荷重により損傷しないように第2加工棟壁面にアンカーボルトで固定する。

これらの設備・機器の竜巻による損傷の防止に係る設計方針を付属書類4に示す。

なお、可燃性ガス配管は屋外に設置する緊急遮断弁から可燃性ガスを取り扱う設備・機器までを本設工認申請の範囲とし、緊急遮断弁より上流側の配管については安全機能を有する施設とはしていないが、当該箇所が破損した場合であっても可燃性ガスが滞留して爆発限界濃度に達することはないため、加工施設の安全性を損なわない。緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガス) 及び緊急設備 手動閉止弁 (プロパンガス) は、可燃性ガス配管の緊急遮断弁より上流側の配管に接続するものであるが、竜巻等の外部衝撃に対して安全機能を喪失しない設計とするため、これらの設備・機器の安全設計の範囲には直近の支持点までの配管を含めることとする。可燃性ガス配管、緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガス) 及び緊急設備 手動閉止弁 (プロパンガス) の範囲について、以降の説明において同様である。

○屋外に設置する加熱炉の付属設備 (可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス))

加熱炉の可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) は、第2加工棟内の第2開発室に設置するが、ガス検知のためのサンプリングチューブの先端のみを第2加工棟の屋外に位置するダクトスペースに設ける。可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) のサンプリングチューブは竜巻によっては可燃性ガスの漏えい検知が不能となる損傷を受けない。

○非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機

[8. 1-F3]

屋外に設置する非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機は、竜巻及び竜巻に伴う飛来物により損傷を受けたとしても、安全機能を有する施設を内包する建物の閉じ込め機能には影響を及ぼさず、安全性を損なわない。

F1 竜巻の竜巻荷重によって発生する応力に対して部材及びアンカーボルトが弾性範囲内にとどまる設計とする。

浮き上がり荷重に対してアンカーボルトで据え付けることで設備・機器の固定が失われない設計とする。

設備又は架台が飛来物とならないよう、コンクリート基礎へアンカーボルトにより固定する。竜巻による損傷の防止に係る設計方針を付属書類4に示す。



## (2) 落雷

建築基準法及び消防法等に基づき避雷針を設置し、落雷の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。

(記載 No. 9-18)

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3は、高さ 20 mを超えておらず建築基準法第三十三条の規定より、避雷設備の設置を必要とせず、指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所でもないため、消防法の危険物の規制に関する政令第十条第1項第十四号の規定による避雷設備の設置を必要としない。

第1加工棟（第3次申請）、第2加工棟（第4次申請）については、本申請において落雷に対する安全設計に変更はない。

## (3) 極低温（凍結）

過去に記録された最低気温 $-7.5^{\circ}\text{C}$ （大阪管区気象台 1945年1月28日）を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。

(記載 No. 9-19)

本申請対象のうち、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機、緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）、緊急設備 感震計、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）、緊急設備 上水送水用緊急遮断弁、緊急設備 溢水時手動閉止弁以外の施設は、極低温（凍結）により安全機能を損なうおそれはない。

○消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓

[8.1-F2]

消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓の安全機能を維持するために消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓を構成する屋外消火栓配管のうち地上露出部に断熱材（保温材）を設置する。埋設部分は、公共建築工事標準仕様書に従って地中埋設深さを車両道路では管の上端より 600 mm 以上、それ以外は 300 mm 以上とし、安全機能を維持する。なお、熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。

○非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機

[8.1-F2]

屋外に設置する非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機

機で使用する冷却水には、JIS K 2234 に定める不凍液を混合する。また、屋外設置の発電機には、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータで冷却水の保温を行うため、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する。

- 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）、緊急設備 感震計、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）

[8.1-F2]

屋外に設置する緊急設備 緊急遮断弁、緊急設備 感震計、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する機器を設置する。

- 緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）、緊急設備 上水送水用緊急遮断弁、緊急設備 溢水時手動閉止弁

[8.1-F2]

屋外に設置する緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）、緊急設備 溢水時手動閉止弁は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう断熱材（保温材）を設置する。

屋外に設置する緊急設備 上水送水用緊急遮断弁は、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する機器を設置する。また、安全機能に影響を及ぼさないよう断熱材（保温材）を設置する。

また、屋外に設置する設備における凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさないようにするための措置は、保安規定に定めて管理する。

#### (4) 火山活動（降下火砕物）

「原子力発電所の火山影響評価ガイド」（以下「火山ガイド」という。）に基づき、本加工施設の敷地から半径 160 km の範囲の第四紀火山について文献調査を行い、完新世の活動の有無、将来の活動可能性より、本加工施設に影響を及ぼし得る火山として 3 火山（神鍋火山群、美方火山群、扇ノ山）を抽出し、本加工施設に影響を及ぼし得る火山として影響を評価した。これらの 3 火山に対して、火山活動の規模及びその火山事象の影響評価を実施し、本加工施設に影響を及ぼしうる火山と敷地の位置関係より、敷地まで十分に離隔距離があることから、火砕物密度流、溶岩流、岩屑なだれ、地すべり、斜面崩壊等について、本加工施設に影響を及ぼす可能性は十分に小さいことから、本加工施設の安全性に影響を与える可能性がある事象として降下火砕物を選定した。

過去の記録として、気象庁のデータ（日本活火山総覧（第 4 版）気象庁発行）をもとに、「有史以降の火山活動」の欄から敷地周辺に影響のあった火山を抽出したが、日本活火山総覧（第 4 版）及び日本活火山総覧（第 4 版）追補版（気象庁発行）の全 111 活火山を対象に、「有史以降の火山活動」の項を調査した。気象庁発足以前については、敷地及びその周辺（大阪平野）

で降下火砕物が確認されており、そのうち、影響が広範囲に及ぶと考えられる VEI4 以上の大規模な噴火を伴うものは、以下の 1 つの火山活動である。

1914 年桜島噴火 (VEI5) : 「降灰は仙台に達する」の記述あり

なお、VEI は降下火砕物の量から規模を推定する指標 (火山爆発指数) で、VEI4 で大規模な爆発、VEI5 以上で非常に大規模な爆発と定義される。本加工施設に火山灰が降下し堆積するような噴火は、火砕物が大量に放出するような大規模な噴火が生じた場合であるため、調査対象を VEI4 以上とした。また気象庁発足後については、敷地及びその周辺 (大阪平野) で降灰が確認された火山活動を抽出したが、該当する火山活動はなかった。

以上のように、過去の記録を調査した結果、桜島の噴火が抽出されたが、降灰量を調査した結果、本加工施設までの距離が離れているため、敷地及びその周辺における降下火砕物の層厚は極微量だったこと、大阪府及び熊取町において火山に対する災害対策計画は策定されていないことから、施設の設計上、降下火砕物の影響は考慮しない。

また、第四紀火山の降下火砕物に係る文献調査の結果、①鬼界アカホヤ火山灰、②鬱陵隠岐火山灰、③始良 Tn 火山灰、④阿蘇 4 火山灰、⑤鬼界-葛原火山灰、⑥阿多火山灰、⑦加久藤火山灰の堆積があることがわかった。これらの火山のうち、鬱陵以外のカルデラについては、運用期間中に巨大噴火が発生する可能性はないことを確認した。

また、鬱陵は完新世において VEI6 クラスの鬱陵隠岐の巨大噴火があり、隠岐鬱陵以降に少なくとも 3 回の噴火があったが、それらの噴火規模は不明であることから、運用期間中の噴火規模として既往最大の鬱陵隠岐の噴火規模 (12.22 km<sup>3</sup>) を想定しても、本加工施設周辺での降下火砕物の層厚は 2 cm 以下であったとされている。このことから本加工施設での降下火砕物堆積厚さを 2 cm と想定した。核燃料物質を内包する施設は、降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態である湿潤密度 1.5 g/cm<sup>3</sup> にある降下火砕物の堆積厚さ 12 cm に耐える耐荷重があるため、降下火砕物による影響はない。

(記載 No. 9-20)

地震、津波、竜巻以外の外的事象として、火山事象について、火山ガイドに基づき、本加工施設の敷地から半径 160 km の範囲の第四紀火山について文献調査を行って 10 火山を抽出した。これら 10 火山に対して、完新世の活動の有無及び検討対象火山の過去の活動の検討によって、本加工施設に影響を及ぼし得る火山として、神鍋火山群、美方火山群及び扇ノ山を抽出した。これらの 3 火山に対して、火山活動の規模及びその火山事象の影響評価を実施し、本加工施設に影響を及ぼし得る火山と敷地の位置関係より、敷地までに十分に離隔距離があることから、火災物密度流、溶岩流、岩層なだれ、地すべり、斜面崩壊等について、本加工施設に影響を及ぼす可能性は十分に小さい。また、地理的領域外の第四紀火山からの降下火砕物の文献を調査し、本加工施設周辺で確認されている降下火砕物を調査した。町田・新井 (2003) 新編火山灰アトラスに記載された火山灰の層厚コンター図から、本加工施設に降灰した降下火砕物は、①鬼界アカホヤ火山灰、②鬱陵隠岐火山灰、③始良 Tn 火山灰、④阿蘇 4 火山灰、⑤鬼界-葛原火山灰、⑥阿多火山灰、⑦加久藤火山灰があった。これらの火山のうち、鬱陵以外のカルデラについては、運用期間中に巨大噴火が発生する可能性はないことを確認した。また、鬱陵は完新世において VEI6 クラスの鬱陵隠岐の巨大噴火があり、隠岐鬱陵以降に少なくとも 3 回の噴火があったが、それらの噴火規模は不明であることから、運用期間中の噴火規模として既往最大の鬱陵隠岐の噴火規模 (12.22 km<sup>3</sup>) を想定しても、本加工施設周辺での降下

火砕物の層厚は 2 cm 以下であったとされている。本加工施設で核燃料物質を内包する施設は、降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態である湿潤密度  $1.5 \text{ g/cm}^3$  にある降下火砕物の厚さ 12 cm の許容堆積厚さがある(添5ヌ(ハ)の第1表)が、降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。ここでは、降下火砕物の除去作業が実施できないことを想定し、降下火砕物の堆積による影響について評価した。なお、地震、津波、竜巻、火山以外の外的事象として、凍結、降水、積雪、生物学的事象、洪水、落雷、交通事故、外部火災、電磁的障害があるが、これらによる施設の損傷の程度は、いずれも地震の損傷の程度に包含される。

(記載 No. 1-17)

加工施設の建物内の核燃料物質を取り扱う設備・機器は、建物により降下火砕物の影響から防護する。

以下に示す施設以外の屋外の施設は、降下火砕物が堆積することにより損傷を受けた場合であっても、核燃料物質を内包する施設の安全性を損なわない。

また、第1加工棟(第3次申請)、第2加工棟(第4次申請)については、本申請において降下火砕物に対する安全設計に変更はない。

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[8.1-B3]

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、加工事業変更許可申請書に示したとおり、屋根を湿潤密度  $1.5 \text{ g/cm}^3$  とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える実耐力を有する設計とする。

降下火砕物に係る設計方針を付属書類5に示す。

○屋外に設置する連続焼結炉、加熱炉、焼却炉及び気体廃棄設備の付属設備(自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)、緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)、緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)、緊急設備 手動閉止弁(アンモニア分解ガス)、緊急設備 手動閉止弁(プロパンガス)、緊急設備 緊急遮断弁(冷却水))

[8.1-F1]

降下火砕物の影響を受けないよう、降下火砕物が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。

○屋外に設置する加熱炉の付属設備(可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス))

加熱炉の可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)は、第2加工棟内の第2開発室に設置するが、ガス検知のためのサンプリングチューブの先端のみを第2加工棟の屋外に位置するダクトスペースに設ける。当該ダクトスペースの直上には第2加工棟の4FL床スラブが存在するため、可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)のサンプリングチューブは降下火砕物の影響を受けない。

降下火砕物に対し、保守的に積雪の有無にかかわらず、気中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。

作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。

(記載 No. 9-22)

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟のうち発電機棟の部分  
[99-B1]

積雪及び降下火砕物の除去のため、第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機棟には屋根に上るための梯子を設置し、当該梯子は耐震重要度分類第3 類相当で固定する。図ト-W 1 建- 1 4、図ト-W 3 建- 1 3、図リー建- 1 - 1 2に示すとおり第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機棟は屋根に上ることができる設計とする。なお、発電機棟のPR階の屋根には、可搬式の梯子を用いて上る。

○発電機・ポンプ棟のうちポンプ棟の部分

ポンプ棟の屋根には、可搬式の梯子を用いて上る。

また、降下火砕物が観測された場合の降下火砕物の除去等の措置、必要な防護具、資機材の常備方法は、保安規定に定めて管理する。

(5) 積雪

本加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める29 cm及び過去の最深積雪18 cm(大阪管区气象台1907年2月11日)よりも深い積雪に対して十分に耐える設計とする。

(記載 No. 9-25)

加工施設の建物内の核燃料物質を取り扱う設備・機器は建物により積雪の影響から防護する。

以下に示す施設以外の施設は、積雪により損傷を受けた場合であっても、核燃料物質を内包する施設の安全性を損なわない。

また、第1加工棟(第3次申請)、第2加工棟(第4次申請)については、本申請において積雪に対する安全設計に変更はない。

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟  
[8.1-B4]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、大阪府建築基準法施行細則に定める29 cmの積雪に耐えられる設計とする。

積雪に係る設計方針を付属書類5に示す。また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合における除雪等の措置は、保安規定に定める。

- 屋外に設置する連続焼結炉、加熱炉、焼却炉及び気体廃棄設備の付属設備（自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）、緊急設備 手動閉止弁（アンモニア分解ガス）、緊急設備 手動閉止弁（プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（冷却水））

[8.1-F1]

積雪の影響を受けないよう、雪が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。

- 屋外に設置する加熱炉の付属設備（可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス））

加熱炉の可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）は、第2加工棟内の第2開発室に設置するが、ガス検知のためのサンプリングチューブの先端のみを第2加工棟の屋外に位置するダクトスペースに設ける。当該ダクトスペースの直上には第2加工棟の4FL床スラブが存在するため、可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）のサンプリングチューブは積雪の影響を受けない。

#### (6) 生物学的事象

換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。

(記載 No. 9-28)

- 第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟の気体廃棄設備

[8.1-F4]

第2加工棟の第1種管理区域の換気のため、給気口を設けて気体廃棄設備 No.1 を接続する。気体廃棄設備 No.1 の給気口にはフィルタを設けることにより枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。また、第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の換気のため、給気口を設けて気体廃棄設備 No.2 を接続する。気体廃棄設備 No.2 の給気口にはフィルタを設けることにより枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。

保安規定に基づき、給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口のフィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合は、フィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさないようにする。

(7) 森林火災

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」及び「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」を参考にして、想定する外部火災（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発及び航空機落下火災）に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器、及びそれらを収納する建物が安全機能を損なうことがないよう以下の設計とする。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 9-29)</p>
加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とする。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 9-30)</p>
加工施設の建物は、火災に対して危険距離以上の離隔距離を確保する設計とする。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 9-31)</p>

加工施設の建物内の核燃料物質を取り扱う設備・機器は、建物により森林火災の影響を防護する。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟を建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃材料で造る設計については[11.3-B1]に示す。

以下に示す施設以外の施設は、森林火災により損傷を受けた場合であっても、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う機器及びそれらを収納する建物には影響を与えず、加工施設の安全性を損なわない。

なお、第1加工棟（第3次申請）、第2加工棟（第4次申請）については、本申請において森林火災に対する安全設計に変更はない。

- 第1廃棄物貯蔵棟（緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）含む。）、第3廃棄物貯蔵棟（緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）含む。）

[8.1-B5]

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟は、想定する森林火災に対する離隔距離が、危険距離以上となる設計とする。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟の森林火災に係る設計方針を付属書類6に示す。想定する森林火災のうち、敷地内竹林に対しては、敷地内竹林と建物の離隔距離が危険距離以上となるように敷地内竹林を伐採して管理する。

- 屋外に設置する連続焼結炉、加熱炉、焼却炉及び気体廃棄設備の付属設備（自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）、緊急設備 手動閉止弁（アンモニア分解ガス）、緊急設備 手動閉止弁（プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）、可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス））

当該設備の設置位置である第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の外壁面は、敷地内外で想定される火災に対する危険距離以上の離隔距離が確保された位置にあるため、森林火災による影響を受けない。

2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

(1) 森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発、航空機落下火災

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」及び「核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド」を参考にして、想定する外部火災（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発及び航空機落下火災）に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器、及びそれらを収納する建物が安全機能を損なうことがないよう以下の設計とする。

(記載 No. 9-29)

加工施設の建物は、火災に対して危険距離以上の離隔距離を確保する設計とする。

(記載 No. 9-31)

加工施設の建物は、爆発に対して危険限界距離以上の離隔距離を確保する設計とする。離隔距離を確保できない場合は、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることにより、建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和する。

(記載 No. 9-32)

敷地外の半径 10 km 圏内には石油コンビナート等が立地しており、また、敷地周辺の道路には燃料輸送車両が走行する。

防護対象施設である第2加工棟、第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟が、想定爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上確保していることを評価するとともに、これらの建物の外壁への爆風圧の影響を評価する。防護対象施設と想定爆発源の位置関係を添5リ(i)の第5図～添5リ(i)の第8図に示す。

① 石油コンビナート等

加工施設に最も近いコンビナートの関西国際空港地区には、高圧ガスの貯蔵はないため、爆発は想定されない。また、ガス事業法又は高圧ガス保安法の規則を受ける高圧ガス貯蔵施設を調査した結果、敷地周辺に貯蔵されている高圧ガスはないため、敷地外における高圧ガスの爆発の影響は、敷地から最も近い敷地南側道路におけるタンクローリー（プロパンガス）の評価で包含できる。

⑩ 燃料輸送車両

【第2加工棟】防護対象施設の第2加工棟については、明らかに想定爆発源に対する離隔距離を確保できない位置にあり、影響があることが確認できたため、以下の対策を講じることにより、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにする。燃料輸送車両の爆発による離隔距離の評価結果を添5リ(i)の第15表に示す。防護対象施設の第2加工棟については、別添5リ(i)-9に示す評価結果より、外壁を10 cm以上増し打ちすることで、爆風圧が既存の外壁に



影響を及ぼさないことを確認した。したがって、第2加工棟の南側面について、外壁を厚さ10 cm以上増し打ちする安全対策や外扉等の補強を実施することで、爆風圧が施設に影響を及ぼさない設計とする。

【第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第1加工棟】防護対象施設の第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟については、添5リ(イ)の第15表に示す評価結果より影響があることが確認できたが、爆風圧が12~19 kPaであり、爆風圧が相対的に低く、かつ内包する核燃料物質が少なくリスクが低いと考えられ、一般高圧ガス保安規則の第一種保安物件（学校、病院、劇場等）に対する第一種設備距離（10 t未満の貯蔵設備の場合、17 mの保安距離をとることで事故が発生した場合の危害を防止している）の2倍以上の離隔距離を確保しているため、爆風圧が施設に影響を及ぼさない。

#### ㉔ 必要となる対策

前項の影響評価より、第2加工棟の南側面が損傷を受けないようにするため、外壁を厚さ10 cm以上増し打ちする安全対策や外扉等の補強を実施する対策を講じる。ただし、10 cm以上増し打ちする外壁は、既存の建物の構造を考慮するものとする。

前項の対策を講じることにより、想定爆発源が防護対象施設に影響を及ぼすことはない。

（記載 No. 9-38）

#### ㉕ 高圧ガス貯蔵施設

水素ガス、プロパンガス及びPRガス（メタンガス）を貯蔵するボンベ置場については、防護対象施設の第2加工棟に対して、明らかに爆発源に対する離隔距離を確保できない位置にあるため、離隔距離を確保できる位置に移設する。敷地内のボンベ置場における可燃性ガスボンベ及び第1高圧ガス貯蔵施設における液化アンモニアタンクによる防護対象施設に対する危険限界距離の評価結果を添5リ(イ)の第18表に示す。爆発源から防護対象施設までの離隔距離は、いずれも危険限界距離以上確保する結果となった。

したがって、防護対象施設の外壁には影響を及ぼさない。

#### ㉖ 燃料輸送車両

爆発を想定する燃料輸送車両は、水素ガス、プロパンガス及びPRガス（メタンガス）を貯蔵するボンベ置場にボンベを搬送する運搬車両及び第1高圧ガス貯蔵施設の液化アンモニアタンクに液化アンモニアを供給するタンクローリーとする。これらの燃料輸送車両が敷地内走行中に爆発した場合、爆発位置は明らかに防護対象施設に対する離隔距離を確保できないため、離隔距離を確保できる位置に移設する。敷地内の運搬経路での燃料輸送車両の爆発による防護対象施設に対する危険限界距離の評価結果を添5リ(イ)の第19表に示す。爆発源から防護対象施設までの離隔距離は、いずれも危険限界距離以上確保する結果となった。

したがって、防護対象施設の外壁には影響を及ぼさない。

#### ㉗ 必要となる対策

##### ㉕ 燃料輸送車両

添5リ(イ)の第6図に示すように、第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場（1）は敷地西方に移設する。

前項の対策を講じることにより、想定爆発源が防護対象施設に影響を及ぼすことはない。

（記載 No. 9-41）

(8) 主要な構造の変更

・外部からの衝撃による損傷防止対策のため、第1 高圧ガス貯蔵施設等を移設する。

(記載 No. 23-28)

加工施設の建物内の核燃料物質等を取り扱う設備・機器は、建物により森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発による影響を防護する。

以下に示す防護対象施設以外の施設については、森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発によるにより損傷を受けたとしても核燃料物質を取り扱う機器及びそれらを収納する建物には影響を与えず、加工施設の安全性を損なわない。

なお、事業変更許可申請書で示した基本的設計方針に基づき、航空機落下火災は第2 加工棟及び第1 - 3 貯蔵棟を防護対象としているが、第2 加工棟(第4 次申請)については、本申請において航空機落下火災に対する安全設計に変更はなく、第1 - 3 貯蔵棟は本申請範囲に含まない。

○第1 廃棄物貯蔵棟(緊急設備 防護壁又は防護柵(W1 防護壁)含む。)、第3 廃棄物貯蔵棟(緊急設備 防護壁又は防護柵(W3 防護壁)含む。)

[8.2-B2]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟は想定する火災源に対し、その影響を受けないように、火災源との離隔距離が、危険距離以上となる設計とする。想定する近隣工場等の火災のうち、敷地内竹林に対しては、敷地内竹林と建物の離隔距離が危険距離以上となるように敷地内竹林を伐採して管理する。また、敷地内危険物運搬に係る火災源である燃料輸送車両については運搬経路を保安規定に定めて管理する。

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟は想定する爆発源に対する離隔距離が、危険限界距離以上とする。敷地南側町道における敷地外高圧ガス運搬の車両の爆発について、想定する爆発源と建物の離隔距離は、高圧ガス保安法に基づく第一種保安物件に対する第一種設備の第一種設備距離の2倍(17 m×2=34 m)以上(第1 廃棄物貯蔵棟:34 m、第3 廃棄物貯蔵棟:39 m)であるため外壁が破損するおそれはない。

加工事業変更許可申請書に示したとおり、加工施設外の火災・爆発及び敷地内危険物施設の火災・爆発に対し、加工施設敷地内におけるボンベ置場(1)及び第1 高圧ガス貯蔵施設(アンモニアタンク)の移設や燃料輸送車両の構内通行ルート及び駐車位置の制限を行うことにより、安全性を確保する。敷地内の危険物施設のうち移設を予定していたボンベ置場(1)及び第1 高圧ガス貯蔵施設(アンモニアタンク)の詳細な設置位置を確定したことから、影響評価を見直した。森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発に係る設計方針を付属書類6に示す。

加工事業変更許可申請書から外部火災影響評価結果を一部変更したが、加工事業変更許可申請書に記載した外部火災の影響を受けない設計とする基本方針に変更はない。

○屋外に設置する連続焼結炉、加熱炉、焼却炉及び気体廃棄設備の付属設備（自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）、緊急設備 手動閉止弁（アンモニア分解ガス）、緊急設備 手動閉止弁（プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）、可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス））

当該設備の設置位置である第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の外壁面は、敷地内外で想定される火災に対する危険距離以上及び爆発に対する危険限界距離以上の離隔距離が確保された位置にあるため、森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発による影響を受けない。

## (2) 電磁的障害

加工施設は、日本工業規格（JIS）や電気規格調査会標準規格（JEC）等に基づき、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、ラインフィルタ、絶縁回路の設置によるサージ・ノイズの侵入防止及び鋼製筐体の適用により、電磁波の侵入等を防止する設計とする。

（記載 No. 9-45）

○インターロック回路を有する設備

[8.2-F2]

安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、アナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、インターロック回路にメカニカルリレー等の電磁式の絶縁された接点回路を設置し、電磁干渉による誤動作を防止する、又は電源に絶縁トランス若しくはラインフィルタを設置し、電磁波の侵入等を防止する。また、インターロック回路の制御盤は金属製筐体を使用し、電磁波の侵入等を防止する。さらに、アンテナ線は避雷器を設置し、雷サージの侵入を防止する。

なお、焙焼炉 No. 2-1 破碎装置及び焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フードの供給制限機構について、作動端である電気式の錠は、メカニカルリレーと同様の電磁式の絶縁された接点回路を内蔵している。

また、気体廃棄設備 No. 2 の室内負圧異常時インターロックの構成機器である差圧計は微差圧スイッチであり、アナログ信号線を使用しないため、シールドケーブルは不要である。

安全機構及びインターロック名称	インターロックを必要とする設備	インターロック回路を有する設備	
		検出端を設置する設備	作動端を設置する設備
質量インターロック	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機
水検知時閉じ込め弁閉止機構	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機
質量インターロック	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	供給瓶 No. 2-1 供給瓶
供給制限機構	焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	焙焼炉 No. 2-1 破碎装置
供給制限機構	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード
供給制限機構	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機
自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	連続焼結炉 No. 2-1	連続焼結炉 No. 2-1	連続焼結炉 No. 2-1
失火検知機構	連続焼結炉 No. 2-1 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)	連続焼結炉 No. 2-1	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)
過加熱防止機構	連続焼結炉 No. 2-1	連続焼結炉 No. 2-1	連続焼結炉 No. 2-1
冷却水圧力低下検知機構	連続焼結炉 No. 2-1	連続焼結炉 No. 2-1	連続焼結炉 No. 2-1
緊急停止機構	連続焼結炉 No. 2-1 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	連続焼結炉 No. 2-1	連続焼結炉 No. 2-1 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)
地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)	緊急設備 感震計	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)
可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス) 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)
研削個数超過防止インターロック	焙焼炉 No. 2-1 運搬台車	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤 センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機

安全機構及びインターロック名称	インターロックを必要とする設備	インターロック回路を有する設備	
		検出端を設置する設備	作動端を設置する設備
回転数低下時研削停止インターロック	第1 廃液処理設備	センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機 センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤
送排風機の起動停止インターロック	気体廃棄設備 No. 1	気体廃棄設備 No. 1 排風機	気体廃棄設備 No. 1 排風機、給気ユニット
送排風機異常時インターロック	気体廃棄設備 No. 1	気体廃棄設備 No. 1 排風機、給気ユニット	気体廃棄設備 No. 1 排風機、閉じ込めダンパー、 給気ユニット
ダンパー開度異常時インターロック	気体廃棄設備 No. 1	気体廃棄設備 No. 1 排風機	気体廃棄設備 No. 1 排風機、閉じ込めダンパー、 給気ユニット
室内負圧異常時インターロック	気体廃棄設備 No. 1	気体廃棄設備 No. 1 差圧計	気体廃棄設備 No. 1 閉じ込めダンパー、給気ユニット
送排風機の起動停止インターロック	気体廃棄設備 No. 2	気体廃棄設備 No. 2 排風機、給気ファン	気体廃棄設備 No. 2 排風機、給気ファン
故障時の排風機起動機構	気体廃棄設備 No. 2	気体廃棄設備 No. 2 排風機	気体廃棄設備 No. 2 排風機
送排風機異常時インターロック	気体廃棄設備 No. 2	気体廃棄設備 No. 2 排風機、給気ファン	気体廃棄設備 No. 2 排風機、閉じ込めダンパー、 給気ファン
ダンパー開度異常時インターロック	気体廃棄設備 No. 2	気体廃棄設備 No. 2 排風機	気体廃棄設備 No. 2 排風機、閉じ込めダンパー、 給気ファン
室内負圧異常時インターロック	気体廃棄設備 No. 2	気体廃棄設備 No. 2 差圧計	気体廃棄設備 No. 2 閉じ込めダンパー、給気ファン
失火検知機構	焼却設備 焼却炉	焼却設備 焼却炉	焼却設備 焼却炉
過加熱防止機構	焼却設備 焼却炉	焼却設備 焼却炉	焼却設備 焼却炉
緊急停止機構	焼却設備 焼却炉	焼却設備 焼却炉	焼却設備 焼却炉
地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック	緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）	緊急設備 感震計	緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）
可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック	緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）	緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）

安全機構及びインターロック名称	インターロックを必要とする設備	インターロック回路を有する設備	
		検出端を設置する設備	作動端を設置する設備
自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 加熱炉
過加熱防止機構	燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 加熱炉
自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)
過加熱防止機構	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉
緊急停止機構	燃料開発設備 加熱炉 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)	燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 加熱炉 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)
地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)	緊急設備 感震計	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)
可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)
地震発生時 上水遮断インターロック	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 感震計	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁
送水ポンプ自動停止装置	第2加工棟	緊急設備 感震計	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置

### (3) 交通事故（自動車）

本加工施設の南側敷地境界に沿って片側1車線の町道がある。第2加工棟と町道との間は最も近接している場所で約13m離れている。町道は、敷地境界に沿っているため、走行中の車両の速度成分のうち、加工施設に向かう成分はほとんどない。

(記載 No. 9-46)

加工施設の建物内の核燃料物質等を取り扱う設備・機器は、建物により交通事故（自動車）の影響を防護する。

以下に示す施設以外の屋外の施設は、交通事故（自動車）により損傷を受けた場合であっても、安全機能を有する施設を内包する建物の閉じ込め機能には影響がなく、加工施設の安全性を損なわない。

また、第1加工棟（第3次申請）、第2加工棟（第4次申請）については、本申請において交通事故（自動車）に対する安全設計に変更はない。

#### ○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟

一般道路は敷地境界に沿っており、走行中の車両の速度成分のうち、加工施設に向かう成分はほとんどないため、交通事故の影響を受けるおそれはない。

加工施設と町道の位置関係を図ト-W1建-19に示す。

○屋外に設置する連続焼結炉、加熱炉、焼却炉及び気体廃棄設備の付属設備（自動窒素ガス切替機構、可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）、緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）、緊急設備 手動閉止弁（アンモニア分解ガス）、緊急設備 手動閉止弁（プロパンガス）、緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）、可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス））

これらの設備・機器は、一般道路から距離が離れているため、交通事故（自動車）による影響を受けない場所にある。

3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

#### [適合性の説明]

安全機能を有する施設は、想定される航空機落下に対して安全機能を損なうことのない設計とする。「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（以下「航空機落下評価ガイド」という。）に基づいて、本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下に対する防護設計の必要性を確認する。

(記載 No. 9-44)

加工事業変更許可申請書に示したとおり、航空機落下評価ガイドに基づいて本加工施設

への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が  $2.3 \times 10^{-8}$  (回/施設・年) であり、航空機落下評価ガイドに示す「想定される外部人為事象」として設計上考慮するか否かを判断するための判断基準値である  $10^{-7}$  (回/施設・年) を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認した。



(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

第九条 加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

加工施設を設置する事業所は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止する。

(記載 No.10-1)

加工施設を設置する事業所には、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針に基づき、加工施設への人の不法な侵入を防止し、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するための適切な措置を講じる。

( ) 障壁等による区画

加工施設への人の不法な侵入を防止するため、加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域の境界には人が容易に侵入できないようフェンス等を設置する。本加工施設において、核燃料物質又は核燃料物質に汚染されたものを取り扱う施設は、第1加工棟、第2加工棟、第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟であり、これらの加工施設の建物は、鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計とする。

(記載 No.10-2)

( ) 障壁等による区画

また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。

( ) 人の不法な侵入の監視

加工施設への人の不法な侵入を監視するため、侵入検知器や監視カメラ等の監視装置による集中監視を行うとともに、見張人により周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。

(記載 No.10-3)

( ) 出入管理

加工施設へ常時立ち入る放射線業務従事者に対しては、IDカードにより加工施設の出入管理を行う。一時立入者に対しては、その身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。また、常時立ち入ることがない加工施設では、出入口を施錠管理する。

(記載 No.10-4)

(iv) 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動の防止

核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、加工施設への出入口の防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。また、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の~~敷地内~~において、金属探知機、核物質検知装置等による持出し点検及び常時監視を行う。

(記載 No. 10-5)

加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、~~敷地内~~及び入構車両においては積載荷物の点検を行う。加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。

(記載 No. 10-6)

第1加工棟（第3次申請）、第2加工棟（第4次申請）については、本申請において不法侵入に対する安全設計に変更はない。

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟

[9.1-B1]

加工施設を設置する事業所には、加工施設の周辺に周辺監視区域を設け、周辺監視区域の境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより、加工施設への人の不法な侵入を防止する。

侵入検知器、監視カメラ等の監視装置による集中監視を行うとともに、周辺監視区域内の定期的な巡視を行うことにより、加工施設への人の不法な侵入を監視する。また、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止設備の点検、保守を行い、その機能を維持する。

管理上の人々の区分に応じて、管理区域を設定する加工施設の建物へ常時立ち入る放射線業務従事者に対してはIDカードによる出入管理を行うことにより、加工施設への人の不法な侵入を防止する。また、常時立ち入ることがない管理区域を設定する加工施設の建物では、出入口を施錠管理する。

核燃料物質等の移動は所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の建物の~~敷地内~~において金属探知機、核物質検知装置等による持出し点検及び監視を行うことにより、周辺監視区域内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。

~~敷地内~~入構車両においては積載荷物の点検を行うことにより、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。

これらの加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る措置は、保安規定に定めて管理する。

加工施設の建物である第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟は、周辺監視区域内に設置し、鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計とする。

図トーW1建-6に示す第1廃棄物貯蔵棟の管理区域入口、図トーW3建-5に示す第3廃棄物貯蔵棟の管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する設計とする。

サイバーテロを未然に防止するため、本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、外部と物理的に遮断する又は電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断することにより、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第二条第四項に規定する不正アクセス行為の発生を防止する。

(i) 外部からの不正アクセスの防止

本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、社内コンピュータシステムの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にファイアウォールを設置する。

社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。上記(i)、(ii)の措置を講ずることにより、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第二条第四項に規定する不正アクセス行為の発生を防止する。

(記載 No. 10-7)

本申請では、加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムに該当するものはない。

(閉じ込めの機能)

第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。

- 一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。
- 二 六ふっ化ウランを取り扱う設備であって、六ふっ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。
- 三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下この条において「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。
- 四 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。
- 五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。
- 六 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。
- 七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。
  - イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。
  - ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。
  - ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十九条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

第十条の第一号から第七号について、本加工施設に対する適用可否を次表にまとめて示す。

項目	適用可否
第一号	流体状の核燃料物質等を取り扱う施設に対して適用する。本申請の対象には、核燃料物質等によって汚染された物を含まない流体を導く管に核燃料物質等が逆流するおそれのある設備と液体廃棄設備が該当する。
第二号	本加工施設では六ふっ化ウランを取り扱わないため適用対象でない。
第三号	本加工施設ではプルトニウム等を取り扱わないため適用対象でない。
第四号	本加工施設ではプルトニウム等を取り扱わないため適用対象でない。
第五号	密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードに対して適用する。
第六号	核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある第1種管理区域の室に対して適用する。
第七号	本申請の対象施設のうち、液体状の核燃料物質等を取り扱う建物や区域に対して適用する。

[適合性の説明]

ウランを収納する設備・機器は飛散及び漏えいのない設計とし、ウランを取り扱う設備・機器は、耐腐食性を有する材料を用いるとともに、空気中への飛散及び漏えいを防止する設計とする。ウランが飛散・漏えいした場合にはそれを検知し、警報を発する設計とする。汚染が発生するおそれのある区域を第1種管理区域として管理し、第1種管理区域内の空気は、含まれる放射性物質を十分に取り除いた後、環境に放出する設計とする。

(記載 No. 4-1)

加工施設は、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針に基づき、ウランを収納する設備・機器は飛散及び漏えいのない設計とし、ウランを取り扱う設備・機器は、耐腐食性を有する材料を用いるとともに、空気中への飛散及び漏えいを防止する設計とする。ウランが飛散・漏えいした場合にはそれを検知し、警報を発する設計とする。汚染が発生するおそれのある区域を第1種管理区域として管理し、第1種管理区域内の空気は、含まれる放射性物質を十分に取り除いた後、環境に放出する設計とする。

ウラン粉末を含む気体又は液体を取り扱う系統及び機器には、逆流によってウランが拡散しない設計とする。

(iii) 逆流防止 放射性気体廃棄物の廃棄設備は、給排気設備により放射性気体廃棄物が逆流しないように負圧設計を行う。

また、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を含まない液体を導く管であって、核燃料物質等を内包する容器、管等に内通するもののうち核燃料物質等が逆流するおそれのあるものについては、逆流防止のための弁等を設ける。

(記載 No. 4-10)

核燃料物質等を取り扱う設備は流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造とする。

○第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 4、W 1 廃液処理設備 受水槽  
[10. 1-F8]

放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性液体を設備に流入する供給口は設備に貯留する放射性液体廃棄物の液面に接触しない位置に配置する。

粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのない設計とする。

作業環境の汚染を防止するため、ウランを内包する設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。

粉末保管容器等の粉末状ウランを収納する設備・機器

収納する粉末状ウランの飛散及び漏えいを防止するため、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造とする。

粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。

(記載 No. 4-2)

第1種管理区域でウラン粉末を収納する系統及び機器は、ウラン粉末を設備、機器等によって閉じ込めるか、囲い式フードを設けて局所排気系統に接続し、囲い式フードの内部を局所排気系統により工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を 0.5 m/秒以上に維持することにより、ウランの漏えいを防止する。

作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(5) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する。

第1種管理区域においてウランを内包し、ウランが空気中へ飛散するおそれがある設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。

混合設備、粉末調整設備、圧縮成型設備、研磨設備、焙焼設備等のウランが空気中に飛散するおそれのある設備・機器及び固体廃棄物処理設備

取り扱うウランの飛散による室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設けて局所排気を行い、その内部を室内に対して 9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧とするか、又はその開口部での風速が 0.5 m/秒以上となるようにする。

第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して 9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧とする。ウラン取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、ウラン取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が 0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理し、ウランの室内への飛散を防止する。

(記載 No. 4-6)

第1種管理区域においてウランを内包し、ウランが空気中へ飛散するおそれがある設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。

混合設備、粉末調整設備、圧縮成型設備、研磨設備、焙焼設備等のウランが空気中に飛散するおそれのある設備・機器及び固体廃棄物処理設備

閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。設計上このような部位が発生する場合は、当該部位を定期的に点検することを点検要領及び保全計画に定める。

作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(4) ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。巡視及び点検箇所は設備・機器の設計及び改造時にあらかじめ定め、設備・機器の経年変化等を考慮して定期的に見直す。

(記載 No. 4-7)

ウラン粉末を容器から取り出して扱う設備には囲い式フードを設け、排気設備により囲い式フードの外部から内部に空気が流れるよう設計する。

(記載 No. 15-12)

本申請の対象設備でウラン粉末を取り扱う設備・機器は、次のいずれかの措置によりウランの漏えいを防止する。

○ウラン粉末を粉末保管容器（保管容器F型）に収納して取り扱う設備

[10.1-F2]

ウラン粉末を粉末保管容器（保管容器F型）に収納して取り扱う。

ウラン粉末を粉末保管容器（保管容器F型）に収納して取り扱う設備について、設置場所とともに次表に示す。

設備・機器名称 機器名	設置場所
粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト	第2-2混合室
粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機	第2-2混合室
計量設備架台 No. 4	第2-2混合室
スクラップ保管ラックD型 No. 2-1	
スクラップ保管ラックE型 No. 2-1	
分析試料保管棚	
開発試料保管棚	

○ウラン粉末を密閉容器内で取り扱う設備

[10.1-F2]

ウラン粉末を密閉容器内で取り扱う。

閉じ込め弁を開放する際は、パッキンにより密閉を維持する。

ウラン粉末を密閉容器内で取り扱う設備について、設置場所とともに次表に示す。

設備・機器名称 機器名	設置場所
粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	第2-2混合室
粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	第2-2混合室
供給瓶 No. 2-1 供給瓶	第2-2混合室

○粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、焼却設備 急冷塔

[10.1-F2]

粉末投入機の囲い式フードはパッキンを介した密閉構造とする。また、破碎装置本体及び急冷塔本体は金属製の密閉構造とする。

○粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト

[10.1-F2]

粉末搬送容器昇降リフトのフード(A)部と床面の境界はシールする。

フード(B)部と天井面の境界はパッキンを挟む構造とする。

○囲い式フードを設けて局所排気系統に接続し、囲い式フード内でウラン粉末又は放射性固体廃棄物を取り扱う設備

[10.1-F6]

囲い式フードを設けて気体廃棄設備の局所排気系統に接続し、囲い式フード内でウラン粉末又は放射性固体廃棄物を取り扱う。

囲い式フードを設けて局所排気系統に接続し、囲い式フード内でウラン粉末又は放射性固体廃棄物を取り扱う設備について、設置場所とともに次表に示す。

ウラン粉末等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対しては囲い式フード内部を室内に対して9.8 Pa以上の負圧とし、ウラン粉末等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対しては開口部の風速を0.5 m/秒以上とする。

また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末等が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。設計上このような部位が発生する場合は、当該部位を定期的に点検することを保安規定に定めて管理する。ウラン粉末等を取り扱う設備・機器の閉じ込め機能に係る設計方針について、付属書類7-3に示す。



## (気体廃棄設備 No. 1 に接続する設備)

設備・機器名称 機器名	設置場所	負圧又は面速
粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	第 2 - 2 混合室	0.5 m/秒以上
粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	第 2 - 2 混合室	9.8 Pa 以上
プレス No. 2-1	第 2 - 2 混合室	0.5 m/秒以上
焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	第 2 - 2 混合室	0.5 m/秒以上
焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	第 2 - 2 混合室	0.5 m/秒以上
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	第 2 - 2 混合室	0.5 m/秒以上
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	第 2 - 2 混合室	0.5 m/秒以上
焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	第 2 - 2 混合室	0.5 m/秒以上
センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	第 2 - 2 ペレット室	0.5 m/秒以上
分析設備 粉末取扱フード No. 1	第 2 分析室	0.5 m/秒以上
分析設備 粉末取扱フード No. 2	第 2 分析室	0.5 m/秒以上
分析設備 粉末取扱フード No. 3	第 2 分析室	0.5 m/秒以上
燃料開発設備 スクラップ処理装置	第 2 開発室	9.8 Pa 以上
燃料開発設備 試料調整用フード	第 2 開発室	0.5 m/秒以上
燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	第 2 開発室	0.5 m/秒以上
燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	第 2 開発室	9.8 Pa 以上
燃料開発設備 粉末取扱フード	第 2 開発室	0.5 m/秒以上
燃料開発設備 プレス	第 2 開発室	0.5 m/秒以上

## (気体廃棄設備 No. 2 に接続する設備)

設備・機器名称 機器名	設置場所	負圧又は面速
焼却設備 焼却炉	W 1 廃棄物処理室	9.8 Pa 以上
焼却設備 バグフィルタ	W 1 廃棄物処理室	9.8 Pa 以上
焼却設備 投入プッシャ	W 1 廃棄物処理室	0.5 m/秒以上 <sup>(1)</sup>
焼却設備 前処理フード	W 1 廃棄物処理室	0.5 m/秒以上 <sup>(1)</sup>
焼却設備 フィルタ処理フード	W 1 廃棄物処理室	0.5 m/秒以上 <sup>(1)</sup>
焼却設備 投入リフタ	W 1 廃棄物処理室	0.5 m/秒以上 <sup>(1)</sup>
湿式除染機 湿式除染部	W 1 廃棄物処理室	0.5 m/秒以上
湿式除染機 水洗除染タンク	W 1 廃棄物処理室	0.5 m/秒以上
乾式除染機	W 1 廃棄物処理室	0.5 m/秒以上

- (1) 投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフタの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。

また、主要な建物内の管理区域区分は以下のとおりとする。作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。

(1) 管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分し、管理する。

管理区域は、密封したウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（以下「第2種管理区域」という。）とそうでない区域（以下「第1種管理区域」という。）とに区分し、管理する。管理区域の区分を添5ロ(イ)の第1図に示す。

管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（以下「第2種管理区域」という。）とそうでない区域（以下「第1種管理区域」という。）とに区分し、その範囲を標識により明示し管理する。

添5ロ(イ)の第1図 加工施設の管理区域図

(記載 No. 4-28)

第1加工棟（第3次申請）、第2加工棟（第4次申請）については、本申請において閉じ込めに対する安全設計に変更はない。

#### ○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟

[10.1-B1]

線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分して保安規定に定めて管理する。

第1廃棄物貯蔵棟には第1種管理区域と第2種管理区域を設定し、第3廃棄物貯蔵棟には汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する。

なお、発電機・ポンプ棟は核燃料物質等を収納しないことから、管理区域の設定は行わない。

<p>ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、当該区域の外から当該区域に向かって空気が流れるように、第1種管理区域は外部に対して19.6 Pa以上の負圧を保つように給排気のバランスをとる構造とし、必要な場合に経路を閉じることのできる逆流防止機構又はダンパーを設ける構造とする。</p> <p>(a) 本加工施設のうち、第1種管理区域は、室内の圧力を給排気設備によって外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持することにより、室内の空気が外部に漏えいすることを防止する。</p> <p>(d) 複数の排気システムにより排気する場合は、汚染された空気が逆流しないよう逆流防止ダンパー等を設ける。</p> <p>第1種管理区域の部屋はウラン除去機能を持つフィルタを備えた排気設備で排気することにより、平均6回/時以上の換気を行い、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 4-15)</p>
<p>また、設計基準事故の発生後、一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できる設計とし、設計基準事故が発生した状況下であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える設計とする。</p> <p>(iii) 操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、気体廃棄設備に送排風機異常、ダンパー開度異常、室内負圧異常時のインターロックを設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 12-4)</p>
<p>ウラン粉末を含む気体又は液体を取り扱うシステム及び機器には、逆流によってウランが拡散しない設計とする。</p> <p>(iii) 逆流防止 放射性気体廃棄物の廃棄設備は、給排気設備により放射性気体廃棄物が逆流しないように負圧設計を行う。</p> <p>また、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を含まない液体を導く管であって、核燃料物質等を内包する容器、管等に内通するもののうち核燃料物質等が逆流するおそれのあるものについては、逆流防止のための弁等を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 4-10)</p>
<p>また、第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気システムと排気システムの間インターロック等を設け、起動時には排気システムが給気システムより先に起動し、停止時には給気システムが排気システムより先に停止する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 4-17)</p>
<p>安全機能を有する施設を次表に示す。</p> <p>表 安全機能を有する施設 (気体廃棄物処理工程)</p> <p>閉じ込め：故障時の排風機起動機構</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 14-11)</p>
<p>第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止するため、建物は漏えいの少ない構造とし、また、給排気設備により室内が外気より負圧になるよう維持する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-52)</p>

排気設備停止による閉じ込め機能の不全（負圧維持の異常による閉じ込め機能の不全） 排風機が停止した場合には、工程室内の負圧維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とすることから、また、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいによる影響を緩和するため、ウランの建物外への漏えいは、建物の微小な隙間からの拡散による漏えいのみである。

（記載 No. 15-60）

○第1 廃棄物貯蔵棟

[10.1-B3]

第1 廃棄物貯蔵棟は、耐腐食性を有する鉄骨鉄筋コンクリート造の建物とすることで漏えいの少ない構造とし、第1 種管理区域の空気中のウランの漏えいを防止する。第1 種管理区域の室は、気体廃棄設備 No. 2 により室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持する設計とする。

○気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2

[10.1-F4]

ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第2加工棟に気体廃棄設備 No. 1、第1廃棄物貯蔵棟に気体廃棄設備 No. 2を設置し、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。

第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間にインターロック等を設け、起動時には排気系統が給気系統より先に起動し、停止時には給気系統が排気系統より先に停止する設計とする。また、操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、気体廃棄設備に送排風機異常時、ダンパー開度異常時、室内負圧異常時のインターロックを設ける。

第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通してから屋外に放出する。

なお、気体廃棄設備 No. 2は焼却設備からの燃焼排ガスでフィルタユニットが損傷することを防ぐため、排風機の故障を検知した場合、自動で予備の排風機が起動する機構を設ける。

第1種管理区域の排気系統以外からの漏えいを発生させないように、外部電源の供給が停止しても、非常用電源設備により電源が供給され、局所排気系統が稼働して、第1種管理区域内の負圧を維持し漏えいを防止できる構造とする。  
また室内が正圧となって排気系統以外からの漏えいを発生させないように、外部電源の供給が停止しても非常用電源設備が稼働して負圧を維持できる設計とする。  
(記載 No. 4-25)

○非常用電源設備 No. 1、非常用電源設備 No. 2

[10.1-F4]

停電時には非常用電源設備が起動し、第1種管理区域の負圧を維持する。

また、第1種管理区域の内部の床、壁の表面はウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。  
(c) 第1種管理区域の床、壁等は表面を平滑にし、表面には合成樹脂を塗装する等の仕上げにより除染の容易性及び耐食性の向上並びにウラン粉末を含む液体の浸透防止を図る。  
(記載 No. 4-19)

第1種管理区域内において、ウラン粉末を含む液体を取り扱う研磨設備等の設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止するため堰を設ける。  
(a) 粉末状のウランを含む液体を取り扱う研磨設備等の設備からの廃液を処理する設備の貯槽には液面計を設置し貯留レベルを監視するとともにその周辺部又は施設外に通じる出入口若しくは周辺部には、ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止するため堰を

設ける。排水処理系統図を添5ロ(イ)の第4図に示す。

添5ロ(イ)の第4図 排水処理系統図

(記載 No. 4-21)

また、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路の上には、ウラン粉末を含む液体を取り扱う第1種管理区域の床面を設けないように設計する。

(b) 粉末状のウランを含む液体を取り扱う設備及びウラン粉末を含む液体の漏えいが拡大するおそれのある施設内部の床面下に、ウランにより汚染されない排水を排出する排水路がないよう設計する。

(記載 No. 4-22)

さらに、ウラン粉末を含む液体を処理する室の扉等の開口部には堰等を設ける。

(記載 No. 15-51)

液体状の核燃料物質等を取り扱う設備を設置する建物は漏えいの拡大を防止できる設計とする。

#### ○第1廃棄物貯蔵棟

[10.1-B2]

第1廃棄物貯蔵棟の液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれのある部分は、漏えいの拡大を防ぐ構造とする。

第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の床及び壁であって、人が触れるおそれのある部分(床面からの高さ2 mまで)は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料(塗料)で仕上げる。

#### ○第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 堰・密閉構造扉

[10.1-B2]

液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器からの漏えいを周囲の限定した範囲に留め拡大を防止するため、液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器を設置するための場所として、建物の壁及び堰で囲まれた液溜を設ける。液溜を構成する堰の一部は、緊急設備 堰、密閉構造扉の堰を兼ねる。

また、第1廃棄物貯蔵棟には、核燃料物質等を取り扱う設備・機器を周囲の床面より低い位置に設置するための地下貯槽ピットを設ける。

第1廃棄物貯蔵棟に設ける堰の核燃料物質等を含む液体の漏えい拡大防止に係る設計方針について、付属書類7-2に示す。

なお、第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。

酸、アルカリを取り扱う設備からの排気は、排気系統の腐食を低減するため、スクラバーにより浄化する構造とする。

酸又はアルカリを含む気体廃棄物を処理する場合は、酸又はアルカリを取り扱う設備・機器にスクラバーを備え、スクラバーを通して酸及びアルカリを除去する。スクラバーから発生する廃液は、廃液処理設備により液体廃棄物として処理する。

(e) 酸、アルカリを取り扱う設備からの局所排気は、スクラバーにより浄化し、放射性物質除去設備の健全性を維持する。

また、酸、アルカリを取り扱う設備からの排気はスクラバーを通して排出する。

(記載 No. 4-5)

○分析設備 ドラフトチャンバ No. 1～ドラフトチャンバ No. 3

[10.1-F7]

酸又はアルカリを取り扱うドラフトチャンバからの排気は、排気系統の腐食を低減するためスクラバーを通して排気中の酸及びアルカリを除去して排気系統へ排出する。スクラバーから発生する廃液は、廃液処理設備により液体廃棄物として処理する。

ウラン粉末を含む液体を取り扱い又は収納する系統及び機器は、液体による腐食の少ないステンレス鋼材等の材料を使用するとともに、周辺に堰を設けることにより、液体の漏えいを防止する。

作業環境の汚染を防止するため、ウランを内包する設備・機器は、以下に示す飛散又は漏えい防止設計とする。研磨設備等のウラン粉末を含む液体を収納する設備・機器 収納するウラン粉末を含む液体による腐食の少ないステンレス鋼等で作り、その接合部はガスケット等を使用することにより液体の漏えいがない構造とする。

ウラン粉末を含む液体を取り扱い又は収納する系統及び機器は、液体による腐食の少ないステンレス鋼材の材料を使用するとともに、周辺に堰を設けることにより、液体の漏えいを防止する。

(記載 No. 4-4)

第1種管理区域内において、ウラン粉末を含む液体を取り扱う研磨設備等の設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止するため堰を設ける。

(a) 粉末状のウランを含む液体を取り扱う研磨設備等の設備からの廃液を処理する設備の貯槽には液面計を設置し貯留レベルを監視するとともにその周辺部又は施設外に通じる出入口若しくは周辺部には、ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止するため堰を設ける。排水処理系統図を添5ロ(イ)の第4図に示す。

添5ロ(イ)の第4図 排水処理系統図

(記載 No. 4-21)

安全機能を有する施設を次表に示す。

表 安全機能を有する施設 (成形施設)

閉じ込め：遠心分離機能

(記載 No. 14-11)

核燃料物質等を取り扱う設備は液体の漏えいを防止できる設計とする。内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる。

○センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置

[10.1-F2]

粉末状のウランを含む液体から粉末状のウランを取り除く遠心分離機能によって、下流側の第1廃液処理設備 配管へのウランの漏えいを防止する。

○センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置、センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク、燃料開発設備 試料調整用フード No. 1

[10.1-F2]

液体を内包する部位は、漏えいのない構造とする。

○センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク

[10.1-F5]

核燃料物質等を含む液体の漏えいが施設外へ拡大することを防止するため、建物の壁及び堰（{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉）で構成された溢水防護区画 A1-1 内に設置する。核燃料物質等を含む液体の漏えい拡大防止に係る設計方針について、付属書類 7-2 に示す。溢水防護区画 A1-1 の配置を付属書類 9-1 の図 2 に示す。

○開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽、開発室廃液処理設備 貯槽、燃料開発設備 試料調整用フード No. 1

[10.1-F5]

核燃料物質等を含む液体の漏えいが施設外へ拡大することを防止するため、建物の壁及び堰（{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉）で構成された溢水防護区画 C1-1 内に設置する。核燃料物質等を含む液体の漏えい拡大防止に係る設計方針について、付属書類 7-2 に示す。溢水防護区画 C1-1 の配置を付属書類 9-1 の図 2 に示す。

○第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1～凝集沈殿槽 No. 4、第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1～ろ過水槽 No. 2、第1廃液処理設備 処理水槽 No. 1～処理水槽 No. 4、センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置

[10.1-F5]

核燃料物質等を含む液体の漏えいが施設外へ拡大することを防止するため、建物の壁及び堰（{8081}第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 のその他の構成機器）で構成された液溜③内に設置する。核燃料物質等を含む液体の漏えい拡大防止に係る設計方針について、付属書類 7-2 に示す。液溜③の配置を付属書類 9-1 の図 2 に示す。



○分析廃液処理設備 反応槽、分析廃液処理設備 ろ過水貯槽

[10.1-F5]

核燃料物質等を含む液体の漏えいが施設外へ拡大することを防止するため、建物の壁及び堰（{6100}分析廃液処理設備 反応槽のその他の構成機器）で構成された液溜④内に設置する。核燃料物質等を含む液体の漏えい拡大防止に係る設計方針について、付属書類 7-2 に示す。液溜④の配置を付属書類 9-1 の図 2 に示す。

○第 2 廃液処理設備 集水槽、第 2 廃液処理設備 凝集槽、第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1  
～沈殿槽 No. 2、第 2 廃液処理設備 タンク No. 1～タンク No. 2

[10.1-F5]

核燃料物質等を含む液体の漏えいが施設外へ拡大することを防止するため、建物の壁及び堰（{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉）で構成された液溜①内に設置する。核燃料物質等を含む液体の漏えい拡大防止に係る設計方針について、付属書類 7-2 に示す。液溜①の配置を付属書類 9-1 の図 2 に示す。

○第 2 廃液処理設備 集水槽 No. 2

[10.1-F5]

核燃料物質等を含む液体の漏えいが施設外へ拡大することを防止するため、建物の壁及び堰（{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉）で構成された液溜②内に設置する。核燃料物質等を含む液体の漏えい拡大防止に係る設計方針について、付属書類 7-2 に示す。液溜②の配置を付属書類 9-1 の図 2 に示す。

○W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置、W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽、W 1 廃液処理設備  
タンク No. 1～タンク No. 3、湿式除染機 湿式除染部、湿式除染機 水洗除染タンク

[10.1-F5]

核燃料物質等を含む液体の漏えいが施設外へ拡大することを防止するため、建物の壁、堰（{8064-2}緊急設備 堰、密閉構造扉）及び建物の段差構造による堰で構成された液溜⑤内に設置する。核燃料物質等を含む液体の漏えい拡大防止に係る設計方針について、付属書類 7-2 に示す。液溜⑤の配置を付属書類 9-1 の図 2 に示す。

○第 2 廃液処理設備 受水槽 No. 1、第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 4

[10.1-F5]

核燃料物質等を含む液体の漏えいが施設外へ拡大することを防止するため、第 2 加工棟の地下貯槽ピット内に収納し周囲の床面より低い場所に設置する。核燃料物質等を含む液体の漏えい拡大防止に係る設計方針について、付属書類 7-2 に示す。第 2 加工棟の地下貯槽ピットの配置を付属書類 9-1 の図 2 に示す。

○W 1 廃液処理設備 受水槽、W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 3

[10.1-F5]

核燃料物質等を含む液体の漏えいが施設外へ拡大することを防止するため、第 1 廃棄

物貯蔵棟の地下貯槽ピット内に収納し周囲の床面より低い場所に設置する。核燃料物質等を含む液体の漏えい拡大防止に係る設計方針について、付属書類 7-2 に示す。第 1 廃棄物貯蔵棟の地下貯槽ピットの配置を付属書類 9-1 の図 2 に示す。

○第 2 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟に設置する耐腐食性材料を用いる設備・機器

[10.1-F7]

粉末状のウランを含む液体と接触する部位及び廃棄施設の液体廃棄物と接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、金属製機器との接続部にはガスケット等を使用し液体の漏えいを防止する。次表に粉末状のウランを含む液体と接触する部位に耐腐食性材料を用いる機器名及び液体廃棄物と接触する部位に耐腐食性材料を用いる機器名を示す。

(第2加工棟)

粉末状のウランを含む液体と接触する部位に耐腐食性材料を用いる設備・機器

設置場所	設備・機器名称	耐腐食性材料を用いる機器名
第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1	センタレス研削盤
		研磨屑回収装置
		研削液タンク
		配管
第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フード No. 1

液体廃棄物と接触する部位に耐腐食性材料を用いる設備・機器

設置場所	設備・機器名称	耐腐食性材料を用いる機器名
第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1～凝集沈殿槽 No. 4
		遠心分離機 No. 1～遠心分離機 No. 4
		遠心ろ過機 No. 1～遠心ろ過機 No. 2
		ろ過水槽 No. 1～ろ過水槽 No. 2
		処理水槽 No. 1～処理水槽 No. 4
		配管
第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽
		ろ過水貯槽
		配管
第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽
		遠心分離機
		貯槽
		配管
第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽
		集水槽 No. 2
		凝集槽
		沈殿槽 No. 1
		タンク No. 1
		沈殿槽 No. 2
		タンク No. 2
		加圧脱水機
		ろ過装置 No. 1～ろ過装置 No. 2
		受水槽 No. 1
		配管
		貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 4
		第2廃液処理設備 貯留設備
	配管	

(第1廃棄物貯蔵棟)

液体廃棄物と接触する部位に耐腐食性材料を用いる設備・機器

設置場所	設備・機器名称	耐腐食性材料を用いる機器名
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	蒸発乾固装置
		凝集沈殿槽
		タンク No. 1～タンク No. 3
		ろ過機
		圧搾脱水機
		受水槽
		貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 3
		配管
		湿式除染機
	水洗除染タンク	

液体廃棄物の廃棄施設の貯槽には、満水となり貯槽外に漏えいすることを防止するため、高水位の液面を検知し、自動的に警報を発する設計とする。

(記載 No. 4-9)

○第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設置する液面高検知器を備える設備

[10.1-F5]

設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に警報を発する液面高検知器を設ける。次表に液面高検知器を設置する設備・機器名を示す。また、液体廃棄物を取り扱う当該設備について、液面高検知器設置の要否の根拠を付属書類7-2に示す。

(第2加工棟)

設置場所	設備名	液面高検知器を設置する機器名
第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1～凝集沈殿槽 No. 4
		ろ過水槽 No. 1～ろ過水槽 No. 2
		処理水槽 No. 1～処理水槽 No. 4
第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽 ろ過水貯槽
第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽 貯槽
第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽
		集水槽 No. 2
		凝集槽
		タンク No. 1
		タンク No. 2
	受水槽 No. 1	
	第2廃液処理設備 貯留設備	貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 4

(第1廃棄物貯蔵棟)

設置場所	設備名	液面高検知器を設置する機器名
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	凝集沈殿槽
		タンク No. 1～タンク No. 3
		受水槽
	貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 3	
	湿式除染機	水洗除染タンク

<p>ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、漏えい検知器によって漏えいを検知して警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 4-12)</p>
<p>安全機能を有する施設を次表に示す。</p> <p>表 安全機能を有する施設 (成形施設)</p> <p>閉じ込め：防水パン</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 14-11)</p>
<p>また、室内にウラン粉末を含む液体の漏えいがあった場合にもこれを検知できる漏水検知器を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-50)</p>

核燃料物質が漏えいした場合に、その漏えいを検知することができる設計とする。検知した漏えいの拡大を防止する設計とする。

○センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置、センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク、開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽、開発室廃液処理設備 遠心分離機、開発室廃液処理設備 貯槽、燃料開発設備 試料調整用フード No. 1

[10. 1-F5]

ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、防水パンを設置し、漏えいの拡大を防止する。

○第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設置する漏水検知器を備える設備

[10. 1-F5]

ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、緊急設備 漏水検知器を設置する。

次表に周辺に検出端である検知帯を設置する設備・機器名を示す。また、緊急設備 漏水検知器の溢水に関する設計を[12. 1-F4]に、警報に関する設計を[18. 1-F1]に示す。

## (第2加工棟)

設置場所	設備名	周辺に検知帯を設置する機器名
第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1	研磨屑回収装置
		センタレス研削装置 No. 2-1 (センタレス研削盤、研削液タンク)
第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1～凝集沈殿槽 No. 4
		ろ過水槽 No. 1～ろ過水槽 No. 2
		処理水槽 No. 1～処理水槽 No. 4
第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽
		ろ過水貯槽
第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽
		貯槽
第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽
		集水槽 No. 2
		凝集槽
		沈殿槽 No. 1
		タンク No. 1
		沈殿槽 No. 2
		タンク No. 2
	受水槽 No. 1	
	第2廃液処理設備 貯留設備	貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 4
第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フード No. 1

## (第1廃棄物貯蔵棟)

設置場所	設備名	周辺に検知帯を設置する機器名
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	蒸発乾固装置
		凝集沈殿槽
		タンク No. 1～タンク No. 3
		受水槽
		貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 3
	湿式除染機	湿式除染部
		水洗除染タンク

<p>耐震重要度分類第1類の設備・機器は、地震による変形、転倒を抑制する設計とし、また、高さのある貯蔵施設では落下防止策を採り、設備からのウランの落下は発生しない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 1-6)</p>
<p>爆発の発生及び爆発の進展を防止する設計とし、天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるように設計する。加工施設の安全機能を損なわないため内部発生飛来物が発生しない設計とする。(iv) 天井クレーンは、脱落防止ガイドを設置し、地震時における落下を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 14-5)</p>
<p>安全機能を有する施設を次表に示す。</p> <p>表 安全機能を有する施設 (被覆施設) 閉じ込め：燃料棒密封</p> <p>表 安全機能を有する施設 (組立施設) 閉じ込め：転倒防止構造、燃料棒密封</p> <p>表 安全機能を有する施設 (貯蔵施設) 閉じ込め：燃料棒密封</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 14-11)</p>
<p>リフター、クレーン等により容器等を鉛直方向に搬送する設備には停電時に電源が供給されなくなった場合においても、搬送物を安全に保持できる停電時保持機構を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-10)</p>
<p>また、コンベア等により容器等を水平方向に搬送する設備には、脱落のおそれのある箇所にストッパー、ガイドを設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-11)</p>
<p>ペレットを取り扱う設備では、落下のおそれのある箇所に落下を防止するガイド等を設ける。または、ペレットが転がって落下しないように、波板等に載せて取り扱う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-13)</p>
<p>ペレットを貯蔵する場合には、波板等に載せてペレット保管容器に収納して、落下のおそれのある箇所に落下を防止するガイド等を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-14)</p>
<p>燃料棒を取り扱う設備は、脱落の可能性のある部分にガイド等を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-15)</p>

○落下防止構造を有する設備

[10. 1-F1]

各設備は耐震重要度分類に応じた水平震度に対し、強度部材が弾性範囲にとどまるとともに転倒しない設計とする。また、積載物が滑り落ちて落下することのないように、ストッパ、ガイド等による落下又は転倒防止構造を設け、それぞれの落下又は転倒防止構造が各設備の耐震重要度分類に応じた水平震度に対し十分な強度を有する設計とする。また、天井クレーンには脱落防止ガイドを設置し、地震時における落下を防止する。落下（転倒）防止構造に係る設計方針を付属書類7-1に示す。

○第2種管理区域に設置する被覆施設、組立施設及び核燃料物質の貯蔵施設

[10.1-F2]

第2種管理区域に設置する被覆施設、組立施設及び核燃料物質の貯蔵施設では、ペレット状のウランを燃料棒に密封した状態で取り扱うため、粉末状のウランが空气中へ飛散、漏えいするおそれはない。

ウランを搬送する設備は、動力供給が停止した場合に備え、動力供給が停止した場合に核燃料物質が漏えいするおそれのある設備・機器に停電時保持機構を設けて核燃料物質を安全に保持する構造とする。

(記載 No. 4-26)

本申請の対象のうち、ウランを搬送する設備は、動力の供給が停止した場合に核燃料物質を安全に保持できることについては、第十六条(搬送設備)への適合性で説明する。

加工施設には、各工程におけるウランの性状に応じた核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける設計とする。また、貯蔵施設はウランの性状に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めの機能を確保する設計とする。

貯蔵施設は、加工工程中のウラン処理量に対し適切な貯蔵容量を確保し、臨界防止のための適切な対策を講じる。

(記載 No. 16-1)

また、粉末、ペレット及び燃料集合体の輸送容器については、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱う。

(記載 No. 16-3)

○第2-1燃料集合体保管区域、第2-2燃料集合体保管区域、第2-3燃料集合体保管区域、第2-4燃料集合体保管区域、5ton天井クレーン

[10.1-F2]

ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確保した輸送容器に密閉して取り扱う又は貯蔵する。





固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。

放射性固体廃棄物は可燃性、難燃性、不燃性及びフィルタの廃棄物に分類し、必要に応じて除染又は減容可能なものについては解体等の後、ドラム缶に入れて保管廃棄する。フィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難なものについては、シート等で密封し金属製容器に入れて保管廃棄する。可燃物とフィルタの一部については、焼却設備で減容処理を行い、その焼却灰をドラム缶に入れて保管廃棄する。また、すでに保管管理されている廃棄物についても、除染又は減容処理を行う。

放射性固体廃棄物は可燃性、難燃性、不燃性及びフィルタの廃棄物に分類し、必要に応じて除染を行い、減容可能なものについては解体等の減容処理の後、所定のドラム缶に入れて保管廃棄する。フィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難なものについては、汚染の広がりを防止するためシート等で密封し金属製容器に入れて保管廃棄する。可燃性の廃棄物及びフィルタの一部については、焼却設備で減容処理を行い、その焼却灰をドラム缶に入れて保管廃棄する。また、すでに保管管理されている廃棄物についても、除染又は減容処理を行う。

(記載 No. 17-9)

○保管廃棄設備  廃棄物保管区域、保管廃棄設備  廃棄物保管区域

[10.1-F3]

固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納した状態で保管廃棄する。汚染の広がりを防止する措置としてプラスチックシート及びプラスチック袋に密封し、ドラム缶その他の金属容器に収納することを保安規定に定める。

(火災等による損傷の防止)

第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備（事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

設計基準において想定される火災又は爆発により、加工施設の安全性が損なわれないようにするため、安全機能を有する施設には火災又は爆発の発生を防止する機能、火災を早期に感知し報知する火災感知設備である自動火災報知設備、消火のための消火設備及び火災による影響を軽減する機能を確保する。火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに影響軽減の対策を行うにあつては、国内の法令及び規格に基づくとともに、施設の特徴に応じて、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準（NFPA801）」（以下「火災防護基準」という。）を参考にする。火災防護基準は火災影響評価を行うことを要求しているため、その影響評価の具体的方法について「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（以下「内部火災ガイド」という。）を参考にする。

(記載 No. 5-1)

加工施設は、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針に基づき、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災を早期に感知し報知する設備及び消火を行う設備並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有する設計とする。また、火災又は爆発の発生を想定しても、周辺公衆に過度の被ばくを及ぼすことのない、施設全体としての十分な臨界防止、閉じ込めの機能を確保し、安全機能は維持され、機能不全にならない設計とする。

加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度のある設計とする。

加工施設の建物には、火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備、初期消火を迅速かつ確実にを行うための消火設備として粉末消火器及び屋内消火栓を消防法に基づき設ける。屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を設ける。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度ある設計とする。各建物に設置している火災感知設備、消火設備を添5チ(ロ)の第3表に、火災感知設備、消火設備の施設内の配置図を別添5チ(ロ)－3に示す。

添5チ(ロ)の第3表 火災感知設備、消火設備 火災感知設備<sup>(※1)</sup>

※1：各建物の受信機から、部品検査設備棟、緊急対策本部室、保安棟の警報集中表示盤に移報信号を転送する。消火設備<sup>(※2)</sup>

※2：第2加工棟屋内消火栓、第1加工棟屋外消火栓の消火栓ポンプは発電機・ポンプ棟に収納し、消火栓ポンプは外部電源喪失時にも非常用電源設備で動作可能とする。

(記載 No. 5-24)

(i) 火災感知設備

(a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。

(b) 自動火災報知設備の警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計とする。

(c) 受信機はP型受信機を採用し、地震、火災等で感知器との配線が断線したとしても受信機において断線警報が吹鳴することで、火災の早期発見に対して支障なく報知できる設計とする。

(d) 外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならない設計とする。

(記載 No. 5-25)

B. 火災による閉じ込め機能の不全

火災区画内での火災によるウラン粉末の建物外への漏えいを想定した。当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。

B. 火災による閉じ込め機能の不全

① 火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、火災を発見した者は粉末消火器による初期消火を実施することにより拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火活動が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋内又は屋外消火栓）を使用して消火する。

B. 火災による閉じ込め機能の不全

火災区画内での火災によるウラン粉末の建物外への漏えいを想定した。当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。

B. 火災による閉じ込め機能の不全

火災が生じた場合、自動火災報知設備により火災を感知し、初期消火を実施することにより、拡大防止するが、ここでは設備のウラン全量が影響を受けることを想定する。また、火災により粉末状のウランを取り扱う設備・機器の囲い式フードの損傷を仮定する。

(記載 No. 15-56)

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、第1加工棟の火災感知設備  
[11.1-F2]

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟には、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づいて火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の熱感知器、煙感知器を火災の発生を早期に感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機を防火対象物の各階の各部分から歩行距離 50 m 以下となるように配置し、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。

第1廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第1廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。熱感知器、煙感知器で火災を検知した場合及び人が火災を発見し発信機のスイッチを押した場合は、接続した火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）で警報が発報する。

第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）には、第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を接続する。第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）で火災を検知した場合は、第3廃棄物貯蔵棟で警報が発報する。第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第4次申請で申請済みである。系統図を図リー他ー12（3）に示す。

火災信号の発報箇所を限定するための第1廃棄物貯蔵棟の警戒区域は、1つの警戒区域を600㎡より小さくし、異なる管理区域があることから管理区域で別とし、消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化して設定する。第3廃棄物貯蔵棟の警戒区域は、1つの警戒区域を600㎡より小さくし、管理区域は1種類であることから、消防法施行令第二十一条第2項の規定に従い設定する。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、P型受信機を採用する。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備及び警戒区域の配置を図リー他ー1（3）、図リー他ー1（4）、図リー他ー2（3）、図リー他ー2（4）に示す。

発電機・ポンプ棟には、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づいて火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の熱感知器を火災の発生を早期に感知することができるように設ける。発電機・ポンプ棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続し、火災を検知した場合は、第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）で警報が発報する。第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、第4次申請で申請済みである。発電機・ポンプ棟は、各部分からの歩行距離が50mを超える建物ではないため、加工事業変更許可申請書に記載したとおり火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機の設置はない。

発電機・ポンプ棟の警戒区域は、建物の床面積が1つの警戒区域となる600㎡より小さく、管理区域がないことから、消防法施行令第二十一条第2項の規定に従い建物全体を1つとして設定する。

発電機・ポンプ棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）及び警戒区域の配置を図リー他ー3に、系統図を図リー他ー12（4）に示す。

第1加工棟には、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づいて火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機を防火対象物の各階の各部分から歩行距離50m以下となるように設置する。

第1加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機は、第1加工棟の

火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。人が火災を発見し発信機のスイッチを押した場合は、接続した火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）で警報が発報する。

第1加工棟の火災感知設備の配置を図リー他ー15に示す。

各建物の受信機で火災を感知した場合は、受信機から部品検査設備棟、緊急対策本部室、保安棟の警報集中表示盤に移報信号を転送する。

加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度のある設計とする。

加工施設の建物には、火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備、初期消火を迅速かつ確実にを行うための消火設備として粉末消火器及び屋内消火栓を消防法に基づき設ける。屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を設ける。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度ある設計とする。各建物に設置している火災感知設備、消火設備を添5チ(ロ)の第3表に、火災感知設備、消火設備の施設内の配置図を別添5チ(ロ)ー3に示す。

添5チ(ロ)の第3表 火災感知設備、消火設備 火災感知設備(※1) ※1:各建物の受信機から、部品検査設備棟、緊急対策本部室、保安棟の警報集中表示盤に移報信号を転送する。消火設備(※2) ※2:第2加工棟屋内消火栓、第1加工棟屋外消火栓の消火栓ポンプは発電機・ポンプ棟に収納し、消火栓ポンプは外部電源喪失時にも非常用電源設備で動作可能とする。

(記載 No. 5-24)

(ii) 消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ）

加工施設において、火災が発生した場合は、基本的に粉末消火器での初期消火活動を前提とした十分な消火器を配置し、粉末消火器では消火できない場合のバックアップとして屋内消火栓、屋外消火栓等の水消火設備を設ける。

(a) 屋内消火栓、屋外消火栓

消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置し、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を設置する。

(b) 可搬消防ポンプ

本加工施設には2台の可搬消防ポンプを備え、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。

(iii) 消火設備（消火器）

消火器は消防法に規定する数を十分上回るように設置するとともに、設置場所で想定され

る火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。

消防法に基づいた能力以上（屋内消火栓：130 L/min，屋外消火栓：350 L/min）の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える設計とする（別添5チ(ロ)－8）。

また、消火水として使用できる水を約240 m<sup>3</sup>保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を本加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。ここで、添5チ(ロ)の第7表に示すとおり、火災区画ごとの等価時間はいずれも1時間以内であり、屋内消火栓、屋外消火栓及び可搬消防ポンプによる放水可能時間はこれより十分大きい。

添5チ(ロ)の第7表 消火設備の適切性、消火活動の成立性

(記載 No. 5-26)

安全機能を有する施設に属する消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても加工施設の安全機能を損なわない設計とする。

(i) 消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。

(ii) 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。

(記載 No. 5-36)

また、消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止する設計とする。

(記載 No. 5-29)

安全機能を有する施設を次表に示す。

表 安全機能を有する施設（消火設備及び火災感知設備）

耐震重要度分類：消火器に転倒防止策を講じる。

(記載 No. 14-11)

○消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋内消火栓、消火設備 可搬消防ポンプ、消火設備 消火器、消火設備 自動式の消火設備

[11.1-F1]

事業所内には初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法施行令第十一条、同第十九条に基づき、消防の用に供する設備として、第1加工棟を防火対象物とする消火設備 屋外消火栓、第2加工棟を防火対象物とする消火設備 屋内消火栓を設置する。第2加工棟屋上には受電施設を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を設置する。

なお、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、消防法施行令第十九条より、耐火建築物であり屋外消火栓を設置必要とする床面積に該当しないことから、これらの建物を防火対象物とする屋外消火栓は必要ない。

第2次申請、第3次申請、第4次申請で仮移設としていた消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、本設する。

事業所内に、迅速な初期消火を行うため、消防法施行令第二十条に準拠して消防の用

に供する設備として、消火設備 可搬消防ポンプを2台、消火活動に必要な水量を保有した水源の近傍、屋外に配置する。可搬消防ポンプは、ポンプをエンジン駆動とし、消防用吸管、消防用ホース、消防用ノズルと合わせて配置する。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟には初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、消防の用に供する設備として、消火設備 消火器を設置する。

第1廃棄物貯蔵棟に設置する消火設備 消火器は粉末消火器(10型)、二酸化炭素消火器、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟に設置する消火設備 消火器は粉末消火器(10型)としており、消火設備 消火器の必要本数については、消防法の設置基準に対し、裕度を見込んで設置するものとする。第1廃棄物貯蔵棟では必要能力単位7となるのに対して設置する粉末消火器の能力単位の合計は63、第3廃棄物貯蔵棟では必要能力単位6となるのに対して設置する粉末消火器の能力単位の合計は18、発電機・ポンプ棟では必要能力単位2となるのに対して設置する粉末消火器の能力単位の合計は12となる。

消火設備 消火器は、各防火対象物・部分から歩行距離20m以下となるように配置する。固定金具等を用いる又は消火器格納箱に格納するかの転倒防止策を講じて設置する。消火設備 消火器の配置を図リー他ー1(5)、図リー他ー1(6)、図リー他ー2(5)、図リー他ー2(6)、図リー他ー3に示す。なお、配置については公設消防からの指導等により、変更する場合がある。

消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近づいているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行うとともに消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する構造のものを用いることを保安規定に定める。

制御盤内部での電気火災の延焼を防止するため、消火設備 自動式の消火設備を、第2加工棟の消火活動のためのアクセスルートに面した開口部に有する大型の制御盤に設置する。自動式の消火設備は、成型施設の連続焼結炉No.2-1の制御盤に設ける。

なお、自動式の消火設備はバイメタルの接点が火災の熱により自動作動し、消火性のエアロゾルを噴射する方式であるため、水及び電気を使用しておらず、破損、誤作動又は誤操作により、設置している設備の安全機能を損なうことはない。

また、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。

加工施設の建物の各室は、屋内消火栓又は屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルート及び第2加工棟にあつては各室の屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上設ける。

火災区画ごとに、火災源が発火した場合を想定する。火災区画内の火災感知設備、消火設備の種類、個数及び設置位置を確認し、火災区画ごとに想定する火災源の規模（火災源の表面積、火炎高さ）に対して、設置する粉末消火器の消火能力（別添5チ(ロ)－6）、確保する消火用資機材やアクセスルートが適切であることを確認した。確認結果を添5チ(ロ)の第7表に示す。

ここで、消火活動の成立性の判断に当たっては、大きな火炎が見込まれないこと、また、消火用資機材が配備されていること、誘導灯や非常用照明の設置、床面への表示等により容易に識別でき、また非常口を設け、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを2つ以上確保することから、粉末消火器を使用した手動による初期消火活動が可能と判断する。粉末消火器による初期消火活動に係る詳細は、別添5チ(ロ)－7に示す。

粉末消火器を用いた初期消火が困難な場合は、水消火設備（屋内消火栓又は屋外消火栓）を使用する。活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする（添付書類七）。

添5チ(ロ)の第7表 消火設備の適切性、消火活動の成立性

(記載 No. 5-28)

○第1加工棟の屋外消火栓、第2加工棟の屋内消火栓に関わるアクセスルート

[11.1-F1]

第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。

第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。

○第1廃棄物貯蔵棟の粉末消火器に関わるアクセスルート

[11.1-F1]

緊急設備 避難通路を、消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、消火設備 消火器を使用した手動による初期消火活動を行う。



2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設には、安全上重要な施設はないため、該当しない。

3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計とする。

本加工施設の建物は、建築基準法等関係法令に定める耐火構造又は不燃材料で造り、耐火性の高い設計とすることで火災の発生を防止する。特にウラン粉末を非密封で取り扱う第1種管理区域は、室内で発火等が生じたとしても、建築躯体が容易に火災に至らないよう鉄筋コンクリート造等の耐火構造とすることで、火災による閉じ込めの機能の損傷を防止する。加工施設の建物の構造、耐火性能の別等を添5チ(ロ)の第1表に示す。

添5チ(ロ)の第1表 加工施設(建物)の構造、耐火性能の別等

(記載 No. 5-4)

加工施設の建物は、耐火建築物又は不燃材料で造るものとし、設備・機器には、不燃性材料又は難燃性材料を使用する。

(記載 No. 15-17)

○第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟  
[11.3-B1]

第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物(耐火構造)とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計とする。第1加工棟は不燃性材料で造る。耐震補強等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃性又は難燃性材料とする設計とする。

○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3  
[11.3-B1]

遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は、不燃性材料である、鉄筋コンクリート造の壁とする。

加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。火災が発生した場合に他の区画に容易に拡大することを防止し、火災による影響を軽減する設計とする。

建物内の火災の延焼を防止するため、建物内部の耐火壁等による火災区域（建築基準法等関係法令に定める防火区画を含む。）を設け、火災が発生した場合に他の区域に容易に拡大することを防止し、火災による影響を軽減する設計とする。

(a) 火災区域境界の扉は防火戸とし、常時閉鎖式若しくは火災感知器と連動して閉鎖する。

(b) 管理区域と建物外の境界となる壁は鉄筋コンクリート製とすることで、火災においても建物外への核燃料物質の漏えいを防止する。

内部火災ガイドを参考に、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁、耐火性を有する扉、防火ダンパー等によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、火災区域内の火災の延焼を防止するため、必要に応じて核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定する。本加工施設における火災区域及び火災区画の設定の考え方を添5千(ロ)の第2図に示す。

第2加工棟、第1加工棟は建築基準法に基づく防火区画を火災区域とし、第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟は、建物の延べ床面積が小さく、建築基準法に基づく防火区画がないため、耐火壁によって構成した建物全体を1つの火災区域とする。本加工施設においては、火災区域境界の耐火壁のほか火災区域内をさらに細分化できる耐火性能を有する障壁等を設けないため、火災区画境界は火災区域境界と同一である。加工施設の各建物に設定した火災区域及び火災区画を添5千(ロ)の第3図(1)～(4)に示す。

添5千(ロ)の第2図 火災区域及び火災区画の設定の考え方

添5千(ロ)の第3図 (1)～(4) 火災区画

(記載 No. 5-30)

第2加工棟、第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟に設置する設備・機器等を対象とし、内部火災ガイドを参考に燃焼源となる可能性のある設備・機器等を火災源とする。火災源とする設備・機器等を添5千(ロ)の第5表のとおり設定する。また、設定した火災源がある火災区画を添5千(ロ)の第3図(1)～(4)に示す。

添5千(ロ)の第5表 火災源とする設備・機器等

添5千(ロ)の第3図 (1)～(4) 火災区画

(記載 No. 5-44)

○第1加工棟、第2加工棟、

[11.3-B2]

本申請では、先行申請した第1加工棟（第3次申請）及び第2加工棟（第4次申請）の防火区画壁等の一部について追加の申請を行うが、技術基準規則への適合状況については、それぞれ第3次申請、第4次申請から変更はない。

第1加工棟の火災に対する設計は、建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、火災区画境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する設計とする。本申請では、第1加工棟の防火区画壁等の間隙部分へのロックウールの充填、防火シャッターの更新等の改造を申請するが、第1加工棟の各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計に変更はない。

第2加工棟の火災に対する設計は、建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、同一の火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第1種管理区域境界に耐火性を有する壁を設け、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。本申請では、第2加工棟の火災区域境界の壁、床の点検口の閉止、追加枠材の取付け、火災区域境界の壁のボードの増し貼りによる耐火性能の追加等の改造を申請するが、第2加工棟の各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計に変更はない。

○第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[11.3-B2]

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟には、それぞれ耐火壁、耐火性を有する扉等に囲まれた火災区域を設定する。火災区域は建築基準法上の防火区画に基づき設定するが、これらの建物は延べ床面積が小さく、建築基準法に基づく防火区画を要求される建物ではないため、建物全体を1つの火災区域として設定する。

第1廃棄物貯蔵棟は、核燃料物質等の性状を考慮し火災区域内を細分化し、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。

第3廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟は、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。

上記の各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えないことを確認する。第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の火災等による損傷防止に係る基本方針書を付属書類8-1に示す。

(c) 火災区域を貫通する電線、配管類は、建築基準法に基づく防火区画の貫通部の処理を行う。

(記載 No. 5-35)

○第1 廃棄物貯蔵棟

[11.3-B3]

第1 廃棄物貯蔵棟は、建物全体を1つの火災区域として設定する。当該火災区域は、第1 種管理区域を含む火災区域であるため、当該火災区域境界について、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する壁には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する壁にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。

また、火災区域境界でない火災区画境界の壁、床における電気・計装ケーブル、配管、ダクトの貫通部については、火災区画間の火災の延焼を防止するために、上記同様の耐熱シール材等又は不燃材料を施工する。

○第2 加工棟

[11.3-B3]

本申請では、先行申請した第4次申請の防火区画の貫通部の処理について追加の申請を行うが、建築基準法に基づく防火区画の貫通部の処理を行う設計に変更はなく、技術基準規則への適合状況について変更はない。

火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の壁床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の壁床にはモルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。

対象とする火災区域境界は、火災区域が隣接している境界に加え、第1 種管理区域における火災が屋外へと延焼しないよう第1 種管理区域を含む火災区域の屋外との境界とする。

また、火災区域境界でない火災区画境界においては、火災区画間の火災の延焼を防止するために、上記同様の耐熱シール材等又は不燃材料を施工する。

対象とする火災区画境界は、火災区域2P-5内の火災区画2P-5 (I)、2P-5 (II)間、火災区域2P-7内の火災区画2P-7 (I)、2P-7 (II)間の境界とする。

<p>核燃料物質を取り扱うフード等の設備・機器本体は不燃性材料又は難燃性材料を使用し、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>核燃料物質を取り扱うフード等の設備・機器の主要な構造部には不燃性材料又は難燃性材料を使用するとともに、以下の耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 5-3)</p>
<p>設備・機器において想定される火災発生の原因として、モータの発熱等で過熱した部品の付近や、焼結炉への空気混入を防止するための火炎や設備内の電気系統短絡によるスパーク等の付近において、可燃性部品が発火する場合は考えられる。よって、そのような場所に配置する必要のある部品を不燃性材料又は難燃性材料を使用した耐火性の高い設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 5-15)</p>
<p>加工施設の建物は、耐火建築物又は不燃材料で造るものとし、設備・機器には、不燃性材料又は難燃性材料を使用する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-17)</p>
<p>ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部、設備カバー部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネイトを使用する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 5-17)</p>
<p>ウランを取り扱う設備・機器の本体には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、耐火性の高い設計とすることにより付近で火災が発生したとしても容易に延焼しない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 5-21)</p>

○第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、屋外に設置する設備・機器

[11.3-F1]

設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製、ステンレス鋼製又はアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。モータ及び電気系統短絡によるスパーク等が生じるおそれのある場所に配置する必要のある部品には不燃性材料又は難燃性材料を使用する。また、ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネイトを使用する。これらにより、火災の発生及び付近で火災が発生したときの延焼を防止する。

フード部を有する設備・機器を[10.1-F6]に示す。

<p>第1種管理区域の負圧を維持する気体廃棄設備の高性能エアフィルタのろ材はガラス繊維又はセラミック製を使用し、鋼製のケース（フィルタボックス）に収容した状態で使用する。また、安全機能を有する施設のある工程室内のダクトは鋼製とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 5-19)</p>
--

<p>(a) 第1種管理区域の火災区域境界を貫通する気体廃棄設備のダクトについては、ウラン粉末の漏えいを防止するため、貫通部に防火ダンパーを設け、防火ダンパーの耐震重要度分類は当該第1種管理区域を収納する建物と同じとする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 5-33)</p>
<p>(b) ウラン粉末を非密封で取り扱う設備・機器の局所排気系統には高性能エアフィルタを2段で設置し、1段目は機器側に、2段目は異なる火災区域に設ける。接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、2段目の閉じ込めの機能を維持する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 5-34)</p>
<p>また、第1種管理区域のダクトは鋼製とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-19)</p>
<p>第1種管理区域の負圧を維持する気体廃棄設備の高性能エアフィルタのろ材はガラス繊維を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-20)</p>
<p>B. 火災による閉じ込め機能の不全 ② また、工程室から他の室への火災の拡大は、ダクトの火災区域貫通部に設けた防火ダンパーにより防止する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-57)</p>

○気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2

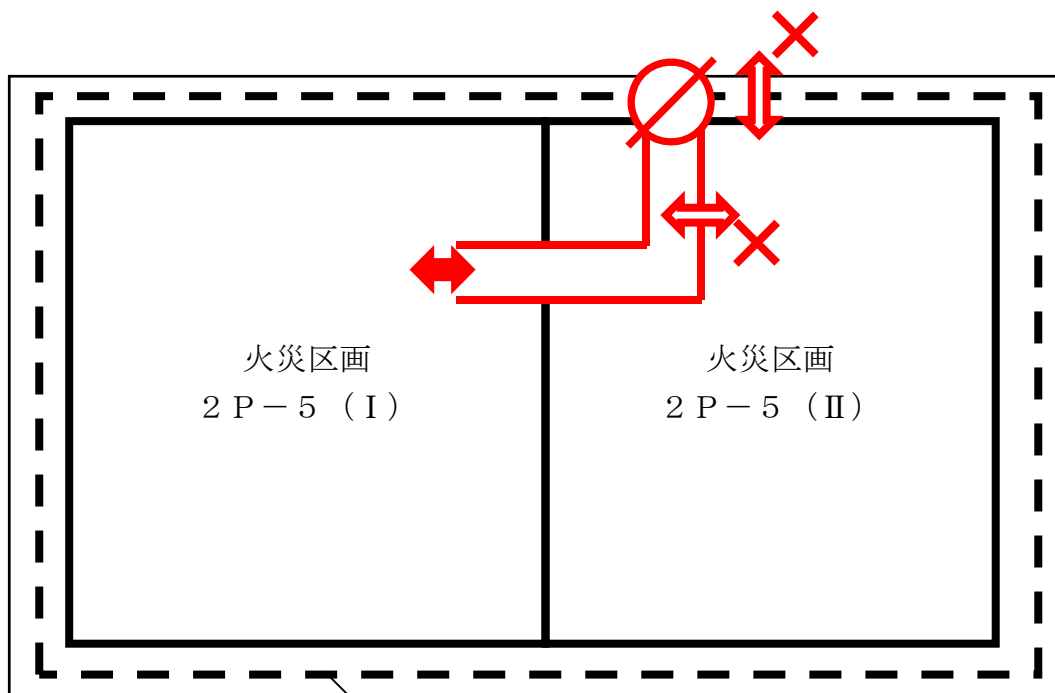
[11.3-F3]

第1種管理区域の負圧を維持する気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）に用いる高性能エアフィルタのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。また、第1種管理区域のダクトは鋼製とする。

ウランを取り扱う設備・機器を有する第2加工棟の気体廃棄設備 No. 1 においては、火災による損傷により、第1種管理区域の排気が同区域外へ漏えいすることを防止するため、第1種管理区域を含む火災区域を貫通するダクトには、火災区域境界の貫通部に防火ダンパーを設置する。

また、局所排気系統については、火災の延焼防止及び可燃性ガスを取り扱う設備の爆発による影響を軽減するため、設備側に設ける1段目のフィルタユニットと排風機室側に設ける2段目のフィルタユニットとを異なる火災区域に設置し、接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、2段目のフィルタユニットの閉じ込めの機能を維持する。

なお、第2加工棟の火災区域2P-5において、気体廃棄設備 No. 1 のダクトが火災区域境界と同一でない火災区画境界を貫通するが、当該境界のダクト貫通部は火災区域境界に設置した防火ダンパーに至るまでの区間が不燃性材料である金属製のダクトで囲まれていることにより、火災の伝播経路にはならず、火災区画間の火災の伝播を防止できる。また、金属製のダクト及び防火ダンパーにより、火災区域外への漏えいの拡大を防止できる。



火災区域 2 P - 5



火災区域：建築基準法に基づく防火区画又は建物境界



火災区画：火災区域の内側にある耐火性能を有する障壁等で分割された区画



不燃性材料である金属製のダクト



防火ダンパー



火炎の伝播経路になり得る経路



金属製のダクト、防火ダンパーで囲まれ、開口部を持たないため、火炎の伝播経路とならない障壁

図 金属製ダクトによる火災区画間の火災の伝播防止の概略図

また、第1廃棄物貯蔵棟の気体廃棄設備 No. 2 の火災区画境界のダクト貫通部は、火災区画境界付近に設けた給排気設備の運転停止と連動して自動的に閉止する閉じ込めダンパー（建物と同じ耐震重要度分類第2類）とこのダンパーに至るまでの区間が不燃性材料である金属製のダクトで囲まれることにより、火炎の伝播経路にはならず、火災区画間の火災の伝播を防止する。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、電気火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。

(a) 電気火災の発生防止

① 加工施設内の受変電設備、設備・機器用分電盤、分電盤、制御盤等の電気設備内のケーブルは、電気設備本体を金属製とし、必要に応じて内部の熱を適切に排出する換気機能を備えるとともに、接続する設備・機器の仕様上問題がない限り回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

(記載 No. 5-23)

○第1 廃棄物貯蔵棟

[11.3-B2]

電源に接続する一般設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設ける。また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を保安規定に定めて管理を行う。

○第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

[11.3-B2]

電源に接続する一般設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設ける。なお、第3 廃棄物貯蔵棟は溢水源がないため没水のおそれはない。発電機・ポンプ棟は溢水が発生しても建物外に流出するため没水のおそれはない。

○第2 加工棟、第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟に設置する設備

[11.3-F2]

電源に接続する設備については、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。このうち、非常用電源設備に接続する第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯について、配線用遮断器の結線図を、図リー他-11(2)～図リー他-11(7)に示す。対象となる配線用遮断器は、各設備の電源回路上直近となる配線用遮断器である。この配線用遮断器を設置する分電盤の配置を、図リー他-1(7)、図リー他-2(7)、図リー他-3に示す。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器への電気火災の延焼を防止するため、同じ火災区域内に設置する制御盤の開口部には耐火性を有した防護板を設置し、バッテリー等の蓄電池には充電時の排熱に配慮した鋼板製ケースで囲う対策をとり、3.7 kW を超えるモーターには、設備・機器本体内部に收容するか、排熱に配慮した鋼板製ケースに收容する対策を行う。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、電気火災の発生防止対策



と拡大防止対策を講じる。

(b) 電気火災の拡大防止

③ ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収納する火災区域内に設置する制御盤、分電盤等の高圧電源を取り扱う設備・機器の周辺に、電気火災発生時の急激な拡大を防止するために、耐火性を有した防護板を設置する。

④ ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内のバッテリー等の蓄電池は充電時の排熱に配慮した鋼板製ケースで囲い、発火した場合においても急激な火災拡大を防止する。

⑤ ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内の 3.7 kW を超えるモータは、設備・機器本体内部に収容するか、排熱に配慮した鋼板製ケースに収容し、発火したとしても急激な火災拡大を防止する。

(記載 No. 5-22)

○粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、プレス No. 2-1、センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤、燃料開発設備 プレス、連続焼結炉 No. 2-1、気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機

[11.3-F3]

第 1 廃棄物貯蔵棟の火災区画内には、3.7 kW を超える空気コンプレッサを設置するため、気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機との間に防護板を設置し、電気火災発生時の急激な火災の拡大を防止する。

高圧電源を取り扱う連続焼結炉 No. 2-1 のトランス盤の開口部には、防護板を設置し、電気火災発生時の急激な火災の拡大を防止する。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内には電解液を内包する、発火のおそれがあるバッテリー等の蓄電池はない。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内には、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、プレス No. 2-1、センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤、燃料開発設備 プレスにおいて、3.7 kW を超えるモータを使用する。これらのモータは排熱に配慮した鋼板製ケースに収納し、発火したとしても急激な火災拡大を防止する設計とする。また、排熱用機構として、鋼板製ケース表面に放熱フィンを設置する。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域においては、ケーブルの延焼による火災の拡大防止対策を行う。

電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が高いケーブルについては、難燃性ケーブルを使用した設計とする。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、電気火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。

(a) 電気火災の発生防止

② 電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が高いケーブルについては、故障時の火災発生を防止するために JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用することにより、電気火災の発生を防止する。

(記載 No. 5-37)

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域においては、ケーブルの延焼による火災の拡大防止対策を行う。

また、それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか、金属箱等に収納する設計とし、また、安全機能を有する施設を設置する工程室のケーブルラックは金属製、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、電気火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。

(b) 電気火災の拡大防止

- ① 電気設備内のケーブル、及び電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が低いケーブル（制御盤と機器を接続する信号線、制御線）は、金属箱に収容するか、又は機側に配線範囲を限定することにより、火災の拡大を防止する。
- ② 電気設備間を接続するケーブルのうち、使用電圧が高いケーブルについては、ケーブルラックを使用して複数の火災区域を貫通する、又は同一の火災区域内を広範囲に敷設することから、ケーブルラックの水平部分を伝播する急激な火災拡大を防止するため、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。
- ⑥ 安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。

(記載 No. 5-38)

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟には、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域はなく、使用電圧が高い（600 V を超える）ケーブルを使用する設備はない。

○第2 加工棟

[11.3-B2]

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域においては、使用電圧が高い（600 V を超える）ケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。

○連続焼結炉 No. 2-1

[11.3-F3]

成型施設の連続焼結炉 No. 2-1 のケーブルで使用電圧が  $\square\square$  V 以上のケーブルについては、火災の発生を防止するために JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。

○非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機

非常用電源設備のケーブルは、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する区域に敷設しない。また、使用電圧が高い（600 Vを超える）ケーブルを使用しない設計とする。

油火災の延焼を防止するため、ウランを非密封で取り扱う設備・機器を収容する火災区域内に設置する油圧ユニットの作動油タンクには、油の飛散を防止するとともに、耐火性を有した防護板を設置する設計とする。

ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。

(a) 油火災の発生防止

- ① 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。
- ② 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。
- ③ 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する。

(記載 No. 5-39)

油火災の延焼を防止するため、ウランを非密封で取り扱う設備・機器を収容する火災区域内に設置する油圧ユニットの作動油タンクには、油の飛散を防止するとともに、耐火性を有した防護板を設置する設計とする。

ウラン粉末を非密封で取り扱う火災区域内に設置する設備・機器の油圧ユニット等については、油火災の発生防止対策と拡大防止対策を講じる。

(b) 油火災の拡大防止

- ① ウラン粉末を非密封で取り扱う設備・機器を設置する火災区域内の油圧ユニットの作動油タンクの周辺には、油の漏えい時に、油の飛散を防止するとともに、火災が発生した場合に火災の伝播を防止するため、耐火性を有した防護板を設置する（別添 5 千(ロ) - 4）。

(記載 No. 5-40)

(1) 成形施設の変更

・火災対策のため、酸化ウラン粉末を取り扱う第 2 加工棟の第 2 - 1 混合室、第 2 - 1 ペレット室、第 2 - 2 混合室及び第 2 - 2 ペレット室の設備・機器を収納する火災区域内に設置する制御盤の開口部及び油圧設備に対して、火災発生時の急激な拡大を防止するために防護板を設置する。

(記載 No. 23-1)

○プレス No. 2-1、焙焼炉 No. 2-1 破砕装置、燃料開発設備 プレス

[11.3-F3]

油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲い、耐火性を有した厚さ 1.5 mm 以上の金属製の防護板を設置する。

火災等による損傷の防止（油火災影響評価）に関する基本方針書を付属書類 8-3 に示す。

なお、焙焼炉 No. 2-1 破砕装置（下部）の油圧ユニットは、不燃性材料で構成されている設備・機器本体内部に收容することから、油の飛散及び火災が発生した場合に火炎が伝播するおそれはないため、オイルパン及び防護板を設置する必要はない。

(v) 火災発生時の爆発防止 可燃性ガスを使用する設備・機器には、電源が遮断した場合に各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、上記フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。

(記載No. 5-13)

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉

[11.3-F3]

連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉の近傍で火災が発生した場合には、施設の緊急停止ボタンの操作により電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、アンモニア分解ガス、水素ガスの緊急遮断弁が閉止し、窒素ガス導入弁が開放され、設備が安全に停止する。本緊急停止機構により、室内火災時に建物内への可燃性ガスの供給を遮断し加工施設（建物）の爆発を防止する。

焼却炉の近傍で火災が発生した場合には、施設の緊急停止ボタンの操作により電源供給を遮断することで、燃焼用バーナへ都市ガスを供給する電磁弁が閉止し、焼却炉内の燃焼を安全に停止する。

緊急停止機構のインターロックに関する設計を[18.2-F1]に示す。爆発防止に関するインターロックの設計を付属書類 10 に示す。

臨界防止に関して、減速条件を管理する設備・機器は、消火時の放水による溢水に対して、内部へ水が侵入しない設計とする。

火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止の機能を適切に維持するため、形状寸法、質量、幾何学的形状を制限する設備・機器は本体構造を熱の影響を受けない金属製の構造とし、減速条件を管理する設備・機器は、本体構造を金属製の構造とすることに加え、消火時の放水による溢水に対して内部へ水が侵入しない設計又は水が侵入しても臨界とならない設計とする（別添 5 頁 (ハ) - 1）。

(記載No. 5-14)

第十二条（加工施設内における溢水による損傷の防止）の要求事項に対する説明のとおり、減速条件を管理する設備・機器は、本体構造を金属製にするとともに、消火時の放水が侵入しない対策を講じる。

4 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならない。

[適合性の説明]

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉

[11. 4-F1]

水素を取り扱う設備は、電気設備の技術基準の解釈第 29 条に基づき適切に接地し、帯電を防止する。

水素を取り扱う設備・機器名称	接地区分
連続焼結炉 No. 2-1（トランス盤）	A 種接地（高圧用のもの：600 V 以上）
燃料開発設備 加熱炉 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	D 種接地（300 V 以下のもの）

5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

別添 5 ち(ロ)－1 連続焼結炉等の爆発防止に関する安全設計

1. 連続焼結炉の爆発防止に関する安全設計 (2) 可燃性ガスの漏えい防止対策 (i) アンモニア分解ガス（水素 3：窒素 1 混合ガス） ② 連続焼結炉はアンモニア分解ガスの漏えい時に工程室内に滞留しないように、換気を行う第 1 種管理区域に設置する。(ii) プロパンガス ② 連続焼結炉はプロパンガスの漏えい時に室内に滞留しないように、換気を行う第 1 種管理区域に設置する。

2. 試験開発炉（加熱炉及び小型雰囲気可変炉）の爆発防止に関する安全設計 (2) 可燃性ガスの漏えい防止対策 (i) 水素ガス及びアンモニア分解ガス（水素 3：窒素 1 混合ガス） ② 試験開発炉は水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないように、換気を行う第 1 種管理区域に設置する。(ii) プロパンガス ② 試験開発炉はプロパンガスの漏えい時に工程室内に滞留しないように、換気を行う第 1 種管理区域に設置する。

3. 試験開発炉以外の可燃性ガスを用いる試験開発設備 ② 試験開発設備は水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないように、換気を行う第 1 種管理区域に設置する。

4. 焼却炉 (2) 可燃性ガス (都市ガス ; メタン、エタン、プロパン及びブタンを含む混合ガス) の漏えい防止対策 ① 焼却炉は都市ガスの漏えい時に工程室内に滞留しないように、換気を行う第 1 種管理区域に設置する。

(記載No. 5-5)

加工事業変更許可申請書の別添 5 千 (ロ) - 1 可燃性ガスの漏えい防止対策

可燃性ガスを取り扱う設備・機器は、可燃性ガスの漏えい時に工程室内に滞留しないように、換気を行う第 1 種管理区域に設置する。

○第 1 廃棄物貯蔵棟

[11.5-B1]

第 1 廃棄物貯蔵棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備 No. 2 により平均 6 回/時以上換気を行う。

第 1 廃棄物貯蔵棟の第 1 種管理区域の容積 : 約  $1.3 \times 10^3 \text{ m}^3$

気体廃棄設備 No. 2 全体の排気能力 :  $3.5 \times 10^4 \text{ m}^3/\text{時}$ 以上

○気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2

[11.5-F1]

第 2 加工棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備 No. 1 により平均 6 回/時以上の換気を行う。

第 1 廃棄物貯蔵棟の可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備 No. 2 により平均 6 回/時以上の換気を行う。

安全機能を有する設備・機器のうち、可燃性ガスであるアンモニア分解ガス (容積比で概ね水素 75%、窒素 25%である混合ガス)、水素ガス、プロパンガス及び都市ガス (メタン、エタン、プロパン及びブタンを含む混合ガス) を使用する設備は、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性ガスの漏えい防止対策を講じるとともに、爆発性の水素ガスを取り扱う設備・機器については、空気の混入防止の措置を講じる設計とする。

別添 5 千 (ロ) - 1 連続焼結炉等の爆発防止に関する安全設計

1. 連続焼結炉の爆発防止に関する安全設計
2. 試験開発炉 (加熱炉及び小型雰囲気可変炉) の爆発防止に関する安全設計
3. 試験開発炉以外の可燃性ガスを用いる試験開発設備
4. 焼却炉

(記載 No. 5-5)

可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設

<p>置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知できる設計とする。漏えいを検知した場合は、警報を発するとともに屋外に設置した緊急遮断弁を自動的に閉止する機構を設ける。</p> <p>(iv) 漏えい時の爆発防止</p> <p>可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺に可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。漏えいを検知した場合に、警報を発するとともに屋外に設置する緊急遮断弁を自動的に閉止する機構を設ける。これに加え、設備・機器については設備を自動的に停止させるインターロックを設ける。屋内配管については、地震等で緊急遮断弁閉止後に、配管内に残留する水素ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発限界に達しない設計とする。(別添5 ち(ロ) - 2)。漏えい検知器、制御盤、感震計、緊急遮断弁及び機器間の信号線については、耐震重要度分類第1類とし、断線した場合に緊急遮断弁を自動で閉止する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 5-10)</p>
<p>(5) 機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部に放出する可能性がある事象が発生することを防止し、公衆に著しい被ばくを与えないようにするため、インターロック機構を設ける設計とする。インターロック機構は、損傷時の影響に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 14-8)</p>
<p>① 連続焼結炉</p> <p>アンモニア分解ガス又はプロパンガスが室内に漏えいした場合に備えて、これらのガスの室内への漏えい時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-23)</p>
<p>① 連続焼結炉</p> <p>また、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-24)</p>
<p>① 連続焼結炉</p> <p>また、地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-25)</p>
<p>① 連続焼結炉</p> <p>緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-26)</p>
<p>① 連続焼結炉</p> <p>連続焼結炉の炉体を冷却保護するため、連続焼結炉の冷却水の圧力が低下した場合に自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する冷却水圧力低下安全機構を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-27)</p>

② 焼却炉 工程室内への都市ガスの漏えい時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-29)</p>
② 焼却炉 漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に都市ガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-30)</p>
② 焼却炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は、独立した2系統の多重化を行う。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-31)</p>
③ 加熱炉 アンモニア分解ガス又はプロパンガスが室内に漏えいした場合に備えて、これらのガスの室内への漏えいに時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-35)</p>
③ 加熱炉 また、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-36)</p>
③ 加熱炉 また、地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-37)</p>
③ 加熱炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-38)</p>
④ 小型雰囲気可変炉 アンモニア分解ガスが室内に漏えいした場合に備えて、これらのガスの室内への漏えいに時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-41)</p>
④ 小型雰囲気可変炉 また、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-42)</p>
④ 小型雰囲気可変炉 また、地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。 <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-43)</p>



<p>④ 小型雰囲気可変炉</p> <p>緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した 2 系統の多重化を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-44)</p>
<p>(1) 成形施設の変更</p> <p>・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第 2 加工棟の第 2-1 ペレット室及び第 2-2 ペレット室の連続焼結炉の安全機能を強化する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 23-2)</p>
<p>(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更</p> <p>・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第 1 廃棄物貯蔵棟の焼却炉の安全機能を強化する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 23-10)</p>
<p>(7) その他加工設備の附属施設の変更</p> <p>・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第 2 加工棟の第 2 開発室の試験開発炉の安全機能を強化する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 23-14)</p>

○連続焼結炉 No. 2-1、焼却設備 焼却炉、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉

[11.5-F1]

火災等による損傷の防止（爆発の発生防止）に関する基本方針書を付属書類 8-2 に示す。

可燃性ガスを使用する設備・機器は、可燃性ガスの漏えいによる爆発を防止するため、可燃性ガスが室内に滞留しないよう、気体廃棄設備により換気を行う第 1 種管理区域に設置する。また、当該設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内の可燃性ガス配管周辺には、可燃性ガスの漏えいを検知した場合に警報を発する検出器を設置する。可燃性ガス漏えい検知器の警報に関する設計を[18.2-F1]に示す。

アンモニア分解ガスは容積比で概ね水素 75%、窒素 25%の混合ガスであるため、水素ガスの漏えいで検知する。ガスの比重を考慮し、上方に拡散する水素ガスを検知する検知器は天井付近に、下方に拡散するプロパンガスを検知する検知器は床面付近に設置する。

都市ガスは概ね 9 割（体積比）がメタンガスであるため、メタンガスの漏えいで検知する。ガスの比重を考慮し、上方に拡散するメタンガスを検知する検知器は天井付近に設置する。

可燃性ガス配管には、可燃性ガス漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断する機構を備えた緊急遮断弁を設置する。

また、緊急遮断弁には地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設け、耐震重要度分類第 1 類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度として、気象庁の定める震度階級 5 弱に相当する計測震度  $0.25$  を検知した時点で、可燃性ガスの供給を停止する設計とする。また、連続焼結炉については、緊急遮断弁の自動閉止に加えて更

に緊急遮断弁のガス供給側にある可燃性ガスの手動閉止弁を閉止する措置を講じる。

さらに、可燃性ガスを使用する設備の安全機能の強化として、これらの機構が緊急時に確実に動作するように可燃性ガス漏えい検知器、緊急遮断弁、感震計及びこれらの制御盤は独立した2系統の多重化を行う。また、可燃性ガス漏えい検知器、緊急遮断弁、感震計及び制御盤については耐震重要度分類第1類として耐震性を確保するとともに、これら機器間の信号線については、断線した場合に緊急遮断弁を自動で閉止するよう安全側に作動するフェールセーフの設計とする。

屋内の可燃性ガス配管については、地震等で緊急遮断弁閉止後に、配管内に残留する可燃性ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発限界に達しない配管長及び径とする。

また、連続焼結炉 No. 2-1 については、アンモニア分解ガスを炉内に閉じ込めるために炉体パッキンを冷却保護している冷却水の圧力が低下した場合に自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する冷却水圧力低下安全機構を設置する。

上記のインターロックに関する設計を[18. 2-F1]に示す。

ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収納する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮し、可燃性ガスを取り扱う場合は、同様の対策を実施する。

(記載 No. 5-6)

#### ○極少量の可燃性ガスを取り扱う機器

[11. 5-F1]

第2加工棟3階 第2開発室の設工認対象外設備に対しても、極少量のアンモニア分解ガス及び水素ガスを使用する。当該設備の火災等による損傷の防止対策は、設置場所の第2加工棟3階（第2開発室）として実施し、燃料開発設備 加熱炉に設置する緊急遮断弁、可燃性ガス漏えい検知器、可燃性ガス配管として対応する。

6 焼結設備その他の加熱を行う設備（次項において「焼結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

(i) 発火及び異常な温度の上昇

可燃性ガスを使用する設備・機器には、発火及び異常な温度上昇を防止するために、熱的制限値を設定し、これを超えることのないよう設計する。設備・機器内部の温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生し、熱源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載 No. 5-7)

また、設計基準事故の発生後、一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できる設計とし、設計基準事故が発生した状況下であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える設計とする。

(iv) 操作員の操作がなくても温度上昇異常による火災・爆発を防止できるように、焼結設備の温度が過加熱設定値に達した場合に、電源を遮断する過加熱防止機構インターロックを設ける。

(記載 No. 12-4)

① 連続焼結炉

また、連続焼結炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載 No. 15-28)

焼却炉 焼却設備には焼却炉内の温度が設定温度以上に上昇すると、自動的に警報を発生し、バーナへの都市ガスの供給を遮断する過加熱防止機構を設置する。

(記載 No. 15-32)

加熱炉 また、加熱炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載 No. 15-39)

小型雰囲気可変炉 また、小型雰囲気可変炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載 No. 15-45)

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉

[11.6-F1]

連続焼結炉 No. 2-1 は、熱的制限値を有する設備であり、可燃性ガスを使用する設備に設ける過加熱防止機構により、炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生してヒータ電源を遮断することで、異常な温度上昇を防止し、爆発を防止する。

燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉は、可燃性ガス（アンモニア分解ガス、水素ガス）を使用する設備であり、炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

また、焼却設備 焼却炉は、可燃性ガス（都市ガス）を使用する設備であり、炉内温度

が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してバーナへの都市ガスの供給を遮断する過加熱防止機構を設ける。

過加熱防止機構の警報に関する設計を[18.1-F1]に、インターロックに関する設計を[18.2-F1]に示す。

なお、技術基準規則第十一条第6項の要求「焼結設備その他の加熱を行う設備は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。」に対して、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉は、熱的制限値を有する設備でないため、本条項の適用を受けない。

<p>7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。</p> <p>二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。</p> <p>三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。</p>
--

[適合性の説明]

安全機能を有する設備・機器のうち、可燃性ガスであるアンモニア分解ガス（容積比で概ね水素 75%、窒素 25%である混合ガス）、水素ガス、プロパンガス及び都市ガス（メタン、エタン、プロパン及びブタンを含む混合ガス）を使用する設備は、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性ガスの漏えい防止対策を講じるとともに、爆発性の水素ガスを取り扱う設備・機器については、空気の混入防止の措置を講じる設計とする。

本加工施設において、安全機能を有する設備・機器のうち、可燃性ガスを使用する設備・機器は、添5千(ロ)の第2表に示すとおり、連続焼結炉、加熱炉、小型雰囲気可変炉及び焼却炉である。

可燃性ガスを使用する設備・機器は、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性ガスの漏えい防止対策を講じるとともに、爆発性の水素ガス又は水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する設備・機器については、空気の混入防止の措置を講じる。可燃性ガスが漏えいした場合や、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した場合であっても爆発の発生を防止する。連続焼結炉、加熱炉、小型雰囲気可変炉及び焼却炉の安全設計の内容を別添5千(ロ)－1に示す。

添5千(ロ)の第2表 可燃性ガスを使用する設備・機器

(記載 No. 5-5)

(ii) 空気の混入防止

爆発性の水素ガス又は水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する設備・機器については、設備・機器内への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機

<p>器内を工程室内よりも正圧に維持する機構、開口部において適切に可燃性ガスを燃焼させることにより空気の混入を防止する機構（フレームカーテン）等を設ける。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 5-8）</p>
<p>連続焼結炉、加熱炉及び小型雰囲気可変炉内への空気の混入を防止するため、連続焼結炉、加熱炉及び小型雰囲気可変炉は工程室に対して正圧を保ち、連続焼結炉、加熱炉及び小型雰囲気可変炉の出入口及び排気口には、空気混入防止機構を設ける。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 15-46）</p>
<p>また、アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下し炉内の正圧を保つことができないおそれが生じた時には、警報を発生し自動的に電気ヒータ電源を遮断して窒素ガスを導入する構造とする。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 15-47）</p>
<p>アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力低下時に導入する窒素ガス配管系統は、通常の昇温時、降温時に使用する一般窒素ガス配管系統とは別に、耐震重要度分類第1類（1.0 G）の安全系を設ける。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 15-48）</p>

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉

[11. 7-F1]

可燃性ガスの供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室内よりも正圧に維持する機構、開口部において適切に可燃性ガスを燃焼させることにより空気の混入を防止する機構（フレームカーテン）を設ける。

アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下し炉内の正圧を保つことができないおそれが生じた時には、警報を発生し自動的に電気ヒータ電源を遮断して窒素ガスを導入する構造とする。アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力低下時に導入する窒素ガス配管系統は、通常の昇温時、降温時に使用する一般窒素ガス配管系統とは別に、耐震重要度分類第1類（1.0 G）の安全系を設ける。安全系は、耐震重要度分類第1類の第2加工棟の壁に固定したガスボンベから窒素ガスを供給するものとし、連続焼結炉 No. 2-1 用、加熱炉及び小型雰囲気可変炉用のそれぞれで炉の容量分以上のガスを供給可能なボンベ容量を確保する。自動窒素ガス切替機構の警報に関する設計を[18. 1-F1]に、インターロックに関する設計を[18. 2-F1]に示す。

連続焼結炉 No. 2-1 の開口部には、排出するアンモニア分解ガスの燃焼排気及び炉内への空気の混入防止のためにフレームカーテンを設置する。フレームカーテンには、プロパンガスの火炎を利用して、排気されるアンモニア分解ガスと周囲の空気を完全に燃焼させる空気混入防止機構を設ける。

燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉の開口部には、電気式のイグナイターで排気するアンモニア分解ガス及び水素ガスを周囲の空気で完全に燃焼させる空気混入防止機構を設ける。

爆発防止に関するインターロックの設計を付属書類 10 に示す。

<p>(5) 機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部に放出する可能性がある事象が発生することを防止し、公衆に著しい被ばくを与えないようにするため、インターロック機構を設ける設計とする。インターロック機構は、損傷時の影響に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 14-8)</p>
<p>(iii) 可燃性ガスの漏えい防止</p> <p>可燃性ガスの工程室内への漏えいを防止するために、開口部で可燃性ガスを適切に燃焼させてから排出する機構を設ける又は設備・機器内で可燃性ガスを完全に燃焼させる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 5-9)</p>
<p>① 連続焼結炉</p> <p>連続焼結炉から工程室内にアンモニア分解ガスが漏えい、滞留しないようにするため、連続焼結炉の排気口及び出入り口にはプロパンガスによるパイロットバーナを設置し、アンモニア分解ガスを燃焼させてから排出する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-21)</p>
<p>① 連続焼結炉</p> <p>プロパンガスによるパイロットバーナは失火センサーで監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する構造とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-22)</p>
<p>③ 加熱炉</p> <p>加熱炉から工程室内にアンモニア分解ガス又は水素ガスが漏えい、滞留しないようにするため、加熱炉の排気口にはプロパンガスによるパイロットバーナを設置し、アンモニア分解ガスを燃焼させてから排出する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-33)</p>
<p>③ 加熱炉</p> <p>プロパンガスによるパイロットバーナは失火センサーで監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する構造とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-34)</p>
<p>④ 小型雰囲気可変炉 小型雰囲気可変炉から工程室内にアンモニア分解ガスが漏えい、滞留しないようにするため、小型雰囲気可変炉の排気口は、局所排気系に接続する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 15-40)</p>

○連続焼結炉 No. 2-1

[11. 7-F1]

連続焼結炉 No. 2-1 の排気口及び出入り口に、プロパンガスによるパイロットバーナを設置し、アンモニア分解ガスを燃焼させてから排出する。プロパンガスによるパイロットバーナは失火センサーで監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）を検知した場合はプロパンガス及びアンモニア分解ガスの供給を自動的に閉止する失火検知機構を設ける。失火検知機構の警報に関する設計を[18. 1-F1]に、インターロックに関する設計を[18. 2-F1]に示す。

可燃性ガスを使用する設備の安全機能の強化として、失火検知機構は独立した2系統の多重化を行う。また、緊急遮断弁及び制御盤については耐震重要度分類第1類として耐震性を確保するとともに、これら機器間の信号線については、断線した場合に緊急遮断弁を自動で閉止するよう安全側に作動するフェールセーフの設計とする。

爆発防止に関するインターロックの設計を付属書類10に示す。

なお、技術基準規則第11条第7項第3号の要求「焼結炉設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること」に対して、連続焼結炉No.2-1は、炉内を還元雰囲気とするためにアンモニア分解ガス(75%水素)を使用している設備であり、内部で可燃性ガスを燃焼させておらず本条項の適用を受けない。

#### ○焼却設備 焼却炉

[11.7-F1]

焼却設備 焼却炉は固体廃棄物を焼却減容するために、都市ガスを燃料とした燃焼用バーナを設置する。燃焼用バーナへの着火ミス又は燃焼用バーナの失火(燃焼用バーナの炎の喪失)を検知した場合は、都市ガス供給を自動的に停止する失火検知機構を設ける。失火検知機構の警報に関する設計を[18.1-F1]に、インターロックに関する設計を[18.2-F1]に示す。

爆発防止に関するインターロックの設計を付属書類10に示す。

#### ○燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉

[11.7-F1]

燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉の排気口には電気式のパイロットバーナ(イグナイター)を設置し、可燃性ガスを燃焼させてから排出する。

なお、加工事業許可において燃料開発設備 加熱炉にはプロパンガスによるパイロットバーナを設置しているが、本申請においてパイロットバーナを電気式パイロットバーナ(イグナイター)へ変更する。また、イグナイターへの変更に伴い、加工事業変更許可申請書で設置するとしていた失火検知機構及び可燃性ガス配管(プロパンガス)を撤去する。

燃料開発設備 加熱炉の失火検知機構はパイロットバーナに用いているプロパンガスの漏えい、滞留防止のための機構である。パイロットバーナの撤去に伴いプロパンガスの使用を廃止するため、プロパンガスの漏えいを考慮する必要はない。また、燃料開発設備 加熱炉はアンモニア分解ガス及び水素ガスの供給量が少なく、炉内から排出される高温のアンモニア分解ガス又は水素ガスは自燃するため、失火検知機構の撤去による可燃性ガスの供給停止はしない設計とする。

可燃性ガスを使用する設備・機器（炉以外の少量のガスを使用する試験開発設備を除く。）には、設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。

なお、連続焼結炉は圧力逃がし機構を備え、爆発による炉体の損傷を防止する設計としており、爆発が発生しても炉体が破損することはない。

可燃性ガスを使用する設備・機器（炉以外の少量のガスを使用する試験開発設備を除く。）には、設備内部で爆発が起こった場合であっても炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。

（記載 No. 5-31）

(3) 安全機能を有する施設が、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう、可燃性ガスを使用する連続焼結炉は、爆発の発生及び爆発の進展を防止する設計とする。

加工施設の安全機能を損なわないため内部発生飛来物が発生しない設計とする。

(ii) 可燃性ガスを用いる連続焼結炉、加熱炉及び焼却炉は、ガス爆発を発生させない対策を講じており、万一、爆発が発生しても、連続焼結炉、加熱炉及び焼却炉本体が破壊されることはないよう、圧力逃がし弁を開くことで直ちに減圧する。

（記載 No. 14-3）

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉

[11.7-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉は、炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。

焼却設備 焼却炉は、炉内で異常な圧力上昇が起こった場合に備え、圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。圧力逃がし機構を含む火災等による影響を軽減する機能に関し、これら可燃性ガスを使用する設備・機器の安全設計の結果を付属書類 8-2 に示す。



(加工施設内における溢水による損傷の防止)

第十二条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

「原子力発電所の内部溢水評価ガイド」を参考に、系統における単一の機器の破損等により生じる溢水、異常拡大防止のための放水による溢水、及び地震に起因する機器の破損等により生じる溢水に対する影響評価を行い、本加工施設内に溢水が発生した場合においても、臨界防止及び閉じ込めの機能を損なうことがないよう安全設計を行う。

(記載No. 11-1)

加工施設は、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針に基づき、溢水に対する防護対象設備を設定し溢水影響評価を行い、加工施設内に溢水が発生した場合においても、臨界防止及び閉じ込めの機能を損なうことがないよう、没水、被水及び蒸気に対する安全設計を行う。

閉じ込めの機能に関して、第1種管理区域から外部へウランを流出させないため、ウランを含む溢水の流出、及び没水や被水による気体廃棄設備の機能喪失を防止する。  
本加工施設の閉じ込めの機能を維持するため、溢水に対して以下の安全設計を行う。

- (a) ウランの漏えい防止のため、第1種管理区域内から外部への溢水の漏えい防止対策を施すとともに外部から第1種管理区域内への溢水の侵入防止対策を施す。
- (c) 閉じ込めの機能を維持するため、気体廃棄設備（電気・計装盤を含む。）の没水、被水防止対策を施す。

(記載No. 11-3)

溢水の影響拡大防止対策として、第1種管理区域内においてウランを飛散させないため、ウランを取り扱う設備・機器の没水や被水を防止するとともに、外部からの溢水の侵入による第1種管理区域内の溢水量の増加を防止する。

本加工施設の閉じ込めの機能を維持するため、溢水に対して以下の安全設計を行う。

- (b) ウランの漏えい防止のため、第1種管理区域内における溢水の拡大防止対策、粉末状のウランを取り扱う設備・機器からのウランの飛散、流出防止対策を施す。

(記載No. 11-4)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

- (a) 第1種管理区域内の溢水が、第1種管理区域から外部へ漏えいすることを防止するため、第1種管理区域の境界部分の扉については、密閉構造の扉又は没水水位より高い堰等を設置する。

(記載No. 11-6)

<p>没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。</p> <p>(i) 没水に対する安全設計</p> <p>(b) 第1種管理区域内の液体廃棄設備の貯槽類その他の溢水が施設外へ漏えいすることを防止するため、第2加工棟第2廃棄物処理室及び通路並びに第1廃棄物貯蔵棟W1廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及び流入経路を設ける。</p> <p>(記載No. 11-7)</p>
<p>没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。</p> <p>(i) 没水に対する安全設計</p> <p>(c) 溢水の拡大を防止するため、建物の上階から下階への配管貫通部をシールする。</p> <p>(記載No. 11-8)</p>
<p>没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。</p> <p>(i) 没水に対する安全設計</p> <p>(d) 溢水の水位抑制のため、溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉とするとともに、堰の高さを制限することにより、溢水が流出入する構造とする。</p> <p>(記載No. 11-9)</p>
<p>溢水防護区画内で使用する扉のうち密閉構造ではない扉については、溢水の流出入を考慮するものとする。</p> <p>また、第1種管理区域と第2種管理区域及び非管理区域との扉のうち密閉構造ではない扉については、溢水の区域外への流出を防止する防液堤等の障壁を設置するため、流出入を考慮しない。</p> <p>第2種管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、溢水とともにウランが外部に漏えいするおそれがないため第1種管理区域以外の区域との境界の扉に対して防液堤等の障壁を設置せず、扉は密閉構造ではないものを用いて溢水を外部に流出させることで、没水を防止する。</p> <p>(記載No. 11-22)</p>

本申請対象のうち、発電機・ポンプ棟には溢水防護対象設備はなく、溢水により安全機能を損なうおそれはない。

第1加工棟（第3次申請）については、本申請において溢水に対する安全設計に変更はない。

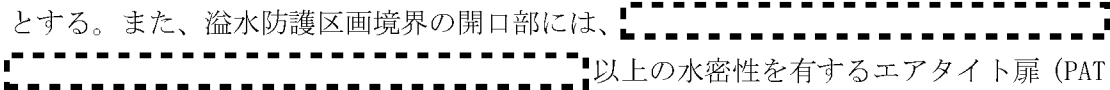
○第3廃棄物貯蔵棟

[12.1-B1]

第3廃棄物貯蔵棟には、溢水源がない設計とする。

## ○第1 廃棄物貯蔵棟

### [12.1-B2]

溢水防護区画を設定し、第1 廃棄物貯蔵棟の第1 種管理区域から外部へウランを含む溢水の流出及び外部から第1 種管理区域に溢水の流入を防止する。溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする、又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部には、以上の水密性を有するエアタイト扉 (PAT 仕様)、又は没水水位より高い堰を設置する。

鋼製のエアタイト扉 (PAT 仕様) は、溢水時に想定される水位により発生する水圧に十分耐えられる強度を有している。このため、その水圧による扉の変形は水密性に影響を与えない。

W1 廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及びその地下貯槽ピットへの流入する経路を設けることにより、外部への溢水の流出を防止する。第1 廃棄物貯蔵棟内における溢水による損傷の防止に係る設計方針を付属書類9-1に示す。

溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉とするとともに、堰の高さを制限することにより、溢水が流出入する構造とする。

建物の上階から下階への配管貫通部は、モルタル、その他の不燃材料により閉止され、耐火シール材にて仕上げる設計とする。配管貫通部には、ダクト貫通部、配線貫通部を含む。

## ○第2 加工棟

### [12.1-B2]

本申請において溢水に対する安全設計に変更はなく、技術基準規則への適合状況について変更はない。第2 加工棟の上階から下階への配管貫通部は、モルタル、その他の不燃材料により閉止され、耐火シール材にて仕上げる設計とする。

ウラン粉末を含む液体を取り扱う設備については、設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合には警報を発する液面高検知器を備える。

(記載No. 15-49)

## ○液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する設備

### [12.1-F4]

設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。次表に液面高検知器を設置する設備・機器名を示す。また、ウラン粉末を含む液体を取り扱う当該設備について、液面高検知器設置の要否の根拠を付属書類7-2に示す。

(第2加工棟)

設置場所	設備名	液面高検知器を設置する機器名
第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1～凝集沈殿槽 No. 4
		ろ過水槽 No. 1～ろ過水槽 No. 2
		処理水槽 No. 1～処理水槽 No. 4
第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽 ろ過水貯槽
第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽 貯槽
第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽
		集水槽 No. 2
		凝集槽
		タンク No. 1
		タンク No. 2
	受水槽 No. 1	
	第2廃液処理設備 貯留設備	貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 4

(第1廃棄物貯蔵棟)

設置場所	設備名	液面高検知器を設置する機器名
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	凝集沈殿槽
		タンク No. 1～タンク No. 3
		受水槽
		貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 3
	湿式除染機	水洗除染タンク

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(h) 溢水の拡大を防止するため、溢水の発生を検知する漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。

(記載No. 11-13)

また、室内にウラン粉末を含む液体の漏えいがあった場合にもこれを検知できる漏水検知器を設ける。

(記載No. 15-50)

○緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する設備  
[12. 1-F4]

溢水の発生を早期に検知し、溢水の拡大を防止するために緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。検出端である検知帯の設置場所と想定している溢水源との対応を次表に示す。

なお、設置する検知帯は、室内の高低差を考慮した溢水経路に配置しており、次図に溢水源、溢水経路及び検知帯の室内断面を示す。

また、緊急設備 漏水検知器は漏水を検知した場合、自動的に警報を発する設計とする。緊急設備 漏水検知器の警報に関する設計を[18. 1-F1]に示す。

検知帯の設置場所と想定している溢水源との対応

(第2加工棟)

検知帯設置場所	溢水源又は経路	配置図	検知帯 No.
第2-1混合室	空調ドレン廃水タンク	図リ一他-6 (1)~(9)	1A-(6)
第2-2混合室	空調ドレン廃水タンク		1B-(5)
第2-1ペレット室	連続焼結炉 No. 1		1A-(1)
	第1 廃液処理設備 (凝集沈殿槽 No. 1~凝集沈殿槽 No. 4、ろ過水槽 No. 1~ろ過水槽 No. 2、処理水槽 No. 1~処理水槽 No. 4)		1A-(2)
	センタレス研削設備 No. 1 (センタレス研削部、ペレット洗浄部、研磨屑回収装置)		1A-(3)
	空調ドレン廃水タンク		1A-(4)
第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1 (冷却水配管)		1A-(5)
	センタレス研削装置 No. 2-1 (研磨屑回収装置)		1B-(1)
	センタレス研削装置 No. 2-1 (センタレス研削盤、研削液タンク)		1B-(2)
	空調ドレン廃水タンク、焙焼炉 No. 2-1 (冷却水配管)		1B-(3)
	空調ドレン廃水タンク		1B-(5)
第2 廃棄物処理室	第2 廃液処理設備 (集水槽、凝集槽 (薬剤タンク含む)、沈殿槽 No. 1、沈殿槽 No. 2、タンク No. 1、タンク No. 2)		1B-(4)
	第2 廃液処理設備 (受水槽 No. 1)		1C-(1)
	第2 廃液処理設備貯留設備 (貯留槽 No. 1)		1C-(2)
	第2 廃液処理設備貯留設備 (貯留槽 No. 2)		1C-(3)
	第2 廃液処理設備貯留設備 (貯留槽 No. 3)		1C-(4)
	第2 廃液処理設備貯留設備 (貯留槽 No. 4)		1C-(5)
	第2 廃液処理設備 (集水槽 No. 2)		1C-(6)
第2 洗濯室	第2 洗濯室		1C-(7)
第2-1 燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1 (冷却水配管)		M2A-(1)
	第二端栓溶接設備 No. 1 (冷却水配管)		2A-(1)
第2 部品室	暗室・フィルム検査室 (フィルム現像処理槽、現像液・定着液タンク)		2A-(2)
	部品洗浄設備		2B-(4)
	純水装置 (純水装置給水タンク、純水加熱槽)		2B-(1)
	第1 端栓溶接装置 (冷却水配管)		2B-(2)
第2-2 燃料棒加工室	更衣室		2B-(3)
			2B-(6)
第2 梱包室	ダクトスペース周辺		2B-(7)
第2 分析室	循環冷却水循環装置 (ウォッシャー設備)		2B-(5)
	分析廃液処理設備 (反応槽、ろ過水貯槽、ドラフトチャンバ No. 1~ドラフトチャンバ No. 3 (スクラバー))、流しシンク水槽		3A-(1)
	分析室 西側		3A-(2)
第2 開発室	熱分析装置 (冷却水配管)		3A-(3)
	加熱炉 (冷却水配管)		3B-(1)
	小型雰囲気可変炉 (冷却水配管)		3B-(2)
	循環用純水装置		3B-(3)
	開発室廃液処理設備 (凝集沈殿槽 (流しシンク水槽含む)、貯槽)		3B-(4)
	顕微鏡 (冷却水配管)		3B-(5)
	試料調整用フード No. 1 (研磨機、センタレス研削盤)		3B-(6)
第2 排風機室	冷却水ポンプ		3B-(7)
	給気ユニット (202AC)		4A-(1)
	給気ユニット (201AC)		4A-(2)
	給気ユニット (204AC)		4A-(3)
			4A-(4)

(第1 廃棄物貯蔵棟)

検知帯設置場所	溢水源又は経路	配置図	検知帯 No.
			W1 廃棄物処理室
	W1 廃液処理設備 (蒸発乾固装置、凝集沈殿槽 (薬剤タンク含む)、タンク No.1~タンク No.3)	W1-(3)	
	W1 廃液処理設備 (受水槽、貯留槽 No.1~貯留槽 No.3)	W1-(1)	
	湿式除染機 (湿式除染部、水洗除染タンク)	W1-(2)	



溢水経路と高低差を考慮した検知帯の配置

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(i) 溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。

(記載No. 11-14)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方に基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(j) さらなる溢水防止対策として、上記(i)につき、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱相当)を検知した時点で、第2加工棟の設備・機器への給水ポンプの自動停止及び第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の緊急遮断弁を自動閉止させる機能を設置する。この緊急遮断弁の自動閉止の機能は、二重化して設置する設計とする。

(記載No. 11-15)

(iv) 溢水量の算出 内部溢水ガイドを参考に、次の発生要因別に溢水量を算出する。

(a) 系統における単一の機器の破損等により生じる溢水

内部溢水ガイドを参考に、系統における単一の機器の破損等により生じる溢水量を求める。系統における単一の配管の破損を想定し、他の機器及び他の系統は健全なものとする。この仮定のもと、配管破損部からの流出流量を求め、配管の破断箇所からの流出流量及び漏水箇所を隔離するまでの時間により溢水量を求める。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(ハ)の第3表に示すとおり合計35分とした。この間のポンプの定格流量による給水を溢水量として設定する。・操業時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業員(設備担当)が駆け付けて閉止する場合を想定。・第2種管理区域に対しては、着替えに要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ所要時間を想定。

添5リ(ハ)の第3表 漏水箇所の隔離時間

(c) 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水

内部溢水ガイドを参考に、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水源、溢水量を算出する。防護対象設備を設置する第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟に対して、耐震重要度分類によらず、地震により水を内包する全ての配管・容器が破損し、溢水源となることを想定する。また、配管の破断は、全周完全破断とする。各溢水源からの溢水量については、系統の配管及び配管に接続している容器類がそれぞれ保有しうる最大量とし、各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、保守的に給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯

<p>蔵棟においては手動遮断弁（屋外）を閉止するまでの所要時間とし、添5リ(ハ)の第5表に示すとおり合計15分とした。</p> <p>添5リ(ハ)の第5表 漏水箇所との隔離時間（地震時）</p> <p style="text-align: right;">（記載No. 11-23）</p>
<p>(8) 主要な構造の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溢水対策のため、第2加工棟への上水及び循環水の送水ポンプに自動停止装置を設置する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（記載No. 23-26）</p>
<p>(8) 主要な構造の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溢水対策のため、第1廃棄物貯蔵棟への上水元弁に緊急遮断弁を設置する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（記載No. 23-27）</p>

○送水ポンプ自動停止装置、感震計、溢水時手動閉止弁、緊急遮断弁（冷却水）

[12.1-F4]

第2加工棟における溢水量抑制のため、震度5弱相当の地震が発生した際に第2加工棟へ上水及び循環冷却水を供給する送水ポンプを手動にて停止する措置を講じる。さらなる溢水防止対策として、緊急設備 送水ポンプ自動停止装置により、震度5弱相当の地震時には、感震計による信号で第2加工棟への送水ポンプを自動停止する。送水ポンプ自動停止装置のインターロックに関する設計を[18.2-F1]に示す。なお、送水ポンプを停止する送水ポンプ自動停止装置は発電機・ポンプ棟に設ける。溢水による損傷の防止に関するインターロックの設計を付属書類10に示す。

停止する送水ポンプ	給水している加工施設		ポンプ数
設備用 循環冷却水ポンプ	第2加工棟	連続焼結炉 No. 2-1	3
		(1階) 焙焼炉 No. 2-1 等 (2階) 脱ガス設備 No. 1 等 (3階) 第2開発室等	4
上水ポンプ	第2加工棟		2

また、漏水検知器が溢水の発生を検知した際には、作業員により上水又は循環冷却水（連続焼結炉 No. 2-1 系統又は一般水系統）の配管に設けた緊急設備 溢水時手動閉止弁又は緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）を手動で閉止する措置を講じる。溢水による損傷の防止に関する設計を付属書類9-1に示す。

○緊急設備 上水送水用緊急遮断弁、溢水時手動閉止弁

[12.1-F4]

第1廃棄物貯蔵棟における溢水量抑制のため、震度5弱相当の地震が発生した際に第1廃棄物貯蔵棟へ上水を供給する配管に設けた緊急設備 溢水時手動閉止弁を手動で閉止する措置を講じる。また、さらなる溢水防止対策として、第1廃棄物貯蔵棟へ上水を供給する配管に緊急設備 感震計からの信号を受けて自動閉止する緊急設備 上水送水用緊急遮断弁を設け、震度5弱相当の地震が発生した際に第1廃棄物貯蔵棟への上水の



送水を停止することで、第1廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制する。この緊急遮断弁の自動閉止の機能は、二重化して設置する。

また、漏水検知器が溢水の発生を検知した際には、作業員により上水の配管に設けた緊急設備 溢水時手動閉止弁を手動で閉止する措置を講じる。溢水による損傷の防止に関する設計を付属書類9-1に示す。

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(e) 臨界防止及びウランの漏えい防止の観点から、ウランを取り扱う設備・機器を没水水位より上に設置する。

(記載No. 11-10)

○没水水位より高い位置でウランを取り扱い又は貯蔵する設備

[12.1-F1]

次表に示すとおり、ウランを取り扱う設備・機器は、その設備・機器を設置する部屋で想定される没水水位より高い位置でウランを取り扱い又は貯蔵する。

設備・機器名称 機器名	設置場所	没水 水位 (cm)	最低ウラン取り扱い高さ 又は 最低ウラン貯蔵高さ (cm)
粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト	第2-2混合室	7.6	10
粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機	第2-2混合室	7.6	10
粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	第2-2混合室	7.6	10
粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	第2-2混合室	7.6	10
粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	第2-2混合室	7.6	10
粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	第2-2混合室	7.6	10
供給瓶 No. 2-1 供給瓶	第2-2混合室	7.6	10
プレス No. 2-1	第2-2混合室	7.6	10
焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	第2-2混合室	7.6	10
焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	第2-2混合室	7.6	10
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	第2-2混合室	7.6	10
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	第2-2混合室	7.6	10
焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	第2-2混合室	7.6	10
計量設備架台 No. 4	第2-2混合室	7.6	10
焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	第2-2ペレット室	7.6	10
焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部	第2-2ペレット室	7.6	10
焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	第2-2ペレット室	7.6	10
焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	第2-2ペレット室	7.6	10
焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	第2-2ペレット室	7.6	10
有軌道搬送装置	第2-2ペレット室	7.6	10
連続焼結炉 No. 2-1	第2-2ペレット室	7.6	10
焼結ボート置台 焼結ボート置台部	第2-2ペレット室	7.6	10
焼結ボート置台 焼結ボート解体部	第2-2ペレット室	7.6	10
ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	第2-2ペレット室	7.6	10
ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	第2-2ペレット室	7.6	10
ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台部	第2-2ペレット室	7.6	10
センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	第2-2ペレット室	7.6	10
センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	第2-2ペレット室	7.6	10
センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機	第2-2ペレット室	7.6	10
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	第2-2ペレット室	7.6	10
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	第2-2ペレット室	7.6	10
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット採取部	第2-2ペレット室	7.6	10
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	第2-2ペレット室	7.6	10
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	第2-2ペレット室	7.6	10
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	第2-2ペレット室	7.6	10
ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	第2-2ペレット室	7.6	10
ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部	第2-2ペレット室	7.6	10

設備・機器名称 機器名	設置場所	没水 水位 (cm)	最低ウラン取り扱い高さ 又は 最低ウラン貯蔵高さ (cm)
センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	第2-2ペレット室	7.6	10
センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク	第2-2ペレット室	7.6	10
センタレス研削装置 No. 2-1 配管	第2-2ペレット室	7.6	10
計量設備架台 No. 7	第2-2ペレット室	7.6	10
ペレット検査台 No. 1	第2-1ペレット検査室	7.6	10
焙焼炉 No. 2-1 運搬台車	第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	7.6	10
スクラップ保管ラック F型運搬台車	第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	7.6	10
ペレット運搬台車 No. 3	第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	7.6	10
X線透過試験機 No. 1	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (B) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒検査台 No. 1 石定盤部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (C) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒搬送設備 No. 4 ストックコンベア (1) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒移載 (3) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒移載 (4) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (1) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (2) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (1) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (2) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (5) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒搬送設備 No. 6 ストックコンベア (2) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (6) 部	第2-1燃料棒検査室	5.8	20
組立機 No. 1 燃料棒挿入装置 (1)	第2-1組立室	5.8	20
組立機 No. 2 燃料棒挿入装置 (1)	第2-1組立室	5.8	20
組立機 No. 1 組立定盤部	第2-1組立室	5.8	20
組立機 No. 1 スウェーjing部	第2-1組立室	5.8	20
組立機 No. 2 組立定盤部	第2-1組立室	5.8	20
組立機 No. 2 スウェーjing部	第2-1組立室	5.8	20
燃料集合体取扱機 No. 1	第2-1組立室	5.8	20
縦型定盤 No. 1	第2-1組立室	5.8	20
燃料集合体外観検査装置 No. 1	第2-1組立室	※1	—

設備・機器名称 機器名	設置場所	没水 水位 (cm)	最低ウラン取り扱い高さ 又は 最低ウラン貯蔵高さ (cm)
立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (D) 部	第2-1組立室	5.8	20
立会検査定盤 No.1 石定盤部	第2-1組立室	5.8	20
立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (E) 部	第2-1組立室	5.8	20
燃料棒運搬台車 No.1	第2-1組立室 第2-1燃料棒検査室 第2燃料棒保管室 第2部品室 第2梱包室 第2輸送容器保管室	5.8	20
スクラップ保管ラック F 型 No.2-1	[Dashed Box]	7.6	10
スクラップ保管ラック D 型 No.2-1		7.6	10
スクラップ保管ラック E 型 No.2-1		7.6	10
ペレット保管ラック D 型 No.2-1		7.6	10
ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車		7.6	10
ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.1		7.6	10
ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.2		7.6	10
ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター		7.6	10
ペレット搬送設備 No.4 ペレット保管箱受台		7.5	20
ペレット保管ラック E 型リフター		7.5	20
分析試料保管棚		15.2	20
開発試料保管棚		15.2	20
分析設備 粉末取扱フード No.1	第2分析室	15.2	20
分析設備 粉末取扱フード No.2	第2分析室	15.2	20
分析設備 粉末取扱フード No.3	第2分析室	15.2	20
分析設備 ドラフトチャンバ No.1	第2分析室	15.2	20
分析設備 ドラフトチャンバ No.2	第2分析室	15.2	20
分析設備 ドラフトチャンバ No.3	第2分析室	15.2	20
燃料開発設備 スクラップ処理装置	第2開発室	15.2	20
燃料開発設備 試料調整用フード	第2開発室	15.2	20
燃料開発設備 試料調整用フード No.1	第2開発室	15.2	20
燃料開発設備 試料調整用フード No.2	第2開発室	15.2	20
燃料開発設備 粉末取扱フード	第2開発室	15.2	20
燃料開発設備 プレス	第2開発室	15.2	20
燃料開発設備 加熱炉	第2開発室	15.2	20
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	第2開発室	15.2	20

※1 : 燃料集合体の外観検査時には燃料集合体を床下のピットに配置するが、外観検査中は常に検査員がいるため、溢水のおそれが生じた場合には燃料集合体を引き上げることで燃料集合体が没水することはない。万一、燃料集合体を引き上げることができず燃料集合体が没水した場合であっても、臨界安全上の問題はなく、また、酸化ウランペレットは燃料棒に密封されているため閉じ込めの観点でも問題ない。

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(g) 閉じ込めの機能の喪失を防止するため、気体廃棄設備（電気・計装盤を含む。）は没水水位より高く設置する。

(記載No. 11-12)

○モータを有する排風機、給気ユニット及び給気ファン、高性能エアフィルタを有するフィルタユニット

[12.1-F1]

気体廃棄設備において、モータを有する排風機、給気ユニット及び給気ファン、また、高性能エアフィルタを有するフィルタユニットは、次表に示すとおり、設置場所で想定する没水水位より高い位置に導通部又はフィルタを設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。

設備・機器名称 機器名	設置場所	没水 水位 (cm)	最低導通部高さ 又は 最低フィルタ高さ (cm)
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 排風機（301-F）	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 排風機（302-F）	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 排風機（303-F）	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統） 排風機（304-F）	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） 排風機（305-F）	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） 排風機（306-F）	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統） 排風機（307-F）	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） 排風機（308-F）	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-401）	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	12
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-402）	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	12
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-403）	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	12
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-404）	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	12
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） フィルタユニット（FU-405）	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	12
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） フィルタユニット（FU-406）	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	12
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-407）	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	12

設備・機器名称 機器名	設置場所	没水 水位 (cm)	最低導通部高さ 又は 最低フィルタ高さ (cm)
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	第2加工棟 第2フィルタ室	4.0	12
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット (201AC)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統) 給気ユニット (203SU)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 給気ユニット (204AC)	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.1 制御盤	第2加工棟 第2排風機室	6.1	7.5
気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	<3	5
気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	<3	5
気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	<3	5
気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	<3	5
気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	<3	5
気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	<3	5
気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	<1	12
気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	<3	5
気体廃棄設備 No.2 制御盤	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	<3	5

また、第1種管理区域の閉じ込めの機能に影響するおそれがある連続焼結炉の火災・爆発を生じさせないため、電気・計装盤の没水や被水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止する。

本加工施設の閉じ込めの機能を維持するため、溢水に対して以下の安全設計を行う。(d) 高温で可燃性ガスを使用する連続焼結炉が、安全機能の喪失によって閉じ込めの機能に影響することがないように、その制御に必要な電気・計装盤の没水、被水防止対策を施す。

(記載No. 11-5)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(ii) 被水に対する安全設計

(b) 被水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止するため、連続焼結炉の電気・計装盤において、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する、又は被水し水の侵入のおそれがある扉、配線等による開口部にシールもしくは防水カバーを設置する。

(記載No. 11-18)

(1) 成形施設の変更

・溢水対策のため、連続焼結炉の電気・計装盤に防水カバーを設置する、又は配管をシールする。

(記載No. 23-4)

○連続焼結炉 No. 2-1

[12.1-F4]

第1種管理区域の閉じ込めの機能に影響するおそれがある連続焼結炉 No. 2-1 の火災・爆発を生じさせないため、連続焼結炉 No. 2-1 の制御盤及び動力盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある開口部に防水カバーを設置することにより、被水による連続焼結炉 No. 2-1 の制御機能の喪失を防止する。また、連続焼結炉 No. 2-1 の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）を手動で閉止する措置を講じる。

なお、「Iロ. (ト) (3)内部溢水」に示すとおり、溢水時の閉じ込めの機能の確保について、第1種管理区域内を負圧に維持するための気体廃棄設備は、内部溢水に対し没水しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。

(記載No. 4-24)

閉じ込めの機能に関して、第1種管理区域から外部へウランを流出させないため、ウランを含む溢水の流出、及び没水や被水による気体廃棄設備の機能喪失を防止する。

本加工施設の閉じ込めの機能を維持するため、溢水に対して以下の安全設計を行う。(a) ウランの漏えい防止のため、第1種管理区域内から外部への溢水の漏えい防止対策を施すとともに外部から第1種管理区域内への溢水の侵入防止対策を施す。(c) 閉じ込めの機能を維持するため、気体廃棄設備（電気・計装盤を含む。）の没水、被水防止対策を施す。

(記載No. 11-3)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(ii) 被水に対する安全設計

(c) 閉じ込めの機能の維持のため、気体廃棄設備の電気・計装盤、モータ等の電気機器及びフィルタにおいて、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する、又は被水し水の侵入のおそれがある扉、配線等による開口部にシールもしくは防水カバーを設置する。

(記載No. 11-19)

○気体廃棄設備 No. 1

[12.1-F4]

気体廃棄設備 No. 1 による閉じ込めの機能の維持のため、第2排風機室に設置する排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する。

なお、フィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）については、鋼製のケースに收容するため、被水対策は不要である。

○気体廃棄設備 No. 2

[12.1-F4]

気体廃棄設備 No. 2 による閉じ込めの機能の維持のため、W1-2排風機室に設置する排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する。また、焼却設備 焼却炉の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）を手動で閉止する措置を講じる。

なお、フィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）については、鋼製のケースに收容するため、被水対策は不要である。



没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(f) 没水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止するため、連続焼結炉の電気・計装盤は没水水位より高く設置する。

(記載No. 11-11)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(ii) 被水に対する安全設計

(d) 被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。

(記載No. 11-20)

第3 廃棄物貯蔵棟には溢水源がないため没水のおそれはない。発電機・ポンプ棟には溢水防護対象設備がなく、また、溢水が発生しても建物外に流出するため没水のおそれはない。

○第1 廃棄物貯蔵棟

[12.1-B2]

電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が各溢水防護区画の没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を保安規定に定めて管理を行う。

○第2 加工棟に設置する設備・機器

[12.1-F3]

本申請対象のウランを取り扱う設備に接続する電気・計装盤について、設置場所、没水水位及び被水のおそれの有無を次表に示す。被水のおそれのある設備・機器の電気・計装盤は、設置場所で想定される没水水位より高い位置に導通部を配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。

溢水による損傷の防止に係る設計方針を付属書類9-1に示す。

設備・機器名称 機器名	電気・計装盤 設置場所	没水水位 (cm)	被水のおそれの有無
粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト	第2粉末受入室	—	なし
粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機	第2-2混合室	7.6	あり (配管がある)
粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	第2-2混合室	7.6	あり (配管がある)
粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	第2-2混合室	7.6	あり (配管がある)
粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	第2-2混合室	7.6	あり (配管がある)
粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	第2-2混合室	7.6	あり (配管がある)
供給瓶 No. 2-1 供給瓶	第2-2混合室	7.6	あり (配管がある)
プレス No. 2-1	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	第2-2混合室	7.6	あり (配管がある)
焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	第2-2混合室	7.6	あり (配管がある)
焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	第2-2混合室	7.6	あり (配管がある)
焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	第2-2混合室	7.6	あり (配管がある)
計量設備架台 No. 4	—	—	—
焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット抜取部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
有軌道搬送装置	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
連続焼結炉 No. 2-1	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
焼結ボート置台 焼結ボート置台部	—	—	—
焼結ボート置台 焼結ボート解体部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台部	—	—	—
センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット抜取部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)
センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク	第2-2ペレット室	7.6	あり (配管がある)

設備・機器名称 機器名	電気・計装盤 設置場所	没水水位 (cm)	被水のおそれの有無
センタレス研削装置 No. 2-1 配管	—	—	—
計量設備架台 No. 7	—	—	—
ペレット検査台 No. 1	第2-1 ペレット検査室	—	なし
焙焼炉 No. 2-1 運搬台車	—	—	—
スクラップ保管ラック F 型運搬台車	—	—	—
ペレット運搬台車 No. 3	—	—	—
X線透過試験機 No. 1	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (B) 部	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
燃料棒検査台 No. 1 石定盤部	—	—	—
燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (C) 部	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
燃料棒搬送設備 No. 4 ストックコンベア (1) 部	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒移載 (3) 部	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒移載 (4) 部	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (1) 部	—	—	—
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (2) 部	—	—	—
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (1) 部	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (2) 部	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (5) 部	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
燃料棒搬送設備 No. 6 ストックコンベア (2) 部	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (6) 部	第2-1 燃料棒検査室	—	なし
組立機 No. 1 燃料棒挿入装置 (1)	第2-1 組立室	5.8	あり (配管がある)
組立機 No. 2 燃料棒挿入装置 (1)	第2-1 組立室	5.8	あり (配管がある)
組立機 No. 1 組立定盤部	—	—	—
組立機 No. 1 スウェーピング部	—	—	—
組立機 No. 2 組立定盤部	—	—	—
組立機 No. 2 スウェーピング部	—	—	—
燃料集合体取扱機 No. 1	第2-1 組立室	5.8	あり (配管がある)
縦型定盤 No. 1	第2-1 組立室	5.8	あり (配管がある)
燃料集合体外観検査装置 No. 1	第2-1 組立室	5.8	あり (配管がある)
立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (D) 部	第2-1 組立室	5.8	あり (配管がある)
立会検査定盤 No. 1 石定盤部	—	—	—
立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (E) 部	第2-1 組立室	5.8	あり (配管がある)
2 ton 天井クレーン No. 1	第2-1 組立室	5.8	あり (配管がある)
2.8 ton 天井クレーン	第2-1 組立室	5.8	あり (配管がある)
燃料棒運搬台車 No. 1	—	—	—
スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1	—	—	—
スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1	—	—	—
スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1	—	—	—
ペレット保管ラック D 型 No. 2-1	—	—	—
ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	第2 ペレット保管室	7.6	あり (別室に見通し可能な配管がある) ※1
ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	第2 ペレット保管室	7.6	あり (別室に見通し可能な配管がある) ※1
ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	第2 ペレット保管室	7.6	あり (別室に見通し可能な配管がある) ※1

設備・機器名称 機器名	電気・計装盤 設置場所	没水水位 (cm)	被水のおそれの有無
ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター	第2ペレット保管室	7.6	あり(別室に見通し可能な配管がある)※1
ペレット搬送設備 No.4 ペレット保管箱受台	第2-1燃料棒加工室	7.5	あり(配管がある)
ペレット保管ラックE型リフター	第2-2燃料棒加工室	—	なし
5ton天井クレーン	第2-1組立室	5.8	あり(配管がある)
分析試料保管棚	—	—	—
開発試料保管棚	—	—	—
分析設備 粉末取扱フードNo.1	—	—	—
分析設備 粉末取扱フードNo.2	—	—	—
分析設備 粉末取扱フードNo.3	—	—	—
分析設備 ドラフトチャンバNo.1	3階第1種管理区域側廊下※2	—	あり(配管がある)
分析設備 ドラフトチャンバNo.2	3階第1種管理区域側廊下※2	—	あり(配管がある)
分析設備 ドラフトチャンバNo.3	3階第1種管理区域側廊下※2	—	あり(配管がある)
燃料開発設備 スクラップ処理装置	第2開発室	15.2	あり(配管がある)
燃料開発設備 試料調整用フード	第2開発室	15.2	あり(配管がある)
燃料開発設備 試料調整用フードNo.1	第2開発室	15.2	あり(配管がある)
燃料開発設備 試料調整用フードNo.2	第2開発室	15.2	あり(配管がある)
燃料開発設備 粉末取扱フード	—	—	—
燃料開発設備 プレス	第2開発室	15.2	あり(配管がある)
燃料開発設備 加熱炉	第2開発室	15.2	あり(配管がある)
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	第2開発室	15.2	あり(配管がある)

- 注：電気・計装盤 設置場所で「—」となっているものは、当該設備が電気・計装盤に接続しないことを示す。
- ※1：第2ペレット保管室は溢水源なしだが、一部第2-1ペレット室から見通し可能なため、「被水のおそれあり」とした。
- ※2：3階第1種管理区域側廊下は溢水防護区画外であり、溢水発生時には階段開口部から流出するため没水しない。

臨界防止に関して、減速条件を管理する設備・機器は、消火時の放水による溢水に対して、内部へ水が侵入しない設計とする。

火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止の機能を適切に維持するため、形状寸法、質量、幾何学的形状を制限する設備・機器は本体構造を熱の影響を受けない金属製の構造とし、減速条件を管理する設備・機器は、本体構造を金属製の構造とすることに加え、消火時の放水による溢水に対して内部へ水が侵入しない設計又は水が侵入しても臨界とならない設計とする。

(記載No. 5-14)

臨界防止に関して、ウランを取り扱う設備・機器は、加工施設内における溢水を考慮しても、臨界に達しない設計とする。ウランを取り扱う設備・機器は、内部溢水に対して没水しない設計とする。そのうち、減速条件を管理する設備・機器は、被水を防止する又は内部へ水が侵入しない設計とする。

(記載No. 11-2)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(ii) 被水に対する安全設計

(a) 臨界防止及びウランの漏えい防止の観点から、粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に遮水板又は設備側に防水カバーを設置する。

(記載No. 11-16)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(ii) 被水に対する安全設計

(a) 更に、浸水防止の確実性を高めるため、第1ラインの粉末混合機及び大型供給瓶、並びに第2ラインの粉末混合機及び供給瓶については、以下に示す多重の対策とする。(別添5リ(ハ)-1)

① 設備・機器の本体及び配管部は耐震重要度分類第1類とし、1.0 Gの水平地震力に対して弾性範囲となる設計とする。したがって、形状寸法は地震による影響を受けるおそれはない。

② 火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。

③ 当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。

④ 没水による当該設備・機器への水の侵入を防止するため、当該設備・機器の設置場所は溢水評価による没水高さよりも高い位置とする。

⑤ 溢水による被水防止のため、当該設備・機器近傍の溢水源となり得る配管(一般冷却水配管)を撤去し、当該設備・機器より低い位置の溢水源となり得る配管に遮水板を設置

する。

⑥ ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。

(記載No. 11-17)

(1) 成形施設の変更

・溢水対策のため、酸化ウラン粉末を取り扱う第2加工棟の第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-2混合室及び第2-2ペレット室の設備・機器に防水カバーを設置する、又は配管をシールする。

(記載No. 23-4)

○粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト、供給瓶 No. 2-1 供給瓶  
[12.1-F2]

溢水に対して水の侵入を防止するため、以下の対策を行う。設備・機器の溢水に対する臨界防止設計に関する基本方針を付属書類9-2に示す。

①耐震重要度分類第1類の設備・機器である粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト、供給瓶 No. 2-1 供給瓶は、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる設計とし、設備・機器周辺の下位の耐震重要度分類に属する溢水源から溢水が発生しても、設備・機器への水の侵入を防止する。なお、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器は、粉末搬送容器 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフトが支持する容器部分であり、粉末搬送容器 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフトの耐震評価において荷重として負荷している。

②粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器、供給瓶 No. 2-1 供給瓶は、減速条件を管理する必要がある設備であるため、水密構造とする。

(i) 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器及び供給瓶 No. 2-1 供給瓶は金属製容器による水密構造とする。

(ii) 粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機は、粉末保管容器からウラン粉末を取り出し、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機へ投入作業を行う囲い式フードである。作業上視認性を確保するため、金属製の本体構造にパッキンを介してポリカーボネート製の視認部を取付けることにより水密構造とする。また、ポリカーボ

ネットの面には火炎による損傷及び溢水による水の侵入を防止するため、金属製の防水カバーを設置する。

- ③粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフトには囲い式フードがあり、昇降リフト及び粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器はその囲い式フード内に設置する。ウラン粉末を直接取り扱うのは粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器であり、当該設備にて減速条件を管理する。そのため、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフトの囲い式フードは、作業上視認性を確保する必要がある面はポリカーボネート製、それ以外を金属製とし、ポリカーボネート製の面については可動式の金属製の防水カバーを設置することで溢水による被水を防止する。
- ④溢水源からの被水を防止するため、設備・機器周辺の溢水源となり得る配管に遮水板を設置する。なお、減速条件の管理が必要である設備のうち、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器は、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフトの囲い式フード内にある設備であり、粉末の受け渡しにより粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機の下部又は供給瓶 No. 2-1 供給瓶の上部にのみ滞留する設備である。溢水源となり得る配管からの被水は囲い式フード及び粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機で防止することができるため、当該対策の対象外としている。
- ⑤減速条件を管理する必要がある設備のうち、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機及び供給瓶 No. 2-1 供給瓶において、粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機及び粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフトの囲い式フードのポリカーボネート部分が火災により損傷した場合を考慮し、溢水による被水を防ぐため、投入口蓋を設置する。
- ⑥粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機から粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機へのウラン粉末の投入する時、投入口蓋は外す必要がある。粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機の投入口の閉じ込め弁が開放している間に、粉末混合機内への水の侵入の可能性を低減するため、投入口の閉じ込め弁の開閉はフットペダル操作とし、投入時に作業者が開放する構造とする。また、水の侵入を検知した際は、投入口の閉じ込め弁を閉止する機構を設置する。当該機構（水検知時 投入口の閉じ込め弁閉止機構）のインターロックに関する設計を[18. 2-F1]に示す。
- ⑦粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器は粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機の下部又は供給瓶 No. 2-1 供給瓶の上部の閉じ込め弁に接続しウラン粉末の受け渡しを行う。粉末搬送前後でも水密構造を維持するため、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機の排出側の閉じ込め弁及び粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器の上部の閉じ込め弁は、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機と粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器が接続している時のみ開放する構造とする。また、供給瓶 No. 2-1 供給瓶の投入口の閉じ込め弁及び粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器の下部の閉じ込め弁は、供給瓶 No. 2-1 供給瓶と粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器が接続した時のみ開放する構造とする。

#### ○焼却設備 焼却炉

[12. 1-F2]

ウランの漏えい防止の観点から、溢水による被水対策として囲い式フードの給気口に金属製の防水カバーを設置する。

(安全避難通路等)

第十三条 加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

[適合性の説明]

加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えて非常用電源設備に接続したバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する設計とする。

加工施設には、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外に退避できるように非常口を設け、各区域から非常口への通路及び階段を安全避難通路とし、誘導灯の設置、床面への表示等により安全避難通路を容易に識別できるようにする。

加工施設には、停電時にも放射線業務従事者が速やかに屋外に退避できるように、非常用照明を設置する。誘導灯及び非常用照明はバッテリーを内蔵するとともに非常用電源設備(ディーゼル式発電機)に接続する。

(記載 No.13-1)

第1加工棟(第3次申請)、第2加工棟(第4次申請)については、本申請において安全避難通路等に対する安全設計に変更はない。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯

[13.1-F1]

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように、緊急設備 避難通路として安全避難通路及び非常口を設ける。これらの安全避難通路及び非常口には、容易に識別できる誘導灯、床面への表示等により、屋外へ退避できるよう誘導する。安全避難通路の床面の表示は、避難経路の要所に、容易に剥離しない標識を設置する。また、建築基準法施行令第二百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象設備には緊急設備 誘導灯を設ける。

緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯は、バッテリーを備えるとともに非常用電源設備に接続する。第1廃棄物貯蔵棟(緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯)の配置を図リ-他-1(7)、図リ-他-1(8)に、第3廃棄物貯蔵棟(緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯)の配置を図リ-他-2(7)、図リ-他-2(8)に、発電機・ポンプ棟(緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯)の配置を図リ-他-3に示す。



第十三条 加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

[適合性の説明]

また、非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。

加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、可搬型の照明及び専用の電源を設置する。可搬型仮設照明の配備状況を添5リ(ホ)の第1表に示す。

添5リ(ホ)の第1表 可搬型仮設照明の配備

(記載 No.13-2)

緊急設備 可搬型照明

[13.1-F2]

加工施設には、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、非常用照明、誘導灯とは別に、可搬型の照明及び専用の電源を設置する。

設置する可搬型の照明及び専用の電源は、表リ - 他 - 5（別表）のとおりとする。可搬型ライトの充電式乾電池は、現場では可搬式 2800 VA ガソリン発電機にて充電する。

(安全機能を有する施設)

第十四条 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

安全設計において、放射線の遮蔽の機能、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能及び核燃料物質が臨界に達することを防止する機能並びに公衆又は従事者の被ばく線量の低減のための機能を安全機能とし、安全機能を有する施設に係る設計方針を示す。

(記載 No. 14-12)

加工施設は、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針に基づき、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、放射線の遮蔽の機能、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能及び核燃料物質が臨界に達することを防止する機能並びに公衆又は従事者の被ばく線量の低減のための機能を安全機能を発揮することができるように設置する。

(1) 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等）において、その安全機能を発揮することができるものとする。

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、経年事象を含む、それぞれの場所に応じた圧力、温度、湿度及び放射線等に関する環境条件を考慮し、必要に応じて換気空調系、保温、遮蔽等で維持するとともに、設置する安全機能を有する構築物、設備及び機器は、これらの環境条件下で、期待されている安全機能が維持できるものとする。

(i) 本加工施設の設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準等に準拠し、通常時において予想される環境条件に対して十分な余裕を持って耐えられ、その機能を維持できる設計とする。

(ii) 本加工施設は、設計基準事故時においてさらされると考えられる環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。

本加工施設の設計、工事及び検査については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」及び「加工施設の性能に係る技術基準に関する規則」等の法令に基づくとともに、必要に応じて下記の法令、規格及び基準等に準拠する。

(記載 No. 14-1)

本加工施設の建物・構築物の構造は次表のとおりとする。加工設備本体である成形施設、被覆施設及び組立施設は第2加工棟に設置する。

建物一覧表 構築物一覧表

安全機能を有する施設を次表に示す。

表 安全機能を有する施設（成形施設）～表 安全機能を有する施設（緊急設備）

ハ．加工設備本体の構造及び設備～ト．その他加工設備の附属施設の構造及び設備

（記載 No. 14-11）

○全ての安全機能を有する施設

[14. 1-F1][14. 1-B1]

・通常時の環境条件で安全機能を発揮することができることについて

安全機能を有する施設の設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準等に準拠し、通常の作業環境の温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を発揮するよう設置する。

・設計基準事故の環境条件で安全機能を発揮することができることについて

核燃料物質が存在する加工施設の各工程について、放射性物質を外部に放出するおそれのある事象の進展を評価し、発生防止の機能の妥当性を確認する。当該機能の喪失による進展を想定し、拡大防止・影響緩和対策が妥当であるかの観点から、設計基準事故を選定し、敷地周辺の公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認する。

（記載 No. 15-1）

本加工施設の各工程において、設備・機器の構成機器単位に発生する故障モードを想定し、その事象がどのように進展するかを系統立てて分析する手法である FMEA 法（故障モード影響解析法）を参考に評価した結果、次の 12 項目を進展の可能性がある事象として抽出した。(a) 形状寸法制限又は幾何学的形状の制限の逸脱 (b) 質量制限の逸脱 (c) 臨界安全管理上の離隔距離の逸脱 (d) ウラン粉末を内包する容器等の落下、脱落 (e) ウラン粉末の囲い式フード外への飛散 (f) ペレットの落下 (g) 燃料棒、燃料集合体の落下、脱落 (h) 火災 (i) 可燃性ガス（アンモニア分解ガス、水素ガス、プロパンガス、都市ガス）の漏えい (j) 可燃性ガス雰囲気への空気混入 (k) ウラン粉末を含む液体の漏えい (l) 空気中ウランの建物からの漏えい

これらの事象に対して、発生防止対策の妥当性を確認した上で、当該機能の喪失による進展を想定し、拡大防止・影響緩和対策が妥当であるかを確認する観点から、次の 4 つを設計基準事故に選定した。また、選定に当たっては、事故発生の可能性の観点及び発生した場合の公衆に対する影響の大きさを考慮している。なお、臨界事故の発生防止については、「Iロ. (イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造」に示すとおり、核的制限値として形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設定し、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせ管理する。また、質量又は幾何学的形状の核的制限値を有する最小臨界質量以上の粉末状のウランを取り扱う設備・機器は、耐震重要度分類第 1 類としての設計や、質量管理として二重装荷を想定した未臨界の確保及びインターロックを設置等する。加えて、「Iロ. (ト) (3) 内部溢水」に示すとおり、溢水水位より高位置への設備・機器の設置や防水カバーによる被水に対する防護措置等により、当該設備で想定される最も厳しい結果を与える中性子の減速及び反射の条件で臨界とならない設計とすることから、上記(a)～(c)を選定から除外する。ま

た、(i)については、可燃性ガスの漏えいの防止、検知、置換、蓄積の防止により事象進展の可能性が低く、(k)については、発生する廃液中のウラン濃度が低く、発生したときの影響が小さいことから対象から除外した。抽出した放射性物質を外部に放出する可能性のある事象のうち、(d)～(h)、(j)、(l)を閉じ込め機能の不全に至る要因で分類し、以下のA～Dの4つの設計基準事故を選定した。

(記載 No. 15-2)

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全（機械的破損による閉じ込め機能の不全）進展の可能性のある異常事象として次の項目が該当する。(d) ウラン粉末を内包する容器等の落下、脱落 (e) ウラン粉末の囲い式フード外への飛散 (f) ペレットの落下 (g) 燃料棒、燃料集合体の落下、脱落

このうち、雰囲気中に舞い上がるウランが多くなるおそれのある設備として、粉末状のウランを取り扱い、設備における取扱量が大きく、設備の設置場所が最も高い第2-2混合室の粉末投入機から、破損箇所（グローブの損傷部）を通して工程室にウラン粉末全量が漏えいする事象を想定した。

B. 火災による閉じ込め機能の不全（熱的破損による閉じ込め機能の不全）進展の可能性のある異常事象として次の項目が該当する。(h) 火災

このうち、雰囲気中に舞い上がるウランが多くなるおそれのある設備として、火災区画内で粉末状のウランを取り扱い、火災源に接し、ウラン取扱量が大きい設備は、連続焼結炉とプレスがある。連続焼結炉は火災よりも影響の大きな爆発を事象Cで考慮するため、第2-2ペレット室の油圧系統の火災によりプレスのウラン粉末が影響を受ける事象を想定した。

C. 爆発による閉じ込め機能の不全（爆発起因による閉じ込め機能の不全）進展の可能性のある異常事象として次の項目が該当する。(j) 可燃性ガス雰囲気への空気混入

このうち、爆発により雰囲気中に舞い上がるウランが多くなるおそれのある設備として、設備内に可燃性ガスが存在しウラン取扱量が大きい第2-2ペレット室の連続焼結炉の炉内爆発を想定した。

D. 排気設備停止による閉じ込め機能の不全（負圧維持の異常による閉じ込め機能の不全）進展の可能性のある異常事象として次の項目が該当する。(l) 空気中のウランの建物からの漏えい

このうち、空気中ウランが漏えいするおそれのある事象として、全ての排風機が停止し、第1種管理区域の空気中ウラン濃度限度のウランが存在するとして、空気中のウランが建物外に漏えいする事象を想定した。本加工施設では、第2加工棟と第1廃棄物貯蔵棟に第1種管理区域があるが、第1種管理区域の容積が大きい第2加工棟の第1種管理区域の空気中ウランの漏えいを想定した。

(記載 No. 15-3)

加工事業変更許可申請書の記載に基づく本加工施設に係る設計基準事故は、①設備損傷による閉じ込め機能の不全、②火災による閉じ込め機能の不全、③爆発による閉じ込め機能の不全、④排気設備停止による閉じ込め機能の不全である。以下に、設計基準事故ごとに拡大防止及び影響緩和、設計基準事故時に想定される環境条件、設計基準事故時における安全機能の維持について示す。

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域においてウランが漏えいした場合には、空気中のウラン濃度をダストモニタにより監視し警報を発する設計及びエアスニファにより検知する設計とすることにより、操作員は設備損傷の可能性を想定し、設備からのウラン漏えいの拡大防止措置を講じる。

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 ① 設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファにより、これを検知し、漏えいの拡大防止を行うが、ここでは操作員の対応には期待せず設備のウラン全量の放出を想定する。

(記載 No. 15-53)

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。

(記載 No. 15-54)

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 ② 第1種管理区域の排気設備はウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けない第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタは第2フィルタ室に設置することにより、ウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域では、工程室の影響を受けない第2排風機室に設ける給排気設備及び第2フィルタ室に設置する部屋排気系統のフィルタによるウランの除去により、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

(記載 No. 15-55)

\* 設計基準事故① 設備損傷による閉じ込め機能の不全

a) 拡大防止及び影響緩和

第2-2混合室の{2044}粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機から、破損箇所(グローブの損傷部)を通して第2-2混合室にウラン粉末が全量漏えいする事象を設計基準事故①とする。

設計基準事故①が発生した場合、ウラン粉末の漏えいを{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)により検知し、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)で警報を発報することで、又はウラン粉末の漏えいを{7004}エアスニファ(管理区域内)により検知することで、操作員が漏えいの拡大防止措置を講じる。気体廃棄設備 No. 1の排風機で第1種管理区域の負圧を維持することにより、第1種管理区域に漏えいしたウラン粉末の建物内からの漏えいを防止する。また、第1種管理区域の排気設備を第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタを第2フィルタ室に設置することにより、ウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けずにウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

b) 設計基準事故時に想定される環境条件

設計基準事故①では、粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機が破損しウラン粉末が漏えいする。このとき、漏えいしたウラン粉末により第1種管理区域の線量が上昇するが温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気的环境条件は通常時と変わらない。

c) 設計基準事故時における安全機能の維持

設計基準事故①が発生し第1種管理区域の線量が上昇しても、第2加工棟本体及び第2加工棟の第1種管理区域内の設備・機器の位置、構造、強度等に影響を与えるような線量上昇にならない。このことから、これらの施設の安全機能に影響を及ぼすおそれはなく、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を設計どおりに発揮できる。また、第2加工棟の第1種管理区域以外に設置する安全機能を有する施設は、部屋間の壁で区画しているため、各施設の安全機能を設計どおりに発揮できる。

なお、設計基準事故①が発生した場合の公衆の被ばくは  $1.1 \times 10^{-4}$  mSv であり、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼすおそれはない。

B. 火災による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。

(記載 No. 15-54)

B. 火災による閉じ込め機能の不全 ② 第1種管理区域の排気設備はウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けない第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタは第2フィルタ室に設置することにより、ウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

B. 火災による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域では、工程室の影響を受けない第2排風機室に設ける給排気設備及び第2フィルタ室に設置する部屋排気系統のフィルタによるウランの除去により、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

(記載 No. 15-55)

B. 火災による閉じ込め機能の不全 火災区画内での火災によるウラン粉末の建物外への漏えいを想定した。当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。

B. 火災による閉じ込め機能の不全 ① 火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、火災を発見した者は粉末消火器による初期消火を実施することにより拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火活動が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋内又は屋外消火栓）を使用して消火する。

B. 火災による閉じ込め機能の不全 火災が生じた場合、自動火災報知設備により火災を感知し、初期消火を実施することにより、拡大防止するが、ここでは設備のウラン全量が影響を受けることを想定する。また、火災により粉末状のウランを取り扱う設備・機器の囲い式フード

の損傷を仮定する。

(記載 No. 15-56)

B. 火災による閉じ込め機能の不全 ② また、工程室から他の室への火災の拡大は、ダクトの火災区域貫通部に設けた防火ダンパーにより防止する。

(記載 No. 15-57)

\* 設計基準事故② 火災による閉じ込め機能の不全

a) 拡大防止及び影響緩和

第2ラインの{2050}プレス No. 2-1 の油圧系統の火災により、第2-2混合室及び第2-2ペレット室を含む第1種管理区域全域に{2050}プレス No. 2-1 のウラン粉末が全量漏えいする事象を設計基準事故②とする。

設計基準事故②が発生した場合、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）が火災の発生を検知し、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）で警報を発報し、操作員が初期消火活動を実施し火災を消火する。気体廃棄設備 No. 1 の排風機で第1種管理区域の負圧を維持することにより、第1種管理区域に漏えいしたウラン粉末の建物内からの漏えいを防止する。また、第1種管理区域の排気設備を第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタを第2フィルタ室に設置することにより、ウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けずにウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。また、火災区域境界に設けた防火ダンパーにより火災区域から外部への漏えい拡大を防止する。

b) 設計基準事故時に想定される環境条件

設計基準事故②では、油圧系統の火災が発生しウラン粉末が漏えいする。このとき、火災の熱影響により工程室の温度が上昇し、漏えいしたウラン粉末により第1種管理区域の線量が上昇するが、湿度、圧力の環境条件は通常時と変わらない。

c) 設計基準事故時における安全機能の維持

設計基準事故②が発生し工程室の温度が上昇しても、速やかな初期消火により温度上昇は緩和されるため、第2加工棟本体及び第2加工棟の第1種管理区域内の設備・機器の位置、構造、強度等に影響を与えることはない。また、第1種管理区域の線量が上昇しても、第2加工棟本体及び第2加工棟の第1種管理区域内の設備・機器の位置、構造、強度等に影響を与えるような線量上昇にならない。このことから、これらの施設の安全機能に影響を及ぼすおそれはなく、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を設計どおりに発揮できる。また、第2加工棟の第1種管理区域以外に設置する安全機能を有する施設は、部屋間の壁で区画しているため、各施設の安全機能を設計どおりに発揮できる。

なお、設計基準事故②が発生した場合の公衆の被ばくは  $6.4 \times 10^{-6}$  mSv であり、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼすおそれはない。

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。

(記載 No. 15-54)

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 ① 連続焼結炉における炉内爆発が発生した場合、連続焼結炉に設ける圧力逃がし機構により、爆発による炉本体及び周辺設備の損傷を防止し、ウランの漏えいの拡大を防止する。

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 連続焼結炉の運転中におけるアンモニア分解ガス供給設備の故障に伴い、連続焼結炉内のアンモニア分解ガス圧力が低下し、かつ圧力計の故障により、自動窒素ガス切替機構が作動しなかった場合に、工程室内の空気が連続焼結炉内に混入し、連続焼結炉の炉内爆発が発生する。爆発に伴い、連続焼結炉内のウランが圧力逃がし機構、入口部及び出口部から工程室内に飛散する。爆発による炉本体の損傷を防止するため、連続焼結炉に圧力逃がし機構を設けることにより、爆発が発生しても連続焼結炉の炉体が破損することはないが、ここでは飛散したウラン全量が工程室に放出されると想定する。

(記載 No. 15-58)

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 ② 第1種管理区域の排気設備はウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けない第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタは第2フィルタ室に設置することにより、ウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 連続焼結炉を設置する工程室の影響を受けない第2排風機室に設ける給排気設備及び第2フィルタ室に設置する部屋排気系統のフィルタによるウランの除去により、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

(記載 No. 15-59)

\*設計基準事故③ 爆発による閉じ込め機能の不全

a) 拡大防止及び影響緩和

第2-2ペレット室の{2064}連続焼結炉 No. 2-1 の炉内爆発を設計基準事故③とする。

設計基準事故③が発生した場合、爆発の影響で連続焼結炉内の圧力が上昇するが、{2064-7}圧力逃がし機構により炉本体及び周辺設備の損傷を防止し、ウランの漏えいの拡大を防止する（圧力逃がし機構により炉本体及び周辺設備の損傷を防止できることを確認した結果を付属書類8-2 添付説明書2-1に示す。）。また、第1種管理区域の排気設備を第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタを第2フィルタ室に設置することにより、ウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けずにウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

b) 設計基準事故時に想定される環境条件

設計基準事故③では、連続焼結炉における炉内爆発により、爆風が連続焼結炉の出入口扉及び圧力逃がし機構から爆風が放出され、ウラン粉末が漏えいする。このとき、連続焼結炉の出入口扉付近には、焼結ボートがあるが付属書類8-2 添付説明書2-1の3-1爆風圧による影響に示す評価のとおり出入口扉からの開放圧力



による安全機能を有する施設への影響はない。また、圧力逃がし機構の出口付近に安全機能を有する施設はない。また、漏えいしたウラン粉末により第1種管理区域の線量が上昇するが、温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気的环境条件は通常時と変わらない。

c) 設計基準事故時における安全機能の維持

設計基準事故③が発生し第1種管理区域の線量が上昇しても、第2加工棟本体及び第2加工棟の第1種管理区域内の設備・機器の位置、構造、強度等に影響を与えるような線量上昇にならない。このことから、これらの施設の安全機能に影響を及ぼすおそれはなく、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を設計どおりに発揮できる。また、第2加工棟の第1種管理区域以外に設置する安全機能を有する施設は、部屋間の壁で区画しているため、各施設の安全機能を設計どおりに発揮できる。

なお、設計基準事故③が発生した場合の公衆の被ばくは  $6.3 \times 10^{-4}$  mSv であり、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼすおそれはない。

<p>D. 排気設備停止による閉じ込め機能の不全（負圧維持の異常による閉じ込め機能の不全） 排風機が停止した場合には、工程室内の負圧維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とすることから、ウランの建物外への漏えいは、建物の微小な隙間からの拡散による漏えいに限定される。</p> <p>D. 排気設備停止による閉じ込め機能の不全（負圧維持の異常による閉じ込め機能の不全） ① 第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</p> <p>D. 排気設備停止による閉じ込め機能の不全（負圧維持の異常による閉じ込め機能の不全） 排風機が停止した場合には、工程室内の負圧維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とすることから、また、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいによる影響を緩和するため、ウランの建物外への漏えいは、建物の微小な隙間からの拡散による漏えいのみである。</p> <p style="text-align: right;">（記載 No. 15-60）</p>
--

\* 設計基準事故④ 排気設備停止による閉じ込め機能の不全

a) 拡大防止及び影響緩和

第2加工棟の気体廃棄設備 No. 1 の排風機が停止し、第1種管理区域内の空気中のウランが建物外に漏えいする事象を設計基準事故④とする。

設計基準事故④が発生した場合、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となるが、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する

b) 設計基準事故時に想定される環境条件

設計基準事故④では、第1種管理区域内の負圧が低下するが、通常時の負圧は 19.6

Pa 程度であり、有意な圧力変化でない。また、温度、湿度、腐食性雰囲気的环境条件は通常時の状態と変わらない。

c) 設計基準事故時における安全機能の維持

設計基準事故④が発生し第1種管理区域内の負圧が低下しても有意な圧力変化でないため、第2加工棟本体及び第2加工棟の第1種管理区域内の設備・機器の位置、構造、強度等に影響を与えることはない。このことから、これらの施設の安全機能に影響を及ぼすおそれはなく、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を設計どおりに発揮できる。また、第2加工棟の第1種管理区域以外に設置する安全機能を有する施設は、部屋間の壁で区画しているため、各施設の安全機能を設計どおりに発揮できる。

なお、設計基準事故④が発生した場合の公衆の被ばくは  $7.3 \times 10^{-5}$  mSv であり、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼすおそれはない。

安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するための措置として、制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学上の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定め、教育・訓練を実施する。

制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。表示装置は、操作員の誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにする。

操作器は、操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーや鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにするとともに、安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて非常時、緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じる。

安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。

(1) 誤操作を防止するための措置

安全機能を有する施設は、人間工学上の諸因子を考慮して、誤操作を生じにくいように、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計とする。

(i) 操作員が操作すべきスイッチを間違えないように、必要に応じて保護カバー又は鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる措置を講じる。

(ii) 加工施設の状態を確認しながら操作できるように、設備・機器の近傍に操作盤を配置するとともに、弁及びバルブには開閉を表示する。

(iii) 異常を正確かつ迅速に把握するため、警報集中表示盤には、設備・機器の異常内容ごとに表示ランプを設ける。

(iv) 保守点検における誤りを生じにくいように、設備の色を管理区域ごとに統一する、配

管に流体の種類を明示する等の措置を講じる。

(記載 No. 12-1)

本申請対象の設備・機器に係る操作盤は、設備・機器の近傍に配置する。誤操作を防止するための措置は、保安規定に定めて管理する。

2 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

(2) 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮したものとする。

本加工施設における安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるような設計とする。

(記載 No. 14-2)

○全ての安全機能を有する施設

[14.2-F1] [14.2-B1]

以下の設計の基本方針に基づいて、安全機能を確認するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所（必要な配置、空間及びアクセス性を備えた場所）に設置する。

- ・本設備の配置及び構造上の特徴、並びに設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- ・保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- ・保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

3 安全機能を有する施設に属する設備であって、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

可燃性ガスを使用する設備・機器（炉以外の少量のガスを使用する試験開発設備を除く。）には、設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。

なお、連続焼結炉は圧力逃がし機構を備え、爆発による炉体の損傷を防止する設計としており、爆発が発生しても炉体が破損することはない。

可燃性ガスを使用する設備・機器（炉以外の少量のガスを使用する試験開発設備を除く。）には、設備内部で爆発が起こった場合であっても炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。

（記載 No. 5-31）

(3) 安全機能を有する施設が、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう、可燃性ガスを使用する連続焼結炉は、爆発の発生及び爆発の進展を防止する設計とする。

加工施設の安全機能を損なわないため内部発生飛来物が発生しない設計とする。

(ii) 可燃性ガスを用いる連続焼結炉、加熱炉及び焼却炉は、ガス爆発を発生させない対策を講じており、万一、爆発が発生しても、連続焼結炉、加熱炉及び焼却炉本体が破壊されることはないよう、圧力逃がし弁を開くことで直ちに減圧する。

（記載 No. 14-3）

(3) 安全機能を有する施設が、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう、天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるように設計する。

加工施設の安全機能を損なわないため内部発生飛来物が発生しない設計とする。

(iii) 高所に設置する設備として、第2種管理区域内に天井クレーンがある。核燃料物質を上下方向に搬送する天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できる設計とする。

（記載 No. 14-4）

(3) 安全機能を有する施設が、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう、天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるように設計する。

加工施設の安全機能を損なわないため内部発生飛来物が発生しない設計とする。

(iv) 天井クレーンは、脱落防止ガイドを設置し、地震時における落下を防止する設計とする。

（記載 No. 14-5）

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉

[14.3-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉は、可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。

焼却設備 焼却炉は、燃焼運転中に気体廃棄設備（局所排気設備）が停止し内部で異常な圧力上昇が起こった場合に備え、圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。圧力逃がし機構を含む火災等による影響を軽減する機能に関し、これら可燃性ガスを使用する設備・機器の安全設計の結果を付属書類 8-2 に示す。

○2 ton 天井クレーン No. 1、2、8 ton 天井クレーン、5 ton 天井クレーン

[14.3-F1]

2 ton 天井クレーン No. 1、2、8 ton 天井クレーン及び5 ton 天井クレーンは、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるよう停電時保持機構を有する。また、トロリ落下防止構造及びガーダ落下防止構造を設置し、地震時における落下を防止する。

<p>4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。</p>
--

[適合性の説明]

<p>(4) 安全機能を有する施設のうち、原子炉等規制法第五十二条に基づく使用施設と共用する施設は、非常用電源設備である。非常用電源設備は、共用によってその安全機能を損なわない設計とする。</p>
--

<p>本加工施設のうち、原子炉等規制法第五十二条に基づく使用施設と共用する安全機能を有する施設は非常用電源設備（ディーゼル式発電機）である。非常用電源設備（ディーゼル式発電機）は、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、共用しても十分な能力を有し、安全上支障をきたさないように設計する。</p>
---

(記載 No. 14-7)

<p>なお、非常用電源設備の容量は、原子炉等規制法第五十二条の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けている施設（以下「使用施設」という。）での共用に必要な電力量を考慮した設計とする。</p>
--

<p>なお、非常用電源設備の容量は、使用施設での共用に必要な電力量を考慮した設計とする。</p>
--

(記載 No. 20-5)

本申請の対象には、非常用電源設備が該当する。

○非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機

[14.4-F1]

非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、図リ一他一11(1)に示すとおり、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設(負荷容量: 1.5kW)と共用しても十分な能力を有し、安全上支障をきたさない。使用施設の負荷内訳は、非常用照明(負荷容量: 1.5kW)とガンマ線エリアモニタ検出器(負荷容量: 0.5kW)である。

使用施設の負荷には、加工施設設備と同じく配線用遮断器を設けている。使用施設の負荷において過負荷、短絡等の過電流が生じる不具合が発生した場合には、配線用遮断器が過電流を検知して遮断するため、加工施設への影響は生じない。

(材料及び構造)

第十五条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。(後略)

2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

加工施設技術基準第十五条に示される「容器等」について、加工施設の技術基準に関する規則の解釈の第十五条の「容器等の主要な溶接部」の記載に沿って確認した結果、容器等に該当するものはない。

( 搬送設備 )

<p>第十六条 核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。</p>
--

[適合性の説明]

<p>( ) 核燃料物質を搬送する設備・機器で核的制限値を有するものについては、動力供給が停止した場合に備え、動力供給が停止した場合に核的制限値を逸脱するおそれのある設備・機器に停電時保持機構を設けて核燃料物質を安全に保持するものとする。</p> <p>(記載 No.2-21)</p>
<p>ウランを搬送する設備は、動力供給が停止した場合に備え、動力供給が停止した場合に核燃料物質が漏えいするおそれのある設備・機器に停電時保持機構を設けて核燃料物質を安全に保持する構造とする。</p> <p>(記載 No.4-26)</p>
<p>(3)安全機能を有する施設が、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう、可燃性ガスを使用する連続焼結炉は、爆発の発生及び爆発の進展を防止する設計とし、天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるように設計する。</p> <p>加工施設の安全機能を損なわないため内部発生飛来物が発生しない設計とする。</p> <p>( ) 高所に設置する設備として、第2種管理区域内に天井クレーンがある。核燃料物質を上下方向に搬送する天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できる設計とする。</p> <p>(記載 No.14-4)</p>
<p>リフター、クレーン等により容器等を鉛直方向に搬送する設備には停電時に電源が供給されなくなった場合においても、搬送物を安全に保持できる停電時保持機構を設ける。</p> <p>(記載 No.15-10)</p>
<p>また、燃料集合体をクレーンで搬送する場合、停電時に電源が供給されなくなった場合においても、搬送物を安全に保持できる停電時保持機構を設ける。</p> <p>(記載 No.15-16)</p>

手動以外の動力を用いて鉛直方向に搬送し、かつ保管容器F型、粉末搬送容器、保管容器G型、ペレット保管容器、燃料集合体、集合体輸送容器若しくは廃棄物ドラム缶その他の金属製容器を取り扱う設備、並びに、手動以外の動力を利用して搬送し、焼結ポート6段、SUSトレイ6段、保管容器G型を取り扱う設備


[16.1-F1][16.1-F2]

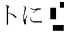
本申請対象の搬送設備のうち、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして、手動以外の動力を用いて鉛直方向に搬送し、かつ搬送物の単位重量が大きい保管容器F型、粉末搬送容器、保管容器G型、ペレット保管容器、燃料集合体、集合体輸送容



器又は廃棄物ドラム缶その他の金属製容器を取り扱う設備を次表に示す（搬送物の単位重量が小さい設備は含まない）。これら搬送設備は、それぞれ搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有する設計とし、停電時には無励磁作動ブレーキによりモータの軸を拘束することでモータが停止する設計とすることから（停電時保持機構）、動力の供給が停止した場合に核燃料物質を安全に保持できる。

施設区分	設備機器名称 機器名	搬送方向 (鉛直/水平)	搬送能力 (停電時保持能力)	搬送物及び質量 (設計で想定した最大値)
成型施設	{2042} 粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト	鉛直/水平	 kg*1	保管容器F型 4 個 (酸化ウラン粉末を含む) 約  kg
成型施設	{2043} 粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機	鉛直	 kg	保管容器F型 1 個 (酸化ウラン粉末を含む) 約  kg
成型施設	{2047} 粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	鉛直	 kg	粉末搬送容器(酸化ウラン粉末を含む) 約  kg
組立施設	{4013} 2 ton 天井クレーン No. 1	鉛直	 kg	燃料集合体(組立治具を含む) 約  kg
組立施設	{4014} 2. 8 ton 天井クレーン	鉛直	 kg	燃料集合体(組立治具を含む) 約  kg
核燃料物質の貯蔵施設	{5045} ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	鉛直	 kg*2	保管容器G型 4 個 (ペレットを含む) 約  kg
核燃料物質の貯蔵施設	{5048} ペレット保管ラックE型リフター	鉛直	 kg	ペレット保管容器 8 個 (ペレットを含む) 約  kg
核燃料物質の貯蔵施設	{5060} 5 ton 天井クレーン	鉛直	 kg	集合体輸送容器(燃料集合体 2 体を含む)  kg 以下
放射性廃棄物の廃棄施設	{6148} ホイストクレーン 2 トンチェンブロック	鉛直	 kg	廃棄物ドラム缶その他の金属製容器  kg 以下
放射性廃棄物の廃棄施設	{6149} ホイストクレーン 1 トンチェンブロック	鉛直	 kg	廃棄物ドラム缶その他の金属製容器  kg 以下
放射性廃棄物の廃棄施設	{6151} ホイストクレーン 1 トンチェンブロック	鉛直	 kg	廃棄物ドラム缶その他の金属製容器  kg 以下

\*1 {5030-2} 粉末保管パレットに kg の模擬質量を載せ停電時保持能力の検査を行う

\*2 {5040-2} ペレット保管パレットに kg の模擬質量を載せ停電時保持能力の検査を行う

また、手動以外の動力を利用して搬送し、かつ搬送物の単位重量が大きい焼結ポート 6 段、SUS トレイ 6 段、保管容器G型を取り扱う設備を次表に示す（搬送物の単位重量が小さい設備は含まない）。これらの搬送設備は、設備内又は設備構造材やチェーン柵等により仕切られ作業者が立ち入らない区域において、主に水平方向に核燃料物質を搬送する設備であるため、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれはなく、本条文には該当しな

い。なお、有軌道搬送装置、ペレット搬送設備 No. 2-1 SUS トレイ搬送部、ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部及びペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1 は、搬送物を積み降ろしする際に位置合わせのためにモータ駆動により鉛直方向にも最大 100cm 程度の範囲を上下に移動するが、製品品質の観点から動力の供給が停止した場合にも搬送物を保持する機能を有している。

施設区分	設備機器名称 機器名	搬送方向 (鉛直/水平)	搬送物及び質量 (設計で想定した 最大値)	人の安全に著しい支障を及ぼすおそれ
成型施設	{2061} 焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	水平	焼結ボート 6 段 × 8 組 (ペレットを含む) 100kg	設備内の水平方向の移動のみのため、搬送物 (焼結ボート 6 段) が落下して人体に直撃するおそれはない。
成型施設	{2063} 有軌道搬送装置 —	水平※1	焼結ボート 6 段 (ペレットを含む) 100kg	設備内の搬送のため、搬送物 (焼結ボート 6 段) が落下して人体に直撃するおそれはない。
成型施設	{2068} ペレット搬送設備 No. 2-1 SUS トレイ搬送部	水平※2	SUS トレイ 6 段 (ペレットを含む) 100kg	設備内の搬送のため、搬送物 (SUS トレイ 6 段) が落下して人体に直撃するおそれはない。
成型施設	{2079} ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	水平	保管容器 G 型 4 個 (ペレットを含む) 100kg	設備内の水平方向の移動のみのため、搬送物 (保管容器 G 型) が落下して人体に直撃するおそれはない。
成型施設	{2080} ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部	水平※3	保管容器 G 型 1 個 (ペレットを含む) 100kg	設備内の搬送のため、搬送物 (保管容器 G 型) が落下して人体に直撃するおそれはない。
核燃料物質の貯蔵施設	{5042} ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	水平	保管容器 G 型 4 個 (ペレットを含む) 100kg	作業者が立ち入らない区域での搬送のため、搬送物 (保管容器 G 型) が落下して人体に直撃するおそれはない。
核燃料物質の貯蔵施設	{5043} ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	水平※4	保管容器 G 型 4 個 (ペレットを含む) 100kg	作業者が立ち入らない区域での搬送のため、搬送物 (保管容器 G 型) が落下して人体に直撃するおそれはない。
核燃料物質の貯蔵施設	{5044} ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	水平	保管容器 G 型 4 個 (ペレットを含む) 100kg	作業者が立ち入らない区域での搬送のため、搬送物 (保管容器 G 型) が落下して人体に直撃するおそれはない。

※1 搬送物を積み降ろしする際には位置合わせのため 100cm 程度上下に移動する

※2 搬送物を積み降ろしする際には位置合わせのため 100cm 程度上下に移動する

※3 搬送物を積み降ろしする際には位置合わせのため 100cm 程度上下に移動する

※4 搬送物を積み降ろしする際には位置合わせのため 100cm 程度上下に移動する

(核燃料物質の貯蔵施設)

第十七条 核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わないため、該当しない。

(警報設備等)

第十八条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。  
(iii) ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタによる測定値を表示するための放射線監視盤等を設けるとともに、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において関係管理者等に通報できるようにする。  
放射線管理施設は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、関係管理者等に通報できる設計とする。  
放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。  
ダストモニタ又はガンマ線エリアモニタによる測定値を表示する放射線監視盤を設ける。  
(記載 No. 18-4)

排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発する設計とする。  
排気にあたっては、排気中の放射性物質濃度を連続的に監視する。  
放出に当たっては、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度は、監視設備により連続的に測定し、異常の有無を監視する。また、異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空気中濃度限度以下となるようにする。  
(a) 排気口から放出する気体廃棄物中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、自動的に警報を発するようにする。  
排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより通常時及び設計基準事故時を含めて連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発するようにする。  
排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には警報を発するようにする。  
(記載 No. 19-2)

○ガンマ線エリアモニタ 検出器、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ)

[18.1-F1]

管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500  $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知するため、第2加工棟の各室にガンマ線エリアモニタ 検出器を設置し、異常を検知した場合に警報を発するため、第2加工棟の第2出入管理室に放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) を設置する。

○ダストモニタ（換気用モニタ）、ダストモニタ（排気用モニタ）、放射線監視盤（ダストモニタ）

[18.1-F1]

管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある濃度に至るまでに異常を検知し、又は放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し濃度の著しい上昇を検知するため、ダストモニタ（換気用モニタ）を第2加工棟に設置し、また、ダストモニタ（排気用モニタ）を第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟に設置する。

また、異常を検知した場合に警報を発するため、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟に放射線監視盤（ダストモニタ）を設置する。

加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度のある設計とする。

加工施設の建物には、火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備、初期消火を迅速かつ確実にを行うための消火設備として粉末消火器及び屋内消火栓を消防法に基づき設ける。屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を設ける。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度ある設計とする。各建物に設置している火災感知設備、消火設備を添5チ(ロ)の第3表に、火災感知設備、消火設備の施設内の配置図を別添5チ(ロ)－3に示す。

添5チ(ロ)の第3表 火災感知設備、消火設備 火災感知設備<sup>(※1)</sup> ※1：各建物の受信機から、部品検査設備棟、緊急対策本部室、保安棟の警報集中表示盤に移報信号を転送する。消火設備<sup>(※2)</sup> ※2：第2加工棟屋内消火栓、第1加工棟屋外消火栓の消火栓ポンプは発電機・ポンプ棟に収納し、消火栓ポンプは外部電源喪失時にも非常用電源設備で動作可能とする。

(記載 No. 5-24)

設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。

加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。

- (1) 設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、ガンマ線エリアモニタ及びダストモニタに接続し放射線値の異常を認識する警報装置、並びに自動火災報知設備の警報装置を設置し、多様性を備えた所内通信連絡設備として、所内放送設備、固定電話機、所内携帯電話機（PHS）及び無線機を備える。また、所内放送設備は、緊急対策本部以外からも放送が可能とするためマイクを複数箇所に設置する。所内通信連絡設備を添5リ(ヌ)の第1表に示す。

添5リ(ヌ)の第1表 所内通信連絡設備

(記載 No. 21-1)

## ○火災感知設備

[18.1-F1]

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟には、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づいて火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の熱感知器、煙感知器を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機を防火対象物の各階の各部分から歩行距離 50 m 以下となるように配置し、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。

第1廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第1廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。熱感知器、煙感知器で火災を検知した場合及び人が火災を発見し発信機のスイッチを押した場合は、接続した火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）で警報が発報する。

第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）には、第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を接続する。第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）で火災を検知した場合は、第3廃棄物貯蔵棟で警報が発報する。第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第4次申請で申請済みである。系統図を図リー他ー12（3）に示す。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備の配置を図リー他ー1（3）、図リー他ー1（4）、図リー他ー2（3）、図リー他ー2（4）に示す。

発電機・ポンプ棟には、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づいて火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の熱感知器を有効に火災の発生を感知することができるように設ける。発電機・ポンプ棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続し、火災を検知した場合は、第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）で警報が発報する。第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、第4次申請で申請済みである。発電機・ポンプ棟は、各部分からの歩行距離が 50 m を超える建物ではないため、加工事業変更許可申請書に記載したとおり火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機の設置はない。

発電機・ポンプ棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の配置を図リー他ー3に、系統図を図リー他ー12（4）に示す。

第1加工棟には、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づいて火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機を防火対象物の各階の各部分から歩行距離 50 m 以下となるように設置する。

第1加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機は、第1加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。人が火災を発見し発信機のスイッチを押した場合は、接続した火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）で警報が

発報する。

第1加工棟の火災感知設備の配置を図リー他ー15に示す。

各建物の受信機で火災を感知した場合は、受信機から部品検査設備棟、緊急対策本部室、保安棟の警報集中表示盤に移報信号を転送する。

ウラン粉末を含む液体を取り扱う設備については、設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合には警報を発する液面高検知器を備える。  
(記載 No. 15-49)

○液面高検知器を備える設備

[18.1-F1]

設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。次表に液面高検知器を設置する設備・機器名を示す。また検知位置から槽開口部までの最低必要高さの設定根拠を付属書類7-2に示す。

(第2加工棟)

設置場所	設備名	機器名	液面検知方式	必要高さ <sup>※1</sup>
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1～ 凝集沈殿槽 No. 4	電極式	2 cm
		ろ過水槽 No. 1～ ろ過水槽 No. 2	フロート式	1 cm
		処理水槽 No. 1～ 処理水槽 No. 4	電極式	4 cm
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽	フロート式	4 cm
		ろ過水貯槽	フロート式	2 cm
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽	電極式	4 cm
		貯槽	電極式	3 cm
第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽	電極式	10 cm
		集水槽 No. 2	電極式	8 cm
		凝集槽	電極式	3 cm
		タンク No. 1	電極式	7 cm
		タンク No. 2	フロート式	7 cm
		受水槽 No. 1	電極式	1 cm
	第2廃液処理設備 貯留設備	貯留槽 No. 1～ 貯留槽 No. 4	電極式	22 cm

(第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	設備名	機器名	液面検知方式	必要高さ <sup>※1</sup>
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	W1 廃液処理設備	凝集沈殿槽	電極式	29 cm
		タンク No. 1	フロート式	2 cm
		タンク No. 2 <sup>※2</sup>	電極式	4 cm
			電極式	4 cm
		タンク No. 3	フロート式	3 cm
		受水槽 <sup>※2</sup>	フロート式	8 cm
			フロート式	2 cm
	貯留槽 No. 1～ 貯留槽 No. 3	フロート式	8 cm	
湿式除染機	水洗除染タンク	電極式	3 cm	

※1：検知位置から槽開口部までの最低必要高さであり、検知から操作員が送水停止するまでの想定水位上昇を示す。

※2：槽の内部は仕切りがあり、槽ごとに個別に液面高検知器を設置

<p>ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、漏えい検知器によって漏えいを検知して警報を発する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 4-12)</p>
<p>没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。(i) 没水に対する安全設計 (h) 溢水の拡大を防止するため、溢水の発生を検知する漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No. 11-13)</p>

○緊急設備 漏水検知器

[18.1-F1]

溢水の発生を検知する検知帯(床面設置型 電極間抵抗検知方式)を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、漏水を検知した際には漏水表示盤から自動的に警報を発する緊急設備 漏水検知器を設置する。次表に検知帯及び対応する漏水表示盤を設置する部屋を示す。



建物	検知帯を設置する部屋	漏水表示盤を設置する部屋
第2加工棟	第2-1混合室	第2-1ペレット室
	第2-1ペレット室	
	第2-2混合室	第2-2ペレット室
	第2-2ペレット室	
	第2廃棄物処理室	第2廃棄物処理室
	第2洗濯室	第2洗濯室
	第2-1燃料棒加工室	第2-1燃料棒加工室
	第2部品室	第2部品室
	第2-2燃料棒加工室	
	第2梱包室	
	第2分析室	第2分析室
	第2開発室	第2開発室
	第2排風機室	第2排風機室
第1廃棄物貯蔵棟	W1廃棄物処理室	W1廃棄物処理室

そのうち、ウラン粉末を含んだ液体の漏えいするおそれのある場所には設備の周辺に検知帯を設置し、漏えいを検知した場合に漏水表示盤から警報を発する設計とする。次表に周辺に検知帯を設置する設備・機器名を示す。

(第2加工棟)

設置場所	設備名	周辺に検知帯を設置する機器名
第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1	センタレス研削盤
		研磨屑回収装置 研削液タンク
第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1～凝集沈殿槽 No. 4
		ろ過水槽 No. 1～ろ過水槽 No. 2
		処理水槽 No. 1～処理水槽 No. 4
第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽
		ろ過水貯槽
第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽
		貯槽
第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽
		集水槽 No. 2
		凝集槽
		沈殿槽 No. 1
		タンク No. 1
		沈殿槽 No. 2
	タンク No. 2	
受水槽 No. 1		
第2開発室	燃料開発設備	貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 4
		試料調整用フード No. 1

(第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	設備名	周辺に検知帯を設置する機器名
W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	蒸発乾固装置
		凝集沈殿槽
		タンク No. 1～タンク No. 3
		受水槽
		貯留槽 No. 1～貯留槽 No. 3
	湿式除染機	湿式除染部
		水洗除染タンク

室内の負圧は差圧計によって監視する。排風機の故障等により、万一、負圧が維持できなくなった場合には、自動的に警報を発する。

作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。(3) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあつては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。

(b) 室内の負圧は差圧計によって監視し、排風機の故障等により、万一、負圧が維持できなくなった場合には、自動的に警報を発する。

この室内の負圧は差圧計により連続的に監視し、負圧が維持できない場合は警報を発するようにし、管理する。

(記載 No. 4-16)

○気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2

[18.1-F1]

第2加工棟及び第1 廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して負圧を維持するように差圧計（電子式差圧発信機又は微差圧スイッチ）によって監視し、差圧計が-19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する設計とする。

また、アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下し炉内の正圧を保つことができないおそれが生じた時には、警報を発生し自動的に電気ヒータ電源を遮断して窒素ガスを導入する構造とする。

(記載 No. 15-47)

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉

[18.1-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、小型雰囲気可変炉はアンモニア分解ガスの供給圧力が低下、加熱炉はアンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下すると、自動的に警報を発生する。

各設備における警報設定範囲(インターロック設定範囲)及び可燃性ガスの供給圧力を監視する機器を以下の表に示す。本設定値に関する根拠は付属書類 10 に示す。

設備・機器名称	供給ガス種	警報設定範囲 (インターロック設定範囲)	ガス供給圧力 監視機器
連続焼結炉 No. 2-1	アンモニア分解ガス	MPa	接点付圧力計 (ブルドン管式)
燃料開発設備 加熱炉	アンモニア分解ガス	MPa	圧力スイッチ (ベローズ式)
	水素ガス	MPa	接点付圧力計 (ブルドン管式)
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	アンモニア分解ガス	MPa	圧力スイッチ (隔膜式)

連続焼結炉 プロパンガスによるパイロットバーナは失火センサーで監視し、失火(パイロットバーナの炎の喪失)を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する構造とする。

(記載 No. 15-22)

○連続焼結炉 No. 2-1、焼却設備 焼却炉

[18.1-F1]

パイロットバーナを失火検知器にて監視し、失火(パイロットバーナの炎の喪失)により炎からの紫外線放出が途切れることを検知した際には、自動的に警報を発生する。

① 連続焼結炉

アンモニア分解ガス又はプロパンガスが室内に漏えいした場合に備えて、これらのガスの室内への漏えい時に自動的に警報を発生する漏えい検知器を設置する。

(記載 No. 15-23)

② 焼却炉

工程室内への都市ガスの漏えい時に自動的に警報を発生する漏えい検知器を設置する。

(記載 No. 15-29)

③ 加熱炉

アンモニア分解ガス又はプロパンガスが室内に漏えいした場合に備えて、これらのガスの室内への漏えいに時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。

(記載 No. 15-35)

④ 小型雰囲気可変炉

アンモニア分解ガスが室内に漏えいした場合に備えて、これらのガスの室内への漏えいに時に自動的に警報を発する漏えい検知器を設置する。

(記載 No. 15-41)

○緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)

[18.1-F1]

可燃性ガスの漏えいを検知した際には、自動的に警報を発する。

各設備における供給ガス、警報設定値(インターロック設定値)及び可燃性ガス漏えい検知器の検知方式を以下の表に示す。本設定値に関する根拠は付属書類10に示す。

設備・機器名称	供給ガス種	警報設定値 (インターロック設定値)	検知方式
連続焼結炉 No. 2-1	アンモニア分解ガス (水素 75%)	0.8 vol%	ガス拡散式
	プロパンガス	0.45 vol%	ガス拡散式
燃料開発設備 加熱炉	アンモニア分解ガス (水素 75%)	0.8 vol%	ポンプ吸引式
	水素ガス	0.8 vol%	ポンプ吸引式
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	アンモニア分解ガス (水素 75%)	0.8 vol%	ポンプ吸引式
焼却設備 焼却炉	都市ガス	1.25 vol%	ガス拡散式

① 連続焼結炉

また、連続焼結炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載 No. 15-28)

焼却炉 焼却設備には焼却炉内の温度が設定温度以上に上昇すると、自動的に警報を発し、バーナへの都市ガスの供給を遮断する過加熱防止機構を設置する。

(記載 No. 15-32)

加熱炉 また、加熱炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載 No. 15-39)

小型雰囲気可変炉 また、小型雰囲気可変炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載 No. 15-45)

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉

[18.1-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉は、炉内温度を熱電対で監視し設定値以上に上昇すると、自動的に警報を発する。

各設備の警報設定値(インターロック設定値)を以下の表に示す。本設定値に関する根拠は付属書類 10 に示す。

設備・機器名称	警報設定値 (インターロック設定値)
連続焼結炉 No. 2-1	□℃
燃料開発設備 加熱炉	□℃
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	□℃
焼却設備 焼却炉	□℃

連続焼結炉の炉体を冷却保護するため、連続焼結炉の冷却水の圧力が低下した場合に自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する冷却水圧力低下安全機構を設置する。

(記載 No. 15-27)

○連続焼結炉 No. 2-1

[18.1-F1]

連続焼結炉 No. 2-1 の冷却水の圧力を接点付圧力計(ブルドン管式)で監視し、圧力の低下を検知した際には、自動的に警報を発する。

設備における警報設定値(インターロック設定値)及び供給水圧を監視する機器を以下の表に示す。本設定値に関する根拠は付属書類 10 に示す。

設備・機器名称	使用水圧 (通常運転時)	警報設定範囲	供給水圧 監視機器
連続焼結炉 No. 2-1	□ MPa	□ MPa	接点付圧力計 (ブルドン管式)

安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じるとともに、設計基準事故が発生した状況下であっても容易に操作できるよう設計する。

(2) 操作の容易性 設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。

(i) 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、給排気設備の運転状態、放射線の監視及び警報を集中監視する。

(記載 No. 12-4)

加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度のある設計とする。

加工施設の建物には、火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備、初期消火を迅速かつ確実にを行うための消火設備として粉末消火器及び屋内消火栓を消防法に基づき設ける。屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を設ける。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度ある設計とする。各建物に設置している火災感知設備、消火設備を添5チ(ロ)の第3表に、火災感知設備、消火設備の施設内の配置図を別添5チ(ロ)－3に示す。  
添5チ(ロ)の第3表 火災感知設備、消火設備 火災感知設備<sup>(※1)</sup> ※1：各建物の受信機から、部品検査設備棟、緊急対策本部室、保安棟の警報集中表示盤に移報信号を転送する。消火設備<sup>(※2)</sup> ※2：第2加工棟屋内消火栓、第1加工棟屋外消火栓の消火栓ポンプは発電機・ポンプ棟に収納し、消火栓ポンプは外部電源喪失時にも非常用電源設備で動作可能とする。

(記載 No. 5-24)

## ○警報集中表示盤

### [18.1-F2]

加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、放射線管理施設の警報の移報信号、給排気設備の運転状態に係る移報信号及び自動火災報知設備 自動火災報知設備（受信機）の警報の移報信号を受け、異常内容ごとに警報を集中表示する警報集中表示盤を第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、事務棟並びに保安棟に設置する。

警報集中表示盤に警報の移報信号を転送する放射線管理施設を以下に示す。

- ・放射線監視盤（ダストモニタ）
- ・放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）

警報集中表示盤に転送する給排気設備の運転状態を示す移報信号を以下に示す。

- ・排風機及び給気ユニットの運転状態
- ・リサイクルシステムの運転の有無（気体廃棄設備 No. 1 の系統Ⅰ（部屋排気系統）及び系統Ⅶ（部屋排気系統））
- ・差圧計による監視対象室内の負圧異常

2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

(ii) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。質量の核的制限値を設ける場合は二重装荷を想定しても臨界に達するおそれのない質量とする。質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても上記の制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。なお、最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせる制限する。

(記載No. 2-3)

(v) 核燃料物質を不連続的に取り扱う設備・機器においては、移動先の設備・機器の核的制限値を超えない対策として、移動元からの核燃料物質の移動を制限するインターロックを設置する。

(記載No. 2-20)

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(ii) 被水に対する安全設計

(a) 更に、浸水防止の確実性を高めるため、第1ラインの粉末混合機及び大型供給瓶、並びに第2ラインの粉末混合機及び供給瓶については、以下に示す多重の対策とする。(別添5リ(ハ)－1)

① 設備・機器の本体及び配管部は耐震重要度分類第1類とし、1.0 Gの水平地震力に対して弾性範囲となる設計とする。したがって、形状寸法は地震による影響を受けるおそれはない。

② 火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。

③ 当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。

④ 没水による当該設備・機器への水の侵入を防止するため、当該設備・機器の設置場所は溢水評価による没水高さよりも高い位置とする。

⑤ 溢水による被水防止のため、当該設備・機器近傍の溢水源となり得る配管(一般冷却水配管)を撤去し、当該設備・機器より低い位置の溢水源となり得る配管に遮水板を設置

する。

⑥ ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。

(記載No. 11-17)

(5) 機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部に放出する可能性がある事象が発生することを防止し、公衆に著しい被ばくを与えないようにするため、インターロック機構を設ける設計とする。インターロック機構は、損傷時の影響に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。

(記載No. 14-8)

設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。

(記載No. 15-6)

移動先の設備・機器の核的制限値を超えない対策として、移動元からの核燃料物質の供給を停止するインターロックを設置する。

質量を制限する場合、誤操作等を考慮しても核的制限値を超えない対策として、信頼性の高いインターロックを設置する。

また、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機への水の侵入を防止するために、水の侵入を検知した時、投入口の閉じ込め弁を閉止し、水密構造を維持する安全機構を設置する。加工施設内における溢水に対する臨界防止設計に関する基本方針書を付属書類 9-2 に示す。

次表に設置するインターロック及びインターロック設定値を示す。



インターロック名称	設備・機器名称 機器名	インターロック設定値
質量インターロック	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	10 kg
水検知時 投入口の閉じ込め弁閉止機構	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	
質量インターロック	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	10 kg
供給制限機構	焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	10 kg
供給制限機構	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	10 kg
供給制限機構	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	10 kg
研削個数超過防止インターロック	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	10 個
回転数低下時研削停止インターロック	センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	10 rpm

### ○粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機

#### [18.2-F1]

粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機から粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機へ移動する核燃料物質の質量は、粉末混合機に設置したロードセルで計量し、質量が設定値である 10 kg (粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機及び粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機での最大取扱量 10 kg から粉末投入機内で取り扱う粉末保管容器 1 個分とロードセルの計器誤差を差し引いた値) を超える場合は、粉末混合機 投入口の閉じ込め弁を閉止する。本質量インターロックで粉末投入機及び粉末混合機の核的制限値の逸脱を防止する。本インターロックの設定値に関する根拠は付属書類 10 に示す。

なお、粉末投入機に移動する核燃料物質を内包する粉末保管容器は、事前に計量登録された容器であり、粉末投入機への移動は人的管理によるダブルチェックにより管理する。

また、減速条件を管理する粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機への水の侵入を防止するために粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機内部に電極式の水検知器を設置する。水検知器が水を検知した際は、粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 投入口の閉じ込め弁を閉止する。

### ○供給瓶 No. 2-1 供給瓶

#### [18.2-F1]

供給瓶 No. 2-1 供給瓶へ移動する核燃料物質の質量は、ロードセルで計量し、質量が設定値である 10 kg を超える場合は、供給瓶 投入口の閉じ込め弁を閉止する。本質量インターロックで供給瓶の核的制限値の逸脱を防止する。本インターロックの設定値に関する根拠は付属書類 10 に示す。

なお、供給瓶へ移動する核燃料物質は、質量インターロックで最大取扱量である 10 kg 以下を管理した粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機を移動元とし、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器を使用して全量を供給瓶へ移動する。

○焙焼炉 No. 2-1 破砕装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード

[18.2-F1]

焙焼炉 No. 2-1 破砕装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フードへの核燃料物質の移動は、事前に計量登録された粉末保管容器とし、移動しようとする質量が核的制限値を超える場合は、装置の扉開閉装置に設置された電気式のインターロック錠が開錠しない。本機構で焙焼炉 No. 2-1 破砕装置、焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フードの核的制限値の逸脱を防止する。本機構の設定値に関する根拠は付属書類 10 に示す。

なお、破砕装置、粉末取扱フードに移動する核燃料物質を内包する粉末保管容器は、事前に計量登録された容器であり、装置への移動は人的管理によるダブルチェックにより管理する。

○焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機

[18.2-F1]

焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉から焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機へ移動する焙焼容器は、移動元となる焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉に設置した上皿電子天秤で計量し、当該容器を粉末取扱機に搬送する。移動しようとする焙焼容器内の酸化ウラン粉末の質量の合計値が核的制限値を超える場合は、当該容器が粉末取扱機のリフターで上昇しないようにリフターの運転を停止する。本機構で粉末取扱機の核的制限値の逸脱を防止する。本機構の設定値に関する根拠は付属書類 10 に示す。

なお、粉末取扱機への核燃料物質の移動は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。

○センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤

[18.2-F1]

センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤は、光電センサによりペレットの研削個数をカウントし、規定数量の  $\square\square\square\square$  個に達した場合は、ペレットを供給しているセンタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機の円盤形フィーダ及び搬送コンベア、並びに研磨屑の発生源であるセンタレス研削盤の供給コンベアを停止する研削個数超過防止インターロックを設置する。本インターロックにより、移動先となる焙焼炉 No. 2-1 運搬台車及び焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機の質量制限の逸脱を防止する。本インターロックの設定値に関する根拠は付属書類 10 に示す。

なお、ペレット研削個数カウンタは二重化し、値の大きい方のカウント数量が到達した際に停止する。

○センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置

[18.2-F1]

センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置には、近接センサにより研磨屑回収釜の回転数をカウントし、回転数が  $\square\square\square$  rpm 未満を検知した場合は、ペレットを供給しているペレット供給機の円盤形フィーダ及び搬送コンベア、並びに研磨屑の発生源であるセンタレス研削盤の供給コンベアを停止する回転数低下時研削停止インターロックを設置

する。

本インターロックにより、研磨屑回収後の装置が排出する廃水を推定臨界下限濃度以下とし、廃水の移動先となる第1 廃液処理設備 配管の臨界管理を不要とする。本インターロックの設定値に関する根拠は付属書類 10 に示す。

第1 種管理区域でウラン粉末を収納する系統及び機器は、ウラン粉末を設備、機器等によって閉じ込めるか、囲い式フードを設けて局所排気系統に接続し、囲い式フードの内部を局所排気系統により工程室に対して9.8 Pa 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持することにより、ウランの漏えいを防止する。 <p style="text-align: right;">(記載No. 4-6)</p>
第1 種管理区域は、室内の圧力を給排気設備によって外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持することにより、室内の空気が外部に漏えいすることを防止する。 <p style="text-align: right;">(記載No. 4-15)</p>
また、第1 種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間にインターロック等を設け、起動時には排気系統が給気系統より先に起動し、停止時には給気系統が排気系統より先に停止する設計とする。 <p style="text-align: right;">(記載No. 4-17)</p>
また、設計基準事故の発生後、一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できる設計とし、設計基準事故が発生した状況下であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える設計とする。 <p>(iii) 操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、気体廃棄設備に送排風機異常、ダンパー開度異常、室内負圧異常時のインターロックを設ける。 <p style="text-align: right;">(記載No. 12-4)</p></p>
安全機能を有する施設を次表に示す。 表 安全機能を有する施設 (気体廃棄物処理工程) 閉じ込め：故障時の排風機起動機構 <p style="text-align: right;">(記載No. 14-11)</p>

○気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2 に付帯する設備・機器

[18.2-F1]

気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2 には、第1 種管理区域の室内が正圧になることを防ぐために給気系統と排気系統の間にインターロックを設ける。また操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止するインターロックを設ける。

インターロック名称	設備・機器名称
送排風機の起動停止インターロック	気体廃棄設備 No. 1 気体廃棄設備 No. 2

給排気設備の起動時は、局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ユニットを起動する。停止時は、給気系統の給気ユニ

ットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。

本送排風機の起動停止インターロックにより、第1種管理区域の室内が正圧になることを防止し、建物の閉じ込め機能を維持する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止として囲い式フード内が室内よりも正圧になることを防止し、設備の閉じ込め機能を維持する。

インターロック名称	設備・機器名称
送排風機異常時インターロック	気体廃棄設備 No. 1 気体廃棄設備 No. 2

局所排気系統の排風機の故障を検知した場合、局所排気系統の閉じ込めダンパーを閉止するとともに、部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を停止する。部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止に伴い、各系統の閉じ込めダンパーを閉止する。部屋排気系統の排風機の故障を検知した場合、部屋排気系統の閉じ込めダンパーを閉止するとともに、給気系統の給気ユニットの運転を停止する。部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止に伴い、各系統の閉じ込めダンパーを閉止する。給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、給気系統の閉じ込めダンパーを閉止する。

本送排風機異常時インターロックにより、機器故障時に操作員の操作がなくても第1種管理区域の室内が正圧になることを防止し、建物の閉じ込め機能を維持する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止として囲い式フード内が室内よりも正圧になることを防止し、設備の閉じ込め機能を維持する。

インターロック名称	設備・機器名称
ダンパー開度異常時インターロック	気体廃棄設備 No. 1 気体廃棄設備 No. 2

局所排気系統の起動後に運転する部屋排気系統の排風機は、局所排気系統の排風機の運転及び局所排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に運転を開始する。部屋排気系統の起動後に運転する給気系統の給気ユニットは、部屋排気系統の排風機の運転及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に運転を開始する。

本ダンパー開度異常時インターロックにより、操作員の操作がなくても第1種管理区域の室内が正圧になることを防止し、建物の閉じ込め機能を維持する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止として囲い式フード内が室内よりも正圧になることを防止し、設備の閉じ込め機能を維持する。

インターロック名称	設備・機器名称
室内負圧異常時インターロック	気体廃棄設備 No. 1 気体廃棄設備 No. 2

各系統で最大容積の室内を監視している差圧計が-19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに当該給気系統の閉じ込めダンパーを閉止する。

本室内負圧異常時インターロックにより、操作員の操作がなくても第1種管理区域の室内が正圧になることを防止し、建物の閉じ込め機能を維持する。

インターロック名称	設備・機器名称
故障時の排風機起動機構	気体廃棄設備 No. 2

気体廃棄設備 No. 2 の急冷塔の冷却機能を有する系統4（局所排気系統）に設置するNo. 5 排風機の故障を検知した場合は、予備のNo. 6 排風機が起動する。本故障時の排風機起動機構により、操作員の操作がなくても急冷塔の冷却機能を維持することで、焼却設備からの排気を処理するフィルタユニットが燃焼排ガスにより損傷することを防止する。

安全機能を有する設備・機器のうち、可燃性ガスであるアンモニア分解ガス（容積比で概ね水素75%、窒素25%である混合ガス）、水素ガス、プロパンガス及び都市ガス（メタン、エタン、プロパン及びブタンを含む混合ガス）を使用する設備は、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性ガスの漏えい防止対策を講じるとともに、爆発性の水素ガスを取り扱う設備・機器については、空気の混入防止の措置を講じる設計とする。

別添5チ(ロ)－1 連続焼結炉等の爆発防止に関する安全設計

1. 連続焼結炉の爆発防止に関する安全設計
2. 試験開発炉（加熱炉及び小型雰囲気可変炉）の爆発防止に関する安全設計
3. 試験開発炉以外の可燃性ガスを用いる試験開発設備
4. 焼却炉

(記載No. 5-5)

また、設計基準事故の発生後、一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できる設計とし、設計基準事故が発生した状況下であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える設計とする。

(v) 操作員の操作がなくてもアンモニア分解ガス圧力低下異常による火災・爆発を防止できるように、焼結設備のアンモニア分解ガス圧が設定にまで低下すれば、安全遮断弁が作動し、アンモニア分解ガスから窒素ガスに自動で切り替わる自動窒素ガス切替機構を設ける。

(記載No. 12-4)

(5) 機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部に放出する可能性がある事象が発生することを防止し、公衆に著しい被ばくを与えないようにするため、インターロック機構を設ける設計とする。インターロック機構は、損傷時の影響に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。

(記載No. 14-8)

また、アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下し炉内の正圧を保つことができないおそれが生じた時には、警報を発し自動的に電気ヒータ電源を遮断して窒素ガスを導入する構造とする。

(記載No. 15-47)

また、安全機能を有する設備・機器のインターロック等の制御系については、火災発生時に当該設備・機器を安全に停止し、当該設備を監視、制御する必要がない状態にするとともに、制御系が火災により機能を喪失したとしても、設備・機器がフェールセーフとなることで爆発を防止する。

(記載No. 5-32)

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉

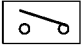


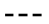


[18.2-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉に以下のインターロックを設ける。

インターロック名称	設備・機器名称
自動窒素ガス切替機構	連続焼結炉 No. 2-1 加熱炉 小型雰囲気可変炉

連続焼結炉 No. 2-1、小型雰囲気可変炉はアンモニア分解ガスの供給圧力が低下、加熱炉はアンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下すると警報を発し、アンモニア分解ガス及び水素ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断する。本インターロックにより、雰囲気ガスとして可燃性ガスを使用している設備内を正圧に保ち空気の混入を防止し、炉体のヒータ電源を遮断し加熱を停止することで設備を安全に停止し、爆発を防止する。次図にインターロックの系統構成図を示す。



- (凡例)
- |   |         |   |         |   |             |
|---|---------|---|---------|---|-------------|
|  | : 電源遮断器 |  | : 炉内ヒータ |  | : 圧力計       |
|  | : 信号ライン |  | : ガス配管  |  | : 緊急遮断弁/導入弁 |

系統構成図 自動窒素ガス切替機構

インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフ（可燃性ガスの弁が閉止、窒素導入弁が開放、ヒータ電源が遮断）となることで爆発を防止する。

<p>(5) 機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部に放出する可能性がある事象が発生することを防止し、公衆に著しい被ばくを与えないようにするため、インターロック機構を設ける設計とする。インターロック機構は、損傷時の影響に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 14-8)</p>
<p>連続焼結炉 プロパンガスによるパイロットバーナは失火センサーで監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する構造とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-22)</p>
<p>加熱炉 プロパンガスによるパイロットバーナは失火センサーで監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）を検出した場合はプロパンガスの供給を自動的に閉止する構造とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-34)</p>
<p>(1) 成形施設の変更</p> <p>・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第2加工棟の第2-1ペレット室及び第2-2ペレット室の連続焼結炉の安全機能を強化する。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 23-2)</p>
<p>(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更</p> <p>・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第1廃棄物貯蔵棟の焼却炉の安全機能を強化する。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 23-10)</p>
<p>(7) その他加工設備の附属施設の変更</p> <p>・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第2加工棟の第2開発室の試験開発炉の安全機能を強化する。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 23-14)</p>

○連続焼結炉 No. 2-1、焼却設備 焼却炉

[18.2-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、焼却設備 焼却炉に以下のインターロックを設ける。

インターロック名称	設備・機器名称
失火検知機構	連続焼結炉 No. 2-1
	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）
	緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）
	焼却設備 焼却炉

連続焼結炉 No. 2-1 の排気口及び出入り口にはプロパンガスによるパイロットバーナを設置し、アンモニア分解ガスを燃焼させてから排出する。

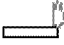

パイロットバーナを失火検知器にて監視し、失火（パイロットバーナの炎の喪失）により炎からの紫外線放出が途切れることを検知した場合は警報を発し、プロパンガス及びアンモニア分解ガスの供給を自動的に閉止する。本インターロックにより、炉周辺におけるプロパンガスの漏えいによる爆発を防止し、連続焼結炉 No. 2-1 はアンモニア分解



ガスの供給圧力が低下するため、自動窒素ガス切替機構（炉内への空気混入を防止するために窒素ガスを導入し炉内を正圧に保つ、炉体のヒータ電源を遮断し加熱を停止）が作動することで設備を安全に停止し、爆発を防止する。

可燃性ガスの緊急遮断弁及び失火検知器の二重化により、当該施設の安全機能を強化する。次図にインターロックの系統構成図を示す。




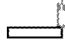


- (凡例)
- |     |         |   |            |
|-----|---------|---|------------|
| ■   | : 失火検知器 |  | : パイロットバーナ |
| --- | : 信号ライン | —   | : ガス配管     |
|     |         |  | : 緊急遮断弁    |

系統構成図 失火検知機構（連続焼結炉）

焼却炉は固体廃棄物を焼却減容するために、都市ガスを燃料とした燃焼用バーナを設置する。燃焼用バーナへの着火ミスにより炎から紫外線が放出されない又は燃焼用バーナの失火（燃焼用バーナの炎の喪失）により炎からの紫外線放出が途切れると、都市ガス供給を自動的に停止する失火検知機構を設置する。本インターロックにより未燃焼の都市ガスが炉内に滞留し爆発することを防止する。

次図にインターロックの系統構成図を示す。



(凡例)  : 失火検知器  : 燃焼用バーナ  
 --- : 信号ライン  : ガス配管  
 : 燃焼バーナ用電磁弁

系統構成図 失火検知機構（焼却炉）

インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフ（可燃性ガスの弁が閉止、焼却炉以外は合わせて窒素導入弁が開放及びヒータ電源が遮断）となることで爆発を防止する。

○燃料開発設備 加熱炉

[18.2-F1]

プロパンガスによるパイロットバーナを電気式パイロットバーナ（イグナイター）へ変更する。そのため、加工事業変更許可申請で設置するとしていた失火検知機構及び可燃性ガス配管（プロパンガス）を撤去する。

加熱炉の失火検知機構はパイロットバーナに用いているプロパンガスの漏えい、滞留防止のための機構である。パイロットバーナの撤去に伴いプロパンガスの使用を廃止するため、プロパンガスの漏えいを考慮する必要はない。また、加熱炉はアンモニア分解ガス及び水素ガスの供給量が少なく、炉内から排出される高温のアンモニア分解ガス又は水素ガスは自燃するため、失火検知機構の撤去による可燃性ガスの供給停止はしない設計とする。

(i) 発火及び異常な温度の上昇 可燃性ガスを使用する設備・機器には、発火及び異常な温度上昇を防止するために、熱的制限値を設定し、これを超えることのないよう設計する。設備・機器内部の温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生し、熱源を遮断する過加熱防止機構を設ける。

(記載No. 5-7)

また、設計基準事故の発生後、一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できる設計とし、設計基準事故が発生した状況下であっても、簡素な手順によって必要な操作が

<p>行える設計とする。</p> <p>(iv) 操作員の操作がなくても温度上昇異常による火災・爆発を防止できるように、焼結設備の温度が過加熱設定値に達した場合に、電源を遮断する過加熱防止機構インターロックを設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 12-4)</p>
<p>連続焼結炉 また、連続焼結炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-28)</p>
<p>焼却炉 焼却設備には焼却炉内の温度が設定温度以上に上昇すると、自動的に警報を発し、バーナへの都市ガスの供給を遮断する過加熱防止機構を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-32)</p>
<p>加熱炉 また、加熱炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-39)</p>
<p>小型雰囲気可変炉 また、小型雰囲気可変炉には炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-45)</p>

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉

[18. 2-F1]

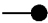
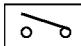

連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉に以下のインターロックを設ける。

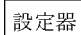
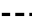
インターロック名称	設備・機器名称
過加熱防止機構	連続焼結炉 No. 2-1 燃料開発設備 加熱炉 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 焼却設備 焼却炉

連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉は、炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的にヒータ電源を遮断し、炉体の加熱を停止する過加熱防止機構を設ける。焼却炉は、炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的にバーナへの都市ガスの供給を遮断する過加熱防止機構を設ける。本インターロックにより、設定温度以下で設備を使用し、発火及び異常な温度上昇を防止し、爆発を防止する。次図にインターロックの系統構成図を示す。



(凡例)

 : 炉内監視熱電対
  : 電源遮断器
  : 炉内ヒータ

 : 過加熱設定器
  : 信号ライン

系統構成図 過加熱防止機構

インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフ（ヒータ電源が遮断）となることで異常な温度上昇を防止する。

炉内温度を監視する熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源であるヒータ電源又は都市ガスを遮断する。

なお、連続焼結炉 No. 2-1 は、内部を 5 つに区分けし、熱電対とヒータを設置する。いずれかの熱電対が設定値以上に上昇すると、全てのヒータ電源を遮断し異常な温度上昇を防止する。

連続焼結炉の炉体を冷却保護するため、連続焼結炉の冷却水の圧力が低下した場合に自動的に警報を発してヒータ電源を遮断する冷却水圧力低下安全機構を設置する。

(記載No. 15-27)

○連続焼結炉 No. 2-1

[18.2-F1]

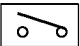


連続焼結炉 No. 2-1 に以下のインターロックを設ける。

インターロック名称	設備・機器名称
冷却水圧力低下検知機構	連続焼結炉 No. 2-1

連続焼結炉 No. 2-1 の冷却水の圧力を接点付圧力計（ブルドン管式）で監視し、圧力低下を検知した場合に自動的にヒータ電源を遮断し炉体の加熱を停止する冷却水圧力低下検知機構を設置する。本インターロックにより、冷却水停止時に炉体を接続しているパ

ツキン部の熱劣化を防止する。次図にインターロックの系統構成図を示す。



(凡例)  : 電源遮断器       : 炉内ヒータ       : 圧力計  
 --- : 信号ライン      — : 水配管

系統構成図 冷却水圧力低下検知機構

インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフ（ヒータ電源が遮断）となることで炉体の異常な温度上昇を防止する。

<p>耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、可燃性ガスの供給を停止する設計とする。</p> <p>(iv) 漏えい時の爆発防止 また、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、可燃性ガスの供給を停止する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 5-11)</p>
<p>(5) 機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部に放出する可能性がある事象が発生することを防止し、公衆に著しい被ばくを与えないようにするため、インターロック機構を設ける設計とする。インターロック機構は、損傷時の影響に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 14-8)</p>
<p>①連続焼結炉 また、地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-25)</p>
<p>①連続焼結炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-26)</p>
<p>②焼却炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は、独立した2系統の多重化を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-31)</p>

<p>③加熱炉 また、地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-37)</p>
<p>③加熱炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-38)</p>
<p>④小型雰囲気可変炉 また、地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計を設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-43)</p>
<p>④ 小型雰囲気可変炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 15-44)</p>
<p>(1) 成形施設の変更</p> <p>・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第2加工棟の第2-1ペレット室及び第2-2ペレット室の連続焼結炉の安全機能を強化する。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 23-2)</p>
<p>(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更</p> <p>・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第1廃棄物貯蔵棟の焼却炉の安全機能を強化する。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 23-10)</p>
<p>(7) その他加工設備の附属施設の変更</p> <p>・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第2加工棟の第2開発室の試験開発炉の安全機能を強化する。</p> <p style="text-align: right;">(記載No. 23-14)</p>

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉

[18.2-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、焼却設備 焼却炉に次表のインターロックを設ける。なお、本インターロックにより第2加工棟3階（第2開発室）に供給している可燃性ガスを遮断するため、燃料開発設備 加熱炉と緊急遮断弁を共用している燃料開発設備 小型雰囲気可変炉の可燃性ガスも遮断される。

インターロック名称	設備・機器名称
地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック	連続焼結炉 No. 2-1
	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)
	緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)
	緊急設備 感震計
	燃料開発設備 加熱炉
	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)
	緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)
	緊急設備 感震計
	焼却設備 焼却炉
緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)	
緊急設備 感震計	

地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計（静電容量式加速度センサ）を設置する。感震計は震度5弱相当で作動する。また、感震計は気象庁告示第四号に基づく演算を行う機器を使用する。

本インターロックにより、地震時に加工施設内へ導入する可燃性ガスを遮断する。施設へ供給する可燃性ガスが遮断されることにより、地震時の配管破損によって室内へ可燃性ガスが大量に漏えいすることを防止し加工施設（建物）の爆発を防止する。また、炉内の雰囲気ガスとして可燃性ガスを使用する連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉は可燃性ガス供給圧力の低下を検知し自動窒素ガス切替機構（炉内への空気混入を防止するために窒素ガスを導入し炉内を正圧に保つ、炉体のヒータ電源を遮断し加熱を停止）が作動することで設備を安全に停止し、爆発を防止する。また、次図にインターロックの系統構成図を示す。



(凡例)



系統構成図 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック

感震計と緊急遮断弁間の信号線が断線した場合は、緊急遮断弁が閉となることで、可燃性ガスの供給を遮断する。なお、感震計の検知部と表示部間のシールドケーブル（アナログ信号通信）は、検知部と表示部を近傍に配置し耐震重要度分類第1類で固定する。接続するシールドケーブルは十分な配線余長を確保することで断線を防止する。

緊急時に確実に動作するように感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。

インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフ（可燃性ガスの弁が閉止、焼却炉以外は合わせて窒素導入弁が開放、ヒータ電源が遮断）となることで爆発を防止する。

緊急遮断弁	設備・機器名称
—	感震計 (全緊急遮断弁で共用する)
緊急遮断弁（アンモニア分解ガス） 緊急遮断弁（プロパンガス）	連続焼結炉 No. 2-1
緊急遮断弁（アンモニア分解ガス） 緊急遮断弁（水素ガス）	加熱炉
緊急遮断弁（都市ガス）	焼却炉

なお、加工事業変更許可申請書に記載していた第2開発室の緊急遮断弁（プロパンガス）は、加熱炉のパイロットバーナ（プロパンガス使用）を電気式パイロットバーナ（イグナイター）へ変更するため、撤去する。

可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知できる設計とする。漏えいを検知した場合は、警報を発するとともに屋外に設置した緊急遮断弁を自動的に閉止する機構を設ける。

(iv) 漏えい時の爆発防止 可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺に可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。漏えいを検知した場合に、警報を発するとともに屋外に設置する緊急遮断弁を自動的に閉止する機構を設ける。これに加え、設備・機器については設備を自動的に停止させるインターロックを設ける。

漏えい検出器、制御盤、感震計、緊急遮断弁及び機器間の信号線については、耐震重要度分類第1類とし、断線した場合に緊急遮断弁を自動で閉止する設計とする。

(記載No. 5-10)

(5) 機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部に放出する可能性がある事象が発生することを防止し、公衆に著しい被ばくを与えないようにするため、インターロック機構を設ける設計とする。インターロック機構は、損傷時の影響に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。



	(記載No. 14-8)
① 連続焼結炉 また、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。	(記載No. 15-24)
① 連続焼結炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。	(記載No. 15-26)
② 焼却炉 漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に都市ガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。	(記載No. 15-30)
② 焼却炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は、独立した2系統の多重化を行う。	(記載No. 15-31)
③ 加熱炉 また、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。	(記載No. 15-36)
③ 加熱炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。	(記載No. 15-38)
④ 小型雰囲気可変炉 また、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的にガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。	(記載No. 15-42)
④ 小型雰囲気可変炉 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。	(記載No. 15-44)
(1) 成形施設の変更 ・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第2加工棟の第2-1ペレット室及び第2-2ペレット室の連続焼結炉の安全機能を強化する。	(記載No. 23-2)
(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更 ・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第1廃棄物貯蔵棟の焼却炉の安全機能を強化する。	(記載No. 23-10)
(7) その他加工設備の附属施設の変更 ・爆発防止対策のため、可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等により、第2加工棟の第2開発室の試験開発炉の安全機能を強化する。	(記載No. 23-14)

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉

[18.2-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、焼却設備 焼却炉に以下のインターロックを設ける。なお、本インターロックにより第2加工棟3階（第2開発室）に供給している可燃性ガスを遮断するため、燃料開発設備 加熱炉と緊急遮断弁を共用している燃料開発設備 小型雰囲気可変炉の可燃性ガスも遮断される。

インターロック名称	設備・機器名称
可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック	連続焼結炉 No. 2-1
	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）
	緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）
	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）
	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）
	燃料開発設備 加熱炉
	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）
	緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）
	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）
	焼却設備 焼却炉
	緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）
	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）

可燃性ガスの漏えいを検知した場合は、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の緊急遮断弁を閉止し、当該ガス種の供給を遮断する。

本インターロックにより、施設へ供給する可燃性ガスが遮断されることにより、室内へ可燃性ガスが大量に漏えいすることを防止し、加工施設（建物）の爆発を防止する。また、炉内の雰囲気ガスとして可燃性ガスを使用する連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉は可燃性ガス供給圧力の低下を検知し自動窒素ガス切替機構（炉内への空気混入を防止するために窒素ガスを導入し炉内を正圧に保つ、炉体のヒータ電源を遮断し加熱を停止）が作動することで設備を安全に停止し、爆発を防止する。また、次図にインターロックの系統構成図を示す。



(凡例)



：可燃性ガス漏えい検知器

--- : 信号ライン



— : ガス配管

：緊急遮断弁

系統構成図 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック

漏えい検知器と緊急遮断弁間の信号線が断線した場合は、緊急遮断弁が閉となることで、可燃性ガスの供給を遮断する。なお、漏えい検知器の検知部と表示部間のシールドケーブル（アナログ信号通信）は、そのケーブルを固定した電線管内に敷設することで断線を防止する。

緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、制御盤及び緊急遮断弁は独立した2系統の多重化を行う。

インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフ（可燃性ガスの弁が閉止、焼却炉以外は合わせて窒素導入弁が開放及びヒータ電源が遮断）となることで爆発を防止する。

漏えい検知器	緊急遮断弁	設備・機器名称
可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	連続焼結炉 No. 2-1
可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）	緊急遮断弁（プロパンガス）	
可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス） 緊急遮断弁（水素ガス）	加熱炉
可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）	緊急遮断弁（都市ガス）	焼却炉

第2開発室には、極少量のアンモニア分解ガス及び水素ガスを使用する設工認対象外設備があり、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、加熱炉と共用する。

なお、加工事業変更許可申請書に記載していた第2開発室の可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）は、加熱炉のパイロットバーナ（プロパンガス使用）を電気式パイロットバーナ（イグナイター）へ変更するため、撤去する。

(v) 火災発生時の爆発防止 可燃性ガスを使用する設備・機器には、電源が遮断した場合に各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、上記フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。

(記載No. 5-13)

○連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉

[18.2-F1]

連続焼結炉 No. 2-1、燃料開発設備 加熱炉、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉、焼却設備 焼却炉に以下のインターロックを設ける。

可燃性ガスを使用する設備は、電源が遮断した場合に各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。

連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉の近傍で火災が発生した場合には、施設の緊急停止ボタンの操作により電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、アンモニア分解ガス、水素ガスの緊急遮断弁が閉止し、窒素ガス導入弁が開放され、設備が安全に停止する。本インターロックにより、室内火災時に建物内への可燃性ガスの供給を遮断し加工施設（建物）の爆発を防止する。また、炉内の雰囲気ガスとして可燃性ガスを使用する連続焼結炉 No. 2-1、加熱炉、小型雰囲気可変炉は窒素ガスにより炉内の正圧が保つことで空気の混入を防止し、炉体のヒータ電源を遮断し加熱を停止することで設備を安全に停止し、爆発を防止する。

焼却炉の近傍で火災が発生した場合には、施設の緊急停止ボタンの操作により電源供給を遮断することで、燃焼用バーナへ都市ガスを供給する電磁弁が閉止し、焼却炉内の燃焼を安全に停止する。

次表に各設備における電源遮断時のフェールセーフ機能を示す。

設備・機器名称	電源断時のフェールセーフ機能
連続焼結炉 No. 2-1	ヒータ電源遮断器：非通電 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：非通電時閉 緊急遮断弁（プロパンガス）：非通電時閉 窒素ガス導入弁：非通電時開 アンモニア分解ガス 装置弁：非通電時閉
加熱炉、小型雰囲気可変炉	ヒータ電源遮断器：非通電 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：非通電時閉 緊急遮断弁（水素ガス）：非通電時閉 窒素ガス導入弁：非通電時開 アンモニア分解ガス 装置弁：非通電時閉 水素ガス 装置弁：非通電時閉
焼却炉	緊急遮断弁（都市ガス）：非通電時閉 燃焼用バーナ 電磁弁：非通電時閉

なお、第2開発室は、緊急停止ボタン（1基）の操作により室内で可燃性ガスを使用する設備（加熱炉、小型雰囲気可変炉、極少量のアンモニア分解ガス及び水素ガスを使用する熱分析装置（熱分析装置は第2開発室の試験検査設備に属する機器））の電源を一

括で遮断する。

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(i) 没水に対する安全設計

(j) さらなる溢水防止対策として、上記(i)につき、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱相当）を検知した時点で、第2加工棟の設備・機器への給水ポンプの自動停止及び第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の緊急遮断弁を自動閉止させる機能を設置する。この緊急遮断弁の自動閉止の機能は、二重化して設置する設計とする。

(記載No. 11-15)

○発電機・ポンプ棟に設置する送水ポンプ

[18.2-F1]

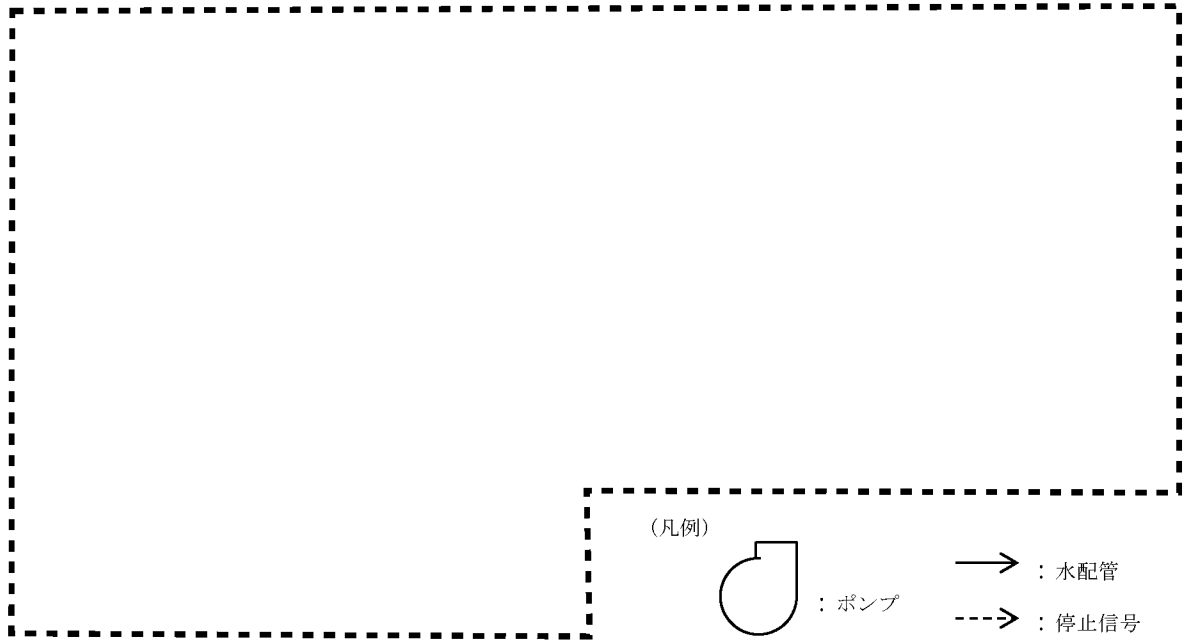
発電機・ポンプ棟に設置している送水ポンプに以下のインターロックを設ける。

インターロック名称	設備・機器名称 機器名
送水ポンプ自動停止装置	緊急設備 感震計 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置

感震計により震度5弱相当の計測震度を検知した場合は、設備・機器への送水ポンプを自動停止させる。感震計は気象庁告示第四号に基づく演算を行う機器を使用する。

なお、送水ポンプは、発電機・ポンプ棟に設置されており、ポンプを停止することで、第2加工棟への設備・機器への給水を停止する。本インターロックにより、地震時の配管破損等による加工施設内へ流入する溢水を削減し、没水高さを抑制する。また、感震計と送水ポンプ間の信号線が断線した場合は、ポンプが停止することで加工施設への給水を遮断する。次図に系統構成図を示す。

停止する送水ポンプ	給水している加工施設
循環冷却水ポンプ	第2加工棟
上水ポンプ	第2加工棟



系統構成図 送水ポンプ自動停止装置 (循環冷却水ポンプ)



系統構成図 送水ポンプ自動停止インターロック (上水ポンプ)

○緊急設備 上水送水用緊急遮断弁

[18.2-F1]

第1 廃棄物貯蔵棟に送水している屋外上水配管に以下のインターロックを設ける。

インターロック名称	設備・機器名称 機器名
地震発生時 上水遮断インターロック	緊急設備 感震計 上水送水用緊急遮断弁

地震が発生した際に緊急遮断弁閉信号を発する感震計（静電容量式加速度センサ）を設置する。感震計は震度5弱相当で作動する。また、感震計は気象庁告示第四号に基づく演算を行う機器を使用する。

本インターロックにより、第1 廃棄物貯蔵棟に送水している上水を遮断し、地震時の配管破損等による加工施設内へ流入する溢水を削減し、没水高さを抑制する。

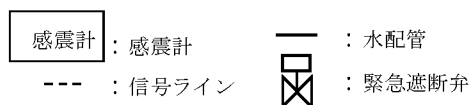
緊急遮断弁の本体は非通電時閉型とすることにより、電源供給が遮断した場合は加工施設への給水を遮断する。また、感震計と緊急遮断弁間の信号線が断線した場合は、緊急遮断弁が閉となることで加工施設への給水を遮断する。次図に系統構成図を示す。

確実に動作するよう、緊急遮断弁の自動閉止の機能を二重化するため、感震計、制御部及び緊急遮断弁は2系統の多重化を行う。

緊急遮断弁	給水している加工施設
上水送水用緊急遮断弁	第1 廃棄物貯蔵棟



(凡例)



系統構成図 地震発生時 上水遮断インターロック

非常用電源設備は、停電後所定の時間内に電圧が確立する設計とする。また、安全機能の確保を確実にを行うために、予備を設置するとともに、定期的に試験を行うことで、信頼性を有する設計とする。

非常用電源設備（ディーゼル式発電機）は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40 秒以内に電圧が確立する設計とし、定期的に試験を行うことで、信頼性を有するよう設計する。また、加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する設計とする。

(記載No. 20-2)

○非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機

[18.2-F1]

非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。



(放射線管理施設)

第十九条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。

- 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
- 二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度
- 三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

[適合性の説明]

加工施設には、放射線業務従事者を放射線から防護するため、放射線被ばくの監視及び管理を行う放射線管理施設を設ける。放射線管理施設について、添5リ(ト)の第1表に示す。

添5リ(ト)の第1表 放射線管理施設

(記載 No.18-1)

加工施設には、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、サンプリングや放射線モニタ等により放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、かつ、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。監視設備について、添5リ(フ)の第1表に示す。

添5リ(フ)の第1表 監視設備

(記載 No.19-1)

加工施設には、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針に基づき、放射線業務従事者を放射線から防護するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う放射線管理施設を設け、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定するための設備を設ける。

- ( ) 第1種管理区域の出入口等には、半面マスク、全面マスク、ボンベ式呼吸器等の呼吸保護具を備える。
- ( ) 管理区域の出入口近くに出入管理室を設け、第1種管理区域の出入口には身体の表面汚染の有無を確認するためのハンドフットクロスモニタ等を設ける。また、除染のための流し等を備える。
- ( ) 放射線業務従事者の個人被ばく管理のための蛍光ガラス線量計、熱蛍光線量計(TLD)、電子式線量計、ポケット線量計等の個人線量計を備える。
- ( ) 尿中ウラン量測定機器によりウランの体内摂取の有無を確認できるようにするための検査手順等を定める。

また、第1種管理区域の出入口等には、放射性物質の体内摂取を防止する半面マスク、全面マスク、ボンベ式呼吸器等の呼吸保護具を備えるとともに、尿中ウラン量測定機器によりウラ

ンの体内摂取の有無を確認できるようにする。

放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う施設として、管理区域の出入口近くに出入管理室を設け、第1種管理区域の出入口には、第1種管理区域からの退出者の汚染を測定するハンドフットクロスモニタを設け、除染のための流し等を備える。また、搬出物品の汚染を測定する物品搬出モニタ等を備える。

放射線業務従事者の個人被ばく線量を測定する蛍光ガラス線量計、熱蛍光線量計(TLD)、電子式線量計、ポケット線量計等の個人線量計を備える。

(記載 No.18-3)

第1種管理区域を設定する第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の出入口付近には汚染管理及び除染等を行う出入管理エリアを設ける。

このうち、第1廃棄物貯蔵棟は本申請の申請範囲である。第1廃棄物貯蔵棟に設ける出入管理エリアは図ト-W1建-6 第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分図に示す。

第2加工棟の出入管理エリアについては、第4次申請において申請済みである。第2加工棟の出入管理エリアを下図に示す。

また、第3廃棄物貯蔵棟内に管理区域を設定するが、この管理区域ではウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれがない区域とするため、第1種管理区域は設定しない。発電機・ポンプ棟では、管理区域を設定しない。

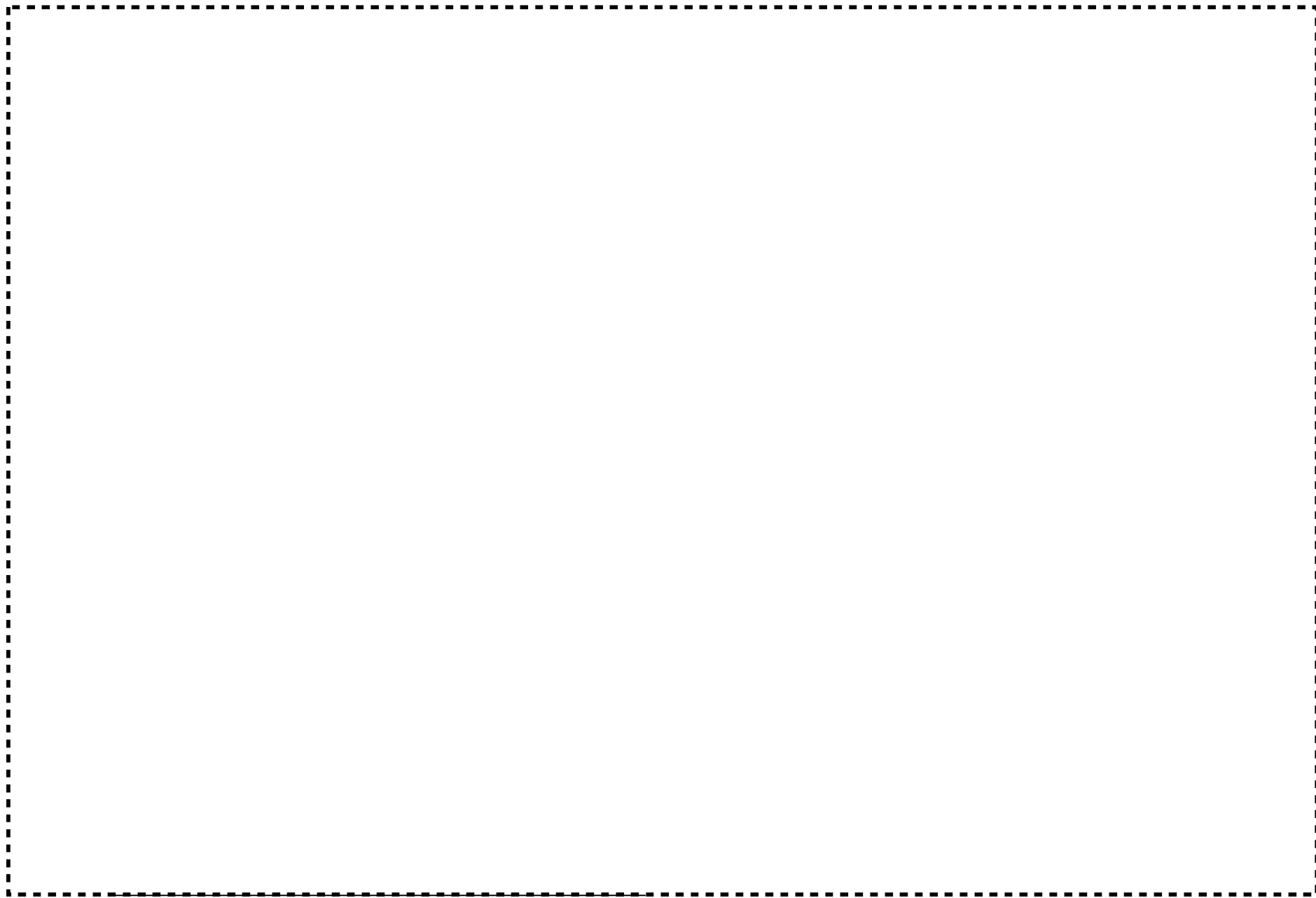


图 第2加工棟 管理区域图

○第1 廃棄物貯蔵棟

[19.1-B1]

第1種管理区域の出入口のあるW1 出入管理室に、放射線業務従事者等の汚染管理及び除染等を行う出入管理エリアを設ける。

○ハンドフットクロスモニタ

[19.1-F1]

第1種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測し、汚染の有無を確認するため、第2加工棟の第2 出入管理室及び第2-2 燃料棒加工室並びに第1 廃棄物貯蔵棟のW1 出入管理室にハンドフットクロスモニタを設置する。

ハンドフットクロスモニタの検出下限は $0.4 \text{ Bq/cm}^2$ 以下であり、保安規定に定める第1種管理区域から退出する場合の身体及び身体に着用している物の表面密度の限度( $0.4 \text{ Bq/cm}^2$ 以下)を管理するのに十分な能力を有する。ハンドフットクロスモニタの検出下限等を表 放射線管理施設の測定範囲及び警報設定値・管理値に示す。

当該機器が故障等により使用不能となった場合には、保安規定に基づき、サーベイメータによる退出時の汚染検査を行う。

○流し

[19.1-F1]

第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行うため、第2加工棟の第2 出入管理室、第2-2 燃料棒加工室及び第1 廃棄物貯蔵棟のW1 出入管理室に流しを備える。

管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び管理するための設備・機器を設ける。

(i) 作業環境における空間線量、空気中の放射性物質の濃度、床面等の放射性物質の表面密度等を監視及び管理するためのエアスニファ、ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタを設けるとともに、低バックグラウンドカウンタ、サーベイメータ、熱蛍光線量計(TLD)、可搬式ダストサンプラ等を備える。

作業環境における空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ、リサイクル空気中の放射性物質の濃度を測定するダストモニタ、作業環境における空間線量率を測定するガンマ線エリアモニタを設ける。また、作業環境における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を測定する低バックグラウンドカウンタ、空間線量率又は表面汚染を測定するサーベイメータ、空間線量率を測定する熱蛍光線量計(TLD)、試料中に含まれるウラン及び放射性不純物の核種を同定するための放射線測定装置等を備える。

(v) 試料中に含まれるウラン及び放射性不純物の核種を同定するための放射線測定装置等を備える。

(記載 No. 18-2)

放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。

(iii) ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタによる測定値を表示するための放射線監視

盤等を設けるとともに、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において関係管理者等に通報できるようにする。

放射線管理施設は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、関係管理者等に通報できる設計とする。

放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。  
ダストモニタ又はガンマ線エリアモニタによる測定値を表示する放射線監視盤を設ける。

(記載 No. 18-4)

第1種管理区域でウラン粉末が漏えいした場合に、その漏えいを検知するエアスニファを設けるとともに、空気中の放射性物質の濃度を監視し警報を発するダストモニタを設ける。

(記載 No. 4-11)

(f) 周辺環境へ放出する空気に含まれる放射性物質濃度を測定できるようにする。

加工施設の第1種管理区域内からの排気は、排気口を通して環境に放出する。排気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、エアスニファ及びダストモニタを設けるとともに低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備える。気体廃棄物の廃棄設備によりろ過処理した排気に含まれる放射性物質を集塵してダストモニタにより連続的に測定し、異常の有無を監視する。

(記載 No. 19-2)

(d) 周辺環境へ放出する排水に含まれる放射性物質濃度を測定できるようにする。

加工施設の第1種管理区域内で発生した排水は、排水口を通して環境に放出する。排水中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、低バックグラウンドカウンタを備える。液体廃棄物の廃棄設備により処理した後に貯槽に溜めた排水を採取して低バックグラウンドカウンタにより測定し、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認して管理区域外に放出することにより、異常の有無を監視する。

(記載 No. 19-3)

加工施設には、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定するための設備を設け、風向、風速等の気象状況を測定するための設備及び可搬式の測定設備を備える。

( )加工施設内外の定点における線量を測定し、監視するためにモニタリングポスト及び熱蛍光線量計(TLD)を、空気中、土壌中、河川水中の放射性物質濃度を測定するために可搬式ダストサンブラ、放射線測定装置等を設ける。なお、必要に応じて可搬式測定器やサンプリング等による監視を行う。

( )風向、風速、降雨量等を観測するための気象観測装置を備える。線量測定点、気象測定点等の位置を添5ハ(ハ)第1図に示す。

添5ハ(ハ)の第1図 周辺監視区域境界及び排気口、排水口の位置、線量測定点、空気中の放射性物質濃度測定点

設計基準事故時に迅速に対応できるように、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンブラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、設計基準事故時に加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモ

ニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。

(記載 No. 19-5)

エアスニファ（管理区域内） エアスニファ（排気口）

[19.1-F1]

管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、又は放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測するため、空気中の放射性物質を集塵するエアスニファを設置する。

エアスニファ（管理区域内）は第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の各室の、人が常時立ち入る場所の空気中の放射性物質の濃度を計測し、また、ウラン粉末が漏えいした場合に漏えいを検知できる場所に設置する。

エアスニファ（排気口）は第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の気体廃棄設備の排気ダクトから排気中の放射性物質を集塵できる場所に設置する。

ダストモニタ（換気用モニタ） ダストモニタ（排気用モニタ） 放射線監視盤（ダストモニタ）

[19.1-F1]

管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、又は放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し表示するため、第2加工棟にダストモニタ（換気用モニタ） ダストモニタ（排気用モニタ）及び放射線監視盤（ダストモニタ）を、第1廃棄物貯蔵棟にダストモニタ（排気用モニタ）及び放射線監視盤（ダストモニタ）を設置する。ダストモニタ（換気用モニタ）は、空気中の放射性物質の濃度を監視できるよう、気体廃棄設備の部屋排気システムのダクトにサンプリング口を設ける。

ダストモニタ（換気用モニタ）の測定範囲は、核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の三第1項第二号に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えない範囲で空気中の放射性物質濃度の異常を検知できる値として設定した警報設定値（590 cpm以下）を包絡している。

ダストモニタ（排気用モニタ）の測定範囲は、核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の八第四号に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を踏まえ、保安規定に定める濃度限度の管理目標値を超えない範囲で空気中の放射性物質の濃度の異常を検知できる値として設定した警報設定値（260 cpm以下）を包絡している。

ダストモニタ（換気用モニタ）及びダストモニタ（排気用モニタ）の測定範囲等を放射線管理施設の測定範囲及び警報設定値・管理値に示す。

ガンマ線エリアモニタ 検出器、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）

[19.1-F1]

管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、表示するため、第2加工棟の各室にガンマ線エリアモニタ 検出器を、第2加工棟の第2出入管理室に放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）を設置する。

ガンマ線エリアモニタ 検出器の測定範囲は、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある値として設定した警報設定値（500  $\mu$ Sv/h以下に設定）を包絡している。ガンマ線エリアモニタ 検出器の測定範囲等を表 放射線管理施設の測定範囲及び警報設定値・管理値に示す。

#### 低バックグラウンドカウンタ

[19.1-F1]

管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を計測するため、また、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度、排水口における排水中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを備える。

低バックグラウンドカウンタの検出下限は 0.2 Bq/試料以下であり、試料の採取条件と組み合わせて、法に定める濃度限度、表面密度限度、保安規定に定める管理値を管理するのに十分な能力を有する。

低バックグラウンドカウンタの検出下限等を表 放射線管理施設の測定範囲及び警報設定値・管理値に示す。

#### 気象観測装置

[19.1-F1]











気象状況を監視及び測定するため、気象観測装置（風向・風速計、温度計、雨量計）を備える。

当該機器が地震等の影響により使用不能となった場合に、気象状況を監視及び測定する場合には、保安規定に基づき、代替手段により気象情報を入手する措置を講じる。

上記以外の汚染管理等を行う施設（サーベイメータ、熱蛍光線量計（TLD）、可搬式ダストサンプラ、放射線測定装置、物品搬出モニタ、個人線量計、呼吸保護具）

保安規定に整備及び管理について規定する。

表 放射線管理施設の測定範囲及び警報設定値・管理値

設置場所	本申請における 設備・機器名称 機器名	測定範囲等	警報設定値 又は管理値
第2加工棟 第2出入管理室、第2-2 燃料棒加工室	{7001} ハンドフットクロス モニタ —	検出下限 (  Bq/cm <sup>2</sup> 以下)	0.4 Bq/cm <sup>2</sup> 以下
第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	{7003} ハンドフットクロス モニタ —	検出下限 (  Bq/cm <sup>2</sup> 以下)	0.4 Bq/cm <sup>2</sup> 以下
第2加工棟 第2フィルタ室	{7006} ダストモニタ(換気用 モニタ) —*1	測定範囲 (  cpm)	590 cpm 以下
第2加工棟 第2フィルタ室	{7024} ダストモニタ(排気用 モニタ) —*1	測定範囲 (  cpm)	260 cpm 以下
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	{7025} ダストモニタ(排気用 モニタ) —*1	測定範囲 (  cpm)	260 cpm 以下
第2加工棟 第2-1貯蔵室、第2ペレ ット保管室、第2-1混合 室、第2-1ペレット室、第 2-1燃料棒加工室、第2 -2混合室、第2-2ペレ ット室、第2-2燃料棒加 工室、第2分析室、第2開発 室、第2-2貯蔵室、第2燃 料棒保管室、第2-1組立 室、第2集合体保管室、第2 -1燃料棒検査室、第2輸 送容器保管室、第2梱包室	{7009} ガンマ線エリアモニ タ 検出器*1	測定範囲 (  μSv/h)	500 μSv/h 以下
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	{7016} 低バックグラウンド カウンタ —	検出下限 (α線 :  Bq/試料以 下) ・ 空気中の放射性物質の濃度の 検出下限 (  Bq/cm <sup>3</sup> 以下)  ・ 表面密度の検出下限 (  Bq/cm <sup>2</sup> 以下)  ・ 水中の放射性物質の濃度の検 出下限 (  Bq/cm <sup>3</sup> )	・ 管理区域内の空気中 の放射性物質の濃度 限度 (3×10 <sup>-6</sup> Bq/cm <sup>3</sup> ) ・ 排気中の放射性物質 の濃度の管理値 (1.5 ×10 <sup>-9</sup> Bq/cm <sup>3</sup> )  ・ 管理区域内の床等の 表面密度限度 (4 Bq/cm <sup>2</sup> )  ・ 排水中の放射性物質 の濃度の管理値 (8 ×10 <sup>-3</sup> Bq/cm <sup>3</sup> )

※1 警報機能を有する設備・機器。



( 廃棄施設 )

第二十条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

[適合性の説明]

通常時及び設計基準事故において、公衆に対して著しい放射線被ばくを及ぼすおそれがないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させるため、部屋排気系統及び局所排気系統には高性能エアフィルタを設置する。第1種管理区域の部屋排気系統及び局所排気系統は、高性能エアフィルタ（捕集効率99.97%以上）を1段とし、さらに、局所排気系統のうち、粉末状のウランを取り扱う設備からの排気には、高性能エアフィルタ（捕集効率99.97%以上）を別の離れた場所にもう1段追加して、公衆の線量を十分に低減する設計とする。

設計基準事故時において、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを及ぼすことのないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させるため、排気系統には高性能エアフィルタを用いる設計とする。

(記載 No.4-23)

また、部屋排気系統の一部は、高性能エアフィルタにより処理した後、各部屋内に再循環給気してリサイクルする。

(b) 第2加工棟の部屋排気のうち、汚染の可能性の少ない排気は、高性能エアフィルタ1段でろ過後、室内に再循環給気してリサイクルする設計とする。

また、部屋排気系の排気の一部を高性能エアフィルタによりろ過した後、再循環給気することにより、屋外へ排出する排気中の放射性物質濃度を低減する。

(記載 No.4-27)

(a) 第1種管理区域の火災区域境界を貫通する気体廃棄設備のダクトについては、ウラン粉末の漏えいを防止するため、貫通部に防火ダンパーを設け、防火ダンパーの耐震重要度分類は当該第1種管理区域を収納する建物と同じとする。

(記載 No.5-33)

加工施設は、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける設計とする。

(記載 No.17-1)

周辺環境へ放出する放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り少なくするため、気体廃棄物処理施設にあっては、高性能エアフィルタ等の除去設備により、液体廃棄物処理施設にあっては、凝集沈殿、ろ過、蒸発処理、希釈処理、イオン交換等により、適切な処理が行える設計とする。

(記載 No.17-3)

気体廃棄物の廃棄設備は、排風機、高性能エアフィルタ、排気ダクト、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー、給気ファン、給気ダクト及び負圧計で構成する。給気ファン及び給気ダクトによって、外気を第1種管理区域の各部屋に送風する。各部屋からの部屋排気は高性能エアフィルタ1段、設備・機器からの局所排気は、放射性物質の排気系への移行率が高いと考えられる粉末を取り扱う設備・機器からの排気系については高性能エアフィルタ2段、それ以外の設備・機器からの排気系については高性能エアフィルタ1段により、適切に酸化ウランを除去し、排気筒を経て排気口から施設外へ放出する。

廃棄設備は、第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する。

放射性気体廃棄物は、本加工施設の高性能エアフィルタにより、放射性物質を適切に除去した後、気体廃棄物の廃棄設備である排気ダクトを通して、排気口から施設外へ放出する。

(c) 第1種管理区域からの排気は、部屋からの排気(部屋排気)と、設備からの排気(局所排気)の2つに区分する。部屋排気、局所排気(粉末状のウランを取り扱う設備を除く)は、高性能エアフィルタ(捕集効率 99.97%以上)1段でろ過後、排気口より大気中へ放出する。

(d) 局所排気のうち、粉末状のウランを取り扱う設備からの排気は、高性能エアフィルタ(捕集効率 99.97%以上)2段でろ過後、気体廃棄設備である排気ダクトを通じて排気口より大気中へ放出する。

周辺環境へ放出される放射性物質濃度を低減し、公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするため、第1種管理区域からの放射性物質により汚染された空気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタによつてろ過後、排気口から大気へ放出する。

放射性気体廃棄物の廃棄設備は、排気ダクト、プレフィルタ、高性能エアフィルタ、排風機等から構成し、部屋排気系及び局所排気系に対して以下を考慮した構造とする。

( ) 部屋排気系 部屋排気系の排気は、高性能エアフィルタにより処理して排気口より屋外へ排出する。

( ) 局所排気系 局所排気系の排気は、高性能エアフィルタにより処理して排気口より屋外へ排出する。局所排気設備のうち粉末を取り扱う設備等の放射性物質の排気系への移行率が高いと考えられる設備からの排気系については、高性能エアフィルタを2段とし、屋外へ排出される排気中の放射性物質濃度を低減する。

第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄物

設備である排気ダクトを通して排気口から屋外に放出する。  (記載 No.17-4)
ALARA の考えの下、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」において定める線量目標値(50 μSv/年)を参考に、公衆の受ける線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。  さらに、加工施設周辺の公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に、合理的に達成できる限り低減する。  (記載 No.17-6)
(b) 高性能エアフィルタの目詰まりを監視するために差圧計を設ける。  (記載 No.17-7)

気体廃棄設備 No.1、気体廃棄設備 No.2

[20.1-F1][20.1-F3]

気体廃棄設備 No.1 は、排風機、フィルタユニット、フィルタユニット(設備排気用)ダクト、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー、給気ユニット、差圧計及び防火ダンパーで構成する。気体廃棄設備 No.2 は、排風機、フィルタユニット、フィルタユニット(設備排気用)ダクト、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー、給気ユニット(給気フィルタ及び給気ファンの分離型)、差圧計で構成する。

給気ユニット及びダクトによって、外気を第1種管理区域の各部屋に取り入れる。また、第1種管理区域の部屋排気及び局所排気は捕集効率99.97%以上の性能を有する高性能エアフィルタを備えたフィルタユニット1段を接続し、さらに局所排気のうち、放射性物質の排気系への移行率が高いと考えられる粉末を取り扱う設備・機器からの排気系については捕集効率99.97%以上の性能を有する高性能エアフィルタを備えたフィルタユニット(設備排気用)を別の離れた場所にもう1段追加することにより、適切に酸化ウランを除去し、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるよう過した上で排気ダクトを通し排気筒を経て排気口(第2加工棟は地上高約25m、第1廃棄物貯蔵棟は地上高約17m)から施設外へ放出する設計とする。

第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 については、系統(部屋排気系統)及び系統(部屋排気系統)においては、高性能エアフィルタにより処理した部屋排気を、各部室内に再循環給気してリサイクルする系統を備える。リサイクルする空気は、ダストモニタにより濃度を連続的に測定し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度を超えるおそれのある場合には、リサイクルを中止し、ワンスルー方式に切り換える。

気体廃棄設備 No.1、気体廃棄設備 No.2

[20.1-F5]

フィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。

○気体廃棄設備 No. 1、気体廃棄設備 No. 2

[20. 1-F4]

気体廃棄設備 No. 1 及び気体廃棄設備 No. 2 のダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。

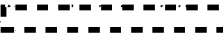
加工施設は、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける設計とする。

(記載 No. 17-1)

周辺環境へ放出する放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り少なくするため、気体廃棄物処理施設にあつては、高性能エアフィルタ等の除去設備により、液体廃棄物処理施設にあつては、凝集沈殿、ろ過、蒸発処理、希釈処理、イオン交換等により、適切な処理が行える設計とする。

(記載 No. 17-3)

液体廃棄物の廃棄設備は、貯槽、凝集沈殿、遠心分離及びろ過の機能を有した廃液処理設備、貯留設備、蒸発乾固装置、スラッジ乾燥機及び保管廃棄設備で構成する。これらの設備は、次のような構造とする。

- (i) 第2加工棟第1種管理区域で発生した液体廃棄物は、発生元にて凝集沈殿、遠心分離の一次処理を行った後、第2廃液処理設備に送水する。第2廃液処理設備において、一次処理廃液及び直接送水した廃液を、一旦、廃液貯槽等に貯留し、必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、貯留設備に送水する。
- (ii) 第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で発生した液体廃棄物は、必要に応じて蒸発乾固、凝集沈殿の処理を行った後、貯留設備に送水する。
- (iii) 建物ごとの貯留設備に貯留した液体廃棄物は、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、建物外へ排出する。各建物から排出された排水は集中排水処理施設にて貯留し、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中濃度限界以下であることを確認した後、事業所外へ排出する。その後、排水管を通して雨山川に放出する。なお、廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物は乾燥させた後、スクラップとして取り扱う、もしくは放射性固体廃棄物として所定のドラム缶に収納して保管廃棄設備に保管廃棄する。
- (iv) 放射性物質によって汚染され又は汚染されたおそれのある油類廃棄物はドラム缶に入れ、に保管廃棄する。また、このうち焼却減容可能な油類廃棄物は、焼却減容した後、放射性固体廃棄物として保管廃棄設備に保管廃棄する。

放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、廃液に含まれる放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。

- (c) 工程から発生する廃液は、凝集沈殿装置、遠心分離装置、ろ過装置又は蒸発乾固装置若しくはこれらの組み合わせにより処理した後、排水口より施設外へ放出する。

周辺環境へ放出される放射性物質濃度を低減し、公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするため、第1種管理区域の工程からの排水は、廃液処理設備により処理し、建物外に排出し、集中排水処理施設に貯留した後、排水口から周辺監視区域外へ排出する。第1種管理区域の工程からの排水を処理する設備は、凝集沈殿装置、ろ過装置、蒸発乾固装置、貯槽等により構成し、バッチ方式により放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認後、建物外に排出する構造とするとともに発生する液体廃棄物を処理するために十分な能力を有する設計とする。また、蒸発乾固装置から発生した蒸気は凝縮水として回収し、廃液処理設備にて処理する設計とする。放射性液体廃棄物の処理設備の構成並びに処理能力及び液体廃棄物の発生量を下表に示す。

排水口から排出する液体廃棄物中の放射性物質濃度は、廃液処理設備で処理後の廃液を貯留し、バッチごとに放射線測定装置により測定し監視する。

本加工施設の廃液処理設備で処理した排水は、建物ごとに貯槽に貯留し、バッチ方式によりあらかじめその放射性物質の濃度を測定し、排水中の放射性物質濃度が線量告示に定める水中濃度限度以下であることを確認した後、建物外へ排出する。建物外に排出した排水は集中排水処理施設にて貯留し、バッチ方式により放射性物質濃度を測定し、確認してから事業所外へ排出する。

(記載 No.17-5)

ALARA の考えの下、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」において定める線量目標値(50  $\mu$ Sv/年)を参考に、公衆の受ける線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。

さらに、加工施設周辺の公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に、合理的に達成できる限り低減する。

(記載 No.17-6)

流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクは、通常時において有意な核燃料物質が混入しないよう保安規定に定めて管理するため、液体廃棄物を取り扱う設備ではない。

流し(手洗い、シャワー)の排水及び空調ドレン水は以下に示す液体廃棄物の廃棄施設に移送するため、排水口以外の箇所において建物から排水することはない。

第1廃液処理設備、分析廃液処理設備、開発室廃液処理設備、第2廃液処理設備、第2廃液処理設備貯留設備、W1廃液処理設備

[20.1-F3]

液体廃棄物の廃棄設備として第2加工棟に第1廃液処理設備、分析廃液処理設備、開発室廃液処理設備、第2廃液処理設備、第2廃液処理設備貯留設備を設置し、第1廃棄物貯蔵棟にW1廃液処理設備を設置する。

第1廃液処理設備には、液体廃棄物からウランを除去するため凝集沈殿槽 No.1～凝集沈殿槽 No.4、遠心分離機 No.1～遠心分離機 No.4、遠心ろ過機 No.1、遠心ろ過機 No.2 を設ける。ウランを除去した後、第2廃液処理設備に送水する。分析廃液処理設備には、液体廃棄物からウランを除去するため反応槽を設ける。ウランを除去した後、第2廃液処理設備に送水する。開発室廃液処理設備には、液体廃棄物からウランを除去するため

凝集沈殿槽、遠心分離機を設ける。ウランを除去した後、第2 廃液処理設備に送水する。

第2 廃液処理設備には、液体廃棄物からウランを除去するため凝集槽、沈殿槽 No.1、沈殿槽 No.2、ろ過装置 No.1、ろ過装置 No.2 を設ける。ウランを除去した後、第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.1～貯留槽 No.4 に送水する。貯留槽 No.1～貯留槽 No.4 に貯留された液体廃棄物の放射性物質濃度が原子力規制委員会の定める水中の濃度限度( $2 \times 10^{-2}$  Bq/cm<sup>3</sup>) 以下であることを確認した後、第2 加工棟の排水口から建物外に排出する。また、第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.1～貯留槽 No.4 にて放射性物質濃度が所定の管理値を超えた場合には、希釈により放射性物質濃度を所定の管理値以下にするか又は第2 廃液処理設備に移送して、再度ウランを除去する。

W1 廃液処理設備には、液体廃棄物からウランを除去するため蒸発乾固装置、凝集沈殿槽、ろ過機を設ける。ウランを除去した後、W1 廃液処理設備 貯留槽 No.1～貯留槽 No.3 に送水する。貯留槽 No.1～貯留槽 No.3 に貯留された液体廃棄物の放射性物質濃度が原子力規制委員会の定める水中の濃度限度( $2 \times 10^{-2}$  Bq/cm<sup>3</sup>) 以下であることを確認した後、第1 廃棄物貯蔵棟の排水口から建物外に排出する。また、W1 廃液処理設備 貯留槽 No.1～貯留槽 No.3 にて放射性物質濃度が所定の管理値を超えた場合には、希釈により放射性物質濃度を所定の管理値以下にするか又はW1 廃液処理設備に移送して、再度ウランを除去する。

各建物から排出された排水は集中排水処理施設に貯留する。集中排水処理施設にて放射性物質の濃度を再度確認した後、事業所外へ排出する。

第1 廃液処理設備において生じたスラッジ状の廃棄物は乾燥させた後、スクラップとして取り扱う。分析廃液処理設備、開発室廃液処理設備、第2 廃液処理設備及びW1 廃液処理設備において生じたスラッジ状の廃棄物は乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。

第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.1～貯留槽 No.4、W1 廃液処理設備 貯留槽 No.1～貯留槽 No.3

[20.1-F4]

第2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽 No.1～貯留槽 No.4 及びW1 廃液処理設備の貯留槽 No.1～貯留槽 No.3 には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。

また、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設を設ける設計とする。

保管廃棄設備は、固体廃棄物の保管廃棄が十分な能力を有するものとする。

放射性固体廃棄物の発生量は核燃料物質の取扱量から、200 リットルドラム缶本数に換算して、年平均約 620 本（再生濃縮ウラン分は約 100 本）と見積もられ、このうち減容可能な放射性固体廃棄物は約 420 本で減容後は約 70 本となることから、現在の保管廃棄量約 8,200 本を踏まえ、現状の最大保管廃棄能力（200 L ドラム缶換算約 11,170 本）は十分である。

油類廃棄物の発生量は過去の実績から約 1 本（200 L ドラム缶）/年と予想されるため、現在の保管廃棄量 67 本を踏まえ、現状の最大保管廃棄能力（200 L ドラム缶換算約 100 本）は十分である。

（記載 No. 17-2）

本申請対象の保管廃棄設備<sup>〇</sup> 廃棄物保管区域、保管廃棄設備<sup>〇</sup> 廃棄物保管区域は、放射性廃棄物を保管廃棄する設備である。加工事業変更許可申請書において、保管廃棄する設備を廃棄施設として説明をしていることから、本項で適合性を説明する。

○保管廃棄設備<sup>〇</sup> 廃棄物保管区域、保管廃棄設備<sup>〇</sup> 廃棄物保管区域

[20.1-F1] [20.1-F2]

第 1 廃棄物貯蔵棟に、固体廃棄物の保管廃棄設備（保管廃棄設備<sup>〇</sup> 廃棄物保管区域：固体廃棄物の保管廃棄能力<sup>〇</sup>）を設ける。

また、第 3 廃棄物貯蔵棟に、固体廃棄物の保管廃棄設備（保管廃棄設備<sup>〇</sup> 廃棄物保管区域：固体廃棄物の保管廃棄能力<sup>〇</sup>）を設ける。

保管廃棄設備<sup>〇</sup> 廃棄物保管区域、保管廃棄設備<sup>〇</sup> 廃棄物保管区域は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域外に置いて保管廃棄することのないよう、床面にペイントで区域を明示する。

(核燃料物質等による汚染の防止)

第二十一条 加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。

[適合性の説明]

また、第1種管理区域の内部の床、壁の表面はウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。

(c)第1種管理区域の床、壁等は表面を平滑にし、表面には合成樹脂を塗装する等の仕上げにより除染の容易性及び耐食性の向上並びにウラン粉末を含む液体の浸透防止を図る。

(記載 No.4-19)

本申請対象施設のうち、第2加工棟では、既設の試料保管棚、分析設備 計量設備架台 No.12、試験検査設備 計量設備架台 No.13、試験検査設備 計量設備架台 No.14 を撤去すること、第1廃棄物貯蔵棟では第1種管理区域を設置することから、既設の試料保管棚、分析設備 計量設備架台 No.12、試験検査設備 計量設備架台 No.13、試験検査設備 計量設備架台 No.14 と第1廃棄物貯蔵棟が対象となる。

既設の試料保管棚、分析設備 計量設備架台 No.12、試験検査設備 計量設備架台 No.13、試験検査設備 計量設備架台 No.14

[21.1-F1]

既設の試料保管棚、分析設備 計量設備架台 No.12、試験検査設備 計量設備架台 No.13、試験検査設備 計量設備架台 No.14 を撤去した後の床及び人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施す。

第1廃棄物貯蔵棟

[21.1-B1]

第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の床及び壁であって人が触れるおそれがある部分(床面からの高さ2 mまで)は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料(塗料)で仕上げる設計とする。



(遮蔽)

第二十二条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。

(記載 No. 3-1)

加工事業変更許可申請書に示したとおり、本加工施設においては、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。

また再生濃縮ウランの配置及び放射性固体廃棄物のドラム缶当たりのウラン量別の配置については、加工事業変更許可申請書に基づき保安規定に定めて管理する。

放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計とする。

本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する直接線及びスカイシャイン線の影響を評価し、周辺監視区域外において線量を合理的に達成できる限り低減するため、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。

酸化ウラン粉末、燃料集合体等の貯蔵又は放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量が敷地境界外の人々の居住する可能性のある地点において十分低くなるように設備、壁の配置等を考慮した設計とする。

周辺監視区域境界及び敷地境界外の人々の居住する可能性のある区域において、本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を合理的に達成可能な限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。

直接線の計算で考慮した主要な壁厚等を添6ロ(ニ)の第7図に示す。また、スカイシャイン線の計算で考慮した主要な天井厚を添6ロ(ニ)の第1表に示す。

添6ロ(ニ)の第7図 直接ガンマ線の評価で考慮した壁厚等

添6ロ(ニ)の第1表 スカイシャイン線の計算に使用した天井厚

(記載 No. 3-3)

第1加工棟(第3次申請)、第2加工棟(第4次申請)については、本申請において遮蔽に対する安全設計に変更はない。

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

[22. 1-B1]

通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量を、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計とする。第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の壁、屋根、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は遮蔽評価に見込んだ設計確認値以上の厚み、密度を有したものとする。

遮蔽評価に見込む壁材質、壁の厚さはそれぞれ第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の仕様表に示している。

直接線及びスカイシャイン線の影響の評価に当たっては、遮蔽効果は壁（一部扉）、床のみとし、柱、はりは考慮せず、壁の厚さ、構造を保守的に遮蔽モデル化している。また物を搬出入するような大きい扉は、コンクリートを充填した扉（第2加工棟）及び評価点に近い扉（1 箇所、第1 加工棟）を除き、扉の遮蔽効果を見込まず開口部として遮蔽モデル化している。ただし、非常口等人が通るような扉は線量への影響が小さく、前述のように保守的な評価を行っているため開口部として考慮していない。

遮蔽評価の結果を付属書類 1 1 の遮蔽に関する基本方針書に示す。

周辺監視区域境界における実効線量の最大は約  $9.7 \times 10^{-2}$  mSv/年であり、また、敷地境界外の人々の居住する可能性のある区域における公衆の実効線量の最大は約  $3.8 \times 10^{-2}$  mSv/年である。

2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所において、放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するよう、ウランの取扱量が多い設備・機器を放射線業務従事者から離れた位置に配置するとともに、遮蔽を要する設備・機器において、区画を仕切る壁又は遮蔽板等を設ける。

加工施設において、製造、検査、貯蔵設備等の線量率を評価し、放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを合理的に達成できる限り低減できる設計とする。

遮蔽を要する施設、設備においては、区画を仕切る壁、遮蔽板等を設ける構造とし、貫通部がある区画については、適切な対策を行い、放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる設計とする。なお、ウランの仕様から実効線量を評価することにより線量限度を十分満足できる場合は、遮蔽計算等による評価は要しないものとする。

(記載 No. 3-2)

○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

[22.2-B1]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の屋根、壁、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は、加工施設内の外部放射線を低減する遮蔽能力を有する。

また、管理区域内での放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するよう、ウランの取扱量が多い貯蔵設備は、コンクリートの仕切り壁に囲まれた区画に配置する設計とする。仕切り壁には貫通部は存在するが、管理区域内の人が立ち入る場所については、保安規定に基づき行う定期的な線量当量率の測定結果及び当該場所への立入時間から、放射線業務従事者の外部放射線に係る被ばくが電離放射線障害防止規則に定められている 1 mSv/週以下となることを確認する管理を行うため、放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを十分低減できる。

(換気設備)

第二十三条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
- 三 ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

第3廃棄物貯蔵棟には、第1種管理区域がないため、核燃料物質等により汚染された空気は発生しない。

[適合性の説明]

ウラン粉末を含む気体又は液体を取り扱う系統及び機器には、逆流によってウランが拡散しない設計とする。

( ) 逆流防止 放射性気体廃棄物の廃棄設備は、給排気設備により放射性気体廃棄物が逆流しないように負圧設計を行う。

また、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を含まない液体を導く管であって、核燃料物質等を内包する容器、管等に内通するもののうち核燃料物質等が逆流するおそれのあるものについては、逆流防止のための弁等を設ける。

(記載 No.4-10)

ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、当該区域の外から当該区域に向かって空気が流れるように、第1種管理区域は外部に対して19.6 Pa以上の負圧を保つように給排気のバランスをとる構造とし、必要な場合に経路を閉じることのできる逆流防止機構又はダンパーを設ける構造とする。

(a)本加工施設のうち、第1種管理区域は、室内の圧力を給排気設備によって外気に対して19.6 Pa(2 mm水柱)以上の負圧を維持することにより、室内の空気が外部に漏えいすることを防止する。

(d)複数の排気系統により排気する場合は、汚染された空気が逆流しないよう逆流防止ダンパー等を設ける。

第1種管理区域の部屋はウラン除去機能を持つフィルタを備えた排気設備で排気することにより、平均6回/時以上の換気を行い、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa(2 mm水柱)以上の負圧に維持できる設計とする。

(記載 No.4-15)

第1種管理区域内において、人が常時立ち入る場所における空気中の放射性物質の濃度を線量告示に定める濃度限度以下とするため、粉末状のウランを取り扱う設備の囲い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持できる局所排気系統を設けるとともに、所要の換気を行う。

作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。

(3) 第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。

<p>(a)人が常時立ち入る第1種管理区域の部屋は、空気中の放射性物質濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める値を十分下回るよう給排気設備により平均6回/時以上の換気を行う。給排気系統図を添5口(イ)の第2図及び第3図に示す。</p> <p>添5口(イ)の第2図 給排気系統図 [ 気体廃棄設備 No.1 ( 第2加工棟 ) ] 添5口(イ)の第3図 給排気系統図 [ 気体廃棄設備 No.2 ( 第1廃棄物貯蔵棟 ) ]</p> <p>第1種管理区域の部屋はウラン除去機能を持つフィルタを備えた排気設備で排気することにより、平均6回/時以上の換気を行い、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa ( 2 mm 水柱 ) 以上の負圧に維持できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No.4-18)</p>
<p>また、部屋排気系統の一部は、高性能エアフィルタにより処理した後、各部室内に再循環給気してリサイクルする。</p> <p>(b) 第2加工棟の部屋排気のうち、汚染の可能性の少ない排気は、高性能エアフィルタ1段でろ過後、室内に再循環給気してリサイクルする設計とする。</p> <p>また、部屋排気系の排気の一部を高性能エアフィルタによりろ過した後、再循環給気することにより、屋外へ排出する排気中の放射性物質濃度を低減する。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No.4-27)</p>
<p>また、設計基準事故の発生後、一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できる設計とし、設計基準事故が発生した状況下であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える設計とする。</p> <p>( ) 操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、気体廃棄設備に送排風機異常、ダンパー開度異常、室内負圧異常時のインターロックを設ける。</p> <p style="text-align: right;">(記載 No.12-4)</p>
<p>安全機能を有する施設を次表に示す。</p> <p>表 安全機能を有する施設 ( 気体廃棄物処理工程 )</p> <p>閉じ込め：故障時の排風機起動機構</p> <p style="text-align: right;">(記載 No.14-11)</p>
<p>A.設備損傷による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする</p> <p>A.設備損傷による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。</p> <p>B.火災による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。</p> <p>B.火災による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理する</p>

ことにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。

(記載 No.15-54)

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域の排気設備はウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けない第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタは第2フィルタ室に設置することにより、ウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

A. 設備損傷による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域では、工程室の影響を受けない第2排風機室に設ける給排気設備及び第2フィルタ室に設置する部屋排気系統のフィルタによるウランの除去により、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

B. 火災による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域の排気設備はウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けない第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタは第2フィルタ室に設置することにより、ウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

B. 火災による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域では、工程室の影響を受けない第2排風機室に設ける給排気設備及び第2フィルタ室に設置する部屋排気系統のフィルタによるウランの除去により、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

(記載 No.15-55)

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 第1種管理区域の排気設備はウランを取り扱う設備を設置する工程室の影響を受けない第2排風機室に設置し、部屋排気系統のフィルタは第2フィルタ室に設置することにより、ウランの除去を継続し、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

C. 爆発による閉じ込め機能の不全 連続焼結炉を設置する工程室の影響を受けない第2排風機室に設ける給排気設備及び第2フィルタ室に設置する部屋排気系統のフィルタによるウランの除去により、建物からのウランの漏えいによる影響を緩和する。

(記載 No.15-59)

(b) 高性能エアフィルタの目詰まりを監視するために差圧計を設ける。

(記載 No.17-7)

第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、気体廃棄設備 No.1、気体廃棄設備 No.2

[23.1-B1] [23.1-F1]

気体廃棄設備を設置する第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備により平均6回/時以上の換気を行う設計とする。

次表に示すとおり、各気体廃棄設備の総排気能力は、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵

棟の第1種管理区域の容積に対し、平均6回/時以上の換気を行うために十分な総排気能力を有している。

(第2加工棟/気体廃棄設備 No. 1)

第1種管理区域の容積 (m <sup>3</sup> )	排風機の排気能力 (m <sup>3</sup> /h)		加工事業許可申請書 (m <sup>3</sup> /h)	
系統Ⅰ (系統Ⅴ) 第2粉末受入室、第2-1貯蔵室、第2ペレット保管室、第2-1混合室、第2-1ペレット室 <sup>(1)</sup> 、第2-1ペレット検査室、第2出入管理室、第2-1燃料棒加工室	1.4×10 <sup>4</sup>	排風機(301-F)	14.8×10 <sup>4</sup>	13.0×10 <sup>4</sup> 以上
排風機(305-F)				
系統Ⅱ <sup>(2)</sup> 第2廃棄物処理室、第2洗濯室		排風機(302-F)		
系統Ⅲ (系統Ⅵ) 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室		排風機(303-F)		
系統Ⅳ 第2フィルタ室		排風機(306-F)		
系統Ⅶ (系統Ⅷ) 第2-2貯蔵室、第2-2混合室、第2-2ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2-1作業支援室		排風機(304-F)		
		排風機(307-F)		
		排風機(308-F)		

(第1廃棄物貯蔵棟/気体廃棄設備 No. 2)

第1種管理区域の容積 (m <sup>3</sup> )	排風機の排気能力 (m <sup>3</sup> /h)		加工事業許可申請書 (m <sup>3</sup> /h)	
系統Ⅰ (系統Ⅱ、系統Ⅲ、系統Ⅳ) W1廃棄物処理室、 W1出入管理室	1.3×10 <sup>3</sup>	No. 1 排風機 No. 2 排風機 No. 3 排風機、 No. 4 排風機 <sup>(3)</sup> No. 5 排風機 No. 6 排風機	3.6×10 <sup>4</sup>	3.5×10 <sup>4</sup> 以上

- (1) 第2-1ペレット室の部屋排気のうち、第1廃液処理設備周辺の排気を系統Ⅱが一部担っているが、室内の大部分は系統Ⅰによる排気であるため、第2-1ペレット室の全容積を系統Ⅰ (系統Ⅴ) として計上した。
- (2) 系統Ⅱ (部屋排気) が分担している第2廃棄物処理室の設備にも系統Ⅴ (局所排気) が接続されているが、系統Ⅴの大部分は系統Ⅰ (部屋排気) が分担している室の設備に接続されていることから、系統Ⅱの排気には系統Ⅴの排気能力を期待せず、系統Ⅰ側の排気能力として計上した。
- (3) 切替運転のためどちらか1台が運転
- (4) No. 5 排風機の故障時に運転

また、気体廃棄設備は、屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユ

ニットを設けることにより、放射線障害を防止するために必要な換気経路を確保する設計とする。

気体廃棄設備 No.1、気体廃棄設備 No.2

[23.1-F2]

フィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計（フィルタ用）を設けることにより、機能を適切に維持する。

気体廃棄設備 No.2

[23.1-F2]

焼却設備 焼却炉の燃焼排ガスは、気体廃棄設備 No.2 系統3（局所排気系統）に接続されている。系統3のフィルタユニットが燃焼排ガスで損傷することを防止するために急冷塔を設置する。急冷塔の冷却機能は系統4（局所排気系統）で維持しており、系統4のNo.5排風機の故障を検知した場合は、予備のNo.6排風機が起動する。本故障時の排風機起動機構により、操作員の操作がなくても急冷塔の冷却機能を維持することで、焼却設備からの排気を処理するフィルタユニットが燃焼排ガスにより損傷することを防止する設計とする。



(非常用電源設備)

第二十四条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、以下の設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備(ディーゼル式発電機)を設ける設計とする。

- ( ) 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備
- ( ) 放射線監視設備
- ( ) 火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯

加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、以下の監視設備その他安全機能を有する施設の安全機能を確保するために必要な設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備(ディーゼル式発電機)を、加工施設用2台(1台は予備機) 防災機器用(緊急対策本部用) 1台設ける設計とする。

第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備

放射線監視設備

火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯

これら負荷設備に対する非常用電源の系統図及び必要な容量を添5リ(リ)の第1図及び第2図に示す。

添5リ(リ)の第1図 非常用電源の系統図

添5リ(リ)の第2図 非常用電源の系統図

(記載 No.20-1)

非常用電源設備は、停電後所定の時間内に電圧が確立する設計とする。また、安全機能の確保を確実にを行うために、予備を設置するとともに、定期的に試験を行うことで、信頼性を有する設計とする。

非常用電源設備(ディーゼル式発電機)は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に電圧が確立する設計とし、定期的に試験を行うことで、信頼性を有するように設計する。また、加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する設計とする。

(記載 No.20-2)

非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機

[24.1-F1]

加工施設には、停電時、必要な負荷容量に対し、十分に余裕を持った発電容量を有する非常用電源設備を設置する。非常用電源設備はディーゼル式発電機とし、加工施設用に2台(非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機)を

防災機器用に1台（非常用電源設備A 非常用発電機）を設ける。

非常用発電機は、電気事業法、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令に基づいて設計、製作されたものを設置する。非常用電源系統は、電気事業法、同施行令、同施行規則、電気設備に関する技術基準を定める省令に従って設置する。

非常用電源設備 非常用発電機の発電定格容量及び発電定格電圧は以下のとおりとする。

	発電定格容量	発電定格電圧
非常用電源設備 No.1 非常用発電機	300 kVA 240 kW	200 V
非常用電源設備 No.2 非常用発電機	300 kVA 240 kW	200 V
非常用電源設備 A 非常用発電機	300 kVA 240 kW	200 V

非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御装置を設け、停電後40秒以内に自動起動し、接続された負荷設備に電源を供給する。また、加工施設用の非常用電源設備は同容量の2台（非常用電源設備 No.1 及び非常用電源設備 No.2）を設置し、他方の非常用電源設備に故障が発生した場合は切替機により接続を替え、加工施設への給電を維持する。

非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機と負荷の接続を図り一他一11(1)に、非常用電源設備 A 非常用発電機と負荷の接続を図り一他一11(9)に示す。

非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続する負荷容量の合計は、図り一他一11(1)に示すように240kWであり、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機から供給する発電定格容量以内としている。非常用電源設備 A 非常用発電機に接続する負荷容量の合計は、図り一他一11(9)に示すように240kWであり、非常用電源設備 A 非常用発電機から供給する発電定格容量以内としている。

非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。

非常用電源設備からの配線は、一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない設計とする。

非常用電源設備からの配線は、一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない設計とする。

(記載 No. 20-4)

○非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機

[24.1-F1]

非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、一方

の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないう、非常用電源設備から切替器までの配線を独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。

なお、非常用電源設備の容量は、原子炉等規制法第五十二条の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けている施設（以下「使用施設」という。）での共用に必要な電力量を考慮した設計とする。

なお、非常用電源設備の容量は、使用施設での共用に必要な電力量を考慮した設計とする。  
(記載 No. 20-5)

(4) 安全機能を有する施設のうち、原子炉等規制法第五十二条に基づく使用施設と共用する施設は、非常用電源設備である。非常用電源設備は、共用によってその安全機能を損なわない設計とする。

本加工施設のうち、原子炉等規制法第五十二条に基づく使用施設と共用する安全機能を有する施設は非常用電源設備（ディーゼル式発電機）である。非常用電源設備（ディーゼル式発電機）は、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、共用しても十分な能力を有し、安全上支障をきたさないように設計する。

(記載 No. 14-7)

○非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機

[24.1-F1]

非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び非常用電源設備 No. 2 非常用発電機は、図リ一他一11(1)に示すとおり、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設（負荷容量： $1.2 \times 10^4$  kW）と共用しても十分な能力を有し、安全上支障をきたさない。使用施設の負荷内訳は、非常用照明（負荷容量： $1.2 \times 10^4$  kW）とガンマ線エリアモニタ検出器（負荷容量： $1.2 \times 10^4$  kW）である。

使用施設の負荷には、加工施設設備と同じく配線用遮断器を設けている。使用施設の負荷において過負荷、短絡等の過電流が生じる不具合が発生した場合には、配線用遮断器が過電流を検知して遮断するため、加工施設への影響は生じない。

長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。

(記載 No. 20-3)

○非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機

長期にわたって給電の必要が生じた場合、下表に示す負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料（貯蔵量： $1.2 \times 10^4$ L以上）により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動することができる。

これら排風機等を待機状態とするにあたって、当該部屋内のフードボックス内で取扱っている核燃料物質等の閉じ込めを行う。

上記に示す貯蔵量（ $1.2 \times 10^4$ L以上）の管理も含めこれらの措置については、保安規定に定める。

6 時間経過後	第2加工棟のダストモニタ（換気用モニタ）、気体廃棄設備 No. 1 系統VI、アンモニア分解炉の冷却水ポンプ及びアンモニア制御盤を待機状態とする。 第1廃棄物貯蔵棟の気体廃棄設備 No. 2 系統4を少消費系統（No. 6 排風機）の運転に切り替える。
12 時間経過後	第1廃棄物貯蔵棟の焼却炉の冷却系統（*1）、気体廃棄設備 No. 2 のすべての系統、ダストモニタ（排気用モニタ）及びエアスニファ（管理区域内）のポンプを待機状態とする。
24 時間経過後	第2加工棟の連続焼結炉の冷却水ポンプを待機状態とする。（*1）

\*1 連続焼結炉、焼却炉の冷却時間を考慮。

2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える。

(記載 No.20-6)

加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。

(3) 警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

(記載 No.21-3)

第1種管理区域の排気系統以外からの漏えいを発生させないように、外部電源の供給が停止しても、非常用電源設備により電源が供給され、局所排気系統が稼働して、第1種管理区域内の負圧を維持し漏えいを防止できる構造とする。

また室内が正圧となって排気系統以外からの漏えいを発生させないように、外部電源の供給が停止しても非常用電源設備が稼働して負圧を維持できる設計とする。

(記載 No.4-25)

加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備及び火災発生時において迅速な初期消火を行うための粉末消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を消防法に基づき設置する。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度のある設計とする。

加工施設の建物には、火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備、初期消火を迅速かつ確実にを行うための消火設備として粉末消火器及び屋内消火栓を消防法に基づき設ける。屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を設ける。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度ある設計とする。各建物に設置している火災感知設備、消火設備を添5チ(□)の第3表に、火災感知設備、消火設備の施設内の配置図を別添5チ(□)-3に示す。

添5チ(□)の第3表 火災感知設備、消火設備 火災感知設備<sup>(1)</sup>

1：各建物の受信機から、部品検査設備棟、緊急対策本部室、保安棟の警報集中表示盤に移報信号を転送する。消火設備<sup>(2)</sup>

2：第2加工棟屋内消火栓、第1加工棟屋外消火栓の消火栓ポンプは発電機・ポンプ棟に収納し、消火栓ポンプは外部電源喪失時にも非常用電源設備で動作可能とする。

(記載 No.5-24)

( ) 火災感知設備

(a) 加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。また、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。

- (b) 自動火災報知設備の警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計とする。
- (c) 受信機はP型受信機を採用し、地震、火災等で感知器との配線が断線したとしても受信機において断線警報が吹鳴することで、火災の早期発見に対して支障なく報知できる設計とする。
- (d) 外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならない設計とする。

(記載 No.5-25)

加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えて非常用電源設備に接続したバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する設計とする。

加工施設には、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外に退避できるように非常口を設け、各区域から非常口への通路及び階段を安全避難通路とし、誘導灯の設置、床面への表示等により安全避難通路を容易に識別できるようにする。

加工施設には、停電時にも放射線業務従事者が速やかに屋外に退避できるように、非常用照明を設置する。誘導灯及び非常用照明はバッテリーを内蔵するとともに非常用電源設備(ディーゼル式発電機)に接続する。

(記載 No.13-1)

#### 非常用電源設備に接続する設備・機器

[24.2-F2]

加工施設の安全性を確保するために必要な設備は、非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

非常用電源設備に接続する設備及びその機能を次表に示す。また、非常用電源設備と接続する設備の結線図を、図リ-他-11(2)～図リ-他-11(7)に示す。

設備・機器名称 機器名	機能
ハンドフットクロスモニタ <sup>1</sup>	第1種管理区域からの退出者の汚染測定
ダストモニタ(排気用モニタ)	空気中の放射性物質の濃度の測定
ダストモニタ(換気用モニタ)	空気中の放射性物質の濃度の測定
放射線監視盤(ダストモニタ)	放射線測定状況の表示
ガンマ線エリアモニタ 検出器 <sup>2,6</sup>	作業環境における空間線量率の測定
放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)	放射線測定状況の表示
モニタリングポスト <sup>3</sup>	周辺監視区域付近における空間線量率の測定
放射線監視盤(モニタリングポスト) <sup>3</sup>	放射線測定状況の表示
気象観測装置	風向、風速、降雨量等の測定

設備・機器名称 機器名	機能
通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ）） <sup>*2</sup>	給電する放送設備（スピーカ）により、事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡
通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）	給電する所内携帯電話機（PHS アンテナ）に付属する所内携帯電話機（PHS）及び固定電話機により、事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡
通信連絡設備 所外通信連絡設備	事業所外の必要箇所との通信連絡
緊急設備 非常用照明 <sup>*2*3*5</sup>	設計基準事故時の作業用、避難用照明
緊急設備 誘導灯 <sup>*2*3*5</sup>	設計基準事故時の作業用、避難用照明
緊急設備 感震計 <sup>*4</sup>	所内の震度を監視する
気体廃棄設備 No.2 系統 2（局所排気系統） No.2 排風機	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
気体廃棄設備 No.2 系統 3（局所排気系統） No.3 排風機	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
気体廃棄設備 No.2 系統 3（局所排気系統） No.4 排風機	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
気体廃棄設備 No.2 系統 4（局所排気系統） No.5 排風機	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
気体廃棄設備 No.2 系統 4（局所排気系統） No.6 排風機	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
気体廃棄設備 No.1 系統（局所排気系統） 排風機（305-F）	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
気体廃棄設備 No.1 系統（局所排気系統） 排風機（306-F）	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
気体廃棄設備 No.1 系統（局所排気系統） 排風機（308-F）	負圧を維持し系統の閉じ込め機能を確保する
火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） <sup>*2*3</sup>	給電する自動火災報知設備（感知器）により、火災を早期に感知し報知する
消火設備 屋内消火栓（消火栓ポンプ） 消火設備 屋外消火栓（消火栓ポンプ）	初期消火を迅速かつ確実にを行うための消火設備
警報集中表示盤	監視及び測定により得られた情報を表示する
連続焼結炉 No.1（温度記録計 <sup>*5</sup> ）	第2加工棟 連続焼結炉 No.1 の炉体温度の記録
連続焼結炉 No.2-1（温度記録計）	第2加工棟 連続焼結炉 No.2-1 の炉体温度の記録
焼却設備 焼却炉（温度表示器）	第1廃棄物貯蔵棟 焼却炉の炉体温度の表示

\*1 当該機器が使用不能となった場合には、保安規定に基づき、サーベイメータによる汚染検査を行うこととするが、放射線業務従事者等の入退域が多いため頻繁に使用される第2加工棟 第2出入管理室に設置する3台については、外部電源喪失時における退出時の汚染検査の手段を十分に確保するため、非常用電源設備に接続する。

\*2 第3次設工認申請設備を含む。

\*3 第4次設工認申請設備を含む。

\*4 緊急設備 感震計は、技術基準規則第二十四条の適用を受けないが、継続的な震度モニタリングのため非常用電源設備と接続する。関連する安全機構及びインターロックの作動端の設備が停電時にフェールセーフとなるため、停電時の安全機能に期待しない。

\*5 後半申請の施設を含む。

## バッテリーを備える設備

[24.2-F1]

加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備は、非常用電源設備に接続するとともにバッテリーを備え、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリーにより 40 秒以上作動する設計とする。

非常用電源設備に接続するとともにバッテリーを備える設備を次表に示す。

設備・機器名称 機器名
ハンドフットクロスモニター <sup>*1</sup>
放射線監視盤（ダストモニター）
ガンマ線エリアモニター 検出器 <sup>*2*4</sup>
放射線監視盤（ガンマ線エリアモニター）
モニタリングポスト <sup>*3</sup>
放射線監視盤（モニタリングポスト） <sup>*3</sup>
気象観測装置
通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンブ）） <sup>*2</sup>
通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）
緊急設備 非常用照明 <sup>*2*3*4</sup>
緊急設備 誘導灯 <sup>*2*3*4</sup>
火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） <sup>*2*3</sup>
警報集中表示盤

\*1 当該機器が使用不能となった場合には、保安規定に基づき、サーベイメータによる汚染検査を行うこととするが、放射線業務従事者等の入退域が多いため頻繁に使用される第 2 加工棟第 2 出入管理室に設置する 3 台については、外部電源喪失時における退出時の汚染検査の手段を十分に確保するため、バッテリーを備える。

\*2 第 3 次設工認申請設備を含む。

\*3 第 4 次設工認申請設備を含む。

\*4 後半申請の施設を含む。



非常用電源設備に接続する設備又はバッテリーを備える設備

[24.2-F2][24.2-F1]

上記で示した加工施設の安全性を確保するために必要な設備で非常用電源設備に接続する又はバッテリーを備える設備・機器を次表にまとめる。

また、非常用電源設備に接続する又はバッテリーを備える設備・機器からの給電で外部電源喪失時に動作する設備・機器を併せて次表に示す。

設備・機器名称 機器名	許可における 区分 <sup>*12</sup>	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作
ハンドフットクロスモニタ <sup>*1</sup>	( )			
ダストモニタ(排気用モニタ)	( )		*10	*11
ダストモニタ(換気用モニタ)	( )		*10	*11
放射線監視盤(ダストモニタ)	( )			
ガンマ線エリアモニタ 検出器 <sup>*8</sup>	( )			
放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)	( )			
モニタリングポスト <sup>*3</sup>	( )			
放射線監視盤(モニタリングポスト) <sup>*3</sup>	( )			
気象観測装置	( )			
通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) <sup>*2</sup>	( )			
通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) <sup>*8</sup>	( )			*5
通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)	( )			
通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内通信連絡設備(所内携 帯電話機(PHS アンテナ)))	( )			*6
通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	( )			*6
通信連絡設備 所外通信連絡設備	( )	*9		
緊急設備 非常用照明 <sup>*2*3</sup>	( )			
緊急設備 誘導灯 <sup>*2*3*8</sup>	( )			
緊急設備 感震計 <sup>*4</sup>	*13			
気体廃棄設備 No.2 系統 2(局所排気系統) No.2 排風機	( )			
気体廃棄設備 No.2 系統 3(局所排気系統) No.3 排風機	( )			
気体廃棄設備 No.2 系統 3(局所排気系統) No.4 排風機	( )			
気体廃棄設備 No.2 系統 4(局所排気系統) No.5 排風機	( )			
気体廃棄設備 No.2 系統 4(局所排気系統) No.6 排風機	( )			

設備・機器名称 機器名	許可における 区分 <sup>*12</sup>	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作
気体廃棄設備 No.1 系統 (局所排気系統) 排風機 (305-F)	( )			
気体廃棄設備 No.1 系統 (局所排気系統) 排風機 (306-F)	( )			
気体廃棄設備 No.1 系統 (局所排気系統) 排風機 (308-F)	( )			
火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) <sup>*2*3</sup>	( )			
火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>*2*3*8</sup>	( )			*7
消火設備 屋内消火栓 (消火栓ポンプ) 消火設備 屋外消火栓 (消火栓ポンプ)	( )			
警報集中表示盤	( )			
連続焼結炉 No.1 (温度記録計 <sup>*8</sup> )	*13			
連続焼結炉 No.2-1 (温度記録計)	*13			
焼却設備 焼却炉 (温度表示器)	*13			

\*1 当該機器が使用不能となった場合には、保安規定に基づき、サーベイメータによる汚染検査を行うこととするが、放射線業務従事者等の入退域が多いため頻繁に使用される第2加工棟 第2出入管理室に設置する3台については、外部電源喪失時における退出時の汚染検査の手段を十分に確保するため、バッテリーを備え、非常用電源設備と接続する。

\*2 第3次設工認申請設備を含む。

\*3 第4次設工認申請設備を含む。

\*4 緊急設備 感震計は、技術基準規則第二十四条の適用を受けないが、所内の継続的な震度モニタリングのため非常用電源設備と接続する。なお、所内の関連する安全機構及びインターロックの作動端の設備が停電時にフェールセーフとなるため、停電時の安全機能に期待しない。

\*5 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) から給電する。

\*6 所内通信連絡設備 (電話交換機) から給電する。

\*7 自動火災報知設備 (受信機) から給電する。

\*8 後半申請の施設を含む。

\*9 携帯電話、衛星携帯電話、電話交換機、IP電話、携帯型無線 (消防専用回線) はバッテリーを備える。

\*10 ダストモニタのサンプリング部を非常用電源設備に接続する。

\*11 ダストモニタの検出部はバッテリーを備える放射線監視盤 (ダストモニタ) から給電する。

\*12 次に示す加工事業変更許可申請書で接続対象とした設備の区分。( ) 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、( ) 放射線監視設備、( ) 火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯。

\*13 加工事業変更許可申請書で接続対象とした設備に加えて、接続対象とした設備。

(通信連絡設備)

第二十五条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。

加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。

- (1) 設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、ガンマ線エリアモニタ及びダストモニタに接続し放射線値の異常を認識する警報装置、並びに自動火災報知設備の警報装置を設置し、多様性を備えた所内通信連絡設備として、所内放送設備、固定電話機、所内携帯電話機（PHS）及び無線機を備える。また、所内放送設備は、緊急対策本部以外からも放送が可能とするためマイクを複数箇所に設置する。所内通信連絡設備を添5リ(ヌ)の第1表に示す。

添5リ(ヌ)の第1表 所内通信連絡設備

(記載 No.21-1)

設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。

- (3) 警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

(記載 No.21-3)

通信連絡設備は、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。

加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。

- (4) 通信連絡設備は、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。

(記載 No.21-4)

通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）

[25.1-F1]

設計基準事故が発生した場合に退避に必要な指示等を行うため、第1廃棄物貯蔵棟の付属設備（通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））第3廃棄物貯蔵棟の付属設備（通

信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、発電機・ポンプ棟の付属設備（通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））を設置する。

屋外に通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））を、事務棟、保安棟に通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）を、事務棟（緊急対策本部）に通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）を設置する

通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））には、所内携帯電話機（PHS）が付属する。所内携帯電話機（PHS）は、事故時の活動の拠点として機能する事務棟（緊急対策本部）に設置する。なお、所内全域としての多様性を備えた所内通信連絡設備は、放送設備、所内携帯電話機（PHS）、固定電話機、無線機の4種類となる。

通信連絡設備 所内通信連絡設備の第1廃棄物貯蔵棟の配置を図リ - 他 - 1（1）、図リ - 他 - 1（2）に、第3廃棄物貯蔵棟の配置を図リ - 他 - 2（1）、図リ - 他 - 2（2）に、発電機・ポンプ棟の配置を図リ - 他 - 3に、屋外及び周辺監視区域の配置を図リ - 他 - 10（1）に示す。所内全体の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備）の系統図を図リ - 他 - 12（1）に、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）の系統図を図リ - 他 - 12（2）に示す。

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、屋外に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、第3次申請で申請済みの第1加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する。発電機・ポンプ棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、第4次申請で申請済みの第2加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する。第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））には、マイクが付属する。第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））には、マイクが付属すると共に、事務棟（緊急対策本部）、保安棟に設置するマイクを付属させる。第1加工棟及び第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するいずれのマイクによっても、所内全域の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））から事業所内建物における放送が可能とする。

第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））及び事務棟、保安棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、事務棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続する。所内携帯電話機（PHS）及び事務棟、保安棟、第4次申請で申請済みの第2加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）及び第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟、第3次申請で申請済みの第1加工棟、第4次申請で申請済みの第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。

通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）は、相互間での通信連絡を行うことが可能とする。

警報装置については、（警報設備等）の項に記載する。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。

加工施設の通信連絡設備は、以下のように設計する。

(2) 設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置する。所外通信連絡設備として、一般加入電話、携帯電話及び衛星携帯電話をそれぞれ複数社のものを備えるとともに IP 電話も備え、文書を送信するためのファクシミリ装置を備え、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。また、所轄消防本部との専用通信回線を設ける。なお、一般加入電話は、社内の専用ネットワークを介し、発災地域外の回線を利用して発信できる設計とする。所外通信連絡設備を添 5 リ(ヌ)の第 2 表に示す。

添 5 リ(ヌ)の第 2 表 所外通信連絡設備

(記載 No.21-2)

通信連絡設備 所外通信連絡設備、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）

[25.2-F1]

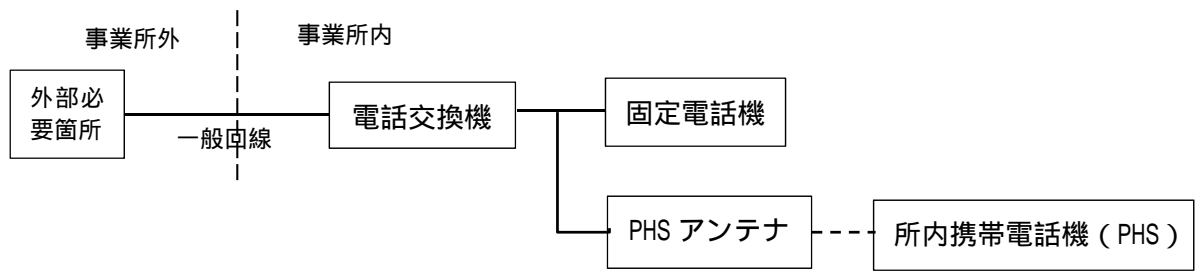
加工施設内には、外部への通信連絡のための多様性を確保した通信連絡設備 所外通信連絡設備を設置する。

設置する通信連絡設備 所外通信連絡設備は、表リ - 他 - 6 のとおりとする。

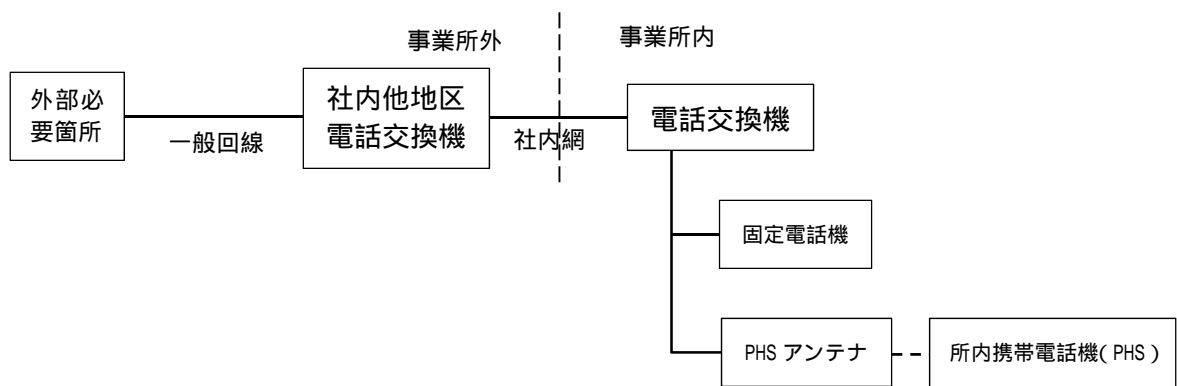
一般回線の利用は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介して外部と通信連絡を行う。社内網の利用は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介し、社内他地区の電話交換機を使用して外部と通信連絡を行う。

携帯電話、衛星携帯電話は、複数の電気通信事業者の回線を配備する。

### 一般回線の利用（模式図）



### 社内網の利用（模式図）



(その他許可で求める仕様)

<p>事業許可基準規則第七条の要求に適合するように必要に応じて耐震補強を講じた安全機能を有する施設に対して、Sクラスに属する施設に求められる1G程度の地震力を想定する。</p> <p>(記載 No. 1-4)</p>
<p>耐震重要度分類第1類の設備・機器は、地震による変形、転倒を抑制する設計とし、また、高さのある貯蔵施設では落下防止策を採り、設備からのウランの落下は発生しない設計とする。</p> <p>(記載 No. 1-6)</p>
<p>・第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計とする。</p> <p>(記載 No. 7-17)</p>
<p>安全機能を有する施設を次表に示す。</p> <p>表 安全機能を有する施設 (貯蔵施設)</p> <p>耐震重要度分類：燃料集合体保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。</p> <p>(記載 No. 14-11)</p>

○第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設置する設備・機器

[99-F1]

耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計とする。

第六条（地震による損傷の防止）の要求事項に対する説明により、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合について、構造解析プログラム又は構造計算式による耐震評価を実施し、必要に応じて強度部材、アンカー追加等の補強により、耐震裕度向上等の改造を行い、許容限界を満足することを確認している。耐震に係る設計方針を附属書類3-1から附属書類3-3に示す。

○第2-2燃料集合体保管区域、第2-3燃料集合体保管区域、第2-1燃料集合体保管区域、第2-4燃料集合体保管区域

[99-F5]

地震対策として、保安規定に基づき燃料集合体保管区域ごとに貯蔵する集合体輸送容器の種類、段数、配置を制限し、耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。

集合体輸送容器を貯蔵する場合の段数、配置は、以下の管理を行う。

1段置き：固定措置不要

2段積み：床面にアンカーボルトで固定したベルト連結用治具及び集合体輸送容器をラッシングベルトで連結する。

附属書類12に、固定措置及び固定治具類の強度評価の結果を示す。

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、第5 廃棄物貯蔵棟及び第1 加工棟は、想定する飛来物が壁を貫通するおそれがある。第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、第5 廃棄物貯蔵棟及び第1 加工棟の保管廃棄施設では想定する飛来物から直接的な影響を受けるドラム缶に対してDR=1 とし、これ以外は飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じることから DR=0.01 とする。

建物が損傷を受け、固縛している固体廃棄物ドラム缶に飛来物が衝突して損傷することを想定する。

(記載 No. 1-15)

第1 廃棄物貯蔵棟及び第3 廃棄物貯蔵棟は、保管廃棄しているドラム缶の破損体数を保守的に仮定するため、路線バスの飛来を想定する。第5 廃棄物貯蔵棟は、保管廃棄しているドラム缶の破損体数を保守的に仮定するため、トラックウィング車を想定する。第1 加工棟には、路線バスが飛来するおそれはなく、トラックウィング車は、遮蔽壁を兼ねた防護壁により飛来するおそれはないことから、ワゴン車の飛来を想定する。

(記載 No. 1-16)

#### ○第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟

[99-B4]

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟は、F3 竜巻飛来物により部分的な損傷は受けるが、F3 竜巻の風荷重を十分に上回る保有水平耐力を確保し、F3 竜巻荷重による倒壊を防止する。

第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟の F3 竜巻に対する設計方針を付属書類4 に示す。

地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に10%とする。

(記載 No. 1-9)

また、更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3 の竜巻の最大風速 92 m/s を想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。

安全設計で想定した F1 竜巻に加え、年超過確率が一桁低い F3 竜巻の最大風速 92 m/s に対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。

##### (a) ハード対策

F3 竜巻よる風荷重または飛来物により損傷するおそれがある建物内への風の吹き込みを防止する、及び建物内に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器及び廃棄物ドラム缶の飛散を防止する対策を以下に示す。

② 第1 - 3 貯蔵棟、第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、第5 廃棄物貯蔵棟及び第1 加工棟・第1 - 3 貯蔵棟に収納する貯蔵容器並びに第1 廃棄物貯蔵棟、第3 廃棄物貯蔵棟、第5 廃棄物貯蔵棟及び第1 加工棟に収納する廃棄物ドラム缶は、F3 竜巻の風荷重により飛



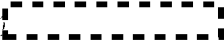
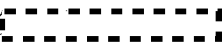
散しない固定、固縛を行う。

(記載 No. 9-14)

(5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更

・地震及び竜巻対策のため、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の放射性廃棄物を収納したドラム缶は、専用治具による連結固縛等により、転倒及び飛散を防止する。

(記載 No. 23-11)

○保管廃棄設備  廃棄物保管区域、保管廃棄設備  廃棄物保管区域

[99-F5]

地震対策として、保安規定に基づき廃棄物保管区域ごとに使用するドラム缶、金属容器の種類、段数、配置を制限し、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止措置を講じる。

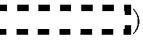
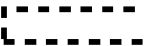
200 L ドラム缶を使用する場合の段数、配置は、以下の管理を行う。

1 段置き : ラッシングベルトにて2行×2列以上で固縛

2 段又は3 段積み : スキッド、パレット、ワイヤースリング等を用いて1 体とし、隣り合うそれぞれのパレットをボルト(1 パレットにつき1 箇所)にて連結し、以下の条件にて固縛。

2 段 : 2 行×2 列以上

3 段 : 3 行×3 列以上

固縛措置にあつては、2 段積み以上の場合、付属書類 1 3 参考資料 2 に示す加振試験で性能を確認したワイヤースリング (JIS G 3525、破断荷重 ) 及び評価を行った連結ボルト (許容せん断荷重は ) を用いる。

付属書類 1 3 に、固縛措置及びパレットの連結ボルトの強度評価の結果を示す。

大型金属容器は1 段置きで単体にて転倒防止策を講じる。

大型金属容器を使用する場合は、保安規定に基づき使用する大型金属容器は転倒評価を行い、安全性を確認したものをを用いるよう管理する。

また、竜巻対策として、保安規定に基づき放射性廃棄物を収納したドラム缶は、竜巻 (風速 92 m/s) が発生したときに飛散することのないよう空力パラメータが 0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる管理を行う。(付属書類 1 3 参考資料 1)

また、更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。

安全設計で想定したF1竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。

(a) ハード対策

F3竜巻よる風荷重または飛来物により損傷するおそれがある建物内への風の吹き込みを防止する、及び建物内に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器及び廃棄物ドラム缶の飛散を防止する対策を以下に示す。

- ① 第2加工棟・F3竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している気体廃棄設備のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、ダクトにダンパーを設ける。

(記載 No. 9-12)

○気体廃棄設備 No. 1

[99-F7]

第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻よる風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界を跨るダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。

没水、被水及び蒸気に対して、(1)に記載した安全設計の考え方にに基づき、ウランを取り扱う設備・機器を以下のとおり設計する。

(ii) 被水に対する安全設計

- ⑤ 溢水による被水防止のため、当該設備・機器近傍の溢水源となり得る配管（一般冷却水配管）を撤去し、当該設備・機器より低い位置の溢水源となり得る配管に遮水板を設置する。

(記載 No. 11-17)

○粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機、供給瓶 No. 2-1 供給瓶

[99-F3]

溢水による被水防止のため、近傍の溢水源となり得る配管（一般冷却水）を撤去する。また、発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

加工施設には、各工程におけるウランの性状に応じた核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける設計とする。また、貯蔵施設はウランの性状に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めの機能を確保する設計とする。

貯蔵施設は、加工工程中のウラン処理量に対し適切な貯蔵容量を確保し、臨界防止のための適切な対策を講じる。

(記載 No. 16-1)

○核燃料物質の貯蔵施設

[99-F2]

貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計とする。本申請で対象となる貯蔵設備を次表に示す。

表 核燃料物質の貯蔵施設

設置場所	設備・機器名称 機器名	加工事業変更許可申請書 に示した最大貯蔵能力 (ton-U)		本申請書に示す 最大貯蔵能力 (ton-U)
第2加工棟	スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1 —	酸化ウランペレット	0.45	
	スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 —	酸化ウラン粉末又は そのスクラップ	0.84	
	スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 —			
第2加工棟	ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 —	酸化ウランペレット	0.45	
第2加工棟	第2-2燃料集合体保管区域 —	燃料棒、燃料集合体	15.3	
	第2-3燃料集合体保管区域 —			
第2加工棟	第2-1燃料集合体保管区域 —	燃料棒、燃料集合体	19.2	
	第2-4燃料集合体保管区域 —			
第2加工棟	分析試料保管棚 —	酸化ウラン粉末、酸化 ウランペレット又は そのスクラップ、金属 ウラン	0.022	
第2加工棟	開発試料保管棚 —	酸化ウラン粉末、酸化 ウランペレット又は そのスクラップ、金属 ウラン	0.083	

また、粉末、ペレット及び燃料集合体の輸送容器については、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱う。

(記載 No. 16-3)

○第2-1 燃料集合体保管区域、第2-2 燃料集合体保管区域、第2-3 燃料集合体保管区域、第2-4 燃料集合体保管区域、5 ton 天井クレーン

[99-F4]

「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認された輸送容器を取り扱う又は貯蔵することにより、臨界を防止する設計とする。

#### (4) 核燃料物質の貯蔵施設の変更

・竜巻対策のため、第2加工棟<sup>■</sup>に分析試料の貯蔵設備を新設するとともに、この新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、第2加工棟<sup>■</sup>の試験開発試料の貯蔵施設の最大貯蔵能力を縮小する。

(記載 No. 23-8)

○開発試料保管棚、分析試料保管棚

[99-F2][99-F3]

竜巻対策のため、開発試料保管棚を防護壁内に新たに設置し、既設の試料保管棚を撤去する。分析試料保管棚の新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、開発試料保管棚の最大貯蔵能力を変更する。

#### (4) 加工施設の設備・機器の撤去

・加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟第3 開発室の試験開発設備及び貯蔵設備(最大貯蔵能力<sup>■</sup>)を撤去するとともに、第3 開発室から第2-1 作業支援室に部屋名称を変更する。第1 種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込めの機能を維持する。発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

(記載 No. 23-33)

○既設の試料保管棚、分析設備 計量設備架台 No. 12、試験検査設備 計量設備架台 No. 13、試験検査設備 計量設備架台 No. 14

[99-F3]

第2加工棟の第1 種管理区域に設置された既設の試料保管棚、分析設備 計量設備架台 No. 12、試験検査設備 計量設備架台 No. 13、試験検査設備 計量設備架台 No. 14 を撤去する。

また、発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

表 1 に示す第 2 加工棟 第 2 - 1 混合室及び第 2 - 1 ペレット室の成形施設及び核燃料物質の貯蔵施設、第 1 - 3 貯蔵棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設は、後半申請の加工施設として工事を終えて適合確認を受ける。

後半申請の加工施設では、適合確認を受けるまで核燃料物質を取り扱わないことを保安規定に定める。

また、後半申請の加工施設の停止期間中の施設の運転管理、維持管理についても、保安規定に定める。

表 1 後半申請の加工施設

(記載 No. 23-36)

○連続焼結炉 No. 2-1、気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) ダクト、第 1 廃液処理設備 配管

[99-F3]

後半申請の施設が前半申請の施設に波及的影響を与えないよう措置を講じる。

各技術基準の条項に対する波及的影響の有無及び具体的な措置の内容について付属書類 1 4 に示す。

このうち、本申請の対象設備における波及的影響を防止するための設計変更として下記を行う。

- ・後半申請の施設のうち、可燃性ガスを用いる設備 ( {2024} 連続焼結炉 No. 1 ) の火災による前半申請の施設の損傷の防止、配管の損壊に伴う飛散物発生の防止及び地震による損傷の防止のため、当該設備に可燃性ガスが流入しない措置として、 {2064} 連続焼結炉 No. 2-1 と共用している既設の {2064-8} 可燃性ガス配管について、図ハ - 2 P 設 - 1 3 - 1 - 1 ( 6 ) に示す区間を撤去する。
- ・後半申請の施設に接続している {6024} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) ダクトについて、後半申請の施設の地震時の損傷による気体廃棄設備への波及的影響を防止するため、図ト - 2 P 設 - 2 - 1 - 1 ( 4 ) に示す位置で後半申請の施設から切り離し、切り離した開口部には、閉止板又はメッシュ板を設置する。
- ・後半申請の施設である {2039} センタレス研削設備 No. 1 研磨屑回収装置の損傷に伴う溢水の発生及び地震による損傷を防止するため、接続している廃水配管 ( {6099} 第 1 廃液処理設備 配管 ) について図ト - 2 P 設 - 3 - 4 に示す位置で切り離して閉止し、閉止部から {2039} センタレス研削設備 No. 1 研磨屑回収装置までの区間の廃水配管を撤去する。

## 添2 参考資料1 先行申請において次回表に記載していた技術基準に基づく仕様について

以下の先行申請した設計及び工事の計画（以下「先行申請」という。）において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（以下「次回表」という。）に記載していた技術基準に基づく仕様について、本申請での管理状況を添2表参1-1にまとめる。

- ・第1次申請（原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み）
- ・第2次申請（原規規発第1912022号（令和元年12月2日付け）にて認可済み）
- ・第3次申請（原規規発第2010025号（令和2年10月2日付け）にて認可済み）
- ・第4次申請（原規規発第2105241号（令和3年5月24日付け）にて認可済み）

本申請では、先行申請における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回表に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。添2参考資料1の添2表参1-1は、次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表（刈り取り表）である。

併せて、本申請での設計番号と先行申請での設計番号の対応を添2参考資料1の添2表参1-2に示す。添2表参1-2では、本申請で新たに申請する仕様表に記載の設計番号を対象に、先行申請で内容が同じ設計番号を横並びにして整理している。

本申請は、分割申請の最終段階となる第5次申請である。これまで先行申請（第1次申請～第4次申請）した施設には、次回表に記載していた技術基準に基づく仕様を有するものがある。施設間での仕様の取り合い箇所が全て出揃う本申請では、それらの仕様が漏れなく刈り取られており、当該施設の仕様について、先行申請と本申請の間に設計上の不整合が生じていないことを確認する必要がある。

このため、先行申請における全ての仕様表について、次回表に記載していた技術基準に基づく仕様の有無（別表の有無）を確認し、刈り取るべき仕様を整理した。

ここで、先行申請のうち第4次申請では、建物である第2加工棟を申請対象施設とした。先行申請のうち第1次申請及び第2次申請では、その第2加工棟の建物内部に設置する施設の技術基準に基づく仕様を記載した。それらの施設の次回表にある技術基準に基づく仕様は、当該施設の仕様（設備側の仕様）ではなく、第2加工棟の仕様（建物側の仕様）である又は本申請の施設の仕様であるため、第4次申請の段階では当該施設自身の仕様に影響を及ぼすものはなく、したがって、当該施設が第4次申請で認可を受けようとするものには該当しないと整理した。また、先行申請のうち第3次申請では、建物である第1加工棟、その第1加工棟の建物内部に設置する施設の技術基準に基づく仕様を記載した。それらの施設の次回表にある技術基準に基づく仕様は、第4次申請の対象施設である第2加工棟と仕様を取り合う箇所はない又は本申請の施設の仕様であるため、当該施設が第4次申請で認可を受けようとするものには該当しないと整理した。

以上のことから、先行申請で次回表に記載した仕様の刈り取りを漏れなく完了することができる適切な段階は、施設間での仕様の取り合い箇所が全て出揃う本申請である。

先行申請で次回表に記載した仕様を刈り取るに当たっては、当該仕様の内容が技術基準の要求

事項に適合していることを逐条で確認する。当該仕様の内容が複数の条項から要求される場合には、両者に齟齬が生じていないことを確認する。その上で、施設間での仕様の取り合い箇所において、取り合い箇所に過不足がないかという観点で、必要に応じて図面に取り合い箇所を明示する等して、先行申請と本申請の間に設計上の不整合が生じていないことを確認する。



その結果として、先行申請で次回表に記載した仕様を漏れなく当該施設の仕様表（追表）に反映し、全ての仕様表が最終形となるように整理している。

添2表参1-1 次回表に記載していた技術基準に基づく仕様に係る本申請での管理状況

先行申請の仕様表		次回表に記載していた技術基準に基づく仕様の有無 (別表の有無)		管理状況表 (刈り取り表)	追表 (仕様表の最終形)
第1次申請	表へ-2-1	輸送容器搬送コンベア No.1-1	○ 別表へ-2-1-2	添2表参1-1-1	追第1次表へ-2-1
	表へ-2-2	輸送容器搬送コンベア No.1-2	○ 別表へ-2-2-3	添2表参1-2-1	追第1次表へ-2-2
	表へ-2-3	粉末缶移載装置 No.1-1	○ 別表へ-2-3-2	添2表参1-3-1	追第1次表へ-2-3
	表へ-2-4	粉末缶移載装置 No.1-2	○ 別表へ-2-4-2	添2表参1-4-1	追第1次表へ-2-4
	表へ-2-5	粉末缶搬送コンベア No.1	○ 別表へ-2-5-2	添2表参1-5-1	追第1次表へ-2-5
	表へ-3-1	輸送容器搬送コンベア No.2-1	○ 別表へ-3-1-2	添2表参1-6-1	追第1次表へ-3-1
	表へ-3-2	輸送容器搬送コンベア No.2-2	○ 別表へ-3-2-3	添2表参1-7-1	追第1次表へ-3-2
	表へ-3-3	粉末缶移載装置 No.2-1	○ 別表へ-3-3-2	添2表参1-8-1	追第1次表へ-3-3
	表へ-3-4	粉末缶移載装置 No.2-2	○ 別表へ-3-4-2	添2表参1-9-1	追第1次表へ-3-4
	表へ-3-5	粉末缶搬送コンベア No.2	○ 別表へ-3-5-2	添2表参1-10-1	追第1次表へ-3-5
	表へ-4-1	原料保管設備D型 No.1	○ 別表へ-4-1-3	添2表参1-11-1	追第1次表へ-4-1
	表へ-5-1	原料搬送設備 No.2 粉末スタッカクレーン	○ 別表へ-5-1-2	添2表参1-12-1	追第1次表へ-5-1
	表へ-5-2	原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア	○ 別表へ-5-2-3	添2表参1-13-1	追第1次表へ-5-2
	表へ-5-3	原料搬送設備 No.2 粉末缶受台	○ 別表へ-5-3-2	添2表参1-14-1	追第1次表へ-5-3
	表へ-5-4	原料搬送設備 No.2 粉末缶台車	○ 別表へ-5-4-2	添2表参1-15-1	追第1次表へ-5-4
	表へ-6-1	原料保管設備E型 No.1	○ 別表へ-6-1-3	添2表参1-16-1	追第1次表へ-6-1
	表へ-7-1	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1	○ 別表へ-7-1-2	添2表参1-17-1	追第1次表へ-7-1
	表へ-7-2	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.2	○ 別表へ-7-2-2	添2表参1-18-1	追第1次表へ-7-2
	表へ-7-3	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3	○ 別表へ-7-3-2	添2表参1-19-1	追第1次表へ-7-3
	表へ-7-4	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4	○ 別表へ-7-4-2	添2表参1-20-1	追第1次表へ-7-4
	表へ-8-1	保管容器F型	—	—	—
	表へ-8-2	保管容器F型(中性子吸収板I型内蔵型)	—	—	—
	表へ-9-1	ペレット保管ラックB型 No.1	○ 別表へ-9-1-3	添2表参1-21-1	追第1次表へ-9-1
	表へ-10-1	ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーン	○ 別表へ-10-1-2	添2表参1-22-1	追第1次表へ-10-1
	表へ-11-1	保管容器G型	—	—	—
	表へ-12-1	ペレット保管ラックE型 No.2-1	○ 別表へ-12-1-3	添2表参1-23-1	追第1次表へ-12-1
表へ-13-1	燃料棒保管ラックB型 No.1	○ 別表へ-13-1-3	添2表参1-24-1	追第1次表へ-13-1	
表へ-13-2	燃料棒保管ラックB型 No.2	○ 別表へ-13-2-3	添2表参1-25-1	追第1次表へ-13-2	
表へ-14-1	燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタッカクレーン	○ 別表へ-14-1-3	添2表参1-26-1	追第1次表へ-14-1	
表へ-14-2	燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベア	○ 別表へ-14-2-2	添2表参1-27-1	追第1次表へ-14-2	
表へ-15-1	保管容器H型	—	—	—	
表へ-16-1	燃料集合体保管ラックE型 No.1	—	—	—	
第2次申請	表へ-2-1	試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No.2	—	—	—
	表へ-2-2	試験開発燃料貯蔵設備 試料保管容器	—	—	—
	表ト-2-1	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統) フィルタユニット(設備排気用)	○ 別表ト-2-1-1	添2表参1-28-1	追第2次表ト-2-1
	表ト-2-2	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統) ダクト	○ 別表ト-2-2-1	添2表参1-29-1	追第2次表ト-2-2
	表リ-2-1	試験開発設備 粉末混合試験装置	—	—	—
	表リ-2-2	試験開発設備 粉末粉碎篩分装置	—	—	—
	表リ-2-3	試験開発設備 小型粉末混合試験装置	—	—	—
	表リ-2-4	試験開発設備 小型粉末粉碎篩分装置	—	—	—
	表リ-2-5	試験開発設備 試験設備フード	—	—	—
	表リ-2-6	試験開発設備 試験設備ベース	○ 別表リ-2-6-1	添2表参1-30-1	追第2次表リ-2-6
表リ-3-1	仮移設する設備・機器	—	—	—	
第3次申請	表へ-2-1	第1加工棟	○ 別表へ-2-1-9	添2表参1-31-1	追第3次表へ-2-1
	表へ-3-1	第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域	—	—	—
	表へ-3-2	粉末・ペレット貯蔵容器I型	—	—	—
	表へ-4-1	第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域	—	—	—
	表へ-5-1	第1-1輸送物保管区域	—	—	—
	表ト-2-1	保管廃棄設備	—	—	—
	表ト-2-2	保管廃棄設備	—	—	—
	表ト-2-3	保管廃棄設備	—	—	—
	表ト-2-4	保管廃棄設備	—	—	—
	表ト-2-5	保管廃棄設備	—	—	—
	表ト-2-6	保管廃棄設備	—	—	—
	表ト-2-7	保管廃棄設備	—	—	—
	表ト-2-8	保管廃棄設備	—	—	—
	表ト-2-9	保管廃棄設備	—	—	—
	表チ-2-1	ガンマ線エリアモニタ 検出器	○ 別表チ-2-1-2	添2表参1-32-1	追第3次表チ-2-1
	表リ-2-1	遮蔽壁 遮蔽壁No.1	—	—	—
	表リ-2-2	遮蔽壁 遮蔽壁No.4	—	—	—
	表リ-3-1	防護壁 防護壁No.1	—	—	—
	表リ-4-1	非常用設備	—	—	—

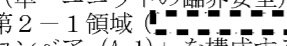
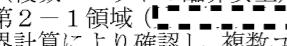
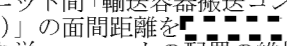


添2表参1-1 次回表に記載していた技術基準に基づく仕様に係る本申請での管理状況

先行申請の仕様表		次回表に記載していた技術基準に基づく仕様の有無 (別表の有無)		管理状況表 (刈り取り表)	追表 (仕様表の最終形)	
第4次申請	表ハ-2-1	第2加工棟	○	別表ハ-2-1-10	添2表参1-33-1	追第4次表ハ-2-1
	表ニ-2-1	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	○	表ニ-2-1 (別表2)	添2表参1-34-1	追第4次表ニ-2-1
	表ニ-2-2	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	○	表ニ-2-2 (別表3)	添2表参1-35-1	追第4次表ニ-2-2
	表ニ-2-3	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	○	表ニ-2-3 (別表2)	添2表参1-36-1	追第4次表ニ-2-3
	表ニ-2-4	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	○	表ニ-2-4 (別表3)	添2表参1-37-1	追第4次表ニ-2-4
	表ニ-3-1	燃料棒解体装置 No.1	○	表ニ-3-1 (別表2)	添2表参1-38-1	追第4次表ニ-3-1
	表ニ-4-1	燃料棒トレイ置台	○	表ニ-4-1 (別表3)	添2表参1-39-1	追第4次表ニ-4-1
	表ニ-5-1	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	○	表ニ-5-1 (別表3)	添2表参1-40-1	追第4次表ニ-5-1
	表ニ-5-2	脱ガス設備 No.1 運搬台車	○	表ニ-5-2 (別表3)	添2表参1-41-1	追第4次表ニ-5-2
	表ニ-6-1	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	○	表ニ-6-1 (別表3)	添2表参1-42-1	追第4次表ニ-6-1
	表ニ-6-2	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	○	表ニ-6-2 (別表3)	添2表参1-43-1	追第4次表ニ-6-2
	表ニ-6-3	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	○	表ニ-6-3 (別表3)	添2表参1-44-1	追第4次表ニ-6-3
	表ニ-6-4	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	○	表ニ-6-4 (別表3)	添2表参1-45-1	追第4次表ニ-6-4
	表ニ-7-1	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1)部	○	表ニ-7-1 (別表3)	添2表参1-46-1	追第4次表ニ-7-1
	表ニ-7-2	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	○	表ニ-7-2 (別表2)	添2表参1-47-1	追第4次表ニ-7-2
	表ニ-7-3	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	○	表ニ-7-3 (別表2)	添2表参1-48-1	追第4次表ニ-7-3
	表ニ-7-4	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	○	表ニ-7-4 (別表3)	添2表参1-49-1	追第4次表ニ-7-4
	表ニ-8-1	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A)	○	表ニ-8-1 (別表2)	添2表参1-50-1	追第4次表ニ-8-1
	表ニ-9-1	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2)	○	表ニ-9-1 (別表2)	添2表参1-51-1	追第4次表ニ-9-1
	表ニ-10-1	ペレット検査台 No.2	○	表ニ-10-1 (別表2)	添2表参1-52-1	追第4次表ニ-10-1
	表ニ-11-1	燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部	○	表ニ-11-1 (別表2)	添2表参1-53-1	追第4次表ニ-11-1
	表ニ-11-2	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	○	表ニ-11-2 (別表2)	添2表参1-54-1	追第4次表ニ-11-2
	表ニ-11-3	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	○	表ニ-11-3 (別表2)	添2表参1-55-1	追第4次表ニ-11-3
	表ニ-12-1	ペレット一時保管台	○	表ニ-12-1 (別表2)	添2表参1-56-1	追第4次表ニ-12-1
	表ニ-13-1	ペレット検査装置 No.5	○	表ニ-13-1 (別表2)	添2表参1-57-1	追第4次表ニ-13-1
	表ニ-14-1	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	○	表ニ-14-1 (別表3)	添2表参1-58-1	追第4次表ニ-14-1
	表ニ-14-2	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部	○	表ニ-14-2 (別表3)	添2表参1-59-1	追第4次表ニ-14-2
	表ニ-15-1	燃料棒解体装置 No.2	○	表ニ-15-1 (別表2)	添2表参1-60-1	追第4次表ニ-15-1
	表ニ-16-1	計量設備架台 No.9	○	表ニ-16-1 (別表2)	添2表参1-61-1	追第4次表ニ-16-1
	表ニ-17-1	計量設備架台 No.10	○	表ニ-17-1 (別表2)	添2表参1-62-1	追第4次表ニ-17-1
	表ニ-18-1	燃料棒搬送設備 No.9	○	表ニ-18-1 (別表2)	添2表参1-63-1	追第4次表ニ-18-1
	表ヘ-2-1	燃料集合体保管ラック C型 No.1	○	表ヘ-2-1 (別表3)	添2表参1-64-1	追第4次表ヘ-2-1
	表ヘ-2-2	燃料集合体保管ラック C型 No.2	○	表ヘ-2-2 (別表3)	添2表参1-65-1	追第4次表ヘ-2-2
表ヘ-2-3	燃料集合体保管ラック D型 No.1	○	表ヘ-2-3 (別表3)	添2表参1-66-1	追第4次表ヘ-2-3	
表ト-2-1	第2廃棄物貯蔵棟	—	—	—	—	
表ト-3-1	保管廃棄設備  廃棄物保管区域	—	—	—	—	
表ト-4-1	第5廃棄物貯蔵棟	○	別表ト-4-1-3	添2表参1-67-1	追第4次表ト-4-1	
表ト-5-1	保管廃棄設備  廃棄物保管区域	—	—	—	—	
表チ-2-1	モニタリングポスト No.1	○	表チ-2-1 (別表4)	添2表参1-68-1	追第4次表チ-2-1	
表チ-3-1	モニタリングポスト No.2	○	表チ-3-1 (別表4)	添2表参1-69-1	追第4次表チ-3-1	
表チ-4-1	放射線監視盤 (モニタリングポスト)	○	表チ-4-1 (別表3)	添2表参1-70-1	追第4次表チ-4-1	
表リ-2-1	建物の付属設備	—	—	—	—	
表リ-2-2	建物の付属設備 (第2加工棟に付帯する緊急設備)	—	—	—	—	

添2表参1-1-1 輸送容器搬送コンベア No. 1-1<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1: 輸送容器搬送コンベア No. 1-1の仕様は第1次申請の表へ2-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 ([第1次申請]表へ2-1の内容)	次回表内容 ([第1次申請]別表へ2-1-2の内容)	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  を含む)の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数:2個以下 <sup>(2)</sup> 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下 <sup>(2)</sup> 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア(A-1)」と「輸送容器搬送コンベア(B-1)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ2-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002}第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号:表チー設-2-1、表チー設-4-1、表チー設-6-1、表チー設-6-3、表チー設-8-1、表チー設-8-2 設計番号:[19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

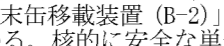
添2表参1-2-1 輸送容器搬送コンベア No. 1-2<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：輸送容器搬送コンベア No. 1-2の仕様は第1次申請の表へ2-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ2-2の内容	次回表内容 〔第1次申請〕別表へ2-2-3の内容	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域( )を含む)の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数:2個以下 <sup>(3)</sup> 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下 <sup>(3)</sup> 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)  [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域( )を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア(A-1)」と「輸送容器搬送コンベア(B-1)」の面間距離を )となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ2-2-2に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002}第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号:表チー設-2-1、表チー設-4-1、表チー設-6-1、表チー設-6-3、表チー設-8-1、表チー設-8-2 設計番号:[19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号:追第4次表へ2-1 設計番号:[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-3-1 粉末缶移載装置 No. 1-1<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：粉末缶移載装置 No. 1-1の仕様は第1次申請の表へー2-3に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 （[第1次申請]表へー2-3の内容）	次回表内容 （[第1次申請]別表へー2-3-2の内容）	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（粉末保管容器数） 粉末保管容器（保管容器F型）1個を移載する。 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内）  [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」の間間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へー2-1 設計番号：[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-3-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表へー2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2) 建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へー2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へー2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へー2-1 設計番号：[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表へー2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注3) 換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へー2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表へー2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4) 建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表へー2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5) 建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設（{7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ（管理区域内）、{7006}ダストモニタ（換気用モニタ）、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）） <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：表チー設-2-1、表チー設-4-1、表チー設-6-1、表チー設-6-3、表チー設-8-1、表チー設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注6) 放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表へー2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注7) 非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表へー2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8) 建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

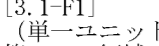
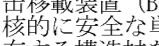
添2表参1-4-1 粉末缶移載装置 No. 1-2<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：粉末缶移載装置 No. 1-2の仕様は第1次申請の表へ2-4に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ2-4の内容	次回表内容 〔第1次申請〕別表へ2-4-2の内容	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域( を含む)の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(粉末保管容器数) 粉末保管容器(保管容器F型)1個を移載する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域( を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」の面間距離を となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>	<p>(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。</p>	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ2-4-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。</p>	<p>消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。</p>	{1002}第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設(〔7001〕ハンドフットクロスモニタ、〔7004〕エアスニファ(管理区域内)、〔7006〕ダストモニタ(換気用モニタ)、〔7011〕放射線監視盤(ダストモニタ)、〔7009〕ガンマ線エリアモニタ 検出器、〔7012〕放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：表チー設-2-1、表チー設-4-1、表チー設-6-1、表チー設-6-3、表チー設-8-1、表チー設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-5-1 粉末缶搬送コンベア No.1<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：粉末缶搬送コンベア No.1の仕様は第1次申請の表へ2-5に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 （[第1次申請]表へ2-5の内容）	次回表内容 （[第1次申請]別表へ2-5-2の内容）	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（コンベア配列） 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送するコンベアの配列：1段×列数：2列以下 （粉末缶移載装置2台（粉末缶移載装置No.1-1、粉末缶移載装置No.1-2）の粉末保管容器（保管容器F型）それぞれ1個を含む） 列の面間距離：10 cm以上 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下／粉末保管容器（保管容器F型） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内） [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ2-5-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2) 建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注3) 換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4) 建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5) 建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設（{7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニフア（管理区域内）、{7006}ダストモニタ（換気用モニタ）、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） <sup>(注6)</sup> ） 仕様表番号：表チー設-2-1、表チー設-4-1、表チー設-6-1、表チー設-6-3、表チー設-8-1、表チー設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注6) 放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負荷の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注7) 非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表へ2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8) 建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-6-1 輸送容器搬送コンベア No. 2-1<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：輸送容器搬送コンベア No. 2-1の仕様は第1次申請の表へ3-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 （[第1次申請]表へ3-1の内容）	次回表内容 （[第1次申請]別表へ3-1-2の内容）	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（B-1）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（輸送容器数又は貯蔵容器数） 粉末輸送容器数：2個以下 <sup>(2)</sup> 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数：2個以下 <sup>(2)</sup> 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内）  [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア（A-1）」と「輸送容器搬送コンベア（B-1）」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ3-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2) 建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注3) 換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4) 建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5) 建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設（{7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ（管理区域内）、{7006}ダストモニタ（換気用モニタ）、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）） <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注6) 放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注7) 非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8) 建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-7-1 輸送容器搬送コンベア No. 2-2<sup>(註1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：輸送容器搬送コンベア No. 2-2の仕様は第1次申請の表へ3-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 （[第1次申請]表へ3-2の内容）	次回表内容 （[第1次申請]別表へ3-2-3の内容）	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（B-1）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（輸送容器数又は貯蔵容器数） 粉末輸送容器数：2個以下 <sup>(3)</sup> 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数：2個以下 <sup>(3)</sup> 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内）  [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア（A-1）」と「輸送容器搬送コンベア（B-1）」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ3-2-2に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002} 第2加工棟 <sup>(註2)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	（注2）建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(註3)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[23.1-B1]	（注3）換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(註4)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(註6)</sup>	（注4）建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(註5)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	（注5）建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設（{7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ（管理区域内）、{7006}ダストモニタ（換気用モニタ）、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）） <sup>(註6)</sup> 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	（注6）放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(註7)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	（注7）非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(註8)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	（注8）建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。




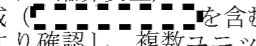
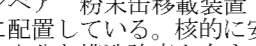
添2表参1-8-1 粉末缶移載装置 No. 2-1<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：粉末缶移載装置 No. 2-1の仕様は第1次申請の表へ3-3に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ3-3の内容	次回表内容 〔第1次申請〕別表へ3-3-2の内容	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  )を含む)の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(粉末保管容器数) 粉末保管容器(保管容器F型)1個を移載する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)  [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  )を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ3-3-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002}第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設( {7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ) ) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

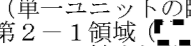
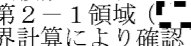
添2表参1-9-1 粉末缶移載装置No.2-2<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：粉末缶移載装置No.2-2の仕様は第1次申請の表へー3-4に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へー3-4の内容	次回表内容 〔第1次申請〕別表へー3-4-2の内容	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  )を含む)の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(粉末保管容器数) 粉末保管容器(保管容器F型)1個を移載する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)  [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  )を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-4-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002}第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。


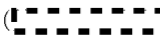
添2表参1-10-1 粉末缶搬送コンベア No.2<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：粉末缶搬送コンベア No.2の仕様は第1次申請の表へ3-5に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 （[第1次申請]表へ3-5の内容）	次回表内容 （[第1次申請]別表へ3-5-2の内容）	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（コンベア配列） 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送するコンベアの配列：1段×列数：2列以下 （粉末缶移載装置2台（粉末缶移載装置 No.2-1、粉末缶移載装置 No.2-2）の粉末保管容器（保管容器F型）それぞれ1個を含む） 列の面間距離：10 cm以上 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下／粉末保管容器（保管容器F型） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内） [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ3-5-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	（注2）建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[23.1-B1]	（注3）換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	（注4）建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	（注5）建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設（{7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ（管理区域内）、{7006}ダストモニタ（換気用モニタ）、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）） <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	（注6）放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	（注7）非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	（注8）建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-1-1-1 原料保管設備D型 No.1<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料保管設備D型 No.1の仕様は第1次申請の表へ4-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 （[第1次申請]表へ4-1の内容）	次回表内容 （[第1次申請]別表へ4-1-3の内容）	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（を含む）の単一ユニット「原料保管設備D型（C-1）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（棚配列） 粉末保管パレット1個を収納する棚の配列 （パレット1個を搬送する原料搬送設備（原料搬送設備 No.2 粉末スタッカクレーン、原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア、原料搬送設備 No.2 粉末缶受台、原料搬送設備 No.2 粉末缶台車）を含む） 列方向：2列以下 面間距離：106 cm以上 上下方向：8段以下 中心間距離：44 cm以上 横方向：無限個 中心間距離：96 cm以上 幾何学的形状制限（粉末保管容器（保管容器F型）数） 1パレット当たりの粉末保管容器（保管容器F型）個数：4個以下 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下／粉末保管容器（保管容器F型） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内）</p> <p>[3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>	<p>（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。</p>	<p>{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]</p>	
火災等による損傷の防止	<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ4-1-2に示す。</p>	<p>消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。</p>	<p>{1002} 第2加工棟<sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]</p>	<p>（注2）建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。</p>
安全機能を有する施設の地盤	<p>—</p>	<p>第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。</p>	<p>{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]</p>	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>—</p>	<p>第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。</p>	<p>{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]</p>	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	<p>—</p>	<p>第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。</p>	<p>{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]</p>	

添2表参1-1-1-1 原料保管設備D型 No.1<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料保管設備D型 No.1の仕様は第1次申請の表へ-4-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 （[第1次申請]表へ-4-1の内容）	次回表内容 （[第1次申請]別表へ-4-1-3の内容）	適合性を確認するための施設	備考
遮蔽	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計としている。	最大貯蔵能力に見合うウランが存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1 mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[22.1-B1]、[22.2-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設（{7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ（管理区域内）、{7006}ダストモニタ（換気用モニタ）、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）） <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

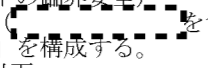
添2表参1-12-1 原料搬送設備 No.2 粉末スタッカクレーン<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料搬送設備 No.2 粉末スタッカクレーンの仕様は第1次申請の表へ5-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ5-1の内容	次回表内容 〔第1次申請〕別表へ5-1-2の内容	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  )を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)  [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  )では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ5-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002}第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

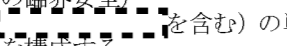
添2表参1-13-1 原料搬送設備No.2 粉末缶コンベア<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料搬送設備No.2 粉末缶コンベアの仕様は第1次申請の表へ5-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ5-2の内容	次回表内容 〔第1次申請〕別表へ5-2-3の内容	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  )を含むの単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)  [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  )では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ5-2-2に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002}第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設( {7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ) ) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負荷の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-14-1 原料搬送設備 No.2 粉末缶受台<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料搬送設備 No.2 粉末缶受台の仕様は第1次申請の表へ5-3に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ5-3の内容	次回表内容 〔第1次申請〕別表へ5-3-2の内容	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域  を含む) の単一ユニット「原料保管設備D型 (C-1)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)  [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域  を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備D型 (C-1)」、「原料保管設備E型 (C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁 (コンクリート厚さ 30.5 cm 以上) により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ5-3-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2) 建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注3) 換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4) 建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5) 建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設 ( {7001} ハンドフットクロスモニタ、{7004} エアスニファ (管理区域内)、{7006} ダストモニタ (換気用モニタ)、{7011} 放射線監視盤 (ダストモニタ)、{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012} 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) ) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注6) 放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注7) 非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8) 建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。



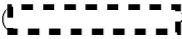
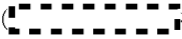
添2表参1-15-1 原料搬送設備 No.2 粉末缶台車<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料搬送設備 No.2 粉末缶台車の仕様は第1次申請の表へ5-4に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ5-4の内容	次回表内容 〔第1次申請〕別表へ5-4-2の内容	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域  を含む) の各単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限 (パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)  [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域  を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ5-4-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2) 建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注3) 換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4) 建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5) 建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設 ( {7001} ハンドフットクロスモニタ、{7004} エアスニファ (管理区域内)、{7006} ダストモニタ (換気用モニタ)、{7011} 放射線監視盤 (ダストモニタ)、{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012} 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) ) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注6) 放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注7) 非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8) 建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-16-1 原料保管設備E型 No.1<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料保管設備E型 No.1の仕様は第1次申請の表へ6-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 （〔第1次申請〕表へ6-1の内容）	次回表内容 （〔第1次申請〕別表へ6-1-3の内容）	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（を含む）の単一ユニット「原料保管設備E型（C-2）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限（棚配列） 粉末保管パレット1個を収納する棚の配列 （パレット1個を搬送する原料搬送設備（原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.2、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4、原料搬送設備 No.2 粉末缶台車）を含む） 列方向：2列以下 面間距離：104 cm以上 棚1列の奥行：80 cm以下 上下方向：9段以下 中心間距離：40 cm以上 設備の高さ：455 cm以下 横方向：無限個 中心間距離：96 cm以上 幾何学的形状制限（粉末保管容器（保管容器F型）数） 1パレット当たりの粉末保管容器（保管容器F型）個数：4個以下 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下／粉末保管容器（保管容器F型） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内）</p> <p>[3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域（を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>	<p>（複数ユニットの臨界安全） 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。</p>	<p>{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[4.2-B1]</p>	
火災等による損傷の防止	<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ6-1-2に示す。</p>	<p>消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。</p>	<p>{1002}第2加工棟<sup>(注2)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]</p>	<p>（注2）建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。</p>
安全機能を有する施設の地盤	<p>—</p>	<p>第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。</p>	<p>{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]</p>	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>—</p>	<p>第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。</p>	<p>{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]</p>	

添2表参1-16-1 原料保管設備E型 No.1<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：原料保管設備E型 No.1の仕様は第1次申請の表へ-6-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 （[第1次申請]表へ-6-1の内容）	次回表内容 （[第1次申請]別表へ-6-1-3の内容）	適合性を確認するための施設	備考
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	
遮蔽	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減する設計としている。	最大貯蔵能力に見合うウラン（再生濃縮ウランを含む。）が存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[22.1-B1]、[22.2-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設（{7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ（管理区域内）、{7006}ダストモニタ（換気用モニタ）、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）） <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-17-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1:原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1の仕様は第1次申請の表へ7-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ7-1の内容	次回表内容 〔第1次申請〕別表へ7-1-2の内容	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)  [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5 cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ7-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002}第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設({7001)ハンドフットクロスモニタ、{7004)エアスニファ(管理区域内)、{7006)ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011)放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009)ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012)放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号:表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号:[19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

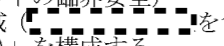
添2表参1-18-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.2<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1:原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.2の仕様は第1次申請の表へ7-2に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ7-2の内容)	次回表内容 〔第1次申請〕別表へ7-2-2の内容)	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(図)を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)  [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(図)を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ7-2-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002}第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設({7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号:表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号:[19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号:追第4次表ハ-2-1 設計番号:[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-19-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1: 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3の仕様は第1次申請の表へ7-3に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ7-3の内容	次回表内容 〔第1次申請〕別表へ7-3-2の内容	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)  [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表へ2-1 設計番号: [4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ7-3-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002}第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号: 追第4次表へ2-1 設計番号: [11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表へ2-1 設計番号: [5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表へ2-1 設計番号: [8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表へ2-1 設計番号: [9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号: 追第4次表へ2-1 設計番号: [23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表へ2-1 設計番号: [21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号: 追第4次表へ2-1 設計番号: [18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号: 追第4次表へ2-1 設計番号: [13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設( {7001}ハンドフットクロスモニタ、{7004}エアスニファ(管理区域内)、{7006}ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012}放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号: 表チー設-2-1、表チー設-4-1、表チー設-6-1、表チー設-6-3、表チー設-8-1、表チー設-8-2 設計番号: [19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号: 追第4次表へ2-1 設計番号: [24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号: 追第4次表へ2-1 設計番号: [25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

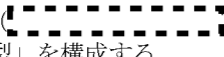
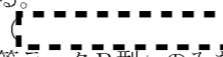
添2表参1-20-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.4<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1: 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.4の仕様は第1次申請の表へ7-4に記載している。第1次申請は原規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 〔第1次申請〕表へ7-4の内容	次回表内容 〔第1次申請〕別表へ7-4-2の内容	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(図)を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)  [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(図)を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁(コンクリート厚さ30.5cm以上)により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [4.2-B1]	
火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へ7-4-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。 第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	{1002}第2加工棟 <sup>(注2)</sup> 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [11.1-F1]、[11.1-F2]、[11.3-B2]	(注2)建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	[5.5-F1] 施設運転制御システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [9.1-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注3)</sup> 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [23.1-B1]	(注3)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002}第2加工棟 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [18.1-F1] <sup>(注6)</sup>	(注4)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [13.1-F1]、[13.1-F2]	(注5)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設({7001)ハンドフットクロスモニタ、{7004)エアスニファ(管理区域内)、{7006)ダストモニタ(換気用モニタ)、{7011)放射線監視盤(ダストモニタ)、{7009)ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012)放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)) <sup>(注6)</sup> 仕様表番号: 表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号: [19.1-F1]	(注6)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注7)</sup> 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [24.2-F2]	(注7)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002}第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号: 追第4次表ハ-2-1 設計番号: [25.1-F1]、[25.2-F1]	(注8)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。

添2表参1-21-1 ペレット保管ラックB型 No. 1<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1：ペレット保管ラックB型 No. 1の仕様は第1次申請の表へ9-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号（令和元年10月8日付け）にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 （[第1次申請]表へ9-1の内容）	次回表内容 （[第1次申請]別表へ9-1-3の内容）	適合性を確認するための施設	備考
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.1-F1]                      （単一ユニットの臨界安全）                      第2-3領域（を含む）の単一ユニット「ペレット保管ラックB型」を構成する。                      濃縮度5 wt%以下                      形状寸法制限（棚配列）                      ペレット保管パレット1個を収納する棚の配列                      （パレット1個を搬送するペレット搬送設備No.3（ペレット搬送設備No.3 ペレットスタッカクレーン、ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車<sup>(2)</sup>、ペレット搬送設備No.3ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.1<sup>(2)</sup>、ペレット搬送設備No.3ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.2<sup>(2)</sup>）及びペレット搬送設備No.4<sup>(2)</sup>を含む）                      列方向：2列以下                      面間距離：93 cm以上                      上下方向：10段以下                      中心間距離：32 cm以上                      ただし、                      第1段：床面から44 cm以上                      第2段：第1段から49 cm以上                      第5段：第4段から39 cm以上                      横方向：無限個                      中心間距離：63 cm以上                      形状寸法制限（ペレット保管容器（保管容器G型）数）                      1パレット当たりのペレット保管容器（保管容器G型）個数：4個以下                      ペレット保管容器（保管容器G型）                      幅：23 cm以下                      長さ：27.5 cm以下                      高さ：8 cm以下                      パレット上での配置範囲                      長さ：62 cm以下                      幅：57 cm以下                      ペレット層数：7層以下／ペレット保管容器（保管容器G型）                      ペレットトレイ                      厚さ：0.07 cm以上                      材質：ステンレス鋼                      中性子吸収板の吸収効果                      中性子吸収板                      吸収板長さ：63 cm以上                      吸収板幅：61 cm以上                      吸収板厚さ：0.5 cm以上                      吸収板配列：第4段から上方に20～28 cmの間に設置する。                      材質：ホウ素入りステンレス鋼（ホウ素の含有率1.0 wt%以上）</p> <p>（複数ユニットの臨界安全）                      —<sup>(3)</sup></p>	<p>（複数ユニットの臨界安全）                      第2-3領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。                      第2-3領域（を含む）では、1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置している。</p>	<p>{1002}第2加工棟                      仕様表番号：追第4次表へ2-1                      設計番号：[4.2-B1]<sup>(注2)</sup></p>	<p>（注2）当該領域内には1つの単一ユニットのみを配置する設計については、設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、建物（第2加工棟）の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。</p>
火災等による損傷の防止	<p>[4.3-F1]                      設備本体は不燃性材料である鋼製としている。                      材料を別表へ9-1-2に示す。</p>	<p>消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。</p>	<p>{1002}第2加工棟<sup>(注3)</sup>                      仕様表番号：追第4次表へ2-1                      設計番号：[11.1-F1]、[11.1-F2]</p>	<p>（注3）建物の付属設備として消火設備、火災感知設備に係る設計を含む。</p>



添2表参1-21-1 ペレット保管ラックB型No.1<sup>(注1)</sup>の技術基準に基づく仕様の管理状況

注1: ペレット保管ラックB型No.1の仕様は第1次申請の表へ9-1に記載している。第1次申請は原規規発第1910082号(令和元年10月8日付け)にて認可済み。

技術基準に基づく仕様の項目	先行申請の仕様表の内容 ([第1次申請]表へ9-1の内容)	次回表内容 ([第1次申請]別表へ9-1-3の内容)	適合性を確認するための施設	備考
安全機能を有する施設の地盤	—	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-B1]	
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-B2]、[8.1-B6]、[8.1-B3]、[8.1-B4]、[8.1-B5]、[8.2-B2]	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[9.1-B1]	
遮蔽	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計としている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。	最大貯蔵能力に見合うウラン(再生濃縮ウランを含む。)が存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1 mSvより十分に低減するような設計としている。 放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[22.1-B1]、[22.2-B1]	
換気設備	—	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注4)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[23.1-B1]	(注4)換気に係る設計は、建物と気体廃棄設備の間で設計を取り合う。
核燃料物質等による汚染の防止	—	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	{1002} 第2加工棟 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[21.1-B1]	
警報設備等	—	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注5)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1] <sup>(注7)</sup>	(注5)建物の付属設備として警報設備に係る設計を含む。
安全避難通路等	—	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注6)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F1]、[13.1-F2]	(注6)建物の付属設備として安全避難通路等に係る設計を含む。
放射線管理施設	—	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	放射線管理施設 ({7001} ハンドフットクロスモニタ、{7004} エアスニファ (管理区域内)、{7006} ダストモニタ (換気用モニタ)、{7011} 放射線監視盤 (ダストモニタ)、{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7012} 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ)) <sup>(注7)</sup> 仕様表番号：表チ-設-2-1、表チ-設-4-1、表チ-設-6-1、表チ-設-6-3、表チ-設-8-1、表チ-設-8-2 設計番号：[19.1-F1]	(注7)放射線管理施設は建物とは独立した設備・機器に係る設計として整理する。
非常用電源設備	—	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注8)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F2]	(注8)非常用電源設備に係る設計は、建物と非常用電源設備の間で設計を取り合う。
通信連絡設備	—	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	{1002} 第2加工棟 <sup>(注9)</sup> 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]、[25.2-F1]	(注9)建物の付属設備として通信連絡設備に係る設計を含む。